

**西南学院大学法科大学院
2017(平成29)年度講義要綱**

2017（平成29）年度講義要綱

養成する人材、4つの要素等について	5
法科大学院 2017(平成29)年度 学年暦カレンダー	6

< I. 法律基本科目群 >

1. 行政法入門	7
2. 民事手続法入門	9
3. 刑事手続法入門	11
4. 統治の基本構造	13
5. 基本的人権の基礎	18
6. 憲法訴訟論	25
7. 法と行政活動	28
8. 行政救済法	34
9. 公法演習 I	39
10. 公法演習 II	42
11. 民法 I (総則・物権法)	45
12. 民法 II (債権法総論)	52
13. 民法 III (担保物権法)	55
14. 民法 IV (債権法各論)	60
15. 民法 V (家族法)	65
16. 商法 I	67
17. 商法 II	69
18. 民事手続法	71
19. 民法基礎演習	74
20. 民法演習 I	77
21. 民法演習 II	79
22. 民法演習 III	83
23. 商法演習	87
24. 民事手続法演習	89
25. 民事法総合演習 I	92
26. 民事法総合演習 II	95
27. 民事法事例演習	98
30. 刑事手続法	100
32. 刑事法総合演習 I	106
33. 刑事法総合演習 II	109

<Ⅱ. 法律実務基礎科目群>

34. 法の理論と実務	112
35. 事訴訟実務の基礎	114
36. 刑事訴訟実務の基礎	117
37. 法曹倫理	120
38. エクスターンシップ(2011年度以前の入学生は『弁護士実務実習』)	123
39. 民事模擬裁判	125
40. 刑事模擬裁判	131
41. 刑事実務演習	134
42. 弁護士実務	136

<Ⅲ. 基礎法学・隣接科目群>

43. 法哲学	140
44. 法社会学	142
46. 外国法(1)	144
47. 外国法(2)	147
48. 法律英語	150
49. 国際社会と法	152
50. 政治学	154
51. 法と経済学	157
52. 行政学	160

<Ⅳ. 展開・先端科目群>

53. キリスト教倫理	168
54. 税法	171
55. 地方自治法	175
57. 土地私法	178
58. 消費者問題	182
59. 金融法	188
60. 知的財産法	190
61. 労働法	194
62. 労働法演習	197
63. 経済法	200
64. 経済法演習	202
65. 執行・保全法	204
66. 倒産法	206
67. 倒産法演習	209
68. 民事手続法特講	213
69. 特別刑法	216

71. 刑事弁護実務	219
72. 高齢者・障害者問題	223
73. 司法福祉論	226
74. 国際私法	230
75. 国際取引法	234
76. 国際紛争解決法	236
77. 国際環境法	239
78. 国際人権法	241
80. 国際経済法	244

養成する人材、4つの要素等について

シラバスの中で、「養成する人材」、「必要な資質」あるいは「4つの要素」として、(1)(2)(3)(4)等の番号が挙げられているものがあります。これは、本学法科大学院が養成する法曹に必要な資質として特に重視している4つの要素を示しています。以下、その内容を掲げておきますので、シラバスを読む際に必要に応じて参照してください。なお、各要素の具体的な内容については、学生便覧（2017年度）の5頁以下に説明があります。

西南学院大学法科大学院は、法曹に必要な資質として、特に次の4つの要素を重視します。

- 1 他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち、法の専門家として、高い倫理観・正義感を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持っていること。
- 2 社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断(法的分析と推論)を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること。
- 3 前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる適切な紛争解決をはかる能力を備えていること。
- 4 社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、柔軟に対応できるだけの応用力や創造力を備えていること、特に今後重要性を増すと思われる国際的な法律問題に対処できる基礎的素養を備えていること。

法科大学院 2017(平成29)年度 学年暦カレンダー

年	日	月	火	水	木	金	土	日	週	備考
2017年	1						1		4	3日 入学式 4日 前期授業開始 17日 履修変更手続締切
	2	3	4	5	6	7	8		5	
	9	10	11	12	13	14	15		6	
	16	17	18	19	20	21	22		7	
4月	23	24	25	26	27	28	29		8	
	30								9	29日 昭和の日
									10	
									11	
5月	1	2	3	4	5	6	7		12	
	8	9	10	11	12	13	14		13	15日 学院創立記念式典(全学休講) 16日 月曜日の振替授業
	15	16	17	18	19	20	21		14	5月30日～ 6月1日 春季キリスト教フォーカスウィーク 31日 C.K.ドージャー先生記念日
	22	23	24	25	26	27	28		15	
6月	29	30	31						16	3日 憲法記念日 4日 みどりの日 5日 こどもの日
									17	
									18	
									19	
7月	1	2	3	4	5	6	7		20	
	8	9	10	11	12	13	14		21	24日 前期授業終了 7月25日～ 8月8日 前期試験(11日)
	15	16	17	18	19	20	21		22	
	22	23	24	25	26	27	28		23	17日 海の日
8月	29	30	31						24	
									25	9日 夏季休暇開始 17～31日 集中講義期間(最長9月上旬まで) 26～27日 入学者選抜試験(8月試験) [予定]
									26	
									27	11日 山の日
9月	1	2	3	4	5	6	7		28	
	8	9	10	11	12	13	14		29	8日 合格発表(8月試験)[予定] 14日 夏季休暇終了 15日 後期授業開始 27日 前期学位記授与式
	15	16	17	18	19	20	21		30	
	22	23	24	25	26	27	28		31	18日 敬老の日 23日 秋分の日
10月	29	30	31						1	
									2	
									3	
									4	
11月	1	2	3	4	5	6	7		5	7日 波多野培根先生記念日 15日 木曜日の振替授業
	8	9	10	11	12	13	14		6	16～19日 大学祭 28～30日 秋季キリスト教フォーカスウィーク
	15	16	17	18	19	20	21		7	
	22	23	24	25	26	27	28		8	3日 文化の日 23日 勤労感謝の日
12月	29	30	31						9	
									10	
									11	
									12	
2018年	1	2	3	4	5	6	7		13	22日 授業終了 25日 キリスト降誕祭(全学休講) 26日 冬季休暇開始
	8	9	10	11	12	13	14		14	
	15	16	17	18	19	20	21		15	
	22	23	24	25	26	27	28		16	23日 天皇誕生日
1月	29	30	31						17	
									18	
									19	
									20	
2月	1	2	3	4	5	6	7		21	5日 冬季休暇終了 9日 授業再開 12日 大学入試センター試験準備(全学休講) 13～14日 大学入試センター試験 23日 後期授業終了 1月24日～ 2月2日 後期試験(8日間)
	8	9	10	11	12	13	14		22	1日 元日 8日 成人の日
	15	16	17	18	19	20	21		23	
	22	23	24	25	26	27	28		24	1月24日～ 2月2日 後期試験(8日間) 5～9日 大学入試(予定) 11～12日 入学者選抜試験(2月試験) [予定]
3月	29	30	31						25	
									26	
									27	
									28	11日 建国記念の日 12日 振替休日
4月	1	2	3	4	5	6	7		29	
	8	9	10	11	12	13	14		30	20日 学位記授与式
	15	16	17	18	19	20	21		31	
	22	23	24	25	26	27	28		1	21日 春分の日

1. 行政法入門

授業科目名 (カナ)	行政法入門 (ギョウセイホウニュウモン)
担当教員名 (カナ)	石森 久広 (イシモリ ヒサヒロ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	木3
講義の概要	行政法を初めて学ぶ人を念頭に授業内容を設定する。2年次「法と行政活動」「行政救済法」は、判例の理解に重点をおいて授業を進める予定なので、それらの受講の前提となる行政法の基礎的理解につきまだ準備のできていない人に向け、行政法全領域をひと通り概観することとする。テキストは相談のうえ特定するが、基本的にはレジユメを中心に進める。行政判例百選Ⅰ、Ⅱ所収の主要判例は履修中に概観したい。
到達目標	行政法を初めて履修する学生を念頭に、行政法的全領域にわたり基本事項の理解を徹底させる。「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」としては「立憲主義の下で行政作用を構成する法の仕組みを正確に理解すること」についての能力涵養に重点をおき、本法科大学院の「養成する人材」①及び②に寄与することとなる。その際、可能な限り事例に即した理解を求め、知識の定着と全体像の把握を図る。教員側からの指名に基づく発言と学生側の挙手による発言を組合せ、説明できる能力涵養のための素地を作る。
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「行政法の基礎」 「法律による行政の原理」 2. 「行政法の法源」 「行政上の法律関係」 3. 「行政組織法」 4. 「行政行為 (1)」 5. 「行政行為 (2)」 6. 「行政裁量」 7. 「行政立法・行政準則」 8. 「行政契約, 行政指導, 行政計画」 9. 「行政調査」 「行政上の義務履行確保」 「行政罰」 10. 「行政手続」 「情報公開・個人情報保護」 11. 「行政事件訴訟法概観」 「取消訴訟 (1)」 12. 「取消訴訟 (2)」 13. 「その他の抗告訴訟」 「仮の救済」 14. 「国家賠償法」

	15. 「損失補償」「行政上の不服申立て」
成績評価の方法	定期試験，レポート，平常点を総合して評価する。
成績評価の基準	<p>定期試験…70点（形式は，短答式又は語句記入式，説明を求めるもの，を予定。），平常点…15点（質疑応答等の所作を通じ，目標到達への姿勢を15点で評価。欠席等の減点基準は，公欠相当の欠席は減点なし，それ以外の欠席は1点減点，事前の届出なしの欠席は2点減点，10分程度以上の遅刻・途中退室はその都度0.5点減点，とする。），レポート15点（中間期に事例を素材としたレポートを課す予定），以上合計100点で評価する。</p> <p>*授業の出席が3分の2に満たない場合は期末試験の受験を認めない。</p> <p>*再試験は，希望があれば実施する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>授業では，「1年次としてこれだけは」という部分を画して説明するが，予習としては，当該回に対応するテキスト該当箇所すべてにひと通り必ず目を通してこること。レジュメは用意し，それに沿った授業とするが，授業後，当該回に対応するテキスト該当箇所すべてにつき不明箇所がないようにすること。</p>
教科書・参考文献	<p>【共通の参考書】</p> <p>★行政判例百選Ⅰ・Ⅱ（第6版，2012年）（2017年秋に改訂される予定）</p> <p>【基本書】（開講時の最新版）</p> <p>良書はいろいろありますが，さしあたり，</p> <p>★櫻井敬子＝橋本博之『行政法〔第5版〕』（弘文堂，2016年）</p> <p>★芝池義一『行政法読本〔第4版〕』（有斐閣，2016年）</p> <p>★中原茂樹『基本行政法〔第2版〕』（日本評論社，2015年）</p> <p>★曾和俊文＝山田洋＝亘理格『現代行政法入門〔第3版〕』（有斐閣，2015年）</p> <p>★稲葉馨＝人見剛＝村上裕章＝前田雅子『行政法〔第3版〕』（有斐閣，2015年）</p> <p>★宇賀克也『行政法』（有斐閣，2012年）</p> <p>などを薦めます。 *図書館や書店で上記のものを手に取ってみてください。</p>
履修条件	特になし

2. 民事手続法入門

授業科目名 (カナ)	民事手続法入門 (ミンジテツヅキホウニュウモン)
担当教員名 (カナ)	濱崎 録 (ハマサキ フミ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火1
講義の概要	民事訴訟の第一審手続を中心として、民事訴訟手続の概略を理解することを目的とする。2年次開講の「民事手続法」のいわば助走として、予め基礎知識や基本的な考え方を中心に講義を行う。
到達目標	2年次開講の「民事手続法」を受講するために必要な民事訴訟法の基礎的な知識の修得を目標とする。
各回の授業内容	<p>第1回 民事訴訟の世界 民事訴訟の基本的な流れ、民事訴訟の目的および民事訴訟の基本原則</p> <p>第2回 民事訴訟の開始〈その1〉 訴え、訴えの種類、訴訟物、訴えの利益</p> <p>第3回 民事訴訟の開始〈その2〉 訴え提起の効果、処分権主義①（訴訟物に関する処分権主義） 二重起訴の禁止、一部請求後の残部請求に関する基礎的知識</p> <p>第4回 裁判所 管轄概念、管轄の種類、移送、裁判官の除斥・忌避・回避</p> <p>第5回・第6回 当事者 当事者概念、当事者能力、訴訟能力、訴訟上の代理人 当事者適格、当事者適格の判断基準、訴訟担当 第2回において触れた訴訟物と当事者適格の関係について整理</p> <p>第7回・第8回 審理 口頭弁論の意義、口頭弁論で採用される諸原則、弁論主義の内容と適用範囲</p> <p>第9回 小テスト・証拠 第1回～第8回の内容について小テストを行う。後半は通常の授業を行い、証拠方法、証拠調べの種類、文書提出命令、自由心証主義について解説する</p> <p>第10回 証明 証明責任概念、証明責任の分配、証明度、証明責任判決回避のための概念</p> <p>第11回～第13回 訴訟の終了 処分権主義②（判決によらない訴訟の終了）、裁判の種類、判決の種類</p>

	<p>判決の確定と確定判決の効力、既判力の作用、既判力の範囲①（時的限界） 既判力の範囲②（客観的範囲）、既判力の範囲③（主観的範囲）</p> <p>第14回 上訴 上訴制度概観 上訴の利益、控訴審・上告審の裁判</p> <p>第15回 複雑訴訟 複雑訴訟概観 複数請求訴訟と多数当事者訴訟</p>
成績評価の方法	小テスト（30点）、平常点（10点）および期末試験（60点）による。
成績評価の基準	平常点は、講義中の質問への応答を通じて評価する。試験における採点の基準は、基礎的概念を理解できているか、手続のどの段階における問題であるかを理解できているか、重要な問題について議論状況を理解できているかを中心とする。なお、授業への出席が3分の2を下回った場合、期末試験の受験資格を失う。（欠席は1回ごとに平常点から3点を減じる。）
準備・事後学習についての具体的な指示	予め指定する教科書の該当部分を予習すること。Web上に掲載するレジュメに目を通して講義に臨むこと。講義中に触れた判例について目を通すこと。
教科書・参考文献	<p>教科書は以下の2冊のいずれかを購入すること。勉強方法には、より簡単なテキストから徐々にステップアップしていく方法と、1冊のテキストを何度も繰り返し読むことで理解を深める方法がある。2年次の民事訴訟法では②を教科書とするが、民事訴訟初学者や体系的に学んだことがないという受講者は、まずは①の教科書を使用するのでもよい。自分の理解度に合わせて各自選ぶこと。</p> <p>①山本弘ほか『民事訴訟法(第2版)』（有斐閣、2013年） ②三木浩一ほか『リーガルクエスト民事訴訟法(第2版)』（有斐閣、2015年）</p> <p>おもな参考文献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選(第5版)』（有斐閣、2015年） ・高橋宏志『重点講義民事訴訟法(上・下)第2版補訂版』（有斐閣、2014年） <p>このほかの参考文献については、初回に解説する。</p>
履修条件	民事訴訟法を十分に学んだことがない者は、本講義を受講することが望ましい。

3. 刑事手続法入門

授業科目名 (カナ)	刑事手続法入門 (ケイジジテツヅキホウニュウモン)
担当教員名 (カナ)	小野寺 雅之 (オノデラ マサユキ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	月3
講義の概要	<p>教科書として『入門刑事手続法[第5版]』（三井誠・酒巻匡著，有斐閣）を使用し，教科書を通読しながら，基本的な判例の検討や，補充資料に基づく説明及び実務上の取り扱い例を紹介することなどにより，刑事手続法の全体像を紹介する。</p> <p>そして，教科書を読んだだけでは理解しにくい内容については，参考資料を踏まえながら口頭で分かりやすく説明する。</p> <p>さらに，抽象的・観念的な議論にとどまることなく，実際の刑事手続の流れを前提として，具体的に法曹三者のそれぞれの立場に立ったことを想定した視点から，問題点の所在を把握し，それに対してどのような対処が相当かといった実務的観点からの思考を提示する。</p>
到達目標	<p>勉強の開始が遅れがちとなる刑事手続法という法分野に対して，とりあえず一歩踏み出す機会を設け，刑事手続法の教科書を最初から最後まで読み通すということを実現して，1年次の段階で刑事手続法の基本的な知識・理解を修得させ，苦手意識を払拭させることを目標とする。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. オリエンテーション 2. CHAPTER 1 起訴前 (捜査) 手続その1 3. CHAPTER 1 起訴前 (捜査) 手続その2 4. CHAPTER 1 起訴前 (捜査) 手続その3 5. CHAPTER 1 起訴前 (捜査) 手続その4 6. CHAPTER 1 起訴前 (捜査) 手続その5 7. CHAPTER 2 公訴提起その1 8. CHAPTER 2 公訴提起その2 9. CHAPTER 3 公判手続その1 10. CHAPTER 3 公判手続その2 11. CHAPTER 4 証拠法その1 12. CHAPTER 4 証拠法その2 13. CHAPTER 4 証拠法その3

	14. CHAPTER 5 公判の裁判 15. CHAPTER 6 上訴・CHAPTER 7 確定後救済手続・CHAPTER 8 特別手続
成績評価の方法	レポートの提出を2回求め、それぞれ50点満点で採点し、それらの合計点で評価する。 事前・事後の連絡なく3回を超えて欠席した場合は単位認定しない。
成績評価の基準	レポートの課題を提示する際に明示する。
準備・事後学習についての具体的な指示	予めテキストを読んでおくことが望ましい。
教科書・参考文献	入門刑事手続法[第6版] 三井誠・酒巻匡著 刑事訴訟法 [第六版] 田口守一著 刑事訴訟法判例百選 [第九版]
履修条件	特になし。

4. 統治の基本構造

授業科目名 (カナ)	統治の基本構造 (トウチノキホンコウゾウ)
担当教員名 (カナ)	横田 守弘 (ヨコタ モリヒロ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	月4
講義の概要	<p>憲法を勉強する際には、総論、統治機構、基本的人権の3つの分野を扱うことになる。この科目においては、憲法総論（憲法史、国民主権・民主制と天皇、憲法保障と憲法改正、平和主義など）、統治機構（権力分立の原理、国会の地位・権限・組織、内閣の地位・権限・組織、裁判所の地位・権限・組織、財政統制、地方自治）、そして基本的人権のなかで裁判所の権限行使に関わるもの（裁判を受ける権利、国家賠償請求権、刑事手続における人権など）を扱う。統治機構の分野に分類される司法権の意義と限界、憲法訴訟（違憲審査の主体・対象、憲法判断の回避、違憲主張の適格、合憲限定解釈、法令違憲と適用違憲、違憲判決の効力など）については、「憲法訴訟論」という科目において詳しく扱う。</p> <p>この科目のなかで扱ういくつかの項目は、基本的人権をめぐる紛争において憲法を用いた主張を展開する際に用いられる法理に関わっている。法律の留保、委任立法、法律と条例、刑罰法規の明確性などがそれである。したがって、「統治の基本構造」の学習が後期「基本的人権の基礎」において基本的人権に関する種々の事例を学習する際の準備になるということに留意しておいてほしい。</p>
到達目標	<p>この科目の目標の1つは、基本的人権を保障するために政府（国家権力）の行動に枠をはめるという立憲主義（「法の支配」）の考え方を理解するとともに、民主主義に基づく国会・内閣の行動原理・組織と自由主義に基づく裁判所（「法の支配」の担い手）の行動原理・組織との違いを理解することにある。これらについての正確な理解と知識を得ることは、1年次後期以降の公法系科目の学習の基礎をなすことになる。この目標は、本学法科大学院の「養成する人材」の4つの要素（①～④）のすべてにかかわるものである。</p> <p>もう1つの目標は、「違憲か合憲か」を論ずるとはどのような作業なのか、その作業における法的三段論法の重要性を理解すること、そして、この科目において扱う事項を素材として実際に三段論法を用いた文章を作成できるようになることである。法科大学院修了生には、憲法にかかわる問題が争点となる訴訟において、訴訟代理人、弁護士、検察官、裁判官のそれぞれの立場から、憲法</p>

	<p>を用いて的確な法的主張, 判断をする能力, それを文章にして表現する能力が求められる。これを目指す過程の第一段階をなすのが「統治の基本構造」である。この目標は, 本学法科大学院の「養成する人材」4つの要素のうち, とくに②と③の出発点となるものである。</p>
<p>各回の授業内容</p>	<p>1. 立憲主義とその歴史 立憲主義, とくに近代立憲主義とはどのようなものなのかを確認し, 近代から現代に至る立憲主義の歴史について, 世界と日本に分けて説明する。また, 憲法という言葉の意味, 最高法規性など憲法の性質にもふれる。</p> <p>2. 法の支配・権力分立と民主制(1) <国民主権と民主制> 前回の内容をふまえて, 日本国憲法における「法の支配」と権力分立の意義について確認する。ついで, 日本国憲法における国民主権の法的意義について確認するとともに, 直接民主制と間接民主制を対比しながら, 日本国憲法において国会議員が全国民を代表するものであるとされていることの意義について検討する。</p> <p>3. 法の支配・権力分立と民主制(2) <政党と選挙制度> 政党は憲法上どのように位置づけられるか確認するとともに, 政党に関する重要な法律にふれ, あわせて選挙制度のあり方について検討する。</p> <p>4. 国会(1) <国会の地位と権能(1)> 憲法41条にいう「国権の最高機関」「唯一の立法機関」の意味について確認する。とくに後者について, 「立法」という言葉, 国会単独立法の原則, 国会中心立法の原則を中心にして検討する。国会の権限である立法権との関係で, 法律の留保と委任立法についてもふれる。最後に条約承認権について扱う。</p> <p>5. 国会(2) <国会の地位と権能(2) / 国会の活動と組織> 前半は, 予算をめぐる諸問題を中心に, 国会の財政統制権について確認する。後半は, 国会の活動方法として会期制などについてふれた後, 国会の組織として二院制の意義について検討する。</p> <p>6. 国会(3) <議院と国会議員> 議院の権能とされる議院自律権と国政調査権について検討する。また, 国会議員の地位について, 不逮捕特権と免責特権を中心に検討する。免責特権の検討の際には, 代表制に関する議論との関連に留意する。</p> <p>7. 内閣(1) <議院内閣制 / 内閣の地位と権限></p>

議院内閣制とはどのような仕組みなのか、「議院内閣制の本質」をめぐる議論とあわせて確認する。次に、内閣の組織と権限を確認し、内閣と「行政各部」との関係や独立行政委員会の存在も視野に入れながら、統治機構における内閣の地位について理解を深める。衆議院解散決定権の所在に関する議論についても検討する。

8. 内閣(2) <天皇> / 地方自治(1)

前半は、天皇の地位と国事行為などにふれながら、これに関連してとくに内閣の地位を確認する。後半は、「地方自治の本旨」（憲法92条）の意味と自治権の根拠について説明し、次に、日本国憲法及び地方自治法が定める具体的な地方自治のあり方のうち、とくに住民自治の側面に重点をおいて考察する。

9. 地方自治(2)

地方自治の具体的なあり方のうち、とくに団体自治の側面に重点をおいて考察する。法律と条例の関係について、憲法31条、84条、94条がとりあげられる。最後に、憲法上の地方公共団体の意味について検討する。

10. 裁判所(1) <司法権の意義と帰属/裁判を受ける権利/国家賠償請求権>
憲法76条1項の「司法権」、裁判所法3条の「法律上の争訟」の通説的理解を確認し、司法権が裁判所に帰属するとされていることの意義、司法権の範囲について検討する。これらと関連させて、裁判を受ける権利と国家賠償請求権の内容を確認する。どちらの権利も、国民が裁判所に権利救済を求めるルートにかかわっている。

11. 裁判所(2) <司法権の独立/裁判所の組織>

まず、国会・内閣と対比させて、「司法権の独立」の意義と裁判官の地位などについて扱う。また、裁判所の組織や構成について、陪審制や裁判員制度なども含めて検討するとともに、裁判所の規則制定権にもふれる。

12. 裁判所(3) <刑事手続における人権/刑事補償請求権>

憲法31条、同33条ないし39条の権利は裁判所の役割とも関連がある。この回は、これらの条文による権利保障の内容を確認しておく。とくに、刑事訴訟や捜査において手続が守られなければいけないのはなぜか、行政における手続についてはどのように考えたらよいのかが重要になる。あわせて、憲法40条の刑事補償請求権も検討する

13. 違憲審査

	<p>付随的違憲審査制・抽象的違憲審査制という用語を中心にして、日本国憲法における違憲審査制の性格について確認するとともに、違憲審査のあり方についてさまざまな考え方があふれる。また、これまで最高裁が違憲審査をどのように行ってきたのかについて概観する。</p> <p>14. 平和主義 憲法9条についてどのような解釈があるかを確認し、これと自衛隊、日米安全保障条約との関係について説明する。自衛隊などに関連する法律にも留意する。また、憲法前文の平和的生存権についても概説する。</p> <p>15. 憲法の制定／憲法の変動／憲法の保障 憲法の制定を法的にどのように説明すればよいのか、制定された憲法についての運用や解釈の変更さらには条文の修正にまつわる法的問題点としてどのようなものがあるか、立憲主義憲法が危機に陥ったときに自らを守るためにどのような手だてがあるのか、以上を検討する。</p>
成績評価の方法	<p>開講期間中に行う小テスト2回（各20点、計40点。短答式問題と説明を求める問題によって構成される。）と期末試験（60点。そのうち20点分は2回の小テストと同じ形式。40点分は論述式による。）によって評価する。この科目の再試験は実施しない。</p> <p>正当な理由なく授業を欠席した場合（事前事後の連絡なき欠席は「正当な理由のない欠席」とみなす）は、1回につき1点減点する。正当な理由のない遅刻（事前事後の連絡なき遅刻は「正当な理由のない遅刻」とみなす）が複数回に及んだ場合は、その程度と回数に応じて減点する。正当な理由なく6回以上授業を欠席した場合は、期末試験の受験を認めない。2回の小テストには西南学院大学大学院法務研究科試験規則が準用される。</p>
成績評価の基準	<p>短答式問題と説明問題はおおむね正確な知識と理解の有無を問うものであり、論述式問題は正確な知識・理解とともに、三段論法を用いることができるかを試すものと考えてよい。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>講義内容のアウトラインを示すプリントを事前にTKC教育支援システムを通じて配付するので、教科書類の該当箇所と指示された判例等をよく読んで予習をして来ること。授業においてプリント掲載事項のすべてを扱うことはできないので、授業において扱うことのできなかった項目については、各自で学習してほしい。</p> <p>復習のためにTKC教育支援システムのWeb演習システムを活用してほしい。具体的なことは第1回の授業において指示する。</p> <p>この授業の目標の1つである文書作成能力については、前期の授業期間中に文書作成を求める練習問題の提示を予定しているので、積極的に活用してほしい。</p>

	<p>初めて法学・憲法を学習する学生の皆さんにとっては、一つ一つの用語や言葉遣いが「未知との遭遇」となる。あらかじめ指定する資料や基本的な文献、判例をきちんと読んで予習をして講義に臨むこと、自分でノートやメモを作成して整理するという作業が重要であることはいうまでもないが、講義内容等についてはもちろんのこと、初歩的と思われる事柄についても、積極的に担当教員に尋ねることが大切である。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>教科書（授業においてベースとして用いるもの）：①芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法第6版』（岩波書店，2015），②戸松秀典＝初宿正典『憲法判例 第7版』（有斐閣，2014） なお，①を補充するものとして，安西文雄＝宍戸常寿＝巻美矢紀『憲法学読本 第2版』（有斐閣，2014）をあげておく。</p> <p>参考書：とくに，佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂，2011），高橋和之『立憲主義と日本国憲法第3版』（有斐閣，2013），渋谷秀樹＝赤坂正浩『憲法1人権 第6版』・『憲法2統治 第6版』（有斐閣，2016），高橋和之他編『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第六版〕』（有斐閣，2013）。</p> <p>教科書及び参考書（上記のもの以外を含む）についてのコメントを記したプリントを授業開始時に配布する。</p>
<p>履修条件</p>	<p>特になし。</p>

5. 基本的人権の基礎

授業科目名 (カナ)	基本的人権の基礎 (キホンテキジンケンノキソ)
担当教員名 (カナ)	横田 守弘 (ヨコタ モリヒロ)
履修年次	1年次
単位	4単位
授業時間 (後期)	月2・木5
講義の概要	<p>この科目においては、憲法の基本的人権の分野を扱う。ただし、裁判を受ける権利、国家賠償請求権、刑事手続における人権など、前期「統治の基本構造」において扱ったものは除かれる。</p> <p>この科目においては、下記の目標を達成するために、最高裁判例の学習が大きな比重を占める。すなわち、どのような事案についてどのような憲法上の争点が設定されたか、その争点について解答するために最高裁判例はどのような論理を展開したか、最高裁判例に対して学説はどのような評価をしているかなどについての学習は、基本的人権についての知識と理解を深めるために、また、人権に関する紛争において一定の解決策を論理的な文章にして提示する能力を身につけるために、不可欠である。</p> <p>30回の授業のおおまかな順序としては、まず精神的自由権、経済的自由権、生存権、選挙権、幸福追求権、平等といった個別の権利規定について扱い、つぎに、外国人・法人・未成年者の人権、特殊な法律関係など、憲法で保障された権利に共通する諸問題について扱う。</p> <p>精神的自由権のなかでは、表現の自由とその制約の合憲性について考察することによって、その他の自由権の問題を考える際に基礎となる力を養うことができる。そこで、予備的考察を扱う第1回に続いて、第2回から第7回において表現の自由を扱う。</p> <p>下記の到達目標のうちの文章作成能力を養うための時間も、意識的に盛り込んでいる。</p>
到達目標	<p>この科目の目標の1つは、前期「統治の基本構造」と同様に、日本国憲法の立憲主義の仕組みを正確に理解することである。日本国憲法において保障された種々の人権はなぜ憲法において保障されるに至ったのか、それぞれの人権が保障されることによって国民はどのような主張をすることができるのか、そして政府（国家権力）はどのようなルールに服することになるのか、これらに関して基本的な学説や最高裁判例はどのような見解をとっているのか、以上について正確な知識と理解をすることが求められる。この目標は、本学法科大学院の</p>

	<p>「養成する人材」の4つの要素（①～④）のすべてにかかわるものである。もう1つの目標は、基本的人権に関する様々な紛争事例を念頭におきながら、人権制約の合憲性を論ずる際の基本的な着眼点を踏まえて、人権制約を違憲と主張する構成を考え、それを論理的な文章として表現できるようになることである。この目標は、本学法科大学院の「養成する人材」の4要素のうち、とくに②と③を獲得するための第二段階である。</p>
各回の授業内容	<p>（授業の進度や日程調整等の関係で、若干の順序の入れ替えがありうる。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「基本的人権の基礎」開講にあたっての予備的説明(1) 日本国憲法において保障されている権利の分類にふれたうえで、主に人権と「公共の福祉」をめぐる議論を検討しながら、権利の制約の合憲性についてどのような手順で論じるかについてのこれまでの議論を振り返る。 2. 「基本的人権の基礎」開講にあたっての予備的説明(2)／表現の自由(1) 前半は、自由権の制約の合憲性を論ずる手順について、第1回の授業内容をふまえて確認する。後半は表現の自由の保障内容を確認し、表現の自由の制約が合憲か否か判断する際の手法として提唱されてきたものを概観する。 3. 表現の自由(2) 表現内容規制と表現内容中立規制を扱う。最高裁判例としては、刑法175条の合憲性に関する諸事件、破防法事件、大阪市屋外広告物条例事件、公職選挙法違反事件、立川テント村事件などを取り上げる。 4. 表現の自由(3)＝人権制約を違憲とする主張の構成(1) 前回までの学習内容を踏まえて、表現内容規制の事例についてその合憲性をどのような文章にして論じたらよいか検討し、各自で文章を作成してみる。 5. 表現の自由(4) 検閲と事前抑制の問題について扱うとともに、名誉権保護と表現の自由との調整の事例も取り上げる。最高裁判例としては、税関検査事件、北方ジャーナル事件、夕刊和歌山時事事件、月刊ペン事件などを取り上げる。 6. 表現の自由(5) 「知る自由」にまつわる問題をあつかう。最高裁判例としては、岐阜県青少年保護条例事件、よど号新聞記事墨塗り事件、法廷メモ訴訟などを扱う。 7. 表現の自由(6)＝人権制約を違憲とする主張の構成(2) 第4回の授業において作成した文章を素材にして、表現の自由の制約の合憲性を論ずる手順と文章について、検討する。

8. 表現の自由(7)

マス・メディアにかかわる諸問題，具体的には，取材の自由，放送の自由，アクセス権等について扱う。最高裁判例としては，西山記者事件，博多駅事件，NHK記者証言拒否事件，サンケイ新聞事件などを取り上げる。

9. 思想・良心の自由／信教の自由

前半は思想・良心の自由の保障内容と制約事例について，後半は，信教の自由の保障内容と制約事例について扱う。とくに公立学校入学式・卒業式における国歌斉唱拒否事件，オウム真理教解散請求事件などを素材にする。

10. 政教分離／学問の自由と大学の自治

前半は，政教分離について，津地鎮祭訴訟，愛媛玉串料訴訟，砂川政教分離訴訟などを素材にして検討する。後半は学問の自由の3つの内容と大学の自治を扱う。

11. 集会の自由

集会の自由の保障内容とその制約事例について，表現の自由との相違点に留意しながら検討する。最高裁判例としては，新潟県公安条例事件，泉佐野市市民会館事件，広島市暴走族追放条例事件などをとりあげる。

12. 結社の自由／労働基本権

前半は，結社の自由の保障内容とその制約事例について検討する。後半は，労働基本権の保障内容を確認するとともに，公務員の労働基本権に関する事例を検討する。全通東京中央郵便局事件，都教組事件，全農林警職法事件，全通名古屋中央郵便局事件などを取り上げる。

13. 居住・移転・外国移住の自由／職業の自由

憲法22条において保障された自由を扱う。とくに職業の自由の制約の合憲性判断のあり方を検討する。最高裁判例としては，小売市場事件，薬事法事件，酒類販売免許制事件などをとりあげる。

14. 財産権と損失補償

前半は，財産権の保障内容と制約事例について，森林法事件，証券取引法事件などを例にして検討する。後半は損失補償の概要について，奈良県ため池条例事件，河川附近地制限令事件などを素材にして検討する。

15. 第1回小テスト／これまでの授業の補足

16. 生存権

自由権と異なる生存権の法的性格, 生存権にまつわる事件における憲法の用い方を考える。最高裁判例としては, 朝日訴訟, 堀木訴訟を取り上げる。

17. 参政権

主に, 選挙権・被選挙権の保障内容と性質, 選挙権保障と投票機会の保障について検討する。最高裁判例としては, 在外国民選挙権訴訟などを扱う。

18. 人権制約を違憲とする主張の構成(3)

ここまでの授業において扱った権利の制約事例である練習問題を素材にして, どのように主張を構成したらよいか考える。

19. 幸福追求権(1)

幸福追求権の法的性質, 人権体系上の位置, 保障内容などについて扱う。後半は, 幸福追求権から導かれる権利のなかから, 人格権とプライバシーの権利について検討する。最高裁判例として, 夫婦同氏制に関する最高裁判決, 京都府学連事件, 指紋押捺拒否事件などを扱う。

20. 幸福追求権(2)／法の下での平等(1)

前半は, 引き続きプライバシーの権利について扱うとともに, 自己決定権を取り上げる。憲法24条についてもここで取り上げる。最高裁判例としては, 夫婦同氏制に関する最高裁判決, 住基ネット事件などを取り上げる。後半は, 「法の下での平等」の意味, 平等観の変遷とともに, 平等原則違反か否かを判断する基本的な枠組みにふれる

21. 法の下での平等(2)

引き続き平等原則違反か否かを判断する基本的な枠組みにふれるとともに, 平等原則違反が問題となった事例のうち, 家族や性に関するものを扱う。尊属殺に関する事件, 非嫡出子の法定相続分をめぐる事件, 再婚禁止期間をめぐる事件, 夫婦同氏をめぐる事件などが検討される。

22. 法の下での平等(3)

平等原則違反が問題となった事例のうち, 租税立法, 生存権, 選挙権に関するものを扱う。堀木訴訟, 衆議院議員選挙・参議院議員選挙の「一票の格差」を扱う諸事例などを取り上げる。

23. 外国人の人権(1)

まず、国籍法の基本的仕組みとともに、最高裁の国籍法違憲判決について検討する。次に、外国人の人権が主張される事例のうち、出入国の自由、選挙権・公務就任権にかかわる事例を扱う。東京都管理職選考受験拒否事件などが扱われる。

24. 外国人の人権(2)／未成年者の人権

前半は、外国人の人権が主張される事例のうち、マクリーン事件、塩見訴訟など自由権や社会権にかかわる事例を扱う。後半は、未成年者の人権制約の合憲性をどのように判断したらよいかを考え、あわせてパターンリズムについて確認する。

25. 第2回小テスト／これまでの授業の補足

26. 人権制約を違憲とする主張の構成(4)

ここまでの授業において扱った権利の制約事例である練習問題を素材にして、どのように主張を構成したらよいか考える。

27. 教育と人権

教育を受ける権利の保障内容を確認するとともに、学校教育の位置付けとそれをめぐるさまざまな主体の権利・権限について検討する。最高裁判例としては、旭川学力テスト事件などを取り上げる。

28. 法人と人権／特殊な法律関係(1)

前半は、法人の人権享有主体性及び団体とその構成員の人権の問題を扱う。後半は、特殊な法律関係(かつての「特別権力関係」)のうち、とくに公務員について扱う。最高裁判例としては、八幡製鉄政治献金事件、南九州税理士会事件、猿払事件、などを取り上げる。

29. 特殊な法律関係(1)／人権の私人間効力(1)

前半は、特殊な法律関係のうち、公務員に関して社会保険庁職員事件を扱い、また、よど号新聞記事墨塗り事件などを素材にして、刑事収容施設被収容者の事例を扱う。後半は、人権の私人間効力ということの意味について、学説などを確認する。

30. 人権の私人間効力(2)

人権の私人間効力に関する諸事例を検討する。具体的には、三菱樹脂事件、昭和女子大事件、殉職自衛官合祀拒否訴訟などを取り上げる。

	<p>< 奴隷的拘束及び苦役からの自由（憲法18条），天皇・皇族の人権，国民の義務については授業及びプリントにおいて扱うことができないので，各自で学習をすること。 ></p>
成績評価の方法	<p>開講期間中に行う小テスト2回（各20点，計40点。短答式問題と説明を求める問題によって構成される。）と期末試験（60点。そのうち，20点分は2回の小テストと同じ形式，40点分は論述式である。）によって評価する。正当な理由なく授業を欠席した場合（事前事後の連絡なき欠席は「正当な理由のない欠席」とみなす）は，1回につき1点減点する。正当な理由のない遅刻（事前事後の連絡なき遅刻は「正当な理由のない遅刻」とみなす）が複数回に及んだ場合は，その程度と回数に応じて減点する。正当な理由なく11回以上授業を欠席した場合（無届け欠席を含む）は，期末試験の受験を認めない。2回の小テストには西南学院大学大学院法務研究科試験規則が準用される。この科目の再試験は実施しない。</p>
成績評価の基準	<p>短答式問題と説明問題はおおむね正確な知識と理解の有無を問うものであり，論述式問題は正確な知識・理解の有無とともに，人権制約事例について違憲とする文章を作成できるかを試すものと考えてよい。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>前期と同様，講義内容のアウトラインを示すプリントを事前にTKC教育支援システムを通じて配付するので，教科書類の該当箇所と指示された判例等をよく読んで予習をして来ること。授業においてプリント掲載事項のすべてを扱うことはできないので，授業で扱えなかった項目については各自で自学自習をしてほしい。また，前期に引き続きTKC教育支援システムのWeb演習システムを活用してほしい。</p> <p>前期と異なり，最高裁判例を扱う時間が多くなる。その学習にあたっては，判例の結論だけを覚えて満足するのではなく，どのような事案・訴訟であるのかをふまえて当事者ならどのように考えるかを意識するとともに，判例の論理展開を理解できるように，後掲教科書に掲載されている判例の文章を通読するよう心がけてほしい。</p> <p>この授業の目標の1つである文書作成能力については，後期の授業期間中に練習問題の提示とTAによる指導を予定している。練習問題のうち3回は，「人権制約を違憲とする主張の構成」とする授業4回で扱う。その他にも4回程度練習問題を提示するので，積極的に活用してほしい。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書（授業においてベースとして用いるもの）：①芦部信喜（高橋和之補訂）『憲法第6版』（岩波書店，2015），②戸松秀典＝初宿正典『憲法判例 第7版』（有斐閣，2014） ①を補充するものとして，安西文雄・巻美紀・宍戸常寿『憲法学読本第2版』及び渡辺康行他『憲法I基本権』（日本評論社，2016）をあげておく。</p> <p>参考書：とくに，佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂，2011），高橋和之『立憲主義と日本国憲法第3版』（有斐閣，2014），渋谷秀樹＝赤坂正浩『憲法1</p>

	<p>人権 第6版』・『憲法2統治 第6版』（有斐閣，2016），高橋和之他編『憲法判例百選 I・II [第六版]』（有斐閣，2013）。</p>
履修条件	<p>前期「統治の基本構造」を受講し単位を修得していないと，理解は難しい。</p>

6. 憲法訴訟論

授業科目名 (カナ)	憲法訴訟論 (ケンポウソショウロン)
担当教員名 (カナ)	横田 守弘 (ヨコタ モリヒロ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	木1
講義の概要	この科目においては、憲法の統治機構の分野のうち、「司法権の意義と限界」、 「憲法訴訟」(違憲審査の主体・対象、憲法判断の回避、違憲主張の適格、合 憲限定解釈、法令違憲と適用違憲、違憲判決の効力など)というテーマで語ら れる部分を学修するとともに、ここまでに得られた憲法に関する基本的な知識 と理解を土台にして、基本的人権に関する最高裁判例の事例について分析と検 討を行い、さらに当事者主張のあり方について考える。
到達目標	<p>この科目には3つの目標がある。</p> <p>(a)まず、「司法権の意義と限界」, 「憲法訴訟」について正確な理解と知識 を得ることである。それは裁判所の行動原理と基本的人権保障のあり方に関す る理解を深めることにつながる。この目標は、「統治の基本構造」, 「基本 的人権の基礎」と同じく、本学法科大学院の「養成する人材」の4要素(①~④) のすべてにかかわるものである。</p> <p>(b)次に、最高裁判例の事案、当事者主張、下級審判決、そして最高裁判決を 検討することによって、1つの事案に対する様々な見方、法的主張の在り方を 学び、あわせて最高裁判例の射程を考える能力を身につけることである。要す るに、事案を分析し法的主張を構成していく能力の獲得と言ってよい。「判例 の正確な理解、事実との関係を踏まえた当該判例の射程範囲の確認、判例にお ける問題点を考えさせる学習」の重要性は司法試験においても強調されてきて いるところである。この目標は、本学法科大学院の「養成する人材」の4要 素のうち、とくに②③にかかわるものである。</p> <p>(c)最後に、人権が制約されている事例について、法令の合憲性を問うレベル だけではなく、その適用のレベルも含めて、効果的な当事者主張をする能力の 獲得である。1年次までの学習においては人権制約を違憲と主張する文書作成 を目標としていたが、この科目では合憲とする側の主張も構成できるようにす ることを目指す。</p> <p>以上の3つの目標を持つこの科目は、本学法科大学院の「養成する人材」の 4要素すべてにかかわるものではあるが、とりわけ②と③にかかわるものであ</p>

	<p>る。そして、1年次後期の「基本的人権の基礎」と3年次前期の「公法演習Ⅰ」の間をつなぐものであるとよい。</p>
各回の授業内容	<p>最初の2回は「司法権の意義と限界」, 「憲法訴訟」のアウトラインを学ぶ。こちらで概要をまとめたプリントを用意する。そのなかで予め提示しておく重要な事項についてのみ, 授業において質疑応答する形で確認を進める。</p> <p>残りの13回は, 最高裁判例についての分析と検討を行う。配布資料を用いて, 予め指定しておいた最高裁判例について, 事案, 当事者主張, 下級審判決, そして最高裁判決を確認し, 担当教員の用意した質問への解答を考えていく。すべて質疑応答形式で進めていく。報告者・担当者は設けない。授業後に, あらかじめ指定した書面担当者に最高裁判例の事案を基にして当事者主張を作成してもらう。</p> <p>15回の授業の割り振り予定は以下の通りである(開講時までの状況に応じて若干の修正がありうる)。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 進め方の説明／「司法権の意義と限界」・「憲法訴訟」のアウトライン(1) 2. 「司法権の意義と限界」・「憲法訴訟」のアウトライン(2) 3. 最高裁判例の検討(1) 薬局距離制限事件 4. 最高裁判例の検討(2) 森林法事件 5. 最高裁判例の検討(3) 堀木訴訟 6. 最高裁判例の検討(4) 泉佐野市民会館事件 7. 最高裁判例の検討(5) 大分県屋外広告物条例事件 8. 最高裁判例の検討(6) 社会保険庁職員事件 9. 最高裁判例の検討(7) 日の丸・君が代起立斉唱拒否事件 10. 最高裁判例の検討(8) エホバの証人剣道実技受講拒否事件 11. 最高裁判例の検討(9) マクリーン事件 12. 最高裁判例の検討(10) 愛媛玉串料訴訟 13. 最高裁判例の検討(11) 在宅投票制度廃止事件 14. 最高裁判例の検討(12) 再婚禁止期間違憲訴訟 15. 最高裁判例の検討(13) 南九州税理士会政治献金事件
成績評価の方法	<p>平常点60点と期末試験40点, 合計100点として評価する。正当な理由なく授業を6回以上欠席した場合(事前事後の連絡のない欠席は「正当な理由のない欠席」とみなす)は, 期末試験の受験を認めない。この科目の再試験は実施しない。</p>
成績評価の基準	<p>平常点60点は, 到達目標(a)～(c)のすべてにかかわる。このうち(ア)40点は主に到達目標の(a)(b)にかかわり, 授業のなかでみられる基本的知識の理解度, 分析・応用ができているか, 質疑応答への参加状況, 予習の状況などの観点から評価する。正当な理由なく授業を欠席した場合(事前事後の連絡のない欠席は「正当な理由のない欠席」とみなす)は, 1回につき3点減点する。正</p>

	<p>当な理由のない遅刻（事前事後の連絡のない遅刻は「正当な理由のない遅刻」とみなす）1回につき1点ないし2点減点する。（イ）残りの20点は、主として到達目標(c)にかかわるものであり、最高裁判例の事案を基にして作成してもらう当事者主張に割り当てる。</p> <p>期末試験40点は、到達目標(a)～(c)のすべてにかかわるが、とくに(c)に最大の比重がある。授業において扱った最高裁判例を応用した事例問題について、人権制約を違憲とする主張と合憲とする主張をそれぞれにまとめた形で作成してもらう形式とする。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>予め配布する資料などを読み、質問等への解答を自分で考えてくること。授業で扱う事項の詳細については、予めTKC教育支援システムを通じて知らせる。</p>
教科書・参考文献	<p>昨年度までテキストとして使用していたLS憲法研究会編『プロセス演習憲法〔第4版〕』（2012, 信山社）がシラバス作成時点で品切れ扱いとなっているため、テキストではなく、資料のプリントを配布することにする。</p> <p>参考書：渡辺康行他『憲法I基本権』（日本評論社, 2016年），小山剛『「憲法上の権利」の作法 第3版』（尚学社, 2016年），宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開 第2版』（日本評論社, 2014年），駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回』（日本評論社, 2013年），戸松秀典『プレップ憲法訴訟』（弘文堂, 2011年），曾我部真裕・赤坂幸一・新井誠・尾形健編『憲法論点教室』（日本評論社, 2012年）など。</p>
履修条件	なし

7. 法と行政活動

授業科目名 (カナ)	法と行政活動 (ホウトギョウセイカツドウ)
担当教員名 (カナ)	石森 久広 (イシモリ ヒサヒロ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	木3
講義の概要	<p>本授業は、いわゆる行政法総論部分を扱う。行政活動の違法は、解釈の誤り、裁量の誤りを指摘することが中心となる(事実の誤認や違憲主張など他にももちろんありうる)。事実を、法規範に照らし当てはめるという作業に、適確な解釈や裁量統制判断を行うことにより、国民の権利利益の適切な救済、行政活動の法の趣旨に則した適正化を図ることができる。具体的事案において、法の趣旨はどこにあり、事実はそれに照らしてどう評価されるのか、判例等の具体的素材を検討することによって、基本的知識を「使える」ものにするを目的とする。言い換えると、「知識は基礎的なもので構わず」(「平成21年度新司法試験の採点実感等に関する意見(行政法)」における「今後の法科大学院教育に求めるもの」)、しかし「使えるように理解」(高木光＝高橋滋＝人見剛『行政法事例演習教材』〔有斐閣、2009〕初版はしがき)することが重要である。華やかな「果実」(論証パターン)も基礎にしっかりとした「根」(理解)があつてのこと。的を射た議論や書面の作成を誘うだけでなく、見当違いの議論や書面を制御するのも、この「根」の役割。将来、制御不能に陥らないよう、「基礎的知識を使える理解」の「素地」を作ることを目指す。</p>
到達目標	<p>行政法の問題は、事案に応じた最適な行政争訟手段を選択して初めて違法性の主張が可能になるという特徴をもつ。「法と行政活動」は、いわゆる行政法総論分野に通底する基本的考え方を修得し、その「基本的考え方」を「使える」ようにして、2年次後期開講科目「行政救済法」と併せ、社会で生起する実際の事案について紛争解決に導く能力の基礎を身につけてもらうことを目標とする。「最低限修得すべき」目標としては、「立憲主義の下で行政作用を構成する法の仕組みを正確に理解すること」に基礎をおく、「行政訴訟において憲法を基礎とする公法的価値を的確に把握したうえで、当事者の主張を適切に構成し、説得的な文章にして表現できること」についての能力涵養を目指し、本法科大学院の「養成する人材」②及び③に寄与することになる。</p>
各回の授業内容	<p>第1回 はじめに (1) 【到達目標】 行政法の解釈の特徴を、特に民法との関係で理解できる。</p>

【主要項目】行政法とは，行政法の役割と特質，行政法における多様な法律関係 【主要判例】「農地買収処分と民法177条（百選I-8）」「租税滞納処分と民法177条（百選I-9）」

第2回 はじめに（2）

【到達目標】行政法の解釈の特徴を，特に解釈方法に関し理解できる。

【主要項目】現代行政法における公法と私法

【主要判例】「建築基準法65条と民法234条（百選I-8）」「処分と民法177条（百選I-9，10）」「国に対する損害賠償請求と消滅時効（百選I-30，37）」など

第3回 行政立法と条例（1）（CB第1章）

【到達目標】行政立法の分野における主要な検討項目は，委任立法に対する法律の授權の仕方，及び委任命令が法律の委任の趣旨を逸脱していないかどうかとなり，これを具体的事案に即して検討し，行政の活動の違法事由としてとらえることができる。

【主要項目】法規命令，委任命令，執行命令，行政規則，行政規則の外部化現象

【主要判例】「1-5 サーベル事件」「1-7 児童扶養手当事件」「1-9 東洋町事件」「1-10 医薬品ネット販売事件」など

第4回 行政立法と条例（2）（CB第1章）

【到達目標】日本国憲法94条「法律の範囲内」，地方自治法14条2項「法令に違反しない限りにおいて」との関係で，最高裁の示した基準に即して条例自体の違法無効の判断ができる。

【主要項目】法律と条例の関係 【主要判例】「1-2 徳島市公安条例事件」「飯盛町旅館建築条例事件」「宝塚市パチンコ店等建築規制条例事件（神戸地判平成9・4・28）」「伊丹市教育環境保全条例事件（神戸地判平成5・1・25）」など

第5回 行政処分（1）（CB第2章）

【到達目標】行政処分に伴ういわゆる公定力，不可争力といった諸効力の概念を行政訴訟制度に即し正確に理解できる。

【主要項目】行政行為の意義，種類，効力，無効な行政行為 【主要判例】「8-4 松任市事件」「2-9 東京都安全条例事件」「2-10 冷凍倉庫事件」など

第6回 行政処分（2）（CB第2章）

【到達目標】取消しと無効・職権取消しと撤回の区別に応じた法的判断が特に抗告訴訟制度の理解と関連して，具体的事案に即して行える。

【主要項目】行政行為の取消しと撤回

【主要判例】「2-3 譲渡所得課税無効事件」「2-4 菊田医師事件」「2-6 パチンコ屋名義貸し事件」「2-8 ネズミ講課税事件」など

第7回 行政手続 (CB第3章)

【到達目標】行政手続法の規定に即して、各手続がもつ意義を正確に理解することができる。特に、審査基準及び処分基準、理由提示等に関する違反があったかどうかを裁判所がどのような点に着目して審査しているかを理解し、いかなる手続違反があると行政処分は違法とされる(取消訴訟であれば取消事由となる)のか、具体的事案に即して検討することができる。

【主要項目】行政手続法制定前、行政手続法、理由付記、手続的瑕疵の法的効果(行政処分の適法性に及ぼす影響)

【主要判例】「3-1 個人タクシー事件」「3-3 群馬中央バス事件」「3-4 ニコニコタクシー事件」「3-9 一級建築士事件」など

第8回 行政裁量(1) (CB第4章)

【到達目標】行政処分の要件・効果等の判断のどの部分に、なぜ行政裁量が認められるのか(あるいは認められないのか)を読み解くことができる。そのうえで、裁量判断の合理性が欠如していることを示すためにどのような指摘をおこなうべきかを、具体的事案に即して検討することができる。

【主要項目】行政裁量の観念と区別、裁量権の逸脱・濫用の審査

【主要判例】「4-2 神戸全税関事件」「4-3 余目町事件」「4-4 マクリーン事件」

第9回 行政裁量(2) (CB第4章)

【到達目標】具体的場面ごとに、行政法の趣旨・目的や事柄の性質から、行政裁量の幅を的確に判断して、当該裁量をどのように審査するか判断基準(①全面的コントロール②合理性ないし相当性コントロール③明白性コントロール(宮田三郎)、①最大限の審査、②中程度の審査、③最小限の審査(三浦大介・行政法の新構想Ⅲ109頁ほか))を設定することができる。

【主要項目】裁量審査の実際、判断過程審査

【主要判例】「4-1 日光太郎杉事件」「4-5 伊方原発訴訟」「4-6 エホバの証人剣道実技拒否事件」「4-8 呉市公立学校施設使用不許可事件」

<*第5回～第9回を範囲に中間試験実施>

第10回 行政指導 (CB第5章)

【到達目標】行政手続法に規定されている実体的及び手続的規制の理解をもとに、主要な最高裁判例に即し、具体的な事案において、私人の権利・自由を不当に制約する行政指導が違法であることを立論できる。

【主要項目】行政指導の意義と種類、違法性、法的規制

【主要判例】「5-1 中野区特殊車両通行認定事件」「5-2 品川マンション事件」「5-4 武蔵野市教育施設負担金事件」「5-5 白石市事件」など

第11回 行政調査 (CB第6章)

【到達目標】調査の方法の適否，得られた調査結果の証拠能力の有無，調査の違法が行政処分の違法事由とされるかどうか等について，具体的事案に即して検討できる。

【主要項目】行政調査の意義・法的性格，法的規制，刑事責任との関係

【主要判例】「6-3 所持品検査事件」「6-1 川崎民商事件」「6-2 荒川民商事件」など

第12回 行政の実効性確保（CB第7章）

【到達目標】行政上の代執行，強制徴収，直接強制，及び間接強制（執行罰）並びに行政罰等につき，具体例とともにその仕組みを把握したうえで，特に一般法としての行政代執行法の各条文を正確に理解できる。強制執行と（国民への義務の賦課を介在させない）即時強制の異同も，その具体例とともに理解できる。

【主要項目】行政上の強制執行，代執行，その他の強制執行，行政罰，その他の実効性確保手法

【主要判例】「7-1 茨木市職員組合事務所明渡請求事件」「7-3 福岡県志免町給水拒否事件」「7-4 宝塚市事件」「7-6 0-157事件」など

第13回 個別法の解釈と行政活動の違法性（CB第8章）

【到達目標】文言や裁量に関する解釈を施すにあたり，当該問題を解決するために，法はどのような価値観を前提に，どのようなシナリオを描いて，当該行政権限にどのような役割を期待しているのか，の見方（いわゆる「法の仕組み論」（塩野宏），「法の仕組み解釈」（橋本博之）といわれる解釈の仕方）ができる。

【主要項目】個別法制度のしくみ，法の適用・解釈，法の趣旨・目的

【主要判例】「8-1 パチンコ店営業許可取消事件」「8-2 ストロングライフ事件」「8-4 日工展コム訴訟」

第14回 憲法原則と一般的法原則（CB第9章）

【到達目標】行政活動に統制を図るのはまずは当該個別法であるが，例外的にそれでは不十分であったり（例えば，「権利濫用」の法理が必要なケース），あるいは不適切であったり（例えば「信義則」が必要なケース）する場合に，具体的事案において，行政権の濫用の法理や信義則など，憲法原則や法の一般原則を用いて，行政活動を違法と判断することができる。

【主要項目】法律による行政の原理，憲法原則，平等原則，比例原則，信義則

【主要判例】「9-3 宜野座村工場誘致政策変更事件」「9-4 酒屋青色承認申請懈怠事件」「9-5 浦安漁港ヨット係留用鉄杭強制撤去事件」「9-8 福間町事件」など

第15回 情報公開と個人情報保護

【到達目標】それぞれの法制度の存在意義及び，それに基づき構築された開示請求の仕組みを理解したうえで，具体的事案に即して，不開示事由該当性を検

	<p>討することができる。</p> <p>【主要項目】不開示事由，個人情報保護</p> <p>【主要判例】「10-1 逗子市住民監査請求記録公開請求事件」「10-2 大阪府知事交際費公開請求事件」「10-5 大田区指導要録公開請求事件」など</p> <p>＜*全範囲を対象に（中間試験の範囲を除かないで）期末試験実施＞</p>
成績評価の方法	<p>期末試験，中間試験，平常点を総合して評価する。</p>
成績評価の基準	<p>定期試験…70点（短答式又は語句記入式，事例論述式，を予定），中間試験…15点（短答式又は語句記入式，簡潔に説明を求めるもの，を予定），平常点…15点（質疑応答等の所作を通じ，目標到達への姿勢を評価。欠席等の減点基準は，公欠相当の欠席は減点なし，それ以外の欠席は1点減点，事前の届出なしの欠席は2点減点，10分程度以上の遅刻・途中退室はその都度0.5点減点。），以上，合計100点で評価する。</p> <p>論述の採点基準は，①判断の枠組みができているか，②検討すべき事項が適切に選択されているか，③根拠法令〔条項〕の的確な指摘ができているか，④判断過程に矛盾はないか〔事実の摘示，なされている判断・評価は妥当か〕，とする。</p> <p>*授業の出席が3分の2に満たない場合は期末試験の受験を認めない。</p> <p>*再試験は，希望があれば実施する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>【予習ガイド】</p> <p>A：レジュメにひと通り目を通し授業内容の全体像を確認してください。</p> <p>B：各自の基本書で該当部分を読んでください。</p> <p>C：ケースブックの該当する章の「判例の概観」を読んできてください。</p> <p>D：ケースブックの判例について，事実の要点（①登場人物は誰か，②登場人物間でどのようなことがあったのか時系列的に，③問題は何か）・判決の要点（①設定された判断基準，②具体的判断，③結論）を確かめてください。</p> <p>E：レジュメの設問を検討してください。</p> <p>F：ケースブック，百選の関係する判例の確認をしてください。（復習でも可）</p> <p>*学部や「行政法入門」で学修済みの部分も多くありますから，その時点での修得度に応じて適宜薄くしてかまいません。</p>
教科書・参考文献	<p>【共通の教材】</p> <p>高木光＝稲葉馨編『ケースブック行政法〔第5版〕』（弘文堂，2014）</p> <p>【共通の参考書】</p> <p>行政判例百選 I〔第6版〕（有斐閣，2012年）*2017年秋に改訂される予定</p> <p>【基本書】</p> <p>良書はいろいろありますが，さしあたり，</p>

	<p>★塩野宏『行政法Ⅰ〔第6版〕』（有斐閣，2015年），</p> <p>★宇賀克也『行政法概説Ⅰ〔第5版〕』（有斐閣，2013年），</p> <p>★大橋洋一『行政法① 現代行政過程論〔第2版〕』（有斐閣，2013），</p> <p>★高木光『行政法』（有斐閣，2015年），</p> <p>★櫻井敬子＝橋本博之『行政法〔第5版〕』（弘文堂，2016年），</p> <p>などを薦めます。</p>
履修条件	特になし。

8. 行政救済法

授業科目名 (カナ)	行政救済法 (ギョウセイキュウサイホウ)
担当教員名 (カナ)	石森 久広 (イシモリ ヒサヒロ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	月3
講義の概要	<p>「民事法においては、民事の裁判所に訴えることは自明であるので、権利の実現手段について触れる必要はない、しかし、公法の事例においては、そもそも訴訟を提起できるのか、またどの裁判管轄になるのかが問題となる」(高木光＝高橋滋＝人見剛『行政法事例演習教材』〔有斐閣、2009〕初版はしがきに引用するGunter Schwerdtfeger, Öffentliches Recht in der Fallbearbeitung, 13. Aufl., 2007, S. 1)。これが、ドイツの大学で「公法の事例演習に対して逃げ腰になり、司法試験間近になってもなお、特に不安と自信が半ばするような感情を抱く原因」のひとつであるという。</p> <p>行政法の問題は、事案に応じた最適な行政争訟手段を選択してはじめて、「法と行政活動」で修得した違法性(適法性)の主張が可能になる。この授業では、受講者に、実際の事案について紛争解決に導くことのできる能力の基礎を身につけてもらうため、行政救済のしくみと、そこに通底する基本的考え方を修得してもらうことを目指す。</p>
到達目標	<p>行政法の問題は、事案に応じた最適な行政争訟手段を選択して初めて違法性の主張が可能になるという特徴をもつ。「行政救済法」は、いわゆる行政救済法分野に通底する基本的考え方を修得し、その「基本的考え方」を「使える」ようにして、2年次前期開講科目「法と行政活動」と併せ、社会で生起する実際の事案について紛争解決に導く能力の基礎を身につけてもらうことを目標とする。「最低限修得すべき」目標としては、「立憲主義の下で行政作用を構成する法の仕組みを正確に理解すること」に基礎をおく、「行政訴訟において憲法を基礎とする公法的価値を的確に把握したうえで、当事者の主張を適切に構成し、説得的な文章にして表現できること」についての能力涵養を目指し、主として、本法科大学院の「養成する人材」②及び③に寄与することになる。</p>
各回の授業内容	<p>第1回 行政上の救済手続</p> <p>【到達目標】行政不服審査の仕組みを条文に即し理解したうえで、その特徴を行政事件訴訟と比較し把握できる。</p> <p>【主要項目】行政不服申立て、行政事件訴訟、国家補償、行政審判、苦情処理、</p>

迅速性, 中立性, 職権主義, 当事者主義

第2回 取消訴訟の対象(1)

第3回 取消訴訟の対象(2)

【到達目標】問題となる行為の一方性, 権力性あるいは優越性, またそれによる権利・義務の内容あるいは法的地位の具体的変動の有無を読み取り, 救済の場面の特質に応じて(紛争の成熟性や紛争解決の適切性の要素も加味して), 処分性判断を適格に行える。

【主要項目】公権力の行使, 行政機関相互の関係, 法的な効果を有しない行為, 一般的抽象的な法的効果, 給付拒否決定

第4回 原告適格(1)

第5回 原告適格(2)

【到達目標】原告適格拡大の傾向をみせてきた最高裁判例(例えば, 最判昭和57・9・9「長沼訴訟」(CB13-3, 百選II-182)や最判昭和60・12・17「伊達火力発電所訴訟」は, 当該「行政法規」を, 明文の規定に限らず「趣旨」ないし「合理的解釈によるもの」を含むとし, 最判平成元・2・17「新潟空港訴訟」(CB12-2, 百選II-170)は, 当該「行政法規」には目的を共通にする「関連法規〔関係法令〕」も含むとした。そして最判平成4年9月22日「もんじゅ訴訟」は, 「利益の内容・性質」の考慮を要求した。)の理解のもとに, 取消訴訟における第三者の原告適格の有無を, 行訴法9条2項に即して具体的に検討することができる。

【主要項目】法律上の利益, 被侵害利益の性質, 考慮事項の法定, 違法主張の制限

第6回 訴えの客観的利益

【到達目標】最高裁判例が狭義の訴えの利益の有無につきどのような点に着目して判断しているか理解するとともに, これらの考え方をふまえて, 具体的事案に即して検討することができる。

【主要項目】法律上の利益, 時間の経過, 工事等の完了, 行政処分の取消し・変更, 法令の廃止・改正

*第2回～第6回を範囲に中間試験を実施

第7回 取消訴訟の審理・判決(1)

第8回 取消訴訟の審理・判決(2)

【到達目標】取消訴訟の提起から判決に至るまでの重要な, 行政事件訴訟の特徴を画す項目につき, 行政事件訴訟法の規定に即して具体的な場面ごとに正確に理解できる。

【主要項目】出訴期間, 被告適格, 原処分主義と裁決主義, 主張制限, 違法性の承継, 主張・立証責任, 理由の差替え, 違法判断の基準時, 訴えの追加・変更, 訴訟参加, 判決の効力, 事情判決

第9回 その他の抗告訴訟

【到達目標】無効等確認訴訟について、行政事件訴訟法 36 条にかかる、いわゆる一元説と二元説の違いや「現在の法律関係に関する訴え」をめぐる解釈、不作為違法確認訴訟における「相当の期間」の判断方法（行政手続法における標準処理期間との関係）、義務付け訴訟 2 類型（申請型と非申請型）・差止訴訟の訴訟要件及び本案勝訴要件、とりわけ「重大な損害」の具体的検討方法、等について正確に運用できる。

【主要項目】無効確認訴訟、不作為の確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟

第 10 回 その他の行政訴訟

【到達目標】とりわけ実質的当事者訴訟を適切に活用できる。その際、処分性の判定の場面において、取消訴訟と実質的当事者訴訟の選択、処分性の判定以外の場面において、抗告訴訟（とりわけ差止訴訟）と実質的当事者訴訟の選択を的確に行え、また、実質的当事者訴訟による場合の請求の趣旨の立て方、そして確認訴訟における確認の利益の有無につき、具体例事案に即して検討できる。

【主要項目】当事者訴訟、差止訴訟との関係、民衆訴訟、機関訴訟

第 11 回 仮の救済

【到達目標】執行停止の申立てを適時に行う判断ができる。また、仮の義務付け、仮の差止めの申立制度を理解し、申立要件につき具体的事案に即して検討できる。

【主要項目】執行停止、仮の義務付け、仮の差止め、仮処分

第 12 回 国家賠償法 1 条（1）

【到達目標】国家賠償法 1 条にいう「国又は公共団体」「公権力の行使」「公務員」「職務を行うについて」の意義を正確に理解したうえで、国家賠償法 1 条の責任成立の有無を裁判所がどのような点に着目して判断しているか分析し、具体的事案に即して検討できる。

【主要項目】1 条責任の本質、「公権力の行使」、「公務員」「職務を行うについて」

第 13 回 国家賠償法 1 条（2）

【到達目標】「故意又は過失によって違法に」の要件充足をどのように行うか、判例の理解のもとに把握できる。権限の不行使の違法判断の特殊性についても理解できる。

【主要項目】、職務行為基準説、違法性一元説、違法性相対説、消極的裁量濫用論

第 14 回 国家賠償法 2 条・その他

【到達目標】「公の営造物」の意義を正確に把握したうえで、「設置又は管理の瑕疵」充足性判断を、道路と河川を代表に最高裁判決の理解を基にして、具体例に行うことができる。選任監督ないし設置管理者と費用負担者との内部求償関係に関する理解ができる。民法や他の法律の適用関係が問題となる 4 条及

	<p>び5条, 相互保証主義を規定する6条についても, 正確に理解できる。</p> <p>【主要項目】公の営造物, 設置又は管理の瑕疵, 無過失責任, 通常有すべき安全性, 不可抗力, 回避可能性, 是認しうる安全性</p> <p>第15回 損失補償</p> <p>【到達目標】適法な行政活動に起因する損失補償のしくみとその成立要件の理解をもとに, 「特別の犠牲」性につき, 目的ないし原因, 態様ないし程度を社会通念に照らして総合勘案して, また, 「正当な補償」につき, 代表的な最高裁判例をもとに, 具体的な事案においてそれぞれ判断できる。</p> <p>【主要項目】「特別の犠牲」「正当な補償」</p> <p style="text-align: center;">*全範囲を対象に(中間試験の範囲も除かないで) 期末試験実施</p>
成績評価の方法	<p>期末試験, 中間試験, 平常点を総合して評価する。</p>
成績評価の基準	<p>定期試験…70点(短答式又は語句記入式, 事例論述式, を予定), 中間試験…15点(短答式又は語句記入式, 簡潔に説明を求めるもの, を予定), 平常点…15点(質疑応答等の所作を通じ, 目標到達への姿勢を評価。欠席等の減点基準は, 公欠相当の欠席は減点なし, それ以外の欠席は1点減点, 事前の届出なしの欠席は2点減点, 10分程度以上の遅刻・途中退室はその都度0.5点減点。), 以上, 合計100点で評価する。</p> <p>論述の採点基準は, ①判断の枠組みができていないか, ②検討すべき事項が適切に選択されているか, ③根拠法令〔条項〕の的確な指摘ができていないか, ④判断過程に矛盾はないか〔事実の摘示, なされている判断・評価は妥当か〕, とする。</p> <p>*授業の出席が3分の2に満たない場合は期末試験の受験を認めない。</p> <p>*再試験は, 希望があれば実施する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>【予習ガイド】</p> <p>A: レジюмеにひと通り目を通し授業内容の全体像を確認してください。</p> <p>B: 各自の基本書で該当部分を読んでください。</p> <p>C: ケースブックの該当する章の「判例の概観」を読んでください。</p> <p>D: ケースブックの判例について, 事実の要点(①登場人物は誰か, ②登場人物間でどのようなことがあったのか時系列的に, ③問題は何か)・判決の要点(①設定された判断基準, ②具体的判断, ③結論)を確かめてください。</p> <p>E: レジюмеの設問を検討してください。</p> <p>F: ケースブック, 百選の関係する判例の確認をしてください。(復習でも可)</p> <p>*学部や「行政法入門」で学修済みの部分も多くありますから, その時点での修得度に応じて適宜薄くしてかまいません。</p>

<p>教科書・参考文献</p>	<p>【共通の教材】 ★高木光＝稲葉馨編『ケースブック行政法〔第5版〕』（弘文堂，2014）</p> <p>【共通の参考書】 ★行政判例百選Ⅱ〔第6版〕（有斐閣，2012年10月）</p> <p>【基本書】 良書はいろいろありますが，さしあたり， ★塩野宏『行政法Ⅱ〔第5版補訂版〕』（有斐閣，2013年） ★宇賀克也『行政法概説Ⅱ〔第5版〕』（有斐閣，2015年）， ★大橋洋一『行政法Ⅱ 現代行政救済論〔第2版〕』（有斐閣，2015年） などを薦めます。</p>
<p>履修条件</p>	<p>「法と行政活動」の履修。</p>

9. 公法演習 I

授業科目名 (カナ)	公法演習 I (コウホウエンシュウイチ)
担当教員名 (カナ)	横田 守弘 (ヨコタ モリヒロ) 石森 久広 (イシモリ ヒサヒロ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	月 2
講義の概要	<p>この科目は、憲法と行政法にかかわる事例を検討することにより、基本的な最高裁判例や学説などについて再確認するとともに、事例のどこに注目したらよいか、当事者としての主張をどのように組み立てたらよいか、それをどのように法的文章として表現したらよいかなどを検討するものである。当事者としての主張である法的文書の検討に際しては、担当教員と受講者との「双方向的な授業」にとどまらず、受講者同士の議論がなされることを期待している。</p> <p>憲法においては、基本的な判例と学説の確認を行うとともに、事例を前提とした違憲主張の展開、これに対する反論、以上をふまえて第三者の立場からみたときの紛争の解決の仕方について検討する。観念的・パターン的な思考ではなく、個別事案の特徴をつかんで説得力ある主張をできるようにしたい。</p> <p>行政法においても、事例を前提に、当事者の立場に立って、実定法に即してどのような主張をすればよいかを検討する。行政法の場合、とくにそれは選択した訴訟の種類と連動するため、適切な訴訟選択のあり方も考察の対象になる。</p> <p>授業は毎回、担当教員 2 人が共同して行う。したがって、この科目は、1 つの事例について憲法と行政法のそれぞれの立場から検討する機会ともなるであろう。</p>
到達目標	<p>この科目は、これまでの憲法・行政法の諸科目を学習して得られた知識と理解、そして基本的な文書作成能力を前提として、法的分析と推論を行ない納得できる結論を導きだすとともに、これを表現する質の高い文書を作成し、議論ができるようになることを目指すものである。本学法科大学院の「養成する人材」の 4 要素のうち、主に②と③を獲得するための科目であるといつてよい。詳しくは、『本学法科大学院の「養成する人材」と教育システムの概要』のなかの公法系の記述を参照。</p>
各回の授業内容	第 1 回目の授業において進行の仕方などを確認した後、第 2 回から憲法

	<p>の事例と行政法の事例を交互に1週間おきに各7回、計14回扱っていく。憲法も行政法も後記テキストの中から事例を選択して扱う。</p> <p>各回の授業においては、各事例についてこちらで用意した設問に対する解答となる書面を担当者に用意してもらい、これについて検討する。この書面は授業に先立って受講者全員に配布される。授業当日は、基本的な学説や判例の確認をしながら、各担当者による説明を端緒として受講者全員に争点について深めてもらうことにする。書面作成担当者はもちろんのこと、他の受講者も交えた積極的な議論が展開されることを期待している。</p> <p>受講者1人につき、憲法の事例を1回、行政法の事例を1回、担当してもらう予定である。受講者数の関係で担当者をおかない回が生じる可能性がある。その回の授業においては、全員がその場で事例について主張を考え、意見を出し合って議論する回とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 進め方の説明 2. 憲法(1) 3. 行政法(1) 4. 憲法(2) 5. 行政法(2) 6. 憲法(3) 7. 行政法(3) 8. 憲法(4) 9. 行政法(4) 10. 憲法(5) 11. 行政法(5) 12. 憲法(6) 13. 行政法(6) 14. 憲法(7) 15. 行政法(7)
成績評価の方法	<p>① 担当者としての書面、②平常点、③学期末の期末試験を総合して評価する。</p>
成績評価の基準	<p>①担当者としての書面について…20点（事案の分析、書面の構成、法的知識等の観点から評価する）、②出席などを含めた平常点…30点（出席、予習状況、発言などを評価する）、③学期末の期末試験…50点（長文の事例問題に対して、当事者としての主張などを検討、展開してもらう論述問題とする。憲法25点、行政法25点として、それぞれ別々に行なう。）、以上、合計100点として評価する。</p> <p>正当な理由なく授業を欠席した場合は平常点を減点する。正当な理由なく授業を6回以上欠席した者には期末試験の受験資格を認めない。</p>

	<p>期末試験の再試験は実施しない。</p>
<p>準備・事後学習についての具体的な指示</p>	<p>各授業において扱う事例について、書面担当者任せにせず当事者の立場に立って自ら立論してみることが大切である。書面担当者にならなかった場合にも、自らの考え方をメモや文章にするという作業をすると有益だろう。</p>
<p>教科書・参考文献</p>	<p>憲法のテキスト：木下智史・村田尚紀・渡辺康行編著『事例研究憲法〔第2版〕』（日本評論社，2013年） 行政法のテキスト：曾和俊文・金子正史編著『事例研究行政法〔第3版〕』（日本評論社，2016年） 参考文献 憲法：小山剛『「憲法上の権利」の作法 第3版』（尚学社，2016年），曾我部真裕他編『憲法論点教室』（日本評論社，2012年），駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回』（日本評論社，2013年），大島義則『憲法ガール』（法律文化社，2013年），宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開 第2版』（日本評論社，2014年），宍戸常寿編著『憲法演習ノート』（弘文堂，2015年） 行政法：北村和生ほか『事例から行政法を考える』（有斐閣，2016年），土田伸也『基礎演習 行政法〔第2版〕』（日本評論社，2016年），亙理格・大貫裕之『Law Practice 行政法』（商事法務，2015年），原田大樹『演習行政法』（東京大学出版会，2014年），大島義則『行政法ガール』（法律文化社，2014年），橋本博之『行政法解釈の基礎』（日本評論社，2013年）</p>
<p>履修条件</p>	<p>2年次までの公法系法律基本科目を受講し単位を修得していないと，理解は難しい。</p>

10. 公法演習Ⅱ

授業科目名 (カナ)	公法演習Ⅱ (コウホウエンシュウニ)
担当教員名 (カナ)	横田 守弘 (ヨコタ モリヒロ) 吉田 知弘 (ヨシダ トモヒロ) 小原 清信 (コハラ キヨノブ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	金1
講義の概要	<p>この科目は、憲法及び行政法に関する具体的な事例を前にして、当事者としての主張やそれに対応する解答をどのように組み立てたらよいか、それをどのように法的文章として表現したらよいかなどを検討するものである。また、前期「公法演習Ⅰ」よりも事例について深く検討することを目的とするといつてよい。</p> <p>担当教員として、憲法及び行政法の研究者教員だけでなく、実務家教員が加わる。その点で、この科目は、憲法と行政法が交錯する問題を扱うだけではなく、理論と実務の架橋を図るという意義も持つ。</p>
到達目標	<p>この科目は、前期「公法演習Ⅰ」において獲得された能力（本学法科大学院の「養成する人材」のなかの②③が中心となる）をさらに深化させるものという位置づけになる（詳しくは、『本学法科大学院の「養成する人材」と教育システムの概要』のなかの公法系の記述を参照）。3年前期までの公法系必修科目を履修してそれらの科目の目標に到達した者を対象とする。</p>
各回の授業内容	<p>後記テキストの中から憲法・行政法それぞれ7つの事例問題を扱う。毎回指定された事例問題について、あらかじめ担当者が当事者としての主張などを述べた書面を作成して提出する。授業ではこれをもとにして参加者の議論を中心にして進行することになる。授業後、担当者は授業での議論も参考にして、担当事例についての書面を書き直して提出することになる。（1人につき憲法1回、行政法1回を担当してもらう予定である。）</p> <p>毎回担当教員3名が共同で授業を行うが、扱う事例は憲法と行政法を交互に1週間おきに扱っていく。各回の授業においては、担当教員3名のうち1名が司会者として進行を担当するとともに議論の内容をリードし、他の2名は適宜コメントを加えていく。</p> <p>詳細は開講時に改めて説明する。</p> <p>1. 進め方の説明</p>

	<p>2. 憲法(1)</p> <p>3. 行政法(1)</p> <p>4. 憲法(2)</p> <p>5. 行政法(2)</p> <p>6. 憲法(3)</p> <p>7. 行政法(3)</p> <p>8. 憲法(4)</p> <p>9. 行政法(4)</p> <p>10. 憲法(5)</p> <p>11. 行政法(5)</p> <p>12. 憲法(6)</p> <p>13. 行政法(6)</p> <p>14. 憲法(7)</p> <p>15. 行政法(7)</p>
成績評価の方法	<p>担当者としての授業前の書面提出および授業後の書面提出について、憲法30点、行政法30点。平常点40点。以上を合計して100点満点で評価する。定期試験は行わない。普段の学習態度がすべてである。</p>
成績評価の基準	<p>授業前及び授業後に提出される書面については、構成・事案分析・基礎知識という3つの角度から評価をする。毎回の授業後に担当教員3名が協議を行い、書面の内容を検討して評価内容を決定する。</p> <p>平常点については、授業出席状況とともに積極的発言の有無など議論参加状況にも注目する。正当な理由なく授業を欠席した場合や、明らかに予習しないで授業に望んでいると思われる場合には減点する。</p> <p>正当な理由なく6回以上欠席した者は、成績評価の際に「定期試験を受験しなかった者」と同じ扱いをする。また、開講期間中に正当な理由のない欠席が6回に達した者は、その時点で受講意思なきものとみなす。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>当然のことだが、担当者でなくても進んで事例について構成を考えてくるといふ主体性が必要である。予習せずただ1時間半座っていて何かを教えてもらおうと思っても、無駄な時間を過ごすだけであるし、予習をして臨んでいる受講者の迷惑になるだろう。</p>
教科書・参考文献	<p>憲法のテキスト：木下智史・村田尚紀・渡辺康行編著『事例研究憲法〔第2版〕』（日本評論社、2013年）の第2部から2問程度、司法試験論文式公法第1問の過去問から5問程度を扱う。</p> <p>行政法のテキスト：曾和俊文・金子正史編著『事例研究行政法〔第3版〕』（日本評論社、2016年）第3部を扱う。ただし、場合によっては司法試験論文式公法第2問の過去問に差し替えることがある。</p> <p>最終的にどの問題を扱うかについては、開講前に担当教員3名が協議して決定する。</p>

	<p>参考文献</p> <p>憲法：小山剛『「憲法上の権利」の作法 第3版』（尚学社，2016年），曾我部真裕他編『憲法論点教室』（日本評論社，2012年），駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回』（日本評論社，2013年），大島義則『憲法ガール』（法律文化社，2013年），宍戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開 第2版』（日本評論社，2014年），宍戸常寿編著『憲法演習ノート』（弘文堂，2015年）</p> <p>行政法：北村和生ほか『事例から行政法を考える』（有斐閣，2016年），土田伸也『基礎演習 行政法〔第2版〕』（日本評論社，2016年），亙理格・大貫裕之『Law Practice 行政法』（商事法務，2015年），原田大樹『演習行政法』（東京大学出版会，2014年），大島義則『行政法ガール』（法律文化社，2014年），橋本博之『行政法解釈の基礎』（日本評論社，2013年）</p>
履修条件	3年前期までの法律基本科目公法系必修科目のすべての単位を取得していること

11. 民法 I (総則・物権法)

授業科目名 (カナ)	民法 I (総則・物権法) (ミンポウイチ (ソウソク・ブッケンホウ))
担当教員名 (カナ)	多田 利隆 (タダ トシタカ)
履修年次	1 年次
単位	4 単位
授業時間 (前期)	火 1、木 1
講義の概要	民法入門に相当する内容も含めて、民法総則と物権法 (担保物権を除く) について、講義を行う。
到達目標	<p>[正確な法律知識の修得]</p> <p>民法典第一編「総則」は、民法全体に当てはまる通則を集めたものであるが、その中には、民法のみならず私法全般を通じる基本的なルールが多数含まれている。法律問題の分野を問わず共通して留意すべき汎用性の高い、しかも、基本的で重要なルールがその主な内容をなしているのである。</p> <p>民法典第二編「物権」には、財貨の代表的地位を占めてきた「物」に対する支配を内容とする物権——所有権がその代表的なものである——の関係を定めたルールが置かれている。民法 I では、その中で担保物権以外の領域について取り扱う。</p> <p>このような民法総則と物権法について、基礎となっている価値判断や法規範としての組み立て方に留意して、体系的知識として正確に理解し修得することが、この科目の第一の到達目標である。</p> <p>[基礎的な法適用能力の修得]</p> <p>この科目では、上に述べたような体系的知識の修得とともに、それを具体的事例に当てはめて法的解決を導く力を涵養することを目標としている。まず、事例と当該ルールとの関係を理解すること、そして、法適用の基本的な手順を知ることが重要なので、授業では、基本的な事例を素材として、そのような要素に留意して、法適用の基礎的な力を養うようにする。</p> <p>[議論や説得ができる能力等]</p> <p>法的な議論に慣れ、その基礎的な能力を修得することも、この授業の到達目標のひとつである。授業中にそのような機会を設ける時間的余裕はなかなかないが、できるかぎり、そのような場面を設けるようにする。</p> <p>[人間性など]</p> <p>法的ルールは生身の人間の営みから導かれそれに適用されるものであるか</p>

	<p>ら、それを学ぶことは、人間を学ぶことでもある。豊かな人間性と確固とした倫理観や正義感を備えた法律専門家になるための基礎を培うことも、間接的ではあるが、この科目の到達目標のひとつである。</p>
<p>各回の授業内容</p>	<p>1 【はじめに】 授業の進め方や成績評価についての説明を行う。また、民法の勉強の仕方等についてアドバイスをする。</p> <p>【民法はどのような法規範か】 項目：私法の一般法（実質的意義の民法）、民法の基本理念、民法典（形式的意義の民法）</p> <p>2 【私法上の権利義務主体（自然人） その1】 私法関係の構成要素である権利義務主体のうち、自然人について基本理念と、権利能力の始期・終期、失踪宣告の制度について学ぶ。</p> <p>項目</p> <p>一 権利能力</p> <p>二 失踪宣告 △ 失踪宣告取消の効果 ※ 「△」は、解釈論上の重要論点であることを示している。以下、同じ。</p> <p>3 【契約の成立と効力】 私的自治を具体的に担うものとしての法律行為・意思表示の意義と、最も重要な法律行為である契約の成立要件・有効要件について学ぶ。</p> <p>【契約（法律行為）の効力を左右するもの ーその1 主体的要因ー】 契約の有効性を左右する要因として、まず、当事者の主体的要因を取り上げる。</p> <p>項目：意思能力、行為能力、制限行為能力者制度、未成年者、被後見人、被保佐人、被補助人、相手方の催告権、 △ 制限能力者の詐術</p> <p>4 【契約（法律行為）の効力を左右するもの ーその2 内容的要因ー】 契約の有効性を左右する二つめの要因として、内容的な要因を取り上げる。</p> <p>項目</p> <p>一 一般的有効要件</p>

	<p>確定性、実現可能性、適法性、公序良俗 △ 取締法規違反の法律行為の効力</p> <p>二 公序良俗違反の内容について</p> <p>5 【契約(法律行為)の効力を左右するもの —その3 意思表示過程の問題—】 契約の有効性を左右する要因として、第三に、意思表示過程に生じる問題によって契約が無効になったり取り消しうるものになったりする場合を上げる。 項目 一 心裡留保 △ 善意の第三者との関係</p> <p>二 通謀虚偽表示</p> <p>6 94条2項 △ 無過失の要否 △ 第三者の範囲</p> <p>三 錯誤 錯誤概念と錯誤の態様</p> <p>7 錯誤による意思表示の取り扱い △ 錯誤無効の要件 認識可能性要件、無重過失要件と相手方の悪意、共通錯誤の取り扱い △ だれが無効主張できるか</p> <p>8 △ 動機の錯誤</p> <p>四 詐欺・強迫による意思表示 △ 善意者保護の絶対的構成と相対的構成 △ 消費者契約法の規定</p> <p>9 【私権の種類と権利行使に関する一般的ルール】 私権の種類を俯瞰し、特に人格権の特徴と内容について学ぶ。また、権利行使についての一般的なルールとして、公共の福祉、信義則、権利濫用禁止を上げる。</p>
--	--

	<p>項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 私権の種類 <ul style="list-style-type: none"> △ 人格権 二 公共の福祉、信義則、権利濫用禁止 <ul style="list-style-type: none"> △ 権利濫用の認定について <p>10 【代理】 代理制度について学ぶ。</p> <p>項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 代理制度の意義と代理のメカニズム <ul style="list-style-type: none"> △ 顕名主義と署名代理 △ 代理行為の瑕疵 <p>11 △ 代理権の濫用</p> <ul style="list-style-type: none"> 二 無権代理 <ul style="list-style-type: none"> 無権代理の取り扱い △ 無権代理と相続 <p>12 三 表見代理 表見代理の態様と要件 信託保護制度としての分析</p> <ul style="list-style-type: none"> △ 基本代理権（110条） △ 「信ずべき正当な理由」（110条）の内容 <p>13 △ 法定代理と表見代理 △ 761条と表見代理 △ 表見代理規定の重複適用</p> <p>14 【法人制度】 法人制度の基本について学ぶ。</p> <p>項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法人法について 二 法人の設立 <ul style="list-style-type: none"> △ 権利能力なき社団・財団
--	--

	<p>15 三 法人の組織 四 法人の能力 △ 目的による能力の制限</p> <p>16 【時効】 時効制度の趣旨をはじめとして、消滅時効、取得時効及び両者に共通の重要なルールと問題点について学ぶ。 項目 一 時効制度の趣旨 二 消滅時効 △ 起算点—現実の行使の期待可能性を考慮すべきか— △ 除斥期間</p> <p>17 三 取得時効 四 時効の中断</p> <p>18 五 時効の停止 六 時効の効果 △ 時効援用の位置づけ △ 援用権の喪失</p> <p>19 【物権法序論】 一 物権という権利について 二 物権の客体について 動産・不動産、主物・従物、元物・果実 △ 海面下の土地所有権</p> <p>21 三 物権法定主義 △ 慣習法上の物権</p> <p>【物権的請求権】 その1</p> <p>22 物権的請求権 その2</p> <p>【所有権】 一 総論</p>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> 二 相隣関係 <ul style="list-style-type: none"> △ 通行権
23	<ul style="list-style-type: none"> 三 共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 態様 ・ 共有物の使用・負担・管理・変更 ・ 持分権の処分 ・ 共有関係の解消 <ul style="list-style-type: none"> △ 裁判分割と全面的価格賠償
24	<ul style="list-style-type: none"> △ 区分所有法 △ 入会権
25	<p>【占有権】</p> <ul style="list-style-type: none"> △ 相続と新権原 △ 相続と占有の承継 △ 占有訴権
26	<p>【物権変動の仕組みと解釈論上の諸問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 意思主義／形式主義、物権行為の独自性・無因性 <ul style="list-style-type: none"> △ 所有権移転時期 二 公示の原則／公信の原則、対抗要件主義 <ul style="list-style-type: none"> △ 「登記をしなければ、第三者に対抗することができない」の法的意味
27	<p>【民法177条の適用範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 登記がなければ対抗できない物権変動 <ul style="list-style-type: none"> △ 取消と登記 △ 解除と登記 △ 時効と登記
28	<ul style="list-style-type: none"> △ 相続と登記 <ul style="list-style-type: none"> 二 登記がなければ対抗できない第三者 <ul style="list-style-type: none"> △ 賃借人 △ 第三者の善意・悪意 <ul style="list-style-type: none"> 背信的悪意者排除の法理

	<p>29 【動産物権変動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 引渡対抗要件主義 二 引渡の態様 三 動産即時取得制度 <ul style="list-style-type: none"> △ 占有改定と即時取得 △ 占有委託物・離脱物の区別的取り扱い <p>30 【94条2項の類推適用法理について】</p>
成績評価の方法	<p>成績評価は、①筆記試験の得点と②平常点とを総合的に評価して行う。①と②は、それぞれ8：2の割合で総合評価に反映させる。中間試験の時期は、第一回目：5月初めもしくは半ば、第二回目：6月末を予定している（他の科目との調整も必要なので変更の可能性がある）。具体的な日時については、改めて予告する。筆記試験の再試験は行わない。なお、欠席が 1 / 3 を超える場合には、期末試験の受験資格を認めない。</p>
成績評価の基準	<p>① 筆記試験の得点 2回の中間試験と期末試験の計3回の筆記試験の得点による。それぞれが筆記試験全体の得点評価に占める比重は、2：2：6とする（期末試験の範囲は授業の全範囲）。</p> <p>② 平常点 出席状況、発言内容及び授業への取り組みの積極性等を平常点として評価する。出席状況の評価の仕方は、毎回授業へ出席することを前提として、正当な事由がないかぎり、欠席・遅刻があれば減点する（1回についてそれぞれ1点、0.5点）。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>教科書の該当箇所を読み、レジメや、配布した判例の資料等に目を通しておくこと。レジメは、予め、TKC教育支援システムにより配信する。プリントアウトは各自で行うこと。なお、各回の準備学習として特に必要な事項があれば、上記システムの該当箇所を指示する。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書 内田貴『民法I 総則・物権総論 〈第4版〉』（東大出版会）</p> <p>参考書 潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選I 〈第7版〉』（有斐閣）</p> <p>なお、参考文献については講義中に適宜指示する。</p>
履修条件	<p>特になし。</p>

12. 民法Ⅱ(債権法総論)

授業科目名 (カナ)	民法Ⅱ(債権法総論) (ミンポウニ (サイケンソウロン))
担当教員名 (カナ)	和田 安夫 (ワダ ヤスオ)
配当年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	水2
講義の概要	<p>学生便覧に記載した「養成する人材」の4つの要素のうち、主として②、③、④に留意しながら授業を進める。すなわち、②の「的確な事案の把握および事実の認定」、「正確な法律知識に裏打ちされた法的判断」を行い、③「これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力」の涵養を図り、④「新しい法律問題に対して、適切に対応できるだけの応用力や創造力を備え」るようになるためには、どのような考え方で、教材などに向き合えばよいかというところから話をはじめ、それを基礎にして順次、債権総論の重要問題に踏み込んでいく。</p> <p>指定した教科書は各項目を簡潔に述べているので、一読し、予め配布する質問事項について答えを考えた上で授業に望むこと。教科書のレベルにかんがみ、他の参考書から補った問題も追加する予定である。</p> <p>なお、近時の学生の傾向にかんがみ、基本書といわれている詳細な事項まで解説した教科書を読み込む必要があると考えるに至ったので、授業に並行してそういう基本書を読み、基本事項を覚える作業をしてもらいたい。その成果を、「小テスト」の形で確認する。</p>
到達目標	<p>債権法総論の重要な制度の内容を正確に理解し、その知識を基礎にしてケース問題についてあてはめができるようになること。</p>
各回の授業内容	<p>1. 債権法とは 債権法を概観した後、特定物債権と種類債権についての質問を解説する。教科書3頁～12頁。</p> <p>2. 金銭債権など 金銭債権について質問し、次いで債権の効力についての質問を解説する。教科書12頁～23頁。</p> <p>3. 債務不履行(1) 帰責事由、履行遅滞、履行不能についての質問を解説する。教科書24頁～34頁。</p>

	<p>4. 債務不履行など(2) 不完全履行、第三者による債権侵害についての質問を解説する。教科書34頁～43頁。</p> <p>5. 第1回小テストおよび責任財産の保全(1) 第1回から第4回までの授業で扱ったテーマについて小テストを行う。その後で、債権者代位権についての質問を解説する。教科書45頁～55頁。</p> <p>6. 責任財産の保全(2) 詐害行為取消権についての質問を解説する。教科書55頁～63頁。</p> <p>7. 多数当事者の債権関係(1) 制度概観の後、分割債権関係と不可分債権関係についての質問を解説する。教科書65頁～72頁。</p> <p>8. 多数当事者の債権関係(2) 連帯債務および保証債務(途中まで)についての質問を解説する。教科書72頁～83頁。</p> <p>9. 多数当事者の債権関係(3) 保証債務の残りの部分についての質問を解説する。教科書84頁～95頁。</p> <p>10. 第2回小テストおよび債権譲渡 第5回から第9回までの授業で扱ったテーマについて小テストを行う。その後で、債権譲渡について、その対抗要件の項目の途中までについての質問を解説する。教科書97頁～107頁。</p> <p>11. 債権譲渡と債務引受 債権譲渡の対抗要件(残り)および免責的債務引受についての質問を解説する。教科書107頁～119頁。</p> <p>12. 債務引受(残り)および弁済 併存的債務引受と、弁済(途中まで)についての質問を解説する。教科書119頁～129頁。</p> <p>13. 弁済(残り) 弁済の相手方、弁済の提供および代物弁済についての質問を解説する。教科書130頁～136頁。</p> <p>14. 相殺 相殺について、制度趣旨と関連制度との関係についての質問を解説する。教科書136頁～142頁。</p> <p>15. 第3回小テストおよびそのほかの債務消滅原因 第10回から第14回までの授業で扱ったテーマについて小テストを行う。その後で、更改、免除、混同についての質問を解説する。教科書142頁～145頁。</p>
成績評価の方法	3回の小テストおよび定期試験。

成績評価の基準	<p>小テスト4割、期末試験6割の比重で評価する。</p> <p>ただし、期末試験は、授業に2/3以上出席していなければ受験することができない。</p> <p>欠席1回につきマイナス1点、遅刻1回につきマイナス0.5点とする。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>教科書として指定した本は、債権法全体を簡潔に論じたものであるので、できるだけ早い段階で一読すること。いわゆる総論部分だけでなく、各論といわれる部分も含めて通読すること。その上で、授業中に扱う質問について、該当箇所の叙述だけでなく、債権法全体の視点から解答を考えること。</p> <p>併読を勧める参考書として、内田『民法Ⅲ』あるいは北川『債権総論(第3版)』を推薦する。この参考書の読み込みまでが必須の作業である。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：永田眞三郎、松本恒雄、松岡久和、横山美夏共著『債権 エッセンシャル民法3』（有斐閣、2010年）。債権全体をコンパクトにまとめた概説書であり、そこに述べられている事項を確実に理解・暗記した上で、他の少し詳しい解説をした基本書を併読すれば、十分な知識を得ることができる。</p> <p>参考書：内田貴『民法Ⅲ債権総論・担保物権(第3版)』（東京大学出版会、2005年）。本書は、債権総論の金融法的側面と担保物権とを連結した解説になっている。債権総論は、金融法的な要素と、その他の生活場面で問題になる要素に分かれると考え、このような連結を試みたものである。</p> <p>北川善太郎『債権総論(第3版)』（有斐閣、2004年）、潮見佳男『債権総論Ⅰ、Ⅱ』（信山社、Ⅰ第2版2003年、Ⅱ第3版2005年）、中田博康『債権総論』（岩波書店、2008年）、松本恒雄・潮見佳男『判例プラクティス民法Ⅱ債権』（信山社、2010年）、奥田昌道・安永正昭・池田真朗編『判例講義民法Ⅱ債権（第2版）』（悠々社、2014年）</p>
履修条件	特になし

13. 民法Ⅲ(担保物権法)

授業科目名 (カナ)	民法Ⅲ (担保物権法) (ミンポウサン (タンポブッケンハウ))
担当教員名 (カナ)	多田 利隆 (タダ トシタカ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火 4
講義の概要	<p>物権という物に対する排他的な支配権を用いて債権回収を確実にする制度である担保物権について講義する。民法典は、「第二章 物権」の第七章以下に、留置権、先取特権、質権、抵当権という4種類の担保物権制度を定めている。また、実務では、これら以外に、譲渡担保や仮登記担保という権利移転型の担保も行われており、これらは判例や特別法によって追認されている。この科目では、後者を含むわが国の物的担保制度について講義を行う。</p>
到達目標	<p>1年次の講義科目である「民法Ⅰ」～「民法Ⅴ」は、民法の各分野について、[正確な法律知識]、[基礎的な法適用能力]、[議論や説得ができる能力等]を修得し、さらに、[豊かな人間性など]を養うことを到達目標としている。各項目の内容については、民法Ⅰのシラバスを参照してほしい。民法Ⅲは、担保物権法の分野についてそのような素養を身につけることを到達目標としている。</p> <p>担保物権の制度は、「金融」という生活関係にとっては身近なものであるが、一般の市民生活では触れる機会があまりない。しかも、その中には、多数の技術的概念あるいは特有の利益調節の仕方や考え方が含まれているため、特に社会経験の少ない若い世代にはなじみにくく学びにくい分野だといえよう。しかし、法曹になるためには、この分野についても十分な知識と問題解決能力を修得しておかなければならない。自分なりの工夫と努力をして、この分野に苦手意識を持つことのないようにしてほしいものである。</p>
各回の授業内容	<p>1. 【担保物権法序説】</p> <p>担保制度の意義や種類、特徴等、序論的な内容を取り上げる。</p> <p>項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 担保制度 二 担保物権の種類 三 担保物権の共通の性質 <p>【抵当権の意義・特徴】</p>

条文の順序とは異なるが、最も重要な担保物権として、まず、抵当権を取り上げる。はじめに、抵当権の意義と特徴について学ぶ

【抵当権の設定】

項目

一 抵当権設定契約

△ 無効登記の流用

※ △印は、重要な論点であることを示している。以下、同じ。

2. 二 被担保債権

△ 無効な法律行為と抵当権の効力

三 目的物

【抵当権の効力】

抵当権の効力について、この回から何回かにわたって取り上げる。

項目

一 目的物の範囲

△ 「付加物」・設定後の従物

△ 分離物に対する追及力

3. 二 物上代位

物上代位の目的

△ 買戻代金債権

△ 賃料債権と物上代位

・賃料債権に物上代位を認めるべきか否か。

4. ・転貸賃料債権

△ 物上代位のための差押え

・差押えと相殺の抗弁

・差押えと敷金の充当

・差押えと債権譲渡

・差押えと一般債権者の差押え・転付命令

5. 三 抵当権侵害に対する救済

1 侵害の予防・除去

△ 物権的請求権としての明渡請求

2 損害賠償請求

6. 四 法定地上権

1 趣旨

2 成立要件

△ 建物の滅失と再築

△ 共同抵当の場合

△ 所有者の事後的変更

7. △ 目的物が共有の場合

3 成立時期・対抗要件

4 内容

五 抵当不動産の第三取得者の地位

1 代価弁済

2 抵当権消滅請求権

8. 【**抵当権の処分**】

転抵当、譲渡・放棄、順位の変更等、抵当権の処分について学ぶ。

【**共同抵当**】

同一の債権の担保のために複数の目的物に抵当権が設定された場合の

法律関係、特に、代価配当方法についてのルールを学ぶ。

【**根抵当**】

根抵当権制度について、普通抵当権に対してどのような特徴を持っているのかという観点を重視して、その内容を学ぶ。

9. 【**抵当権の消滅**】

【**質権**】

質権について学ぶ。

項目

一 意義

二 種類

三 設定

△ 目的物を設定者に返還した場合の法律関係

四 効力

	<p>五 転質</p> <p>10. 【留置権】 留置権について学ぶ。 項目 一 意義 二 成立要件 △ 留置物と債権との牽連関係 三 内容 四 消滅</p> <p>11. 【先取特権】 先取特権について学ぶ。 項目 一 意義 二 種類 三 順位 四 効力 △ 動産売買先取特権と物上代位 五 消滅</p> <p>【変型担保】 判例によって形成されてきた権利移転型・権利留保型の担保制度について学ぶ。 項目 一 権利移転型担保</p> <p>12. 二 譲渡担保 1 意義 2 設定 △ 譲渡担保の法律構成 3 効力 その1</p> <p>13. 効力 その2 △ 譲渡担保にもとづく物上代位 △ 第三者に処分がなされた場合</p>
--	---

	<p>4 実行 △ 清算をめぐる法律問題</p> <p>14. △ 受戻権をめぐる法律問題 ・譲渡担保権者による弁済期後の譲渡と受戻権 ・受戻権の放棄と清算金請求</p> <p>5 集合物・集合債権の譲渡担保</p> <p>15. 二 仮登記担保 三 所有権留保、代理受領</p>
成績評価の方法	<p>成績評価は、①筆記試験の得点と②平常点とを総合的に評価して行う。筆記試験は、期末試験のほかに中間試験を1回行う。筆記試験の中では、期末試験6、中間試案4の評価割合とする（期末試験の範囲は授業の全範囲）。中間試験の時期は、11月中旬を予定しているが（他の科目との調整も必要なので変更の可能性がある）、具体的な日時については、改めて事前に知らせる。再試験は行わない。なお、欠席が1/3を超える場合には、期末試験の受験資格を認めない。</p>
成績評価の基準	<p>① 筆記試験の得点 中間試験と期末試験の得点は、筆記試験全体の得点の中で、4：6の割合で評価する。</p> <p>② 平常点 出席状況、発言内容及び授業への取り組みの積極性等を平常点として評価する。出席状況の評価の仕方は、毎回授業へ出席することを前提として、正当な事由がないかぎり、欠席・遅刻があれば減点する（1回についてそれぞれ1点、0.5点）。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>事前に、教科書の該当箇所を読み、レジメや、配布した判例の資料等に目を通しておくこと。レジメは、予め、TKC教育支援システムにより配信する。プリントアウトは各自が行うこと。なお、各回の準備学習として特に必要な事項があれば、上記教育支援システムの該当箇所を指示する。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書 内田貴「民法Ⅲ 債権総論・担保物権（第三版）」（東大出版会） 参考書 潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ（第7版）』（有斐閣） その他、授業の進行に合わせて資料を配布するほか、参考文献を指示する。</p>
履修条件	<p>民法Ⅰ（総則・物権）及び民法Ⅱ（債権総論・契約法）を履修済みか、並行して履修していること。</p>

14. 民法Ⅳ(債権法各論)

授業科目名 (カナ)	民法Ⅳ(債権法各論) (ミンポウ ヨン(サイケンホウカクロン))
担当教員名 (カナ)	和田 安夫 (ワダ ヤスオ) 長倉 忍 (ナガクラ シノブ)
配当年次	1年次
単位	4単位
授業時間 (前期)	火4、金4
講義の概要	<p>学生便覧に記載した「養成する人材」の4つの要素のうち、主として②、③、④に留意しながら授業を進める。すなわち、②の「的確な事案の把握および事実の認定」、「正確な法律知識に裏打ちされた法的判断」を行い、③「これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力」の涵養を図り、④「新しい法律問題に対して、適切に対応できるだけの応用力や創造力を備え」るようになるためには、どのような考え方で教材などに向き合えばよいかというところから話をはじめ、それを基礎にして順次、債権法各論の重要問題に踏み込んでいく。</p> <p>基本的発想の順序は、具体的事実→適用可能な規範→具体的事実→適用規範→具体的事実→規範の要件の充足の確認ということになる。</p> <p>出発点である具体的事実とは、社会に存在する事実である。その中から法的な表現を施されたものが「事実」として登場してくるが、そのようにされるまでに何がしかの抽象化がなされている。どれだけ抽象化されているかという問題はあつたものの、ともかくも事実とされているものを対象としてそこから思考を始める。その結果、問題点が浮かび上がってくるわけで、その問題にどのような規範を適用すればよいかを考えるのが、法解釈の一面であるし、法科大学院で学ぶにあたって重要な部分である。この部分の試行錯誤の中から「養成する人材」①にあげた能力が培われるであろう。</p> <p>この授業は、研究者教員である和田による講義を中心に進行するが、実務家教員長倉が共同担当者として加わり、授業に出席して、理解を深めるために主に実務的観点からのアドバイスを適宜行うほか、受講者からの質問にも、研究者教員とともに対応する。また、6回実施する予定の小テストの問題の選定は、長倉先生と相談して決定する。</p> <p>なお、第24回以降の「補論」は、それまでの講義の中から浮かんできた重要問題の解明にあてる予定であり、実際に講義を進める中でテーマを選択することになる。どのようなテーマにするかは、講義の中で指摘する。</p> <p>今年度から、小テストを行う予定であるが、そのために講義時間を取られる</p>

	<p>可能性があるので、第23回までの時間で講義しきれない部分が出たら、この「補論」の時間をあてることにする。したがって、第24回以降の項目は、現時点における予定である。</p>
到達目標	<p>契約法および法定債権法(事務管理、不当利得、不法行為)の重要な制度の基本枠組みを、判例に現れた事案および仮設事案を具体例として、基本枠組みと事案などとの相互関係を明らかにしながら、規範の側の理解を深めることを目的とする。</p>
各回の授業内容	<p>1. 契約法概論 法の適用について概説し、契約法の全体像を概観した後、権利移転型契約の代表例である売買について、その成立を扱った部分についての質問を解説する。教科書149頁～160頁。</p> <p>2. 契約成立過程の問題および契約存続中の問題 予約と手付以下売買契約の効力までについての質問を解説する。教科書160頁～170頁。</p> <p>3. 契約存続中の問題 同時履行の抗弁権、危険負担および売主瑕疵担保責任(途中まで)についての質問を解説する。教科書170頁～180頁。</p> <p>4. 契約存続中の問題、売買契約の解除 売主瑕疵担保責任の残りおよび契約の解除(途中まで)についての質問を解説する。教科書180頁～190頁。</p> <p>5. 売買契約の解除 売買契約の解除の残りの部分についての質問を解説する。教科書190頁～200頁。</p> <p>6. 売買類型ごとの特殊ルール 不動産売買、消費者売買などの類型に特有なルールについての質問を解説する。教科書200頁～210頁。</p> <p>7. 第1回小テストおよび贈与、消費貸借 第1回から第6回までの授業で扱ったテーマについて理解度を問うテストを行う。その後、贈与及び消費貸借についての質問を解説する。教科書210頁～220頁。</p> <p>8. 準消費貸借、三者間信用取引 準消費貸借および三者間信用取引についての質問を解説する。教科書220頁～225頁。</p> <p>9. 貸借型契約 使用貸借と、賃貸借の途中までについての質問を解説する。教科書227頁～237頁。</p> <p>10. 賃貸借 賃貸人と賃借人との関係の途中から賃貸借の終了までについての質問を解</p>

説する。教科書237頁～248頁。

11. 第2回小テストおよび請負契約

第7回から第10回までの授業で扱ったテーマについて理解度を問うテストを行う。その後に、請負についての質問を解説する。教科書249頁～258頁。

12. 委任および寄託

委任および寄託についての質問を解説する。教科書258頁～265頁。

13. 組合および和解

その他の契約類型として組合および和解についての質問を解説する。教科書267頁～276頁。

14. 第3回小テストおよび契約法の総括

第11回から第13回までの授業で扱ったテーマについて理解度を問うテストを行う。その後に、契約法の重要問題について、まとめと解説を行う。

15. 不法行為制度の概観

不法行為とは何か、過失はどのように判断されるかなど、制度全般について概説を試み、関連問題を解説する。特に、いわゆる大阪アルカリ事件判決(教科書281頁参照)に注意すること。教科書279頁～283頁。

16. 一般の不法行為の要件(1)

要件全体を概観した後、過失要件、違法性要件についての質問を解説する。教科書283頁～289頁。

17. 一般の不法行為の要件(2)

因果関係と免責要件についての質問を解説する。教科書289頁～292頁。

18. 一般の不法行為の効果(1)

損害賠償の基本的部分についての質問を解説する。教科書293頁～299頁。

19. 一般の不法行為の効果(2)

人の逸失利益の算定問題、損害額の調整、損害賠償債権の主体、損害賠償債権の性質と期間制限、不法行為責任と契約責任についての質問を解説する。教科書299頁～309頁。

20. 第4回小テストおよび特別の不法行為(1)

第15回から第19回までの授業で扱ったテーマについて理解度を問うテストを行う。その後に、特別の不法行為について各類型を概観し、監督者責任、物の管理者の責任についての質問を解説する。教科書309頁～315頁。

21. 特別の不法行為(2)

共同不法行為についての質問を解説する。教科書316頁～319頁。

22. 不当利得(1)

伝統的通説の考え方といわゆる類型論の考え方の特徴についての質問を解説する。教科書321頁～329頁。

23. 不当利得(2)

多数当事者間の不当利得、不当利得の特別な規律についての質問を解説す

	<p>る。教科書329頁～333頁。</p> <p>24. 第5回小テストおよび契約法補論(1) 第20回から第23回までの授業で扱ったテーマについて小テストを行う。その後で、第1回から第14回に行った契約法の講義で論じきれなかった問題点について、詳細を検討する。</p> <p>25. 契約法補論(2) 第1回から第14回に行った契約法の講義で論じきれなかった問題点について、詳細を検討する。</p> <p>26. 契約法補論(3) 第1回から第14回に行った契約法の講義で論じきれなかった問題点について、詳細を検討する。</p> <p>27. 担保責任法補論(1) 売買契約における担保責任について、内田民法Ⅱからの質問を解説する。</p> <p>28. 担保責任法補論(2) 売買契約における担保責任について、内田民法Ⅱからの質問を解説する。</p> <p>29. 担保責任法補論(3) 請負における担保責任について、内田民法Ⅱからの質問を解説する。</p> <p>30. 第6回小テストおよび債権法分野の最新重要判例検討 第24回から第29回までの授業で扱ったテーマについて理解度を問うテストを行う。その後に、最近公表された関連重要判例を検討する。</p>
成績評価の方法	6回の小テストおよび期末試験。
成績評価の基準	<p>小テスト4割、期末試験6割の比重で評価する。</p> <p>欠席1回につきマイナス1点。遅刻1回につきマイナス0.5点とする。定期試験は、2/3以上の出席がなければ受験することができない。なお、再試験は実施しない。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>指定教科書は入門書なので、それ以外に各自基本書を定めて、その基本書を最低でも3回通読すること。この基本書の読破が将来の諸君の実力の充実のために絶対に必要な作業である。当該単元は何を論じているかをよく考えながら読んでいってもらいたい。なお、6回行う予定の小テストでは、この基本書から問題を選んで出題する。</p> <p>主要判例については、判例百選などの二次資料だけでなく、原文に当たること。常に原文全部を読むことまでは求めないが、重要部分を抽出する作業を繰り返すこと。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：(指定)永田眞三郎、松本恒雄、松岡久和、横山美夏共著『債権 エッセンシャル民法3』(有斐閣、2010年)。債権全体をコンパクトにまとめた概説書であり、そこに述べられている事項を確実に理解・暗記した上で、他の少し詳しい解説をした基本書を併読すれば、十分な知識を得る</p>

	<p>ことができる。基本書の併読までが必須である。</p> <p>内田貴『民法Ⅱ債権各論(第3版)』(東京大学出版会、2011年)。現在進行中の債権法改正の動向をもにらみながら解説がなされている。</p> <p>吉村良一『不法行為法(第5版)』(有斐閣、2017年)。不法行為法に関する標準的な教科書で、様々な問題点を手際よくまとめた著書である。</p> <p>参考書：北川善太郎『債権各論(第3版)』(有斐閣、2003年)、 潮見佳男『債権各論Ⅰ第2版』(新世社、2009年) 潮見佳男『債権各論Ⅱ不法行為法第2版』(新世社、2009年)、 松本恒雄・潮見佳男編『判例プラクティス民法Ⅱ債権』(信山社、2010年) 奥田昌道・安永正昭・池田真朗編『判例講義民法Ⅱ債権(第2版)』(悠々社、2014年)</p>
履修条件	特になし。

15. 民法Ⅴ(家族法)

授業科目名 (カナ)	民法Ⅴ(家族法) (ミンポウゴ(カゾクホウ))
担当教員名 (カナ)	宮崎 幹朗 (ミヤザキ ヨシロウ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水2
講義の概要	民法のうち家族法(民法典第4編親族及び第5編相続の範囲)に関する問題について講義します。夫婦、親子、扶養等の親族法に関する問題、遺産分割、遺言、遺留分等の相続法に関する問題について基本的な知識を取得できるように、各回に大きなテーマを設定し、授業を進めます。
到達目標	本授業では、家族法に関する基本的な知識の修得を目指し、さまざまな家族に関連する法律問題に柔軟な対応することができる考え方の修得を目指します。現実の家族に関する問題を考える際には、単に法律の条文のみを問題とするのではなく、社会常識や一般の考えを考慮しながら検討していくとともに、それぞれの人の立場に立って考えることが不可欠です。また、内縁関係の法的保護に関する問題など、判例法の展開によって形成されてきた問題も多くあります。そのため、単に民法の条文上の法的知識の修得だけではなく、さまざまな問題に対する関心を深め、具体的な裁判例等を検討することを通して、柔軟な視野に立った考え方を身につけることを目指します。
各回の授業内容	<p>各回の授業のテーマは以下のとおりです。授業の際の進み具合等によって変更することもあります。</p> <p>第1回 家族法の意義、家族紛争の解決方法、親族概念 第2回 婚姻の成立と効力 第3回 離婚の成立と効果 第4回 婚約、事実婚・内縁関係、婚外関係の法的保護 第5回 実親子関係の成立 第6回 養親子関係の成立 第7回 親権、後見、扶養 第8回 氏、名、戸籍、相続制度の概要 第9回 相続人、相続の承認・放棄 第10回 相続財産の範囲 第11回 相続分 第12回 共同相続財産の管理・清算、相続人の不存在</p>

	<p>第13回 遺産分割</p> <p>第14回 遺言、遺贈</p> <p>第15回 遺留分</p>
成績評価の方法	<p>前回の授業の復習を兼ねて授業の初めに実施する小テストと期末試験、および授業の際の受講態度や質問に対する対応などを考慮して評価します。</p> <p>出席回数が3分の2に満たない場合は、成績評価の対象とならないので、注意してください。</p>
成績評価の基準	<p>小テストについては20点を配点します。各回の点数の合計点（満点75点）を20点満点で換算します。受講態度や質問への対応などの平常点は10点満点で評価します。</p> <p>定期試験については70点を配点します。設問形式は択一式（30点満点）と論述式（40点満点）で出題します。論述式については、特に、問題の論点把握の正確さ、判例および学説の理解度、論述の論理的整合性に注目して評価します。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>毎回、授業の最初に前回の復習を兼ねて小テストをおこないますので、授業後に必ず復習をしておいてください。あらかじめ配布しているチェックテストや演習問題なども活用して、事後の学習をおこなってください。また、毎回の授業において指摘された重要な判例については、少なくとも『判例百選』などの判例集に目を通して確認しておく習慣を身に付けてください。</p> <p>また、次回の授業のテーマに合わせて、あらかじめ配布しているレジメや教科書を読むなどして、予習しておいてください。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書については、各自がすでに使用しているものがあれば、それを使用してください。まだ、教科書を持っていない人には、二宮周平『家族法（第4版）』（新世社、2013年）を推薦しておきます。</p> <p>参考書として、判例集をそろえておくことを勧めます。購入しない場合は、重要な判例については、必ず下記の判例集などを図書館で確認するようにしてください。水野紀子ほか編『民法判例百選Ⅲ 親族・相続』（有斐閣、2015年）、松本恒雄ほか編『判例プラクティス 民法Ⅲ 親族・相続』（信山社、2010年）、二宮周平ほか編『新・判例ハンドブック【親族・相続】』（日本評論社、2014年）など。</p>
履修条件	<p>特にありません。</p>

16. 商法 I

授業科目名 (カナ)	商法 I (ショウホウイチ)
担当教員名 (カナ)	横尾 亘 (ヨコオ ワタル)
履修年次	1 年次
単位	4 単位
授業時間 (後期)	火 2、木 4
講義の概要	近時の重要性から、「商法 I」の講義の対象は、会社法に限定される。対象が法学未修者であることに加えて、広範囲な内容を 4 単位分の時間でカバーしなければならないため、受講生の予習を前提にして、効率的な講義形式で行うが、できるだけ学生諸君の理解を確認しつつ前に進みたい。単なる知識の教授だけではなく、商法上の諸制度ないし各規定がどのような価値判断や理念に基づいているのか、法は実際に機能しているのか、法と現実との関係等、商法を通じて学生の考える力を育成したい。
到達目標	法学未修者が、商法（会社法）の体系的・基礎的知識を確実に習得し、後に履修しなければならない商法演習や民事法総合演習等の事例問題や生の判例に正面から取り組むことができる能力を養成することが本講義の主たる目的である。
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 講義の進め方、会社法総論（1）—企業形態の種類・会社の概念 2. 会社法総論（2）—法人格否認の法理、会社の権利能力の制限、 3. 会社の種類（株式会社と持分会社） 4. 株式会社の全体像（機関構造等） 5. 会社法総則 6. 株式会社の設立（1）—制度の概要 1 7. 株式会社の設立（1）—制度の概要 2 8. 株式会社の設立（2）—危険な約束 9. 株式会社の設立（3）—設立の瑕疵 10. 第 1 回小テスト 11. 株式（1）—株式とは何か、株主平等の原則、株式の内容と種類 12. 株式（2）—（続）株式の内容と種類 13. 株式（3）—株式の流通 14. 株式（4）—自己株式の取得規制 15. 株式（5）—株主の会社に対する権利行使 16. 株式（6）—株式の評価・消却・併合・分割・無償割当て、

	<p>17. 株式（7）—キャッシュアウト、単元株制度</p> <p>18. 第2回小テスト</p> <p>19. 募集株式の発行（1）—規制の目的、発行手続</p> <p>20. 募集株式の発行（2）—発行の瑕疵</p> <p>21. 募集株式の発行（3）—新株予約権</p> <p>22. 機関（1）—総説（監査役設置会社・指名委員会等設置会社など）</p> <p>23. 機関（2）—株主総会・株主総会の決議</p> <p>24. 機関（3）—株主総会決議の瑕疵</p> <p>25. 機関（4）—役員等の選任・解任、取締役・取締役会・代表取締役</p> <p>26. 機関（5）—取締役・執行役と会社との関係</p> <p>27. 機関（6）—監査創設・監査役・監査役会・会計監査人・委員会設置会社</p> <p>28. 機関（7）—役員等の会社に対する責任・第三者に対する責任</p> <p>29. 機関（8）—株主代表訴訟・差止請求</p> <p>30. 予備日</p> <p>（講義の進捗状況に応じて上記の順序、各分野の回数は変更する。）</p>
成績評価の方法	1回の小テスト（50点満点の予定）および期末試験（50点満点の予定）の合計点による。30回の授業は毎回出欠を取り、欠席回数が多い者は減点する。
成績評価の基準	① 会社法の諸制度について体系的な理解をしているか。② 会社法の重要条文について立法趣旨を理解しているか。③ 会社法に関する重要判例について理解しているか。
準備・事後学習についての具体的な指示	各回の講義予定部分のレジュメおよび教科書・参考書の該当箇所を予習しておくこと。予め、各回のレジュメを事前に配信する予定である。
教科書・参考文献	教科書はとくに指定しない。判例解説は必要。『会社法判例百選（第3版）』（有斐閣）を用意すること。自学の際には①伊藤靖史ほか『リーガルクエスト会社法[第3版]』（有斐閣）を使用することを薦めたい。他に、②田中亘『会社法』（東京大学出版会）、③江頭憲治郎『株式会社法（第6版）』（非常に大部であるから辞書的に使うのが良いか）、④神田秀樹『会社法』（弘文堂。現在第17版、毎年のように改訂される）等は定評がある。
履修条件	民法（1年前期）を履修済みであること。

17. 商法Ⅱ

授業科目名 (カナ)	商法Ⅱ (ショウホウ ニ)
担当教員名 (カナ)	横尾 亘 (ヨコオ ワタル)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水3
講義の概要	会社法はたびたび改正が行われ制度も複雑になってきているため、1年次の「商法Ⅰ(4単位)」のみでは全体を見渡すために時間が足りない。また、これは2年次の「商法演習(2単位)」そこで、「商法Ⅱ」を開講し、会社法の「計算」「社債」「組織再編」等についてカバーすることとする。また、会社法以外の商事法分野を網羅できないため、商法総則・商行為法についてもここで講義する。必修科目ではないが、可能な限り履修することが望ましい。
到達目標	諸君が、商法の体系的・基礎的知識を確実に修得し、会社法を含む商法の総合問題を解決できる能力を養成することが本講義の主たる目的である。単なる知識の修得だけではなく、商法上の諸制度ないし各規定がどのような価値判断や理念に基づいているのか、なぜ民法以外に民法を修正変更する商法が必要なのか、商法は実際に機能しているのか、法と現実との関係等を考えながら商法の理解を深めることが本講義の目的である。
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 計算(1) — 計算書類、資本金と準備金、剰余金の分配 2. 計算(2) — 剰余金の分配 3. 持分会社 4. 社債による資金調達 — 社債・新株予約権付社債 5. 組織再編(1) — 組織変更・事業譲渡 6. 組織再編(2) — 合併 7. 組織再編(3) — (続) 合併、会社分割 8. 中間試験を実施 9. 商法の単位としての「商人」、商行為、商人の名称としての「商号」 10. 名板貸、商業使用人、商業登記の公示力 11. 営業譲渡、商業帳簿、代理商、商行為の特則(1) 12. 商行為の特則(2)、商事売買 13. 交互計算、仲立営業、問屋営業 14. 運送取扱営業、運送営業、貨物引換証、旅客運送 15. 寄託、場屋営業主の責任、倉庫営業、倉庫証券

	(講義の進捗状況に応じて上記は変更の可能性がある)
成績評価の方法	中間試験(50点)と期末試験(50点)との合計によって評価する。出欠は毎回とり、欠席は1回につき1点、遅刻は1回につき0.5点を減点する。
成績評価の基準	① 会社法の「計算」「社債」「組織再編」等に関する重要条文について立法趣旨を理解しているか。② 会社法の「計算」「社債」「組織再編」等に関する重要判例について理解しているか。③ 商法総則・商行為についての基本的な知識を有しているか。
準備・事後学習についての具体的な指示	第1回から第7回については、予めレジュメを配信する。第9回以降については、各回の講義予定部分に相当する教科書の該当箇所を必ず予習しておくこと。
教科書・参考文献	教科書：①『会社法判例百選(第2版)』(有斐閣)または弥永真生『最新重要判例200 商法(第3版)』(弘文堂)、教科書としては、丸山秀平『基礎コース 商法Ⅰ 総則・商行為法/手形・小切手法(第3版)』(新世社)を指定する。このほか、①『会社法判例百選(第2版)』(有斐閣)または弥永真生『最新重要判例200 商法(第3版)』(弘文堂)、②『商法(総則・商行為)判例百選(第5版)』(有斐閣)または弥永真生『最新重要判例200 商法第3版』(弘文堂)を講義中において参照する。 参考書：①伊藤靖史ほか『リーガルクエスト会社法[第3版]』(有斐閣)、②江頭憲治郎『株式会社法(第6版)』(有斐閣)、④神田秀樹『会社法』(弘文堂。現在17版、毎年のように改訂される)
履修条件	民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、商法Ⅰを履修中ないし履修済みであること。

18. 民事手続法

授業科目名 (カナ)	民事手続法 (ミンジテツヅキホウ)
担当教員名 (カナ)	濱崎 録 (ハマサキ フミ)
履修年次	2年次
単位	4単位
授業時間 (前期)	水2、金2
講義の概要	<p>1 本講義では、本学法科大学院が重視する法曹に必要な資質のうち、(2)および(3)の資質を涵養することを目的とする。民事訴訟で扱う紛争は、関係当事者間の利益あるいは権利の衝突によって生ずる。紛争において事案を的確に把握し、事実を認定し、結論を導き出すためには、民事訴訟の果たす機能を理解し、基本概念を修得することが不可欠である。</p> <p>2 そこで本講義では、上記の目的を達成するために①民事訴訟（第一審）の開始から終了までの手続の流れを理解すること、②上記の手続の流れについての理解を踏まえたうえで、民事訴訟に関する理論的な諸問題のうち、特に重要かつ基礎的なものを理解することを目指す。</p>
到達目標	<p><u>判決手続全体のながれを正確に理解するとともに、重要な論点について議論状況を理解することを第1の目標とする。</u>そのうえで、<u>各論点についての自らの見解を形成し、説得的に述べることができるようになる</u>ことを第2の目標とする。以上の目標は、本学の「法曹に必要な資質として特に重視する4つの要素」のうち、第1の目標がおもに(2)の能力を備えること、第2の目標がおもに(3)の能力を備えることに寄与する。</p> <p>また、上記の目標を達成することが本学が重視する上記の各要素のうち(3)を備えるために開講される3年次の発展的科目における理解、議論につながる事となる。</p>

<p>各回の授業内容</p>	<p>第1回 民事訴訟とそれ以外の紛争解決方式、民事訴訟全体のながれ、民事訴訟の法源、訴訟と非訟、法律上の争訟</p> <p>第2回 訴えの概念と類型 訴えの概念、訴えの類型、形式的形成訴訟</p> <p>第3回 訴訟要件と訴えの類型ごとの訴えの利益 訴訟要件一般、継続的不法行為と将来給付の訴え、遺言無効確認の訴え</p> <p>第4回・5回 当事者 ①当事者概念・当事者の確定・当事者能力・訴訟能力、当事者確定の基準、法人でない社団の要件 ②代理人、法人の代表者と表見法理、当事者適格をめぐる議論、訴訟担当</p> <p>第6回 裁判所 管轄の種類、裁判所の除斥・忌避・回避、移送</p> <p>第7回・8回 訴え提起と処分権主義、訴え提起の効果 ①訴訟物論争、必要的記載事項、処分権主義の内容と根拠、損害賠償請求訴訟における訴訟物、一部請求後の残部請求の可否 ②相殺の抗弁、債権者代位訴訟と二重起訴禁止、時効中断、引換給付判決</p> <p>第9回 訴訟手続の進行と停止 当事者主義と職権主義、付郵便送達、公示送達、補充送達、訴訟行為の追完</p> <p>第10回 口頭弁論の準備と口頭弁論 争点整理手続、口頭弁論で採用されている諸原則、不熱心訴訟追行 【中間テスト】</p> <p>第11回・12回 事案の解明 弁論主義と職権探知主義、弁論主義の根拠と内容、釈明権と釈明義務、法的観点指摘義務</p> <p>第13回 口頭弁論における当事者の訴訟行為 訴訟手続に関する当事者の合意の性質、訴え提起と訴権の濫用、民事訴訟における信義則の発現</p> <p>第14回 証拠法の諸概念と証明を要しない事項 証拠方法の種類、証明と疎明、厳格な証明と自由な証明との違い、自白と自白の撤回、間接事実の自白、権利自白</p> <p>第15回・16回 証拠による事実認定 ①自由心証主義の内容、違法収集証拠の証拠能力、証明責任の問題、客観的証明責任と主観的証明責任 ②要件事実、証明責任分配の修正や証明軽減法理、証明責任の転換、間接反証</p> <p>第17回・18回 証拠調べ 証拠の申出、唯一証拠の法理、承認義務、証言拒絶権、鑑定、専門訴訟、文書提出命令を中心とする書証をめぐる手続 【中間テスト】</p> <p>第19回 当事者の訴訟行為による訴訟の終了 訴え取下げ、請求の放棄・認諾、訴訟上の和解について、訴訟上の和解の性質</p> <p>第20回～22回 裁判、判決の効力、既判力の範囲</p>
----------------	--

	<p>①判決の種類、判決の確定と確定判決の効力、既判力の根拠、時的限界</p> <p>②判決理由中の判断の拘束力、争点効と信義則、確定判決の変更を求める訴え</p> <p>③相対性原則、既判力の拡張、反射効</p> <p>第24回 複数請求訴訟 訴えの併合、中間確認の訴えの意義、訴えの変更</p> <p>第25～27回 複数当事者訴訟</p> <p>①共同訴訟の種類、類似必要的共同訴訟をめぐる問題、固有必要的共同訴訟をめぐる問題、訴えの主観的予備的併合、同時審判申出共同訴訟</p> <p>②補助参加の要件と手続、補助参加の利益の判断基準、争点ごとの補助参加、補助参加人の地位、補助参加と上訴、共同訴訟的補助参加、訴訟告知制度</p> <p>③権利主張参加と詐害防止参加、二重譲渡事例における権利主張参加、独立当事者参加と訴訟上の和解、債権者代位訴訟における債務者の独立当事者参加</p> <p>第28回～30回 上訴および再審</p> <p>①上訴制度の目的、上訴の効果、控訴審の審理、附帯控訴の性質、控訴の利益不利益変更禁止の原則、上告理由と裁量上告、破棄判決の拘束力、許可抗告</p> <p>②再審制度、判決の偏取と再審事由、再審における原告適格</p>
成績評価の方法	中間テスト（20点）、平常点（20点）および期末試験（60点）により評価する。
成績評価の基準	中間テストは2回行い、合計点を半減して成績評価に加える。平常点は、講義中の応答が積極的であるか、内容が的確かを各回1点を基本として評価する。さらに加点すべき内容発言には15回を通して5点まで加点する。試験における採点基準は、各手続の趣旨・概念を理解できているか、重要な問題について議論状況を理解できているか、自らの導き出した結論を説得的、整合的に述べる事ができているかを中心とする。なお、授業出席が3分の2を下回った場合、期末試験の受験資格を失う（欠席は1回ごとに平常点から3点を減じる）。
準備・事後学習についての具体的な指示	各回の講義予定レジュメ、参考文献は事前に配信するので予習して臨むこと。また『民事訴訟法の争点』『民事訴訟法判例百選（第5版）』の該当部分を読むこと。
教科書・参考文献	教科書は、 <u>三木浩一ほか『民事訴訟法（第2版）』（有斐閣、2015年）</u> と高橋宏志ほか編『民事訴訟法判例百選（第5版）』（有斐閣、2015年）を使用する。また、高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上・第2版補訂版）（下・第2版補訂版）』（有斐閣、2013年、2014年）を手もとにおいて予習復習することをお勧めする。
履修条件	民事訴訟法の理解には民法・会社法の知識が必要となるため、必要部分の科目の履修を前提とする。

19. 民法基礎演習

授業科目名 (カナ)	民事基礎演習 (ミンジキソエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	西郷 雅彦 (サイゴウ マサヒコ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	火3
講義の概要	<p>条文の使い方, 基本書や判例等の読み方, 民法の基本原則, 法律的文章の書き方など, 初心者向けに講義を行ったり, 司法試験短答式の過去問を利用したり, 簡単な論述式の問題を解いたりしながら, 今後, 本格的に勉強していく基礎作りを行う。</p>
到達目標	<p>本学法科大学院の教育を通じて, 最終的には本学法科大学院の「養成する人材」に掲げられた4つの要素を身につけることを目標としているが, 未修者にとっては, どのように勉強していくことによって上記4つの要素を身につけることができるようになり, 司法試験に合格することができるようになるのか, がなかなかわかりづらく, やみくもに努力するだけということにもなりかねない。そこで, 本授業では, 3年後には上記4つの要素を身につけ, 司法試験に合格できるだけの力を身につけるために, どのように勉強をしていくことが大事なのか, をできるだけ具体的に理解でき, 今後適切な勉強ができるようになるための基礎作りを目標とする。</p>
各回の授業内容	<p>1. 第1回 法を学ぶにあたって必要となる「知識」の果たす役割, 法的三段論法, 民事裁判の基本構造, 学習の段階と勉強方法等について講義を行う。</p> <p>2. 第2回 民法の基本原則とは何か, なぜ基本原則と考えるのか, パンデクテンシステムの持つ意味, 「定義」とは何か, 「定義」の使い方などについて講義を行う。</p> <p>3. 第3回及び第4回 「判例」と「裁判例」の区別, 「判例」とは何か, 「判例」のもつ意義などについて講義を行った後, 具体的な判例ないし裁判例について検討し, 判例・裁判例の読み方の基本を学ぶ。</p> <p>4. 第5回 具体的な事実関係に対して, 判例を当てはめるとどのようになるかを事例を</p>

	<p>通して検討する。</p> <p>5. 第6回 司法試験短答式過去問を利用して、条文操作や条文の当てはめ方などの基本的能力を養う。</p> <p>6. 第7回 問題を解く過程について一般的に講義をした上で、具体的な事例に当たりながら、法律的な文章の書き方について学ぶ。</p> <p>7. 第8回及び第9回 基本的な問題点についての問題を解き、議論するとともに、文章を書くトレーニングを行う。</p> <p>8. 第10回 本年の司法試験短答式問題を使用し、これを検討し、条文操作や当てはめ方などを再度確認する。</p> <p>9. 第11回及び第12回 いくつかの判例を取り上げて、検討し議論しながら、判例の意義やその読み方などを再確認する。</p> <p>10. 第13回 司法試験短答式問題を素材に、検討し議論しながら、条文操作や当てはめ方のトレーニングを行う。</p> <p>11. 第14回及び第15回 基本的な問題点についての問題を解き、議論するとともに、文章を書くトレーニングを行う。</p>
成績評価の方法	<p>期末試験の結果を基礎に成績評価を行う。</p> <p>授業において提出物を求めることがあるが、積極的に授業に参加し提出物も提出してもらうために、提出物等による平常点によって成績評価をすることはしない。</p> <p>特別な理由なく欠席・遅刻した場合には減点し、6回以上欠席した場合には原則として期末試験の受験を認めない。</p> <p>なお、再試験は行わない。</p>
成績評価の基準	<p>期末試験を100点満点で実施し採点し、欠席・遅刻による減点を行い、最終評価点を算出する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>事前配布のレジメ・資料等がある場合には読んでおくこと。</p> <p>その上で履修している民法で使用している教科書を読んで予習、復習しておくこと。</p>

教科書・参考文献	特になし。適宜授業中に指摘する。
履修条件	特になし。

20. 民法演習 I

授業科目名 (カナ)	民法演習 I (ミンポウエンシュウ イチ)
担当教員名 (カナ)	和田 安夫 (ワダ ヤスオ) 長倉 忍 (ナガクラ シノブ)
配当年次	1 年次
単位	2 単位
授業時間 (後期)	金 5
講義の概要	<p>最高裁判例を素材にして、主要判例研究を行う。債権法の全分野について網羅することはできないので、最重要と思われる分野に限定して、比較的詳しく判例を検討する予定である。検討する判例のリストは、授業開始までにTKCに掲載する。最重要判例については、1審判決から検討する</p> <p>現役の弁護士である長倉先生が加わるので、検討判例を長倉先生と事前、事後に検討した上で判例のリストを出す。実務レベルの議論についていけるように努力すること。</p> <p>教員の側の解説を聞くだけに終始しないように、参加者全員が議論をすることに留意すること。</p>
到達目標	<p>学生便覧に記載した「養成する人材」の4つの要素のうち、②、③、④を実践することを目標とする。すなわち、②の「的確な事案の把握および事実の認定」、「正確な法律知識に裏打ちされた法的判断」を行い、③「これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力」の涵養を図り、④「新しい法律問題に対して、適切に対応できるだけの応用力や創造力を備え」ることが授業の目的である。これらの4つの要素のうち、①については、授業中の検討内容から、諸君がそれぞれに学び取ってもらえればよいと考えている。</p>
各回の授業内容	<p>取り上げるテーマ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 債務不履行の要件 2 履行補助者の過失 3 瑕疵担保 <p>半期15回という回数を考えて、これらのテーマのもとで重要判例を検討する。第1回目の時間に演習の方針、具体的な進め方などについて説明する。イメージとしては、各判例について、事前に担当者を指定しておき、その学生の報告をもとに質疑応答および検討を行う。</p>
成績評価の方法	中間試験、期末試験、提出レジメ、質疑応答の内容。

成績評価の基準	中間試験3割、期末試験4割、提出レジメ2割、質疑応答の内容1割の比重で評価する。期末試験は、2/3以上の出席がなければ受験することができない。欠席1回につきマイナス1点。遅刻1回につきマイナス0.5点とする。なお、再試験は実施しない。
準備・事後学習についての具体的な指示	判例研究を行うので、事前に指定判例を読んでおくことが必要である。
教科書・参考文献	参考書 ：瀬川・内田・森田編著『民法判例集担保物権・債権総論』（第3版）有斐閣2014年、瀬川・内田編著『民法判例研究債権各論』（第3版）有斐閣2008年 松本・潮見編『判例プラクティス民法Ⅱ債権』信山社2010年
履修条件	民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅳを履修済みであること。

21. 民法演習Ⅱ

授業科目名 (カナ)	民法演習Ⅱ (ミンポウエンシュウニ)
担当教員名 (カナ)	多田利隆 (タダ トシタカ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	火3
講義の概要	<p>物権法・担保物権法、及び、債権法中の責任財産保全制度の分野から、いくつかの重要論点を選んで、仮設事例あるいは判例を素材として演習を行う。授業では、予習を前提とした質疑応答を主な内容とする。なお、復習と文書作成能力涵養の意味で、事後レポートの提出を課題とする（割り当てられた者のみ）。</p>
到達目標	<p>民法の演習科目はⅠからⅢまでであるが、いずれも、1年次の講義科目を通じて修得した知識や問題解決能力、表現力や議論・説得の能力等を、演習（ゼミナール）形式の授業を通じてより高度なものへと発展させることを目的としている。1年次の講義科目で修得するレベルを「基礎」とし、3年次のそれを「総合」すなわち科目横断的で実践的なものであるとすると、この演習科目で修得すべき法的素養は「応用」として位置づけることができよう。「民法演習Ⅱ」では、その中で、物権法・担保物権法の領域及び債権の責任財産保全制度における解釈論上の重要論点を取り上げる。</p> <p>その方法としては、テーマに応じて、判例を素材とする判例演習と仮設事例を素材とする設例演習とを使い分ける。到達目標として修得すべき素養を以下にまとめておく。</p> <p>〈両者に共通するもの〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 実定法規、法原則、判例および学説についての、より深い理解にもとづいた正確な知識。 ② 適用条文の発見や双方の立場を踏まえた解釈論上の議論（主張一反論）を含む的確な条文操作ができる能力。 ③ 必要な法情報について、迅速かつ的確に調査・収集ができる能力。 ④ 説得的で効果的な弁論や明晰で説得力のある法文書作成の能力。 ⑤ 生身の人間の営みに対する共感と豊かな人間性や正義感。紛争解決に法律家として携わることへの職業意識と倫理観。 <p>〈判例演習でめざすもの〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 判例を注意深く読んで、第一審、第二審及び上告審における当事者の主

	<p>張と裁判所の判断を正確にたどり、事実関係と法律構成との両面から、解決にいたった過程を的確に把握できること。最高裁判決については、提示された判例準則を正確に理解し、従来の判例とどこが違うのか、将来の事件に対してどこまで射程距離が及ぶのかを判断できること。</p> <p>② 判例を自分なりに分析し評価できること。たとえば、具体的事実と裁判所の判断との対応関係に留意して、前提事実がどのように違えば結論が変わるのか、何らかの独自の事情が作用しているのではないかを検証すると共に、法体系や法理論に照らして適正な判断と評価できるか否か、別の考え方が可能か否か等について批判的・創造的に考察できること。</p> <p>〈設例演習でめざすもの〉</p> <p>法律問題を前にして、自分なりに法を適用して妥当な結論を導くという、実践的な問題解決のためのアプローチや処理ができること。</p> <p>①法的に意味のある事実をそれ以外的事实から識別して抽出できること。</p> <p>②当該事案に含まれている法律問題と適用可能性のある規定（規範）を発見し、適用の可否及び適用に際して検討すべき問題点を正確に判断できること。</p> <p>③事案の様々な要素に目配りして、妥当な結論を洞察できること。</p> <p>④結論を導くための解釈論的操作を的確に行い、説得力ある方法でそれを表現できること。</p>
各回の授業内容	<p>1. ガイダンス</p> <p>2. 物権的請求権の相手方 判例演習 最判平成6年2月8日民集48巻2号373頁 参考判例 最判平成21年3月10日民集63巻3号385頁</p> <p>3. 法律行為の取消と登記 設例演習 参考判例 最判昭和32年6月7日民集11巻6号999頁</p> <p>4. 時効取得と登記 設例演習 参考判例 最判昭和46年11月5日民集25巻8号1087頁、最判平成24年3月16日民集66巻5号2321頁</p> <p>5. 背信的悪意者排除の法理 判例演習 最判平成8年10月29日民集50巻9号2506頁 参考判例 最判平成10年2月13日民集52巻1号65頁、最判平成18年1月17日民集6</p>

0巻1号27頁、最判平成25年2月26日民集67巻2号297頁

6. 動産即時取得

設例演習

参考判例 最判平成12年6月7日民集54巻5号1737頁

7. 占有をめぐる法律問題（占有権の承継、占有訴権、果実収取・費用償還等）

設例演習

8. 共有をめぐる法律問題（共有物の使用・管理、共有物の分割等）

設例演習

参考判例 最判平成10年2月26日民集52巻1号255頁、最大判昭和62年4月22日民集41巻3号408頁

9. 抵当権にもとづく明渡請求

判例演習 最判平成17年3月10日民集59巻2号356頁

参考判例 最大判平成11年11月24日民集53巻8号1899頁

10. 抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡

判例演習 最判平成10年1月30日民集52巻1号1頁

11. 法定地上権成立のための土地と建物の同一所有者要件

判例演習 最判平成19・7・6民集61巻5号1940頁

参考判例 最判平成2年1月22日民集44巻1号314頁

12. 譲渡担保の法律構成と複数の動産譲渡担保間の関係

判例演習 最判平成18年7月20日民集60巻6号2499頁

13. 流動動産譲渡担保と物上代位

判例演習 最判平成22年12月2日民集64巻8号1990頁

参考判例 最判平成11年5月17日民集53巻5号863頁

14. 債権者代位権 の転用

判例演習 判例の状況の展望と債権法改正との関係

15. 詐害行為取消権の要件と効果

判例演習 判例の状況の展望と債権法改正との関係

	<p>※ 各回のテーマや取り上げる判例は、その後の判例の動向その他によって差し替えることもある。</p>
成績評価の方法	<p>平常点と期末試験（筆記試験）の結果とを総合的に評価する。なお、出席が全体の3分の2に達しない場合は期末試験の受験資格を認めない。</p>
成績評価の基準	<p>平常点については、課題（事後レポート）への取り組み、発言や質疑応答の積極性と内容、出席状況等を評価の対象とする。発言や質疑応答については、第一に積極性に留意して評価する。内容についても、特に秀逸な発言や議論をリードした発言についてはプラス評価をするが、間違っているからといってそれで減点することはない。出席状況については、全部出席することを前提に、正当な理由がないかぎり、欠席は1回につき1点、遅刻は1回につき0.5点を減点する。</p> <p>期末試験はその得点を以て評価する。成績評価における平常点と期末試験の点数の比重は、半々とする。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>事前にTKCの教育支援システムで、予習すべきポイントを記した「予習ペーパー」を配信する。設例演習については、予習ペーパーの中に、取り上げる設例を記載する。自分なりに解答を考えておくこと。判例演習については、該当判例のコピーを事前に配布する。判例は一審から上告審までしっかり読んでおくこと。</p> <p>なお、演習がその場かぎりのものにならないように、基本書やノートの内容とのつながりに留意して知識の整理・充実に努めるとともに、積極的に、授業で取り上げた判例・設例と類似の事例や問題等を探したり自分で考えたりして、問題解決能力の一層のレベルアップに努めること。演習の授業を上手に利用して自学自習の中に組み入れてくれることを期待している。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書等は特に指定しない。</p>
履修条件	<p>民法全体についてのひとつとりの基本的な知識と基礎的な法的分析能力を修得していること。</p>

22. 民法演習Ⅲ

授業科目名 (カナ)	民法演習Ⅲ (ミンポウエンシュウサン)
担当教員名 (カナ)	多田 利隆 (タダ トシタカ)、宮崎幹朗 (ミヤザキ ヨシロウ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	木2
講義の概要	民法総則と民法家族法分野から、いくつかの重要論点を選び出し、そのテーマをめぐって演習を行う。授業では、予習を前提とした質疑応答を主な内容とする。なお、復習と文書作成能力涵養の意味で、事後レポートの提出を課題とする(割り当てられた者のみ)。民法総則の分野については多田が、家族法の分野については宮崎が進行役を務めるが、毎回二人が出席して、授業内容の発展・充実に努める。
到達目標	「民法演習Ⅰ」～「民法演習Ⅲ」は、1年次の講義科目等を通じて修得した知識や問題解決能力、議論・表現の能力等を、演習(ゼミナール)形式の授業を通じてより高度なものへと発展させることを目的としている。1年次の講義科目で修得するレベルを「基礎」とし、3年次のそれを「総合」すなわち科目横断的で実践的なものであるとすると、これらの演習科目で修得すべき法的素養は「応用」として位置づけることができよう。「民法演習Ⅲ」は、その中で、民法総則と家族法の分野を取り扱う。 この科目を通じて修得して欲しい素養については、民法演習Ⅱのシラバスで述べたところと特に変わらないので、そちらを読んでほしい。
各回の授業内容	1. ガイダンス 2. 権利濫用禁止 設例演習 参考判例最判平成9年7月1民集51巻6号2251頁、大判昭和10・10・5 民集14—1965 3. 94条2項の類推適用 ① 判例演習 最判昭和45年9月22日民集24巻10号1424頁 参考判例 最判昭和48年6月28日民集27巻6号724頁

4. 94条2項の類推適用 ②

設例演習

参考判例 最判平成18年2月23日民集60巻2546頁、最判平成15年6月13日判時1831号99頁、最判昭和43年10月17日民集22巻10号2188頁、最判昭和45年6月2日民集24巻6号265頁、最判昭和47年11月28日民集26巻9号1715頁

5. 動機の錯誤

判例演習 最判平成元年9月14日家月41巻11号75頁、最判平成14年7月11日判時1805-56

6. 無権代理と相続

判例演習 最判平成5年1月21日民集47巻1号265頁
参考判例 最判昭和40年6月18日民集19巻4号986頁

7. 表見代理

設例演習

参考判例 最判昭和45年7月28日民集24巻7号1203頁、最判昭和51年6月25日民集30巻6号665頁

8. 賃借権の時効取得

判例演習 最判平成62年6月5日判時1260号7頁
参考判例 最判昭和43年10月8日民集22巻10号2145頁

9. 日常家事債務の連帯責任

判例演習 最判昭和44年12月18日民集23巻12号2476頁

10. 有責配偶者の離婚請求

判例演習 最大判昭和62年9月2日民集41巻6号1423頁

11. 財産分与と詐害行為取消権

判例演習 最判平成12年3月9日民集54巻3号1013頁
参考判例 最判昭和58年12月19日民集37巻10号1532頁

12. 親権者の利益相反行為

判例演習 最判平成4年12月10日民集46巻9号2727頁
参考判例 最判昭和43年10月8日民集22巻10号2172頁

	<p>13. 相続の開始と相続人の選択（相続の証人と放棄） 判例演習 最判昭和59年4月27日民集38巻6号698頁</p> <p>14. 遺留分減殺請求と減殺目的の取得時効 判例演習 最判平成11年6月24日民集53巻5号918頁 参考判例 最判平成10年3月24日民集52巻2号433頁</p> <p>15. 遺贈と登記 判例演習 最判昭和39年3月6日民集18巻3号437頁 最判昭和46年11月16日民集25巻8号1182頁</p>
成績評価の方法	<p>平常点と期末試験（筆記試験）の結果とを総合的に評価する。なお、出席が全体の3分の2に達しない場合は期末試験の受験資格を認めない。</p>
成績評価の基準	<p>平常点については、課題（事後レポート）への取り組み、発言や質疑応答の積極性と内容、出席状況等を評価の対象とする。発言や質疑応答については、第一に積極性に留意して評価する。内容についても、特に秀逸な発言や議論をリードした発言についてはプラス評価をするが、間違っているからといってそれで減点することはない。出席状況については、全部出席することを前提に、正当な理由がないかぎり、欠席は1回につき1点、遅刻は1回につき0.5点を減点する。</p> <p>期末試験はその得点を以て評価する。期末試験については、総則分野と家族法分野からそれぞれ大問一問ずつ、それぞれ50点満点で出題する。</p> <p>成績評価における平常点と期末試験の点数の比重は、半々とする。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>総則分野について</p> <p>事前にTKCの教育支援システムで、予習すべきポイントを記した「予習ペーパー」を配信する。設例演習については、予習ペーパーの中に、取り上げる設例を記載する。自分なりに解答を考えておくこと。判例演習については、該当判例のコピーを事前に配布する。判例は一審から上告審までしっかり読んでおくこと。なお、演習がその場かぎりのものにならないように、基本書やノートの内容とのつながりに留意して知識の整理・充実に努めるとともに、授業で取り上げた判例・設例と類似の事例や問題等を探したり自分で考えたりして、問題解決能力のレベルアップにも努めること。演習の授業を、上手に利用して自学自習の中に取り込んでくれることを期待している。</p> <p>家族法分野について</p> <p>予習ペーパーを事前に配布しますので、それに沿って事前の学習を進めてください。該当判例および参考判例について、事前に読んで、事実関係、第1審から上告審までの裁判所の判断の変化をきちんと把握しておくようにしてく</p>

	<p>ださい。また、授業がその場かぎりのものにならないように、教科書等でポイントとなる点をあらかじめ確認しておき、授業後に自分なりに論点を整理し、まとめておくように心がけてください。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書等は特に指定しない。（「準備学習等についての具体的な指示」参照）。</p>
履修条件	<p>民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴを履修済みか、並行して履修しており、基本的な知識と基礎的な法的思考能力を備えていること。</p>

23. 商法演習

授業科目名 (カナ)	商法演習 (ショウホウエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	横尾 亘 (ヨコオ ワタル)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	月5
講義の概要	商法演習で勉強する範囲は主として会社法分野全般となる (必要な限りで商法総則・手形法なども含まれる)。テキストにある各クエスチョンに対する解答を準備して答えてもらう形で講義を進める。それらを踏まえて自分なりの答案を作成してもらえれば、商法OHの時間にコメントしたい。
到達目標	1年次の「商法1」等で得た基礎知識を総動員して、具体的かつ複雑な事例問題を解決する作業を通じて、実務家に要求される真の応用能力ないし考える力を養成することが主目的である。その過程において、法も不完全であることを理解させ、また、会社法における正義とは何か、合理主義と正義との関係とを考える緒口を与えたい。さらに、自己の意見を他人に伝える能力、他人の意見を尊重して理解する能力、自己の意見を反対意見と調整する能力、および反対意見を説得する能力を養成することが、副次的な目的である。
各回の授業内容	<p>大体において、下記のテキストの第1部「紛争解決編」の設例順に進行する予定であるが、取締役の報酬は後に回す。また、12-1は取り扱わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 株式の譲渡 (1-1、1-2、1-3) 2. 株主総会決議の瑕疵等 (2-1、2-2、2-3) 3. 代表行為と取引の安全 (3-1、3-2、3-3) 4. 競業取引・利益相反取引 (4-1、4-2、4-3) 5. 競業取引・利益相反取引 (4-4)、取締役の会社に対する責任 (6-1、6-2) 6. 取締役の会社に対する責任 (6-2、6-3、6-4) 7. 取締役の会社に対する責任 (6-5)、取締役の第三者に対する責任 (7-1、7-2) 8. 取締役の第三者に対する責任 (7-3、7-4)、違法な募集株式の発行 (8-1) 9. 設立 (9-1、9-2、9-3) 10. 設立 (9-4)、株主代表訴訟 (10-1、10-2) 11. 株主代表訴訟 (10-3)、監査役、会計監査人、計算 (11-1、11-2)

	<p>12. 監査役、会計監査人、計算（11－3）、会社法総則の諸問題（12－2）</p> <p>13. 取締役の報酬（5－1、5－2、5－3）</p> <p>14. 取締役の報酬（5－4）</p> <p>15. 予備日</p>
成績評価の方法	<p>平常点（15点）と期末試験（85点）の合計で評価する。欠席は1回につき平常点から1点、遅刻は1回につき平常点から0.5点減点する。その他、予習をしていないことが明らかな場合、および授業中の応答・発言の内容、および授業に取り組む姿勢・態度・熱意が減点に値する場合はその程度に応じて減点する。逆に、優れた意見を述べた場合等は加点することがある。</p>
成績評価の基準	<p>① 会社法分野において重要な論点を把握し理解しているかどうか、②事例問題を読み、そこに含まれる会社法上の問題点を指摘できるかどうか、が基準となる。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>全員が、次回の下記のテキストの事例問題を精読し、1年次のレジュメ、基本書、テキストに掲載された参考書、および関係判例に目を通して、自分なりの解答を用意してることが、本演習参加の最低条件である。報告者は特に指定せず、毎回の授業で参加者全員にまんべんなく質問する。授業では、時間の制約から問題の一部を省略せざるを得ないが、学生諸君は、全部について予習することを期待している。</p>
教科書・参考文献	<p>前田雅弘ほか『会社法事例演習教材[第3版]』（2016年、有斐閣、3000円＋税）を使用する。参考文献はテキスト掲載のもの、および、各種コンメンタール（商事法務、中央経済社、日本評論社）が参考になる。</p>
履修条件	<p>「商法」（1年次）の単位を修得していることを原則とする。</p>

24. 民事手続法演習

授業科目名 (カナ)	民事手続法演習 (ミンジテツヅキホウエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	濱崎 録 (ハマサキ フミ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	金 2
講義の概要	<p>本演習では、①民事手続法の講義によって得た民事訴訟と民訴法についての基本的な理解を踏まえた上で、民訴理論上の諸問題についての理解をさらに確かなものとするために、諸問題のうち重要な論点に関する判例をもとに検討と議論を行う。この内容は、本学が重視する法曹に必要な4つの要素のうち(2)の能力を涵養することに役立つ。</p> <p>本演習では、前半と後半に分けて、各回のテーマと関連する判例を複数検討・討論することを通して、基本概念を多角的に理解することを目指す。このことにより、民事訴訟の基本概念が具体的にどのような問題として発現するかを理解することができるとともに、異なる立場や見解があり得ることを認識して視野を広げ、その内容を素早く正確に理解し、これに対する的確な反論を用意するなど、問題発見、分析能力を養うことができる。これは、本学が重視する法曹に必要な4つの要素の(3)の能力を涵養することに通じる。</p> <p>演習の進め方は、各回のテーマごとに担当者に複数の判例を割り振る。担当者は担当判例について、事案の概要、判旨、各判例の意義と関係を検討し報告する。他の受講者は、この報告をもとにして、当該テーマについて議論する。</p>
到達目標	判例演習により民訴法の重要問題について概念および判例の理解の定着を図る。また、自らの見解を説得的に展開できるようになることを目指す。
各回の授業内容	<p>【前半】</p> <p>第1回 条件付法律関係と将来の権利関係の確認 最判平11・1・21民集53-1-1 / 東京地判平19・3・26判時1965-3</p> <p>第2回 遺産確認の訴えと具体的相続分確認の訴え 最判平12・2・24民集54-2-523 / 最判昭61・3・13民集40-2-389</p> <p>第3回 将来給付の訴えと将来の損害賠償請求 最判昭56・12・16民集35-10-1369 / 最判平24・12・21判時2175-20</p> <p>第4回 権利能力なき団体の当事者適格 最判平6・5・31民集48-4-1065 / 最判平26・2・27民集68-2-192</p> <p>第5回 一部請求</p>

	<p>最判平10・6・12民集52-4-1147 / 最判昭32・6・7民集11-6-948 最判昭48・4・5民集27-3-419</p> <p>第6回 重複訴訟 最判平3・12・17民集45-9-1435 / 最判平10・6・30民集52-4-1225 最判平16・3・25民集58-3-753</p> <p>第7回 当事者からの主張の要否 最判昭36・4・27民集15-4-901 / 大判大5・12・23民録22-2480</p> <p>第8回 予備日 予定通り進んだ場合には、最判昭41・9・22民集20-7-1392 【後半】</p> <p>第9回 既判力とその周辺法理 最判昭44・6・24判時569-48 / 最判昭51・9・30民集30-8-799 最判昭49・4・26民集28-3-503 / 最判平9・3・14判時1600-89</p> <p>第10回 控訴の利益 最判昭31・4・3民集10-4-297 / 最判昭58・3・22判時1074-55</p> <p>第11回 不利益変更禁止の原則 最判昭61・9・4判時1215-47 / 最判平6・11・22民集48-7-1355</p> <p>第12回 独立当事者参加 最判平6・9・27判時1513-111 / 仙台高判昭55・5・30判タ419-112 最判平22・3・16民集64-2-498</p> <p>第13回 固有必要的共同訴訟の成否 最判平15・7・11民集57-7-787 / 最判昭和43・3・15民集22-3-607 最判平元・3・28民集43-3-167</p> <p>第14回 固有必要的共同訴訟の成否その2 最判昭和41・11・25民集20-9-1921 / 最判平20・7・17民集62-7-1994 最判平成11・11・9民集53-8-1421</p> <p>第15回 補助参加と訴訟告知 東京高決平20・4・30判時2005-16 / 名古屋高決昭43・9・30 最判昭45・10・22民集24-11-1583 / 最判平14・1・22判時1776-67</p>
成績評価の方法	平常点30点と期末試験（70点）により評価する。
成績評価の基準	平常点は、報告の担当および議論への参加度によって評価する。なお、授業への出席が3分の2を下回った場合、期末試験の受験資格を失う（欠席は1回ごとに平常点から3点減じる）。
準備・事後学習についての具体的な指示	受講者は、各判例の内容を理解して議論に臨むこと。また、テーマに関する議論状況や判例の意義をまとめておくことが効果的である。さらに、高橋宏志『重点講義民事訴訟法（上・下第2版補訂版）』を読むことも大変効果的である。
教科書・参考文献	特に教科書は指定しないが、長谷部由起子ほか編『基礎演習民事訴訟法（第2版）』（弘文堂、2014年）、勅使河原和彦『読解民事訴訟法』などが有効である。

履修条件	民事手続法を履修していること。
------	-----------------

25. 民法法総合演習 I

授業科目名 (カナ)	民法法総合演習 I (ミンジホウソウゴウエンシュウイチ)
担当教員名 (カナ)	和田 安夫 (ワダ ヤスオ) 長倉 忍 (ナガクラ シノブ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	水 3
講義の概要	<p>3年次前期までに修得した、民法・商法・民事特別法等(特に民法)の民法法関係の実体法と、これを実現する手段としての民事訴訟法・民事執行法・民事保全法・人事訴訟法・家事事件手続法等(特に民事訴訟法)の手続法とが、有機的に関連し合って、法曹実務における具体的紛争解決や権利実現に寄与していることを再認識し、これらの諸法を適用し使いこなして具体的紛争を解決するという、法律家としての能力練成の総仕上げを行う。</p> <p>とくに、上記の具体的紛争解決等に際し、訴訟物を的確に把握すること、および同訴訟物を要件事実により事案を整理することが必要不可欠(大前提)であることを理解し、これを意識的に訓練することを行う。</p>
到達目標	<p>事例問題を作成し、これについて即日起案を行い、あるいは演習の中で議論を行う。①具体的な問題に対して、法的に意味のある事実を正確に把握し、これに対して有用な法律を適用すること、②適用に当たっては、説得的な解釈、経験則に乗っ取ったあてはめを行うこと、以上の2つを(時間と資料の)物理的制約の中でできるようになることが本講義の大きな目標である。</p> <p>本授業への積極的かつ真摯な参加により、妥当な結論を導く能力、バランス感覚、答案作成にあたっての時間配分などについても身に付けることができるものと考えている。</p> <p>本授業に真摯に取り組むことにより、本学が「養成する人材」として重視している4つの要素が、実際に具体的に涵養され発揮されるものである。</p>
各回の授業内容	<p>授業は、比較的近時の判例や現実に実務家教員等が体験した事件等を基礎として作成したオリジナルの事例問題等につきあらかじめ答案を作成した上で、問答方式・ディスカッション方式により講義を進めていく。</p> <p>その際、研究者教員と実務家教員とが一組になって毎回両者が問題作成や授業等に臨み、具体的な設例をめぐって、実務的な観点と学問的な観点との双方からのアプローチを試みる。</p> <p>上記実体法及び手続法双方について、要件事実論をも活用しながら、当該設例を素材にして、事実の分析と抽出能力、法的構成から結論へと至る思考力、</p>

	<p>及びこれらの思考過程を文章として表現する力、さらにはこの結論を実現するための訴訟等の法的手続、及び交渉等の訴訟外での手段についてまで、すべての点の研鑽を図り、目前に提示された具体的紛争について、法律を駆使して妥当な解決を導き得るための総合的な能力獲得のための訓練を行う。</p> <p>具体的には以下のような方法を取る。</p> <p>I. 授業に先立って、又は授業の最初に、上記講義目的に適合した具体的事例から成る教材や問題文等を予め配布し、各自それに対して答案作成を時間内に行い、提出する。教員側は、これについての具体的な解説解答等を準備し、その後の授業において解説や発問・解答などを行う。提出された答案は、希望により添削を行って返却し（同添削作業には、本授業のTAである岡田美紀弁護士も関与する）、良くできたものがあれば、同意を得た上で「参考答案」としてコピーして一同に配布することもある。同添削終了後、例えば多くの学生が間違えた点など注意を喚起したいことがあれば、それらを記載したものを配布する。</p> <p>II. 事案及び教材の内容により、例えば以下のような授業方法を適宜組み合わせで行う。</p> <p>(1) 授業の場で事例形式の問題文を配付して、これについての回答を時間内に考え、その後、これについて適任教員が解説や問答・ディスカッション形式による演習を行う方法</p> <p>(2) 検討課題や事例問題等を予め出題し、これについて学生各自が解答準備や答案作成の上、授業（解説解答や演習を行う）に臨む方法</p> <p>(3) ある学生が、口頭であるいは答案等の中で提起した具体的意見について、これを授業中で取り上げ、他の学生や教員からの意見発表、そのサポートあるいは反論、再反論・・・といった意見交換を行い、全員で討議をするという方法</p> <p>(4) その他、上記事例において提起された諸問題について、教員からの意見発表や解説や講評、場合によっては教員間でのディスカッション等を行う。</p> <p>III 「具体的紛争についての総合的な解決能力を獲得すること」が目的であるので、ひとつの事例問題について必ずしも1回の授業で終了することにこだわらず、場合によっては2回以上に亘って討議や検討を行うこともある。</p>
成績評価の方法	中間試験、期末試験。

成績評価の基準	<p>中間試験5割、期末試験5割の比重で評価する。各試験において、実体法と手続法の問題を出す。その比重は1：1とする。</p> <p>以上の他、あくまで補足的にはあるが、全授業の過程で、参考（優秀）答案の作成や積極的な発言等のうち秀逸なものがあった場合には、教員においてこれらを記録しておき、上記試験成績に加えてのプラス評価材料として考慮することがある。ただしこのような方法での「プラス評価」を行う場合、上記試験成績との評価の比重は1：9程度とする。</p> <p>また、本授業においては、いわゆる出席点をつけるものではないが、積極的に授業に参加できていることが、上述のとおりプラスに評価されること、反対に、出席状況が悪い場合、マイナスに作用することがある。</p> <p>また、上記のような授業目的の性質上、再試験は行わない。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>必要に応じ、授業前または授業中に、適宜指示する。</p> <p>一般論として、当該具体的事案の適正な法的解決を図ること（法律構成の適正さ）、事案全体から読み取れる要件事実とそれ以外の事実は何か（要件事実の分類及び事実認定関係）、それら事実に適用するために具体的に必要な諸法及び法律構成はどのようなものか、各要件事実の立証責任は誰にあるか、これらの諸観点につきひとつだけではなく複数の異なる構成が考えられないか、最終的な結論は社会的に妥当なものであるか、等を常に念頭において（それがすなわち原告、被告、裁判官、といった複眼的視野の育成に直結する）授業に臨んでほしい。</p>
教科書・参考文献	適宜指示または配布する。
履修条件	1年次、2年次で学習した民事実体法及び手続法、そして要件事実論についての知識が身に付いていることが、総合的に必要である。

26. 民法法総合演習Ⅱ

授業科目名 (カナ)	民法法総合演習Ⅱ (ミンジホウソウゴウエンシュウ ニ)
担当教員名 (カナ)	横尾 亘 (ヨコオ ワタル) 吉田 知弘 (ヨシダ トモヒロ) / 濱崎 録 (ハマサキ フミ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	金 3
講義の概要	本授業は、商法・会社法と民事手続法の双方にまたがる比較的複雑な法律問題がある事例を、受講生ができるだけ多角的に実際の事件や設例を分析し、的確に論点を抽出した上で、これに対する自分の意見を述べ、互いに議論をする。
到達目標	上記のような議論を通じて、いろいろなものの見方・考え方があり得ることを学ぶとともに、それを通して自己の見解をより整合性があり説得力を有するものへと高めていく力を涵養することを目指すものである。
各回の授業内容	<p>【授業の方法】</p> <p>1 第Ⅰ部について 第Ⅰ部 (1～8回) は、下記「各回の授業内容」欄に記載した予定に従い、受講生全員が各回の該当範囲について十分な予習をしてきた上で、活発な議論を展開する。なお、第8回は中間試験である。</p> <p>2 第Ⅱ部について 第Ⅱ部 (9～15回) は、各テーマに関係する判例を通して、問題となる点や判例の射程について議論を行う。また、当該判例と関連する実際の事例を読んで書面を作成することにより、さらに問題点の理解を深めるとともに、法律実務家として文書作成能力の向上も目指す。</p> <p>【各回の内容】</p> <p>第1回 株主総会の瑕疵をめぐる問題 (後掲『演習講座』第7問) 第2回 共有株式の提訴権者、株式の相続と訴訟の承継 (演習講座第8問) 第3回 株主権の濫用 (演習講座第10問) 第4回 募集新株予約権の発行と差止め (後掲『事例会社法』・事例14) 第5回 吸収合併と差止め (事例会社法・事例5) 第6回 全部取得条項付種類株式 (事例会社法・事例22) 第7回 本年度司法試験問題 (商法) を教材として使用する予定である。 第8回 中間試験 (第Ⅰ部の試験) を実施する予定である。(以上第Ⅰ部)</p>

	<p>第9回 和解と訴訟の終了</p> <p>a) 最判昭 45・12・15【民訴百選 18 事件】</p> <p>b) 最判昭 38・2・21【民訴百選 19 事件】</p> <p>c) 最判昭 33・6・14【民訴百選 93 事件】＊</p> <p>d) 最判昭 43・2・15【民訴百選 94 事件】＊</p> <p>[平成 26 年司法試験民事系第 3 問]</p> <p>第 10 回 多数当事者訴訟</p> <p>a) 最判昭 48・4・24 民集 27-3-596【民訴百選 108 事件】</p> <p>b) 最判平 6・9・27 判時 1513-111【民訴百選 105 事件】</p> <p>c) 最判昭 58・4・1 民集 37-3-201 ＊</p> <p>d) 最判平 9・4・2 民集 51-4-1673 ＊</p> <p>e) 最判平 12・7・7 民集 54-6-1767【民訴百選 101 事件】</p> <p>[平成 23 年司法試験民事系第 3 問]</p> <p>第 11 回 債務不存在確認の訴え</p> <p>a) 最判昭 40・9・17【民訴百選 76 事件】</p> <p>b) 最判平 16・3・25【民訴百選 29 事件】</p> <p>[平成 22 年司法試験民事系第 2 問]</p> <p>第 12 回 訴訟承継</p> <p>a) 最大判昭 45・7・15 民集 24-7-804【民訴百選 A35 事件】</p> <p>b) 東京高決昭 54・9・28 下民集 30-9~12-443【民訴百選 A36】</p> <p>[事前配布の事例問題]</p> <p>第 13 回 一部請求</p> <p>a) 最判平 27・2・17 民集 69-1-1</p> <p>b) 最判平 25・6・6 民集 67-5-1208</p> <p>[平成 27 年司法試験民事系第 3 問]</p> <p>第 14 回 複数請求訴訟と控訴</p> <p>[事前配布の事例問題]</p> <p>第 15 回 補助参加と同時審判申出共同訴訟</p> <p>[事前配布の事例問題]</p> <p>(以上第Ⅱ部)</p>
成績評価の方法	<p>第Ⅰ部は、平常点10点、中間試験40点で評価し、合算する。第Ⅱ部は、平常点20点、期末試験30点で評価する。</p> <p>なお、出席が3分の2に満たない場合は、上記各試験の受験資格を失う。</p>

成績評価の基準	<p>第Ⅰ部は、中間試験の点数に、質疑応答の発言内容を評価基準として10点を上限として評価し、加点する。</p> <p>第Ⅱ部は、期末試験の点数に、あらかじめ事例を読んで作成してきた書面の内容と授業中の質疑応答の発言内容を評価基準として20点を上限として評価し、加点する。</p> <p>第Ⅰ部、第Ⅱ部いずれも、複雑な事例に含まれる会社法上、民事訴訟法上の問題点を適切に把握し、自分なりの立場から論ずることのできる力があるかどうか成績評価の基準となる。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>Ⅰ部では、事前に設例・事例をよく読み、教員側からの質問に対して自分なりの解答が口頭でできるよう準備しておくことが求められる。事後学習としては自分で答案を実際に作成してみることが有益である。</p> <p>Ⅱ部では、受講者は、指定されている問題について書面を作成したうえで、あらかじめ挙げられている判例の事実関係、判旨および当該判例の意義を確認しておくことが求められる。事後学習では、講義中の討論を踏まえて、事前に作成した書面について、再度作成しなおすことが有益である。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：第Ⅰ部は、飯村佳夫ほか編『ロースクール演習講座②民事法Ⅱ—商法・民法・民事訴訟法—』（民事法研究会、2008年）、および、伊藤靖史ほか『事例で考える会社法（第2版）』（有斐閣、2015年）を使用する。前者（「各回の内容」においては『演習講座』と表記）は、近年入手困難になってきているため事前にコピーを事務室にて配布する（購入を強制しない）が、後者（「各回の内容」においては『事例会社法』と表記）、は修了後の自学自習にも適しているし会社法改正にも対応しているので、ぜひ購入してほしい（こちらのコピーは教員側から配布しない）。</p> <p>Ⅱ部では、教科書は特に指定しないが、民事手続法および民事手続法演習で用いた各自の基本書を使用する。そのほかの文献については、各テーマに沿って、授業中に紹介する。</p>
履修条件	民法演習、商法演習、民事手続法演習を履修済みであること。

27. 民事法事例演習

授業科目名 (カナ)	民事法事例演習 (ミンジホウジレイエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	多田 利隆 (タダ トシタカ) 和田 安夫 (ワダ ヤスオ) 西郷 雅彦 (サイゴウ マサヒコ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	木4
講義の概要	<p>この授業は、本学が法曹に必要な資質として特に重視する4つの要素 (学生便覧参照)のうち、主に②および③の能力の養成に資することを目的としている。すなわち、民法および民事訴訟法についてひととおりの知識と問題解決能力を修得していることを前提として、実際に社会に生起するようなある程度複雑な仮設事例問題の検討を通じて、法律知識をより確かなものとするとともに、問題解決能力を一段と高める授業を行う(上記の②の要素)。また、演習形式の授業であること、参加学生が起案してきた解答に基づいて全員で議論を行うことを予定していることから、他人と議論し、説得できる能力を涵養するとともに、法曹に要求される法的文書の作成能力を養うことが可能となる(上記の③の要素)。なお、①と④の要素については、毎回テーマを検討する過程において教員の発言内容等からそれらを感じ取ってもらい、いわば間接的にこれらの能力の養成を行うことになる。</p> <p>このいずれもが、一朝一夕に習得することの難しい能力である。まず事実を分析し、そのどこに法的な問題があるかを発見すること。次に、その問題の解決に必要な法規定を発見し、事案の具体的内容に即した妥当な結論を洞察しながら、法規定の解釈という作業を通じて法的筋道を示して妥当な解決を導くこと。そして、このような組み合わせ作業を具体的に実践し、それに対して様々な指摘等を受ける経験を重ねることによって、法の適用の仕方を自分のものとして会得し身につけることができれば、この授業の目的は達成されたことになる。</p>
到達目標	<p>教科書にあげられている問題に対する解答を考える過程で、どの事実にどの条文が適用されるか、その条文のどの文言が重要になるかを体験的に修得すること。さらに言うならば、問題文の中から重要な事実をどのようにまとめて取り出せば、条文の適用が可能になるかという、一見詳細に過ぎるように見える問題を実際に解いてみることで、それらを通じて自分だけで考えて、類似の推論ができるようになることが到達目標である。</p>

各回の授業内容	<p>教科書(『民法総合・事例演習』第2版)第Ⅱ部、第Ⅲ部にあげられている問題の中から参加学生と相談の上、あらかじめ適宜選択して検討する。</p> <p>参加者は、テキストの Checkpoints や Materials を参考に、Keypoints と Questionsに対する答えを準備しておくこと。そして、できるだけ、授業終了後に設例に対する自分なりの解答を作成して提出すること(成績評価との関係があるので、少なくとも1回は提出すること)。</p>
成績評価の方法	レポート(設例に対する解答を起案したもの)、発言状況など授業への取り組み方。
成績評価の基準	レポート(設例に対する解答を起案したもの)の内容と、発言状況など授業への取り組み方とを勘案して評価する。両方の比重は原則として5割ずつとする。なお、2/3以上出席しなければ、単位認定は受けられない。
準備・事後学習についての具体的な指示	教科書には、問題に対する解答がついていない。著者は、学生が自分で考え、調べて、結論にたどりつくプロセスが重要であると考えているのであろう。この授業も、そういうプロセスを重視するものである。したがって、各学生が自分で予習することが非常に重要である。全問について事前に十分な解答を準備することはなかなかむずかしいであろうが、できるだけチャレンジをし授業に出席すること。自分なりにいろいろと検討したあとで、授業で他の人の考え方を聞いたり自分の意見を言って議論をすることが、民法と民事訴訟法分野の力をこの時期に大きく伸ばす非常に良い機会となるはずである。
教科書・参考文献	<p>教科書：松岡久和・潮見佳男・山本敬三著『民法総合・事例演習(第2版)』(有斐閣、2009年)</p> <p>参考書： 鎌田薫・加藤新太郎等編著『民事法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ』(日本評論社、いずれも2005年)</p>
履修条件	民法Ⅰ～Ⅴおよび民事手続法を履修済みであること。

30. 刑事手続法

授業科目名 (カナ)	刑事手続法 (ケイジテツヅキホウ)
担当教員名 (カナ)	小山 雅亀 (コヤマ マサキ)
履修年次	2年次
単位	4単位
授業時間 (前期)	月3、金1
講義の概要	<p>実体刑法についての十分な理解を前提にして、実体刑法の具体的実現をはかる手続きを規定する刑事訴訟法(「形式的意味での刑事訴訟法」ではなく「実質的意味の刑事訴訟法」を意味する)を——学生の積極的参加(双方向性)をも前提としつつ——講義する。</p> <p>本講義は、下記の「各回ごとの授業内容」に示した所からも明らかなように、おおむね刑事手続きの進行に合わせて、講義を進めていく予定である(講義のより詳細な内容については、配布するレジュメを参照)。ただし、各回の講義内容については、授業の進行に応じて変更することがある。</p> <p>なお、下記の教科書・参考書の項目において示しているように、いずれについても本年3月末に新版が出される予定であるため、出版され次第、講義ではそれ(新版)を用いる。</p>
到達目標	<p>本学の「養成する人材」の(2)「さまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力」の養成を主たる目的とし、とくに刑事手続の分野における正確な法律知識および(主として判例の読解を通して)事案に対する法的判断能力の養成を目指す。さらに、副次的ではあるが、新しい問題をも取り上げることによって上記「養成する人材」の(3)の紛争解決能力や同(4)応用力や創造力のための基礎的素養の養成をも目的とする。</p>
各回の授業内容	<p>講義の概要で示したように、各回の講義内容中に示したテキストのページ数や百選の事件番号は、旧版のものであり、新版とはページ数や事件番号が異なっていることに注意。</p> <p>1. 刑事訴訟法概説 刑事訴訟法の歴史的概観と全体像理解を目的とする。 テキストpp1～38参照</p> <p>2. 捜査総論・捜査の原則</p>

捜査の意義・原則の理解を目的とする。

とくに令状主義、強制処分法定主義との関係で、任意捜査と強制捜査の区分について正確な理解の獲得を目的とする。

テキストpp. 39～48、百選1、9、10事件、争点21参照

3. 捜査各論 1 (新しい捜査方法と捜査の端緒)

刑訴法が必ずしも予定しなかった新しい捜査方法(とくにおとり捜査)および捜査の端緒(とくに職務質問・自動車検問)に関する諸問題の理解を目的とする。

テキストpp. 48～69、百選2～5、12事件参照。

4. 捜査各論 2 (对人的強制処分総論)

逮捕と勾留に関する基本的な知識の修得を目的とする。

テキストpp. 70～82、百選6、13～16事件参照。

5. 捜査各論 3 (对人的強制処分各論)

逮捕と勾留をめぐる諸問題について正確な知識の修得を目的とする。

とくに「別件逮捕」と余罪取調べの関係については、複雑な議論が存するので、その点についての正確な理解を目的とする。

テキストpp. 82～85、百選16～19事件参照。

6. 捜査各論 4 (対物的強制処分総論1)

対物的強制処分の全体像と令状による搜索・差押えに関する基本的な知識の修得を目的とする。

テキストpp. 86～91、百選21～22、24～26事件参照。

7. 捜査各論 5 (対物的強制処分総論2)

令状の具体的な執行手続きと令状によらない搜索・差押えに関する基本的な知識の修得を目的とする。

テキストpp. 91～95、百選20、23、27～30事件参照。

8. 捜査各論 6 (対物的強制処分各論1)

検証・鑑定に関する基本的な知識の修得とともに、新しく生じてきた科学的捜査に関する正確な知識の修得を目的とする。

テキストpp. 96～118、百選9、31～35事件参照。

9. 捜査各論 7 (供述証拠の収集)

被疑者およびその他の者からの供述証拠の収集手続きに関する基本的な

	<p>知識の修得を目的とする。 テキストpp. 119～131、百選6～8、18事件参照。</p> <p>10. 被疑者の防御権総論 捜査段階における被疑者の防御権に関する基本的な知識の修得を目的とする。 テキストpp. 131～144、百選36、64、A7、A8事件参照。</p> <p>11. 被疑者の防御権各論 主として、弁護人の援助を受ける権利をめぐる諸問題に関する正確な知識の修得を目的とする。捜査の終結についても概観する。 テキストpp. 144～154、百選36～39、A9事件参照。</p> <p>12. 公訴総論 公訴に関する諸原則や不当な起訴の抑制制度についての基本的な知識の修得を目的とする。 テキストpp. 155～174、百選A12参照。 なお、テキスト第1章および第2章について的小テスト(正解を選択する方式)を実施する予定である。</p> <p>13. 公訴各論(1) 公訴権と訴訟条件をめぐる諸問題に関する正確な知識の修得を目的とする。 テキストpp. 174～193、百選40～41、44、61、A13事件参照。</p> <p>14. 公訴各論(2) 訴訟行為に関する基本的な知識を習得するとともに、公訴の提起に関する正確な知識の修得を目的とする。 テキストpp. 193～204、百選42、54事件参照。</p> <p>15. 公訴各論(3) 起訴状の記載をめぐる諸問題に関する正確な知識の修得を目的とする。 また、簡易裁判手続きに関する基本的な知識の修得をも目的とする。 テキストpp. 204～218、百選43、45、53、A15事件参照。</p> <p>16. これまでの復習とまとめ テキスト第1章から第3章までを振り返るとともに、この分野についてのテスト及び解説を行う。</p>
--	--

17. 公判総論

起訴後の手続き（公判手続き）の概略と諸原則に関する基本的な知識の修得を目的とする。

テキストpp. 219～242、百選52、55～56、A26～A27事件参照。

なお、テキスト第3章についての小テスト（正解を選択する方式）を実施する予定である。

18. 公判手続き各論(1)

公判の諸原則および公判の準備手続きに関する、また公判前整理手続きの概要に関する基本的な知識の修得を目的とする。

テキストpp. 242～269、百選57～58事件、A23～A25事件参照。

19. 公判手続き各論(2)

公判前整理手続きをめぐる諸問題の正確な理解とともに、多様な形態の公判手続きとくに裁判員裁判の概要についての基本的な知識の修得を目的とする。

テキストpp. 269～296、百選59～60事件参照。

20. 公判手続き各論(3)

テキストと順序は異なるが、証拠調べ手続についての基本的な知識の修得を目的とする。

テキストpp. 339～351、355～367、百選71～73事件、A27事件参照。

21. 公判手続き各論(4)

通常公判手続きの変形としての簡易公判手続き、裁判員に参加する公判手続きをめぐる諸問題についての正確な知識の修得を目的とする。

テキストpp. 296～315、百選59、62事件参照。

22. 審判対象論(1)

審判対象の意味と全体像の基本的な理解を得たうえで、訴因変更の要否に関する正確な知識の修得を目的とする。

テキストpp. 315～328、百選46、51、A16～18、A21事件参照。

23. 審判対象論(2)

訴因変更の空間的・時期的限界、訴因変更命令についての正確な知識の修得を目的とする。

テキストpp. 328～340、百選47～49、A11、A16、A17、A21事件参照。

	<p>24. 証拠法概論 証拠法の意味と全体像についての基本的な知識の修得を目的とする。 テキストpp341～355、百選63～65、A28～29事件参照。 テキスト第4章についての小テスト(正解を選択する方式)を実施する。</p> <p>25. 証拠法各論(1)(証拠の許容性) 証拠能力に関する考え方の基本について理解したうえで、違法収集証拠排除法則の基本と全体像についての基本的な知識の修得を目的とする。 テキストpp. 368～380、百選66～70、94事件参照。</p> <p>26. 証拠法各論(2)(自白法則の基本) 自白法則の全体像についての基本的な知識の修得と自白の証拠能力めぐる諸問題についての正確な知識の修得を目的とする。 テキストpp. 380～387、百選74～78事件参照。</p> <p>27. 証拠法各論(3)(自白法則) 前講で検討できなかった自白法則をめぐる諸問題についての正確な知識の修得および伝聞法則の基本的知識の修得を目的とする。 テキストpp. 387～402、百選81～82、A30～A31事件参照。</p> <p>28. 証拠法各論(4)(伝聞証拠の基本) 伝聞法則も全体像について知識の修得と伝聞証拠の意味および321条1項書面についての正確な知識の修得を目的とする。 テキストpp. 402～415、百選83～85、71、A32～A34事件参照。</p> <p>29. 証拠法各論(5)(伝聞例外) 前講で検討できなかった伝聞例外をめぐる諸問題についての正確な知識の修得を目的とする。 テキストpp. 415～424、百選86～92、A35～38事件参照。</p> <p>30. 裁判と上訴概論 裁判と上訴の意味・全体像についての基本的な知識の修得を目的とする。 テキストpp. 425～477、百選97～101、A39～41事件参照。 テキスト第5章についての小テスト(正解を選択する方式)を実施する。</p>
成績評価の方法	試験の結果(中間試験と期末試験)と講義の中で指摘する課題への取り組み(4回の小テストを含む)を総合的に評価する。おおむね前者を75点(中間試験を25点、短答式試験を含む期末試験を50点)、後者を25点で採点して合計する。

	<p>なお、再試験は行わない。</p>
成績評価の基準	<p>「正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力」を測定できるように、正確な法律知識については主として短答式で確認し、それを超えた能力については中間試験と期末試験の論述式で確認する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>以下に指摘する教科書・参考書において十分な理解を得た上で講義に積極的な姿勢で臨むことが求められる。なお、各界の授業予定に記載した講義の範囲及び参考判例を参照しておくこと。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：田口守一『刑事訴訟法(第6版)』弘文堂 参考文献：井上正仁編『刑事訴訟法判例百選[第9版]』（有斐閣）</p> <p>その他は参考図書に指定したもの</p> <p>レジュメおよび参考資料は配布する予定である。なお、上記「各回の授業予定」に記載したテキストの頁数は、田口・前掲書の該当頁を示している。ただし、本年3月末に、上記の教科書及び参考文献の新版が出版される予定であるため、講義においてはそれを用いる予定である。</p>
履修条件	<p>刑法ⅠとⅡを履修していること。</p>

32. 刑事法総合演習 I

授業科目名 (カナ)	刑事法総合演習 I (ケイジホウソウゴウエンシュウイチ)
担当教員名 (カナ)	小野寺 雅之 (オノデラ マサユキ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	水 2
講義の概要	<p>教員作成の教材「実務刑事手続法講義案 [捜査編] ・ [公判編] 」を使用して、捜査と公判の分野における刑事訴訟法上の問題点を学んでもらう。</p> <p>適宜、司法試験論文問題を演習の課題として検討する。</p>
到達目標	<p>実務刑事手続法講義案 [捜査編] ・ [公判編] には、被疑者を現行犯逮捕するまでの一連の踏査手続の適法性、被疑者を勾留する理由と必要性及び被疑者勾留段階で選任された弁護人の弁護活動といったものが含まれているが、それらの検討を通して、身柄拘束が、法的根拠がなければそれ自体犯罪を構成するような極めて重大な人権制約であるため、身柄拘束手続については刑法上厳格な要件が規定されているということ前提として、そのような視点から各規定の内容を理解すると共に、具体的な事例を前提として要件充足性を判断できる能力の涵養の実現を目標とする。また、公判の分野に関しては、訴因のもつ機能を踏まえて、訴因の特定、訴因変更の要否・可否といった論点について、実際の公判手続の進行という視点から理解してもらうことを目標とする。</p> <p>【授業の目的と「法曹に必要な資質」との関係】</p> <p>上記目標による授業は、「法曹に必要な資質」のうち(2)「・・・正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断（法的分析と推論）を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること」を現実化しようとの試みの一端となるものであり、また、被疑者の立場からの考察をすることなどにより、(1)「他人の痛みを共有できる豊かな人間性・・・」の養成を図るものでもある。</p> <p>そして、予め設定した検討事項について、受講生の発言を求め、自らの思考が説得的に表現できるように導くが、これは「法曹に必要な資質」のうち、(3)「前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力を備えていること」との内容を実現しようとする具体的方策である。</p>

各回の授業内容	<p>1, オリエンテーション 授業の進行方法や使用教材等の説明</p> <p>2, 公判に関する問題点 1 第 1 講：公訴の提起</p> <p>3, 公判に関する問題点 2 第 2 講：訴因の特定</p> <p>4, 公判に関する問題点 3 第 3 講：訴因変更の要否</p> <p>5, 公判に関する問題点 4 第 4 講：訴因変更の可否</p> <p>6, 公判に関する問題点 3 第 5 講：択一的認定と訴因変更の要否 第 6 講：判決の効力</p> <p>7, 中間試験 1（公判）</p> <p>8, 捜査手続の適法性 1 第 1 講：起訴前の捜査と起訴後の捜査 第 2 講：告訴・自首 第 3 講：職務質問・任意同行・所持品検査</p> <p>9, 捜査手続の適法性 2 第 4 講：強制捜査の意義と任意捜査の限界</p> <p>10, 捜査手続の適法性 3 第 5 講：被疑者・被告人の身柄拘束</p> <p>11, 捜査手続の適法性 4 第 6 講：令状による搜索差押え</p> <p>12, 捜査手続の適法性 5 第 7 講：令状によらない搜索差押え 第 8 講：被疑者・被告人の防御</p> <p>13, 中間試験 2（捜査）</p> <p>14, 捜査・公判に関する総合問題 1</p> <p>15, 捜査・公判に関する総合問題 2</p>
成績評価の方法	<p>授業期間中に中間試験を 2 回行い、それぞれ 15 点満点で評価する。 授業で検討した内容を踏まえて期末試験を行い 70 点満点で評価する。 授業の出席数が 3 分の 2 に満たない場合は、期末試験の受験資格を認めない。 期末試験の再試験は行わない。 事前・事後の連絡なく欠席した場合は、1 回の欠席ごとに、期末試験の成績から 5 点を減点する。</p>
成績評価の基準	<p>中間試験、期末試験のいずれにおいても、試験実施直後に解説及び採点基準を記載した書面を配布する。</p>

準備・事後学習についての具体的な指示	<p>予め配布する資料による予習が不可欠である。</p> <p>授業には気持ちを集中して臨む必要があり，受講生に対する口頭での発問も含め，授業内容を聞き漏らすと，中間試験及び期末試験で単位取得に必要な点数を得点するのは極めて困難になるので，そのことを予告しておく。</p>
教科書・参考文献	各自が使用している刑法，刑事訴訟法の教科書
履修条件	特になし。

33. 刑事法総合演習Ⅱ

授業科目名 (カナ)	刑事法総合演習Ⅱ (ケイジホウソウゴウエンシュウニ)
担当教員名 (カナ)	小野寺 雅之 (オノデラ マサユキ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	金4
講義の概要	教員作成の教材「刑事実務問題演習」を使用して、刑法総論及び刑法各論における問題点を、演習問題を通じて学んでもらう。
到達目標	<p>3年次前期までに身につけた刑法及び刑事訴訟法の法律的知識と法律的判断能力を前提として、刑法上のいわゆる論点が、実際の事件ではどのような形で争点として現実化するのか、それらの争点に対してどのように解決を図るべきかを検討してもらい、現実の事件への実体法上の対応能力を高めることを目標とする。</p> <p>【授業の目的と「法曹に必要な資質」との関係】</p> <p>演習問題には、業務上横領罪、詐欺罪、背任罪等、財産犯上複数の犯罪の構成が可能な事案を前提に、訴因構成という点での確かな判断ができるかというものも含まれている。すなわち、実体法上、構成要件該当性の評価が的確にできることを前提として、事案の性質を考慮して、どのような犯罪が成立し得るかということと、当該行為者をどのように処罰するのが相当かという社会的常識、社会通念等を加味し、訴因とするのが相当と判断される犯罪構成というものを検討する。</p> <p>この授業は、「法曹に必要な資質」のうち、(4)「社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、適切に対応できるだけの応用力や想像力を備えていること・・・」の実現を意図するものである。</p> <p>また、予め設定した検討事項について、受講生の発言を求め、自らの思考が説得的に表現できるように指導するとともに、発言内容に応じてさらに質問を投げかけ、その場で即座に対応することを求めるが、このような授業方針は、「法曹に必要な資質」のうち、(3)「前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力を備えていること」をより高めようとの考えに基づくものである。</p>

各回の授業内容	<p>1, オリエンテーション 授業の進行方法や使用教材等の説明</p> <p>2, 刑法総論 1 検討テーマ：実行行為実行の着手時期</p> <p>3, 刑法総論 2 検討テーマ：因果関係</p> <p>4, 刑法総論 3 検討テーマ：不真性不作為犯</p> <p>5, 刑法総論 4 検討テーマ：正当防衛</p> <p>6, 刑法総論 5 検討テーマ：共謀共同正犯</p> <p>7, 刑法総論 6 検討テーマ：幫助犯・間接正犯・原因において自由な行為・予備罪</p> <p>8, 第 1 回中間試験（刑法総論）</p> <p>9, 刑法各論 1 検討テーマ：窃盗罪</p> <p>10, 刑法各論 2 検討テーマ：詐欺罪</p> <p>11, 刑法各論 3 検討テーマ：横領罪と背任罪</p> <p>12, 刑法各論 4 検討テーマ：強盗罪</p> <p>13, 第 2 回中間試験（刑法各論のうち財産犯）</p> <p>14, 刑法各論 5 検討テーマ：文書偽造罪</p> <p>15, 刑法各論 6 検討テーマ：放火罪</p>
成績評価の方法	<p>授業期間中に中間試験を 2 回行い、それぞれ 15 点満点で評価する。 授業で検討した内容を踏まえて期末試験を行い 70 点満点で評価する。 授業の出席数が 3 分の 2 に満たない場合は、期末試験の受験資格を認めない。 期末試験の再試験は行わない。 事前・事後の連絡なく欠席した場合は、1 回の欠席ごとに、期末試験の成績から 5 点を減点する。</p>
成績評価の基準	<p>中間試験、期末試験のいずれにおいても、試験実施直後に解説及び採点基準を記載した書面を配布する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>予め配布する資料による予習が不可欠である。 授業には気持ちを集中して臨む必要があり、受講生に対する口頭での発問も</p>

	含め、授業内容を聞き漏らすと、中間試験及び期末試験で単位取得に必要な点数を得点するのは極めて困難になるので、そのことを予告しておく。
教科書・参考文献	各自が使用している刑法、刑事訴訟法の教科書
履修条件	特になし。

34. 法の理論と実務

授業科目名 (カナ)	法の理論と実務 (ホウノリロントジツム)
担当教員名 (カナ)	長倉 忍 (ナガクラ シノブ)
履修年次	1年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	金5
講義の概要	<p>1年次生を対象として、法律の基礎を学ぶとともに、法律実務に触れることを通じて、法律が社会においてどのような役割を果たしているかを知るとともに、日々の学習のモチベーションを高める。</p> <p>また、当面の目標である司法試験合格への土台を築いてもらうべく、サポートする。</p>
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法律を学習する上で、身につけておくべき基本を理解し、日々の学習の中で実践できるようになること。 2. 六法、基本書、および判例につき、読み方、学習の際の使い方を理解し、身につけること。 3. 何のために法律を学ぶかを常に意識しながら、今後、しっかりとしたモチベーションを保って学習を続けていくための核となる部分を養う(意識的に確認する)とともに、司法試験合格まで高い士気をもって学習を継続できる土台を養うこと。 4. 択一問題、事例問題それぞれについて、問題文の読み方、解き方の基本的な部分を理解すること。 5. 法律を学ぶ面白さを知ること。
各回の授業内容	<p>(必ずしも以下の順序とは限りません。毎回、相当の時間をフリータイムとして、学習の方法等に関する質問を受けるようにしたい。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. まず、導入として、長倉の日々の業務の一端を伝えて、法律実務家のイメージを持ってもらう。 2. 次に、長倉が実務で作成した訴状等の書面を見ることにより、さらに法律実務のイメージを具体的なものとする。 3. 法律実務で不可欠となる登記事項証明書や戸籍等の見方を学ぶ。 4. 六法、基本書、および判例についての読み方、学習の際の位置づけ、利用方法を学ぶ。 5. 択一問題、論述問題、(出題趣旨含む)を一緒に見ながら、司法試験に必要とされる能力、レベルを確認するとともに、問題へのアプローチの方法を

	<p>学ぶ。</p> <p>6. 基本的な論述問題について、実際に、問題を解いてもらうことにより、表現することの難しさ、正確に事案を把握することの重要性、答案構成の必要性などに思いを致すとともに、基礎的な法的思考を身に付ける。</p> <p>7. (発展学習として) (民事) 要件事実についての導入。</p>
成績評価の方法	<p>「合・否」の2段階判定とする。出席を重要視した上で、補完的に講義での態度なども参考とする。講義の性質上中間考査や期末考査は行わないが、講義の中で、簡単な確認テストやレポートの提出を求めることがある。</p>
成績評価の基準	<p>上記のとおり、出席を中心として評価するため、無断欠席は極力避けられたい。出席以外の要素としては、講義中の態度、レポートや確認テストの結果も加えることがある。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>日々の学習が本合議の予習、復習となる。その中で生じた疑問等があれば、随時、長倉までぶつけてもらいたい。その中から、(本人了解の上で) 皆のためにもなると思われる問題については、積極的に講義の中で取り上げていきたい。講義には、特段の指示のない限り、六法を持参されたい。</p>
教科書・参考文献	<p>特に指定しない。</p> <p>判例検索の練習も兼ねて、事前に判例資料等の収集を指示することもある。</p> <p>準備できるものは、長倉の方で準備する。</p>
履修条件	<p>基本的に、法律自体の未修者(純粋な初学者)を対象としているが、実務に関する資料を用意することや基本的な事例演習を織り込むなどにより、(法学部出身の学生などの) 法的素養のある学生に対しても意義のあるものとしていきたい。</p>

35事訴訟実務の基礎

授業科目名 (カナ)	民事訴訟実務の基礎 (ミンジソショウジツムノキノ)
担当教員名 (カナ)	西郷 雅彦 (サイゴウ マサヒコ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水1
講義の概要	典型的な訴訟類型について学習し、民事訴訟の理解を深めるとともに、実務的に必要不可欠な要件事実等を学ぶ。
到達目標	典型的な訴訟類型における要件事実を学ぶことによって、その基礎にある思考力を身につけることによって、実務家としての基本的な能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力の基礎となる能力を身につけること、及びこのような基礎力を身につけることによって、3年次における民事模擬裁判に向けて基礎力を養うことを到達目標とする。
各回の授業内容	<p>1. 要件事実総論① 民事訴訟の基本構造から、民事裁判の特質、権利の継続性の原則、主張立証責任の概念を学ぶ。</p> <p>2. 要件事実総論②・売買代金請求① 主張立証責任の分配について学んだ後、テキスト第1問に入り、訴訟物、要件事実が果たす役割、請求権発生の根拠について学ぶ。</p> <p>3. 売買代金支払請求② テキスト第1問を題材に、売買の要件事実（代金支払期限の合意、売主の所有権、目的物の引渡し）を学ぶ。</p> <p>4. 売買代金支払請求③ 認否の態様・必要性、主要事実・間接事実・補助事実を学び、テキスト第2問に入り、訴訟物、請求原因を検討した後、請求原因・抗弁・再抗弁等の関係、否認と抗弁、抗弁の種類、消滅時効に関する要件事実や援用権の法的構成について学ぶ。</p> <p>5. 売買代金支払請求④・貸金返還請求① テキスト第3問に入り、請求の趣旨、訴訟物、請求原因、抗弁を学び、関連する問題として、期限の到来・経過・徒過、期間の経過について学んだ後、テキスト第4問に入り、貸金返還請求訴訟についての要件事実（貸借型理論、弁</p>

済期の到来)を学ぶ。

6. 貸金返還請求②・その他①

テキスト第5問に入り、請求の趣旨、訴訟物、請求原因について整理し、弁済の抗弁に関する要件事実を学び、テキストを離れていわゆる二段の推定、付帯請求に関する要件事実(その法的性質、履行遅滞の要件事実)を学ぶ。

7. 所有権に基づく不動産明渡請求①

テキスト第6問に入り、建物収去土地明渡請求訴訟における訴訟物、占有正権原の立証責任、権利自白、占有の時的要素について学ぶ。

8. 所有権に基づく不動産明渡請求②

所有権喪失の抗弁を学んだ後、テキスト第7問に入り、請求の趣旨、訴訟物を押さえ、権利自白の成立時点、対抗要件(登記)をめぐる立証責任・要件事実を学ぶ。

9. 所有権に基づく不動産明渡請求③

テキスト第8問に入り、請求の趣旨、訴訟物、請求原因事実をふまえ、所有権喪失の抗弁を学ぶ。

10. 不動産登記手続請求①

テキスト第9問に入り、登記関係訴訟の請求の趣旨の記載方法、訴訟物(登記請求権の種類)、請求原因事実においては登記の推定力の問題を中心に学び、テキスト第10問に入り、請求の趣旨、訴訟物をふまえて、請求原因事実の中で取得時効に関する要件事実(時効の援用も含む)を学ぶ。

11. 不動産登記手続請求②・賃貸借契約終了に基づく不動産明渡請求①

テキスト第11問において、請求の趣旨、訴訟物、請求原因をふまえて、登記保持権原として抵当権に関する要件事実を学び、さらにテキスト第12問に入り、賃貸借終了による目的物返還請求に関する訴訟物、請求原因における要件事実について学ぶ。

12. 賃貸借契約終了に基づく不動産明渡請求②・その他②

前回に引き続き、第12問において、抗弁となる借地借家法の適用について学んだ後、いったんテキストを離れ、一般的によくある賃貸借契約の終了原因である賃料不払、無催告特約、増改築禁止特約による解除についての要件事実を学び、その中で、規範的要件に関する主要事実についても学ぶ。この講義の前後において、レポート用の資料を配付する予定です。

13. 賃貸借契約終了に基づく不動産明渡請求②・動産引渡請求

前回に引き続き、賃貸借終了原因の一つである無断譲渡・転貸の場合の要件事実を、さらには有権代理、表見代理、通謀虚偽表示を学ぶ。

14. 動産引渡請求訴訟・その他

テキスト第13問の動産引渡請求訴訟の請求の趣旨、訴訟物をおさえ、即時取得をめぐる要件事実を学ぶ。

15. レポート用問題の解説・まとめ

	<p>提出してもらったレポートに関して解説を行い, 要件事実に関する総まとめを行う。</p> <p>なお, 場合によっては, 学ぶ訴訟類型の順序 (テキストの設問の順序) を変更することがあるが, 変更する場合には, 事前に授業において連絡する。</p>
成績評価の方法	<p>年末に課題を出したレポート (年明けに提出) を評価し, 期末試験とで成績を評価する。特段の理由なく欠席や遅刻した場合には減点し, 6 回以上欠席した場合には期末試験の受験を認めない。</p> <p>なお, 期末試験の再試験は行わない。</p>
成績評価の基準	<p>レポートを 20 点満点, A~D の 4 段階 (未提出の場合は 0 点) で評価し, 期末試験を 80 点満点として実施し, レポートと期末試験の合計点 (100 点満点) で評価する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>後掲の教科書の該当部分を熟読し, あるいは事前配布のレジメ・資料等がある場合には読んでおくこと。また, 復習として, テキストにある事実記載例やブロックダイアグラムをレジメに書き写して, 事実記載の仕方やブロックダイアグラムの作り方などに慣れておくこと。</p> <p>12 回目の授業前後に課題を出してレポートの提出を求める予定である。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：司法研修所編「新問題研究 要件事実」法曹会</p> <p>参考書：村田涉ほか編著「要件事実論 30 講第 3 版」</p> <p>加藤新太郎・細野敦著「要件事実の考え方と実務第 2 版」</p> <p>司法研修所編「改訂紛争類型別の要件事実」</p> <p>和田吉弘著「民事訴訟法から考える要件事実」</p>
履修条件	<p>民法・民事手続法を履修していること。</p>

36. 刑事訴訟実務の基礎

授業科目名 (カナ)	刑事訴訟実務の基礎 (ケイジソショウジツムノキソ)
担当教員名 (カナ)	一瀬悦朗 (イチノセ エツオ) ・小野寺雅之 (オノデラ マサユキ)
履修年次	2年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火1
講義の概要	<p>捜査・公判を通じての刑事実務において、裁判官、検察官及び弁護士それぞれの立場が果たすべき役割につき、基礎的な知識や理解を身につけさせることを目的とする。授業前半の第1講から第7講までは主として一瀬が担当し、後半の第8項から第14講までは主として小野寺が担当し、最後の第15講は一瀬・小野寺が共同して担当する。</p>
到達目標	<p>教科書的な理解を踏まえて、実務で使える基礎を構築する。</p> <p>1 前半は、簡易な事件記録をもとに判決の起案をさせ、その講評を通じて、刑事裁判における裁判書・検察官・弁護人の役割について十分に理解させる。</p> <p>また、裁判所から見た刑事裁判では、各手続の段階における訴訟指揮のあり方を事件記録を通じて考えさせることによって、各当事者に認められている訴訟法上の権能を理解させるほか、判決その他の裁判所作成文書を起案させ、その講評を通じて、事実認定力、さらには刑事実体法及び刑事手続法双方をより正確に理解させる。</p> <p>2 後半は、小野寺作成のテキスト「実務刑事手続法講義案〔証拠編〕」を使用して、伝聞法則を中心とした証拠法の分野につき、実務的観点から詳しく解説していく。具体的には、被告人は何を争っているか（事件性か、犯人性か、犯行態様かなど）、検察官請求の各証拠は争点に対してどのように機能するか、検察官が掲げた立証趣旨は、証拠のどの部分に対応し、何を要証事実として設定するものなのか、それらを検討した結果として、各証拠の証拠能力はどのように判断されるのか、といった内容である。</p> <p>なお、授業開始時における教員の都合により、前半の授業内容と後半の授業内容が入れ替わることもある。</p> <p>【授業の目的と「法曹に必要な資質」との関係】</p> <p>上記のような授業を通じて、「法曹に必要な資質」のうち、(2)「社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法的判断（法的分析と推論）を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備</p>

	<p>えていること」の実現を図ろうと考えている。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 強盗被告事件についての公判期日とし、検察官請求にかかる書証の取調べまでを終了する。 2. 同事件の公判期日とし、被害者と目撃者2名の証人尋問を行う。 3. 同事件の公判期日とし、被告人質問を行う。この後、各自に判決起案をさせる。提出期限は2週間後を予定している。 4. 弁護人の立場から、反対尋問の技術についての研修DVDを見て、刑事裁判における弁護側の主張・立証活動の基本的な考え方を学ぶ。 5. 判決起案講評1、主文、罪となるべき事実、法令の適用について、解説する中で、起案するにあたって、注意すべき点等を示す。 6. 判決起案講評2、事案分析を基に、事実認定の基本的な手法を示す。 7. 事例問題講評、各事例問題の講評を通じて、刑事系の問題についての問題解決のための思考方法を検討する。 8. 第1講「証拠法上の基礎概念」、第2講「伝聞法則に関する基礎理論」、第3項「伝聞例外」について解説、検討する。 9. 第4講「要証事実と立証趣旨」について解説、検討する。 10. 第5項「精神状態の供述」について解説、検討する。 11. 第6講「弾劾証拠」について解説、検討する。 12. 第7項「実況見分調書中の第三者供述の証拠能力」について解説、検討する。 13. 第8講「外形的特信状況から証拠能力が肯定される伝聞証拠」について解説、検討する。 14. 第9講「違法収集証拠」、第10講「自白調書の証拠能力」について解説、検討する。 15. 総括 — 検察側・弁護側という立場を超えた事実認定力・法曹としての事件処理に対するフェアな取組みの重要性について理解させる。
成績評価の方法	<p>前半の授業で提出を求めた各起案につき、合計50点満点で評価する。</p> <p>後半の授業で検討した内容に基づいて、期末試験（50点満点で評価）を行う。</p> <p>授業の出席が3分の2に満たない場合は期末試験の受験資格がない。</p> <p>期末試験の再試験は行わない。</p> <p>事前・事後の連絡なく欠席した場合は、1回の欠席ごとに、期末試験の成績から5点を減点する。</p>

成績評価の基準	<p>判決起案については、主文、罪となるべき事実、法令の適用等の項目ごとに、必要事項の記載があるか、法令に適合しているか等の観点から採点する。</p> <p>期末試験については、試験実施直後に解説及び採点基準を記載した書面を配布する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>刑事実体法、刑事手続法については、一応の理解ができているものとの前提でカリキュラムを進める。したがって、刑法、刑事訴訟法の勉強は、日頃から、十分に行うことを求める。また、講義時間には制限があるため、事前に記録を配布して、自宅での起案を求めることがあり得る。</p>
教科書・参考文献	<p>各自が使用している刑法の教科書 入門刑事手続法[第5版] 三井誠・酒巻匡著 刑事訴訟法 [新版] 田宮裕著 刑事訴訟法 [第六版] 田口守一著 刑事弁護実務 (法曹会) 刑事判決起案の手引き (法曹会)</p>
履修条件	<p>憲法、特に基本的人権の保障についての十分な理解が不可欠である。</p>

37. 法曹倫理

授業科目名 (カナ)	法曹倫理 (ホウソウリンリ)
担当教員名 (カナ)	一瀬 悦朗 (イチノセ エツオ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	火1
講義の概要	テキストに現れている具体的事案を題材にして、法曹として適正に職務を遂行するにはどうあるべきかを議論する。その中で、弁護士としての倫理、特に、弁護士法、弁護士職務基本規程その他のルールについての理解を深めたいと考えている。
到達目標	本学は、専門的知識・技能において第一級の優秀な法曹を育てることを目指しており、そのために法の専門家としての高い倫理観・正義感を基礎として知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持つことを重視している。この法曹倫理の講義においては、各法律科目において学び修得する法律知識等の基礎となる法曹としての職業倫理を身につけさせることを目的とし、その上に各法律科目において知識等を学び修得することによって得られたこれら法律知識等を人々のために役立たせることができる第一級の優秀な法曹を育てることを最終目標とするものである。
授業内容	指定のテキストに従い、下記のとおり授業を進めていく予定である。 <p style="text-align: center;">記</p> 第1回 正義へのアクセスと法曹の役割－法曹倫理の基本的意義、法使用における職業倫理と市民倫理 第2回 依頼者と弁護士 第3回 守秘義務 第4回 利益相反1 第5回 利益相反2 第6回 利益相反3 第7回 共同化およびMDPと倫理 第8回 民事訴訟と倫理 第9回 法律相談・交渉・民事保全・民事執行と倫理 第10回 企業法務と倫理、弁護士の公益活動 第11回 弁護士広告と倫理 第12回 弁護士報酬と倫理

	<p>第13回 刑事弁護人の役割と倫理</p> <p>第14回 検察官の役割と倫理</p> <p>第15回 裁判官の役割と倫理</p> <p>※ 講義の順序については、都合により変更されることがある。</p>
成績評価の方法	<p>具体的事案の解決を求めるとい形式の期末試験によって成績評価する。ただし、学出席が授業回数の3分の2に満たない場合は期末試験の受験資格を認めない。</p>

成績評価の基準	<ul style="list-style-type: none"> ① 両当事者の欲求を的確に把握できているか。 ② その欲求を法的な主張として整理できているか。 ③ その法的主張整理の中から事案の争点を的確に把握できているか。 ④ その争点の中に現れてきた条文の趣旨を説明しきれているか。 ⑤ その趣旨から導かれる条文の解釈を表現しきれているか。 ⑥ 当該事案に条文をあてはめて得られた結果が、条文の趣旨から考えても合理的な結論に至っているということを説明できているかという観点から成績評価を行う。
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>予習…次回の講義についてはテキストの該当範囲を読んでおくこと。 また、次回の授業用の資料を配布した場合は、資料を検討して授業に臨むこと。</p>
教科書・参考文献	<p>テキスト…テキストブック「現代の法曹倫理」 児島武司・柏木俊彦・小山 稔 編（法律文化社）</p>
履修条件	なし

38. エクスターンシップ(2011年度以前の入学生は『弁護士実務実習』)

授業科目名 (カナ)	エクスターンシップ (エクスターンシップ) (2012年度以降の入学生) 弁護士実務実習(ベンゴシジツムジッシュウ) (2011年度以前の入学生)
担当教員名 (カナ)	一瀬 悦朗 (イチノセ エツオ) 西郷 雅彦 (サイゴウ マサヒコ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	夏季休暇中
講義の概要	
到達目標	
講義目的	夏季休暇中に、弁護士事務所を訪問し、そこで弁護士の業務を見学などすることを通じて、弁護士業務の具体的な状況を知り、自己の将来像を作り上げる参考にするための授業である。同時に、法科大学院において勉強を進める際の視点を獲得することも目的の一つである。このような授業を行うことによって、現実の弁護士活動を通して、他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち、法の専門家として、高い倫理観・正義感を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を養うことにつながるようにする。
各回の授業内容	事前に、大学において実習の心構えについて話をするので、まずそれを聴くこと。 実習期間中(2週間を予定)、毎日弁護士事務所に行き、担当してくれる弁護士の指示に従って実習を受ける。その記録を作り、実習終了時に弁護士の検印をもらう。実習内容は、その時々により弁護士が抱えている案件の内容により異なる。そういう「生の」実態を見ることにより、弁護士の実際の活動状況が分かり、将来自分が弁護士等になったときの参考にすることができるし、法科大学院において勉強するときの参考にもなる。 実習終了後、大学において報告を行い、担当教員がフォローする。
成績評価方法・基準	実習記録および担当弁護士の評価を7割、学内での事前説明の際の質疑応答の内容、事後報告の内容を3割の比重で評価する。
準備・事後学習についての具体的な指示	弁護士の実際の業務を見るわけであるから、そこから得られた知見についての守秘義務を守ることが重要である。具体的な準備については、事前講義のときに話す。

教科書・参考文献	特になし。
履修条件	特になし。

39. 民事模擬裁判

授業科目名 (カナ)	民事模擬裁判 (ミンジモギサイバン)
担当教員名 (カナ)	西郷 雅彦 (サイゴウ マサヒコ) 吉田 知弘 (ヨシダ トモヒロ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水2
講義の概要	<p>1 受講生は、民事系の各科目、特に、民事手続法・同演習及び民事訴訟実務の基礎(要件事実論)を履修することにより民事訴訟の構造及び性格、訴訟手続の流れ(いつ、誰により、どのような訴訟行為がなされるか)等について一応の理解ができており、相当の知識をもっているはずであるが、これまでは教科書その他の教材に基づく理論的な学習であり、そのような学習のみでは個別具体的な事例において学んできた知識等を十分に使うところまで到達することは難しい。</p> <p>そこで、本授業では、仮設事例について、受講生に、①原告代理人、②被告代理人、③裁判所のいずれかの立場に立ってもらい(注1)、①及び②の立場では、当事者本人からの事情聴取や打合せ、訴状・答弁書・準備書面等の書類の作成、書証の提出、人証の申出と尋問等を実際に体験してもらい、③の立場では、訴訟の進行全般に責任を持つとともに、①及び②の立場の受講生らと共同しての主張と証拠の整理を主導し、さらに証拠に基づいて事実認定を行い、判決書の作成と言渡しまで行ってもらう。これにより、民事訴訟の全体像と手続の流れを実際に近い状態で体験するとともに、証拠の選択や事実認定等の難しさの一端を体験することになる。これらの疑似体験によって、実体法や民事訴訟法等をより深く理解することができるようになる。</p> <p>(注1) 原告本人、被告本人、裁判所書記官役になる受講生も出てくるが、これらの人も、それぞれ①、②、③毎の打合せ等には当然参加してもらうことになる。</p> <p>また、昨年度からは法学部学生も参加してもらっているが、大学院生には指導的な立場に立ってもらい、法学部学生とも議論等を行い、書面の作成等について共同作業を行ってもらう。</p> <p>2 担当教員らは、上記①～③のいずれかのパートを受け持ち、それぞれの役割を担当する受講生から相談を受け、適宜アドバイス等を行う体制をとる。ただ、主役はあくまで受講生自身であるから、各パートの担当者らが自分の頭で考え、充実した意見交換をして、より望ましい当事者本人との打合せ、要件事実論を踏まえた書面の作成、適切な書証の提出と人証の申出、充実した尋問準</p>

	備やその実施、適切な訴訟進行等に 積極的に取り組むことが重要である 。
到達目標	これまでの民法、民事訴訟法等の知識をより正確なものとし、ひいては実務法曹に必要な基本的なスキルを修得するとともに、同時に、このような実際の裁判過程に近いリアルな場면을体験することを通じて、法曹としての責任感・倫理観等のマインドを習得することも重要な目標とする。
各回の授業内容	<p>授業が始まる前の9月中にガイダンスを行う^(注2)。受講生に集まってもらい、授業を進めるに当たっての注意事項等を説明するとともに、それぞれが裁判所、原告本人、原告代理人、被告本人、被告代理人のうちのどの役割を担うかを決める。</p> <p>(注2) 今年度から法学部生が参加するので、ガイダンスの際に、法学部生向けに民事模擬裁判に参加するに必要と考えられる知識等を身につけてもらうために講義を行う予定である。大学院生はこの講義を受ける必要はないが、希望者は参加しても構わない。</p> <p>1 第1回</p> <p>原告代理人は原告本人からの事情聴取を行い、訴状作成を目指す。被告代理人も、被告本人からの事情聴取を行う^(注3)。</p> <p>裁判所は訴状等が出された後の訴状審査等について一般的な観点から議論する。</p> <p>(注3) 被告側の本人からの事情聴取は、被告への訴状副本の送達がなされてから行われるのが通常だが、本模擬裁判では、被告側の事情聴取もこの段階で開始する。</p> <p>なお、授業の開始時には、全員が同一の教室に集まり、出欠を確認した上で、各パートに分かれて行動することになる。以下、各回の授業においても同じである。</p> <p>2 第2回</p> <p>ア 第1回に引き続き、原告代理人は原告本人との打合せ等を行い、訴状作成の準備作業を行い、第2回の授業時間中には訴状を完成し、裁判所に提出する。</p> <p>イ 訴状が裁判所に提出された後、裁判所において訴状審査を行い、特に問題がなければ、訴状等を被告に送達する。</p> <p>ウ 被告代理人は、第1回に引き続き被告本人からの事情聴取を行うとともに、訴状等の送達後、事情聴取の結果を踏まえて答弁書を作成する。</p> <p>3 第3回</p> <p>ア 被告代理人は、前回に引き続き、答弁書の作成を行い、第3回の授業時間内に答弁書を完成させ、裁判所に提出する。</p> <p>(イ 時間的に余裕があれば、第3回の授業時間内に第1回口頭弁論期日を実施する。)</p> <p>4 第4回</p> <p>ア 第1回口頭弁論期日の実施</p> <p>イ 第1回弁論準備手続期日の指定</p>

	<p>ウ その後は、双方代理人は、その後の訴訟追行の準備等を行う。他方、裁判所は、予想される争点等を検討し、今後の訴訟進行等について検討する。</p> <p>エ なお、第1回口頭弁論期日実施後は、弁論準備手続によって争点整理を行う。</p> <p>5 第5回</p> <p>ア 第4回に引き続き第1回弁論準備手続期日に向けた準備を行う。</p> <p>イ 第1回弁論準備手続期日の実施</p> <p>ウ 第2回弁論準備手続期日の指定</p> <p>エ 残りの時間、双方代理人は、準備書面の作成、書証の提出、人証の申出準備等を行い、また、裁判所も、争点整理案を作成する。</p> <p>6 第6回</p> <p>ア 前回に引き続き、双方代理人は、準備書面の作成等を行い、第6回授業時間中に準備を終えることを目標とする。</p> <p>(イ 第2回弁論準備手続期日が可能であれば実施する。)</p> <p>7 第7回</p> <p>ア 引き続き、双方代理人は準備書面の作成等を行う。裁判所は争点整理案の作成準備を行う。</p> <p>イ 第2回弁論準備手続期日の実施。</p> <p>ウ 第3回弁論準備手続期日の指定</p> <p>8 第8回</p> <p>ア 引き続き、双方代理人は準備書面の作成等、裁判所は争点整理案の作成等を行い、第3回弁論準備手続期日の準備をする。</p> <p>ウ 第3回弁論準備手続期日の実施。原則として、第3回で弁論準備手続を終了とする。</p> <p>エ 第2回口頭弁論期日において人証調べを実施することになるので、残りの時間は、双方代理人のみならず、裁判所も、尋問の準備を行う。</p> <p>9 第9回</p> <p>第2回口頭弁論期日の準備、双方代理人、裁判所それぞれ、特に尋問の準備を行う。人証としては、原被告各本人と証人2名までとする予定である。</p> <p>10 第10回</p> <p>第2回口頭弁論期日の実施</p> <p>人証調べを実施し、尋問を行う^(注4)。</p> <p>(注4) なお、尋問には、福岡県手話通訳士会の方が傍聴される予定です。</p> <p>また、講義の日程上は、尋問等が複数日にまたがることになるが、同じ第2回口頭弁論期日ですべて行われたものとする。</p> <p>尋問終了後の時間を利用して講評等を行う。</p> <p>11 第11回</p> <p>第2回口頭弁論期日の実施。前回に引き続き、尋問を行う。</p>
--	---

	<p>尋問終了後、講評等を行う。</p> <p>12 第12回 第2回口頭弁論期日の実施（残りの人証の実施・講評）後、同期日を終了し、第3回口頭弁論期日の指定。その後、双方代理人は最終準備書面を作成し、裁判所は、尋問を踏まえて合議し、判決書を作成する。</p> <p>13 第13回 引き続き、双方代理人は最終準備書面の作成を行い、授業時間内に完成させ、提出することを目標とする。また、裁判所も、引き続き、合議、判決書の作成を行う。 (可能であれば第3回口頭弁論期日を実施する。)</p> <p>14 第14回 ア 第3回口頭弁論期日を実施し、双方の最終準備書面を陳述し、弁論を終結し、判決言渡しの期日を指定する。 イ 弁論終結後は、裁判所は、引き続き判決書の作成作業を行い、これを完成させる。双方代理人は、これまでの訴訟活動について、それぞれ振り返って検討する。</p> <p>15 第15回 ア 第4回口頭弁論期日において、判決言渡し。 イ 残りの時間において、事実認定のほか、双方代理人、裁判所の各パートにおける訴訟進行面における問題点の検討、反省点や改善点等について、全員で検討を行う。</p> <p>以上は、あくまで進行の予定であり、状況等により変更されることがありうる。</p>
成績評価の方法	それぞれの立場で行った各種の打合せ・合議、書面作成、尋問、訴訟指揮等について、各教員が前記到達目標に達しているかどうかを判断し、教員らの合議によってP（合格）又はF（不合格）の判断をする。
成績評価の基準	上記各種の打合せ・合議、書面作成、尋問、訴訟指揮等において積極的に参加し、これまでに得た実体法上、訴訟法上の知識を適切に使うことができたかどうか等が成績評価の基準となる。ただし、3回無断欠席をした場合あるいは6回以上欠席した場合にはFとする。
準備・事後学習についての具体的な指示	特別な指示はないが、それぞれ民事訴訟法規及び要件事実論を十分に復習しておくこと。必要に応じて各授業の際に具体的な指示を行うこともある。
教科書・参考文献	特に指定するものはないが、必要に応じて授業時に参考文献等をあげることがある。
履修条件	民事手続法・同演習、民事訴訟実務の基礎を履修していることが不可欠の条件となる。

40. 刑事模擬裁判

授業科目名 (カナ)	刑事模擬裁判 (ケイジモギサイバン)
担当教員名 (カナ)	小野寺 雅之 (オノデラ マサユキ) , 一瀬 悦朗 (イチノセ エツオ) 高原 正良 (タカハラ マサヨシ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	月3
講義の概要	<p>殺意否認の殺人未遂事件を題材とした裁判員裁判記録教材を使用する。</p> <p>法科大学院生に対し、裁判員裁判における捜査・公判手続の全体的な流れと、その過程における法曹三者の役割や活動に関する基礎的な事項を理解させることを目的とする。</p> <p>1 事案の概要</p> <p>本件は、被告人(福上三郎)が、居候をしていた実兄(福上次夫)方で、実兄の友人である被害者(橋行久)から、実兄方を退去するよう注意されたことなどに憤慨し、殺意をもって、果物ナイフで被害者の左頸部等を突き刺したものの、全治約1か月間の左頸部刺創等の傷害を負わせるにとどまったという事案である。</p> <p>本件当時、実兄方には、被告人、被害者及び被告人の実兄のほか、被害者の妻(橋行梓)がおり、被告人は、被害者の妻の通報により、犯行現場で現行犯逮捕されたという設定となっている。</p> <p>2 捜査・公判経過</p> <p>被告人は、捜査・公判を通じて、被害者を果物ナイフで刺した事実は概ね認めているものの、どこを狙って刺したかなどについてあいまいな供述をして殺すつもりはなかった旨弁解しており、殺意の有無(殺意にかかわる行為態様及びその認識)が争点となっている</p> <p>3 授業の概要</p> <p>捜査段階での各授業では、刑事模擬記録(法務省法務総合研究所作成の法科大学院向け事件記録教材)に基づき、捜査官が作成する各捜査書類の書式や内容、証拠としての価値等を概説し、各種捜査記録(証拠)を収集・作成することの必要性や、それぞれの証拠が犯罪立証等に向けてどのように機能するのかを説明するとともに、現行犯逮捕の要件充足性等の検討テーマを証拠に基づいて判断する。</p> <p>また、公判前整理手続での各授業では、各証拠の評価と事実認定や、成立する犯罪等について、検討課題を予め提示し、その検討課題に基づいて双方向・多方向の議論を交えて理解を深めていく。</p>

	<p>そして、公判段階での各授業では、証人尋問及び被告人質問を実施し、その結果に基づいて、争点となる殺人の故意につき受講生各自が判断し、判決書を起案する。</p>
到達目標	<p>事件の発生から、被疑者の逮捕・勾留、勾留後の捜査、公訴提起、公判前整理手続、証拠調べを経て判決に至るまでの、刑事事件全過程において、法曹三者である検察官、裁判官、弁護士それぞれがどのような役割を果たすのかについて基本的な知識と理解を獲得すること、また、2年次前期までに身につけた法律的知識と法律的判断能力を前提として、刑事法全般におけるさまざまな論点が、実際の事件においてどのように現実化するのかを理解すること、さらには証拠の評価やそれに基づく事実認定の基本的な手法、認定した事実に対する擬律判断能力を身に付けさせることを目標とする。</p> <p>【授業の目的と「法曹に必要な資質」との関係】</p> <p>上記のような過程を通じて、「法曹に必要な資質」のうち、(3)「・・・これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる紛争解決能力を備えていること」につき、より具体的場面での実現を図る。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. オリエンテーション 授業の進め方と使用する教材についての説明 2. 送致記録の検討 3. 関係書類追送記録1の検討 4. 関係書類追送記録2の検討 5. 関係書類追送記録3の検討 6. 関係書類追送記録4の検討 7. 検察官作成書類、勾留関係書類の検討 8. 公判前整理手続1（第1回、第2回、第3回） 9. 公判前整理手続2（第4回、第5回、第6回） 10. 公判前整理手続3（第7回、第8回） 11. 公判審理1 12. 公判審理2 13. 公判審理3 14. 公判審理4 15. 全体講評
成績評価の方法	<p>起案した判決書を評価の対象とする。</p> <p>事前・事後の連絡なく3回を超えて欠席した場合は単位認定しない。</p>

成績評価の基準	<p>刑事裁判の判決書としての書式を備えているか、殺人の故意などの争点について証拠に基づき適正な判断が示しているかという観点から評価する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>使用教材は、「殺人未遂被疑事件」の模擬記録（法務省法務総合研修所作成の法科大学院向け事件記録教材）とする。</p> <p>各授業時に、次回の授業で必要となる資料を順次配布し、検討テーマ等を明示するので、各自それら資料を精査して検討テーマ等につき考えをまとめておくこと。</p>
教科書・参考文献	<p>各自が使用している刑法，刑事訴訟法の教科書 刑事尋問技術，山室恵編著，ぎょうせい 刑事第一審公判手続の概要－参考記録に基づいて－，司法研修所監修，法曹会</p>
履修条件	<p>1年次，2年次で学習した刑法及び刑事訴訟法についての総合的知識・理解が必要であり，その実践的応用を試そうとの意欲が求められる。</p>

41. 刑事実務演習

授業科目名 (カナ)	刑事実務演習 (ケイジジツムエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	小野寺 雅之 (オノデラ マサユキ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火2
講義の概要	<p>状況証拠による事実認定がなされた著名な事件を題材として、第一審判決から控訴審判決、上告審判決の全文を精読し、それぞれの事件における証拠構造を分析する。</p>
到達目標	<p>裁判例を通じて、状況証拠による認定の基礎を学ぶことにより、立証趣旨とか要証事実など実務的な概念についての理解を深め、伝聞法則適用の有無といった証拠法における問題対応力を高める。</p> <p>また、長文の判決書を迅速に読みこなせる能力を身につけさせる。</p>
各回の授業内容	<p>犯罪が巧妙化、隠密化する一方、市民の捜査への協力が得にくい社会情勢があり、また、自白を得ることが困難な状況も現出している。そうすると、捜査段階において、犯罪の存在や犯人の特定には多くの状況証拠を集め、そこから特定の犯罪事実の存在や犯人を認定して起訴し、裁判においては、この状況証拠を巡って争われることになる。</p> <p>その典型的な事件として、和歌山毒カレー事件、東電OL強盗殺人事件、城丸君事件、ロス疑惑銃撃事件等の判決書(特に第一審判決)を順次検討していく。</p> <p>状況証拠による事実認定には推認過程が不可欠であって、その推認を的確に行うにはさまざまな困難があり、不安定性があるが、そのような困難や不安定さを実感してもらおう。</p>
成績評価の方法	<p>特定の事件を対象として、証拠構造を分析したレポートを1回提出してもらおう。</p>
成績評価の基準	<p>裁判所が行った事実認定の構造を正確に理解できているかという観点から評価する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>予め検討対象とする判決書きを配布するので、授業の前後を通じて十分に読み込むことが望まれる。</p>
教科書・参考文献	<p>入門刑事手続法[第6版] 三井誠・酒巻匡著 刑事訴訟法 [第六版] 田口守一著</p>

履修条件	刑事訴訟法の単位取得者
------	-------------

42. 弁護士実務

授業科目名 (カナ)	弁護士実務 (ベンゴシジツム)
担当教員名 (カナ)	一瀬 悦朗 (イチノセ エツオ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	金5
講義の概要	<p>1 講義の目的と概要</p> <p>法律実務家の仕事は何か、広くかつ抽象的にいえば、社会内に発生している法律的な紛争に法を適用してこれを解決する仕事ということになる。弁護士の仕事は何か。基本的には、法律実務家の仕事と同じだが、予め法律的な紛争にならないように、あるいは、法律的な問題が発生した場合のペナルティを予め決めておくなどの予防法学的な仕事もあるし、紛争が起きてしまっている場合に、裁判や調停等、裁判所を利用して解決を図ることももちろんあるが、裁判での最終的な解決の内容を予測しながら、話し合いでの解決を目指したり、裁判に至らないよりゆるやかな解決手段を模索したりもする。</p> <p>このように弁護士の仕事は多種多様にならざるを得ない。ただ、弁護士が法律の専門家として、法律的な紛争の解決に関与する場合と、法律の専門家ではない者が仲裁したり、代理人として活動する場合との最も大きな違いは、仮に裁判した場合に最終的に言渡されるであろう判決を予測して、その結論と大きく離れることのない範囲内で、当事者双方の利害を調整し説得できる点にある。これができているからこそ、広い意味で、法的な解決となりうるのである。</p> <p>そうすると、弁護士である以上、解決案を模索する中で、最終的な判決の予測を的確に行なわなければならない。これを的確に行なうために最も必要なことは、事実を正確に把握することである。そして事実を正確に把握するために必用なことは、人の行動の意味そのものと、その背景にある人の意図を注意深く考察することであろう。人は、さまざまな思いから、さまざまな行動をする。弁護士は、人が行なったさまざまな行動そのものの意味を見極め、更に、その人が何を考えて、そのような行動を取ったのかを見極めていくのである。</p> <p>2 講義の目的と要請する人材との関係</p> <p>「社会に生起する様々な法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえて的確な事案の把握し、納得できる結論を導き出す。」のが正に弁護士と</p>

	<p>しての事件処理である【養成する人材（2）】。</p> <p>それを実現するためには、まず、依頼者と痛みを共有し、その欲求を真摯に受け止め、これに共感し、その欲求を実現するための法律構成を構築して、主張・立証活動を行うことになる。ただし、依頼者の欲求は、時として法的正義の観点に照らして行き過ぎたものであることもある。その場合、弁護士は、高い倫理観と正義感を基礎にして、依頼者の代理人という観点とは別の法曹としての立場で事件処理を行わなければならないのであって、それを実現するためにも、豊かな人間性とコミュニケーション能力を備えていることが必要である【養成する人材(1)】。</p> <p>弁護士の事件処理は、提訴、準備書面の作成および証拠の収集・提出、証拠説明等々、すべて書面で行うと言っても過言ではない。質の高い文書作成能力、依頼者や相手方、裁判官を説得する力は、そのまま弁護士としての力量を示すことにもなるし、その高さは、紛争解決能力にも直結する【養成する人材(3)】。</p> <p>紛争解決のために弁護士に求められるスキルは、以上のとおり、依頼者の欲求を的確に把握し、必要な場合には、その欲求を法的正義の観点から修正し、その実現に向けて法律的に構成して主張・立証を行うというものである。これは、あらゆる法的紛争の解決に用いられる唯一のもので、その意味で、社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題、更には、国際的な法的紛争の解決に対応できる基礎的な力を養うことにもなると考えている【養成する人材(4)】。</p> <p>というわけで、弁護士実務においては、具体的な事件を題材としながら、その具体的な紛争解決案を探っていくことにする。</p>
到達目標	<p>弁護士としての基本的な問題解決能力を身に着けることが大切であるが、そのために必要不可欠なのが『要件事実という考え方』である。権利を発生させ、これを消滅させるための事実が何であるのかをしっかりと認識することなく、弁護士としての主張立証活動を行うことはできない。そこで、この考え方をしっかりと身に着け、それを具体的な事件の中で使いこなすための応用力を身に着けることを目標とする。</p>
各回の授業内容	<p>第1回 売買（1） 売買契約に基づく目的物引渡請求権、債務不履行（履行遅滞）解除、同時履行の抗弁</p> <p>第2回 売買（2） 売買代金請求権、履行遅滞に基づく損害賠償（遅延損害金）請求権、動機の錯誤、表意者の重過失</p> <p>第3回 消費貸借 消費貸借契約に基づく貸金返還請求権、履行遅滞に基づく損害賠償請求権、期限の利益喪失約款の主張立証責任</p> <p>第4回 賃貸借(1) 賃貸借契約終了に基づく目的物返還請求権としての建物明渡請求権、賃貸借契約に基づく賃料請求権、履行遅滞に基づく損害賠償請求権、期限の猶予、弁済の提供、敷金返還請求権</p>

	<p>第5回 賃貸借 (2) (3) 所有権に基づく返還請求権としての土地明渡 請求権、占有正権原（賃借権譲受+承諾）、占有正権原（賃借権譲受 +非背信性）、用法違反解除、賃貸借契約終了に基づく目的物返還請求権としての建物明渡請求権、賃貸借契約の更新、期間満了による終了</p> <p>第6回 代理(1)-有権代理 売買契約に基づく代金支払い請求権、履行遅滞に基づく損害賠償請求権、民法117条1項に基づく履行請求権、瑕疵担保責任、正当事由</p> <p>第7回 代理(2)-表見代理 売買契約に基づく代金支払い請求権、代理権消滅、商事法定利率年6分の割合による遅延損害金請求、権限外の行為の表見代理、110条と112条の重畳適用による表見代理</p> <p>第8回 物権的請求権(1) (2) 所有権に基づく返還請求権としての建物明渡請求権、所有要件と権利自白、占有正権原（転貸借）、占有正権原（承諾に代わる「非背信性」の評価根拠事実）、所有権喪失の抗弁、背信行為と認めるに足りない特段の事情の評価根拠事実、所有権に基づく妨害排除請求権としての抵当権設定登記抹消登記手続請求権、登記請求権、登記保持権限、被担保債権、抵当権設定契約（代理）、消滅時効、承認</p> <p>第9回 保証 根保証契約に基づく保証債務履行請求権、保証と連帯保証、主債務者の債権による相殺、相殺適状の時期</p> <p>第10回 取得時効、所有権に基づく返還請求権として土地明渡請求権、時効取得、売買契約の解釈が争われる場合</p> <p>第11回 相殺、売買契約に基づく売買代金請求権、相殺の抗弁</p> <p>第12回 債権譲渡(1) (2) 売買契約に基づく売買代金請求権、譲受債権の請求訴訟の訴訟物、債務者対抗要件、第三者対抗要件、第三者対抗要件具備による債権喪失、一部相殺（一部抗弁）、全部抗弁、異議なき承諾</p> <p>第13回 不動産物件変動 所有権に基づく妨害排除請求権としての所有権移転登記手続請求権、対抗要件具備についての主張立証責任、背信的悪意者</p> <p>第14回 不法行為 土地工作物の占有者の責任、709条に基づく不法行為責任、自然力起因の抗弁、過失相殺</p> <p>第15回 相続 相続の要件事実（のみ・非のみ説）、父（母）・兄弟姉妹が相続する場合</p>
成績評価の方法	<p>具体的事件の資料に基づいて、訴状の起案あるいは原告・被告の主張整理（レポート）してもらおう。その出来にみによって評価する。</p>
成績評価の基準	<p>判定は、P（可）あるいはF（不可）とし、評価のポイントは、① 両当事者の欲求を的確に把握できているか。</p> <p>② その欲求を法的な主張として整理できているか。</p> <p>③ その法的主張整理の中から事案の争点を的確に把握できているか。</p> <p>④ その争点の中に現れてきた条文の趣旨を説明しきれているか。</p>

	<p>⑤ その趣旨から導かれる条文の解釈を表現しきれているか。</p> <p>⑥ 当該事案に条文をあてはめて得られた結果が、条文の趣旨から考えても合理的な結論に至っているということを説明できているかという観点から成績評価を行う。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>文献などについては、当該事案の性質等を具体的に勘案し、必要に応じて適宜適時に指示する。</p> <p>弁護士になったつもりで参加すること。</p>
教科書・参考文献	<p>要件事実論30講（弘文堂）、紛争類型別の要件事実（法曹界）</p>
履修条件	<p>実体法訴訟法等についての総合的知識が必要である。</p>

43. 法哲学

授業科目名 (カナ)	法哲学 (ホウテツガク)
担当教員名 (カナ)	毛利 康俊 (モウリ ヤストシ)
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	月2
講義の概要	法的にものを考えるとどのようなことだろうか。熟達法律家はそれを無意識にやっているの、改めてそれを説明しようとする案外難しい。そこでこの講義では、法律家の思考パターンを「概念」と「モデル」の面から明らかにする。また、法的思考の性質についての学説史を概観する。
到達目標	法的にものを考えるということがどのようなことかについて自覚できるようになる。法学方法論の歴史について、基本的な理解を得る。
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. 法的三段論法 3. 要件効果図式 4. 「概念」の概念 5. 「裁決プラン」の概念 6. 論点の発生 (1) 7. 論点の発生 (2) 8. 論点の発生 (3) 9. 法律論の評価 (1) 10. 法律論の評価 (2) 11. 法律論の評価 (3) 12. 法学方法論略史 (1) 13. 法学方法論略史 (2) 14. 法学方法論略史 (3) 15. まとめ
成績評価の方法	授業中の報告 (10点) + 最終レポート (90点) = 100点で評価する。
成績評価の基準	現実の法律学上の論点について、どの程度法学方法論上の観点から適切に説明できるか。
準備・事後学習についての具体的な指示	法学方法論は、みなさんがいつもやっている法的思考を自覚するための学問分野です。したがって、講義で学んだことを、日常の法律学習の内容と結びつけることが必要です。この結びつけを宿題として課しますので、それをしっかり

	<p>やってください。そうでないと法学方法論は畳の上の水練となり、かえって法律学習のセンスが悪くなるおそれがあります。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：長谷川晃・角田猛之編『ブリッジブック 法哲学』（信山社） 参考書：深田三徳・濱真一郎編『よくわかる法哲学・法思想』（ミネルヴァ書房）、竹下賢・市原靖久・桜井徹・角田 猛之『はじめて学ぶ法哲学・法思想』（ミネルヴァ書房）</p>
履修条件	<p>特になし</p>

44. 法社会学

授業科目名 (カナ)	法社会学 (ホウシャカイガク)		
担当教員名 (カナ)	檜澤 秀木 (カシザワ ヒデキ)		
履修年次	1・2・3年次		
単位	2単位		
授業時間 (後期)	木1		
講義の概要	<p>1. 法的紛争について、法理論的な理解とともに、社会的背景についても理解を深め、法社会的な考察態度を知る。</p> <p>2. みずから関心のある法的紛争もしくは判例を選び、その意義を法学的に解明するとともに、その社会的背景を研究し、そのことを通じて、法社会的な研究方法の意義について理解する。</p>		
到達目標	法現象を社会的な事象の流れの中で捉える法社会的な考察に親しませる。法解学的な考察方法と並んで、スムーズに法社会的な考察方法も取ることができるようになり、ひいては自らが法曹を目指すことの社会的意義を省察できるようになることが目標である。		
各回の授業内容	1	オリエンテーション	法社会学の考察方法について概説する。
	2	水俣病問題 (1)	水俣病第一次民事訴訟について考察する。
	3	水俣病問題 (2)	水俣病第一次民事訴訟の社会的背景を概説する。
	4	水俣病問題 (3)	水俣病の政治決着・最終決着と関西訴訟・溝口訴訟について考察する。
	5	水俣病問題 (4)	水俣病裁判についてまとめる。
	6	課題の設定	各自で調べる裁判例を決める。また、調査方法について解説する。
	7	有明海紛争 (1)	有明海・諫早湾をめぐる紛争の歴史的経緯を概説する。
	8	有明海紛争 (2)	有明海・諫早湾をめぐる紛争の社会的背景を概説する。
	9	有明海紛争	有明海・諫早湾をめぐる諸裁判について考察する。

	(3)		
	10	有明海紛争 (4)	有明海・諫早湾をめぐる紛争の法理論的意義についてまとめる。
	11	課題の進行 確認	各自の課題について、中間報告をする。
	12	産廃紛争 (1)	産業廃棄物処理施設設置をめぐる紛争の歴史的経緯を概説する。
	13	産廃紛争 (2)	産業廃棄物処理施設設置をめぐる裁判例を考察する。
	14	産廃紛争 (3)	産業廃棄物処理施設設置をめぐる紛争の法理論的意義についてまとめる。
	15	まとめ	各自の研究について発表し合う。
成績評価の方法	学期末の発表と授業中の態度で評価する。		
成績評価の基準	学期末の発表を70点とし、授業中の態度を30点とする。2 / 3以上の出席がない場合は、期末テストの受験資格を失う。逆に、特にすぐれた発言や質問をした者には加点する。		
準備・事後学習についての具体的な指示	授業開始前に、資料を配布する。それを各自、事前に読んでおくこと。		
教科書・参考文献	授業の中で、参考文献を示す。		
履修条件	資料は大部であるが、必ず、事前に読んでおくこと。		

46. 外国法（1）

授業科目名（カナ）	外国法（1）（ガイコクホウ（イチ））
担当教員名（カナ）	Andreas SCHELLER（アンドレアス シェラー）
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間（前期）	集中講義
講義の概要	<p>ボーダレス社会といわれる現代にあつて、「異文化」とは何かということを問う。世界には、各国・地域の風土特徴に応じて形成された法文化が多数あり、私たちの関心を引く。</p> <p>ヨーロッパは、異なる文化的背景を持ったさまざまな人たちによって構成されている。近年の欧州統合の動きに伴い、世界における欧州連合（EU）の重要性はますます高まっている。近現代ヨーロッパが形成される過程を学び、国際社会でこれまでヨーロッパが持ってきた意味と現在の問題点を明らかにする。</p> <p>「世界の中のヨーロッパ」及び「ヨーロッパの中のドイツ」という視点から、ヨーロッパ法及びドイツ法の特徴を把握し、自分で経験したヨーロッパの分裂と統一のドラマを受講生に伝えたい。</p>
到達目標	<p>ヨーロッパ法及びドイツ法を研究していくうえで求められる諸能力の育成を図る。ヨーロッパと日本との相互理解を深め、受講生が世界市民として、西洋と東洋との懸け橋を強固に構築できることを目指したい。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. ヨーロッパの概要 ヨーロッパの地理、人口、言語、経済、地域的な特徴等を説明する。 2. ヨーロッパ法の歴史 古代ギリシャの民主政治、ローマ帝国の法、中世ヨーロッパの封建社会、宗教の改革、フランスの人権宣言、19世紀の帝国主義等を紹介する。ドイツのワイマール憲法、ナチスが定めた法律、ニュルンベルク主要戦犯裁判、ドイツ基本法・ドイツ連邦憲法裁判所の特徴等を説明する。 3. 欧州連合（EU）の成立 欧州連合の設立、欧州連合の機構、欧州連合の機関の役割等を紹介する。 4. 欧州連合（EU）の特徴 共同市場、関税撤廃、EU市民権等を説明する。

	<p>5. ユーロの導入 通貨統合の準備、ユーロの登場、ユーロ危機の問題点、紙幣・硬貨の特徴等を紹介する。</p> <p>6. 外国人労働者のための新移民法 外国人市民の現状、外国人労働者の調整及び制限、ドイツの新移民法の概要等を紹介する。</p> <p>7. 信仰の自由と法 フランスのスカーフ登校禁止判決、ドイツのスカーフ判決、ブルカ禁止を支持する判決、欧州人権裁判所等を説明する。</p> <p>8. 難民問題と庇護権 国連難民高等弁務官事務所の設立、ヨーロッパの難民問題の現状、庇護希望者の現状、庇護権等を説明する。</p> <p>9. 環境保護 I 環境意識高揚の契機、環境意識の原点および現在の環境意識、環境教育等を紹介する。</p> <p>10. 環境保護 II 環境保護を具体化する法システム、地球温暖化防止に関する法、包装廃棄物抑制システム、新循環型経済・廃棄物法、環境税の導入、再生可能エネルギー法、自然保護法等を説明する。</p> <p>11. 欧州憲法条約 欧州の新しい挑戦、欧州の将来に関するコンベンション、EU憲法草案の問題点、EU憲法の採択、EU憲法の目標、EU憲法を制定する条約の批准等を紹介する。</p> <p>12. リスボン条約 新基本条約への準備、新基本条約のための画期的な解決策、EU新基本条約調印とEUサミット、「リスボン条約」の要旨、「リスボン条約」の批准問題等を説明する。</p> <p>13. 欧州連合（EU）の行政改革 I ヨーロッパ統合への道、2004年のEU拡大への道、アキ・コミュニテール、</p>
--	--

	<p>EU拡大交渉問題、中東欧諸国の状況、拡大EUの針路、欧州近隣諸国政策等を紹介する。</p> <p>14. 欧州連合（EU）の行政改革Ⅱ リスボン条約による加盟手続き及び離脱手続き、ヨーロッパ統合の現在、EUとトルコ、拡大EUの意味等を説明する。</p> <p>15. 総括 「世界の中のヨーロッパ」及び「ヨーロッパの中のドイツ」という視点から、ヨーロッパ法及びドイツ法の特徴を学生と一緒に議論する。</p>
成績評価の方法	期末試験及び出席率により総合的に判断する。
成績評価の基準	評点の配分割合は、期末試験80%、出席率20%。ただし、授業の出席が3分の2に満たない場合は受験資格がないものとする。
備・事後学習についての具体的な指示	双方向の教学を実現するために、時々意見交換したり、宿題を提出してもらったりすることがある。
教科書・参考文献	毎回、講義の要点をまとめたレジュメと関連資料を配布する。 参考文献については、講義の中でその都度紹介する。
履修条件	なし

47. 外国法（2）

授業科目名（カナ）	外国法（2）（ガイコクホウ）
担当教員名（カナ）	李黎明（リレイメイ）
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間（後期）	木3
講義の概要	<p>現代中国法を中心に紹介するが、中国法の原点に遡り、その背景にある一般意識や法文化等についても紹介する。中国法の史的変遷を辿りながら、現行法制度との繋がりやその理論研究及び法適用の実状を講義する。</p> <p>中国法の全体像を把握する上、市場経済の導入と共に整備された現行法制度・法秩序を考察し、中国社会における問題の究明とグローバル視野から見る法律の活用を検討する。</p> <p>また、対アジア法務という観点から、日本、シンガポール、台湾、香港等の法制度にも触れ、比較法的に法制度論や法解釈論を展開し、グローバル時代における国際社会の法実務のあり方を考える。その中、企業活動の国際化に伴う国際紛争管理についても、特に日中ビジネス紛争に対する有効な予防策と救済手段を講義する。</p>
到達目標	<p>本講義では、グローバルな視野を養成すると共に国際法務に必要とされる緻密な思考力と総合的な実戦力の会得を目標とする。</p>
各回の授業内容	<p>1. 科目紹介と中国法の概説</p> <p>本科目の内容、講義の方針、進め方及び成績評価の基準等を説明する。また、現行中国法の基本理論、制度の形成と発展、法の特徴と原則等を紹介する。</p> <p>2. 中国の伝統法文化</p> <p>中国の先史時代から清末に至るまでの数千年の間に形成され、独自に体系付けられた法思想、法規範、法機構、法技術の四つの分野からなる成果を紹介する。その後世に残るプラスの遺産とマイナスの遺産を考える。</p> <p>3. 中国社会と法</p> <p>中華人民共和国成立後の所謂計画経済社会とその法秩序を紹介する上、前世紀80年代からの経済改革により生まれた所謂社会主義市場経済社会とその</p>

法秩序を講義する。

4. 憲法

どういった社会経済的背景の下で、いかなるイデオロギーや理念に基づき、中国憲法が作られ、また改正されたのかについて説明する。更に、中国憲法の特徴的な内容や今後の課題についても紹介する。

5. 刑事法総論

古代刑法と現行刑法の繋がりを分析しながら、膨大な現行中国刑事法体系の形成と枠組みを説明する。その上、最も中国の伝統法文化を内包する刑法の規定内容や最新の改正状況について紹介する。

6. 刑事法各論

企業犯罪や経済犯罪をクローズアップする。刑事裁判の実例（生の映像）を見ながら、中国における犯罪及びその処罰を検討し、比較法的に刑法の機能とその適用を考える。

7. 民事法概説

中国民事法の体系と基本原則を紹介すると共に、その立法主旨、立法過程、規定内容について解釈する。更に、民法典整備における難問、課題及び今後の立法動向についても分析する。

8. 商事法概説

中国商事法の枠組み及び制定について紹介する。又、その中から、保険法の規定内容を見ながら法の適用状況を検証する。更に、外資系保険会社の進出実態も考察する。

9. 企業法概説

中国企業社会の構造、特質を紹介しながら、裁判例もしくは実例を使ってその法の適用状況を分析する。更に、2006年1月1日に施行された改正会社法の主要な規定内容についても、比較法的に分析する。

10. 涉外企業法概説

涉外法制度の枠組み及び多元的構造を整理する上、中国法における涉外企業法制度の位置づけと適用状況等を分析する。中国ビジネス法務に関する基本知識を講義すると共に、法の活用術も検討する。

11. 在中日系企業の労務管理

	<p>国営企業における労使関係と民営企業における労使関係は、同質のものではないという前提の下で、労使関係の実態及びそれを規制する労働法の適用状況を紹介する。特に、日系企業における労働組合の役割と機能について考える。</p> <p>12. ビジネス紛争管理と救済</p> <p>国際ビジネスの一環として、紛争予防策が重視されているにも関わらず、ビジネス上のトラブルが多発し、有効な救済手段が要請される。国際紛争に有効な救済手段に焦点を当て、その使い方を詳解する。</p> <p>13. 司法制度</p> <p>中国における司法のシステム及び機能を説明するとともに、北京市中級裁判所参審員及び北京市高級裁判所諮問委員の経験を生かし、中国の参審制度及び中国における司法権の行使、司法制度の改革等を紹介する。</p> <p>14. 法学教育</p> <p>日中両国の法学教育の現状を分析しながら、両国それぞれの法学教育における問題や課題等を検討する。更に、両国の法曹養成の実態と司法試験についても検討する。</p> <p>15. 総括</p> <p>法化社会では、多様な専門知識や経験をもつ人材が必要とされ、また経済のグローバル化により、人材の活躍する舞台が世界的に広げられた。そうした中、法学教育の意義乃至その生かし方を考える。</p>
成績評価の方法	<p>期末レポートならびに平常点（発言・宿題の内容、授業への取組姿勢）により総合的に判断する。評点の配分割合は、期末レポート50%、平常点50%。</p>
成績評価の基準	<p>①問題やテーマの選択→ 問題の発見力 ②グローバル的な認識→ 情報の把握力 ③独創的な考え方→ 物事の思考力 ④論述の仕方→ 説得力・表現力</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>双方向の教学を実現するために、事前に配布資料に目を通す必要がある。授業においては、講義内容に関する議論や質疑応答を行う。これも平常点として記録する。更に、事後学習として、宿題を書いてもらうことがある。</p>
教科書・参考文献	<p>毎回、講義の要点をまとめたレジュメと関連資料を配布する。 参考文献については、講義の中でその都度紹介する。</p>
履修条件	<p>なし</p>

48. 法律英語

授業科目名 (カナ)	法律英語 (ホウリツエイゴ)
担当教員名 (カナ)	Michael Mew (マイケル ミュー)
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	火2
講義の概要	This course aims to give students practice in reading legal material and in discussing and writing about issues that arise from that reading. A general legal textbook has been chosen for this course. However, students are welcome to focus one or more legal areas that interest them.
到達目標	The overall aim of this course is to support law students as they develop the reading, writing, and spoken skills necessary to communicate in any situation in which the use of English is necessary.
各回の授業内容	Classes will be as follows where Haigh's textbook is used: Class 1 Introduction to legal English Class 2 Legal writing: punctuation, clarity, consistency Class 3 Things to avoid: ambiguity, sexist language, litigated words Class 4 British and American English Class 5 Contracts Class 6 Drafting legal documents Class 7 Writing letters and memoranda Class 8 Applying for a legal position Class 9 Spoken English, using the telephone Class 10 Meeting, greeting, formal conversations Class 11 Interviewing and advising, dealing with difficult people Class 12 Court advocacy Class 13 Negotiation Class 14 Chairing meetings Class 15 Making presentations
成績評価の方法	Class attendance and class participation: 50% Final Test: 50%

成績評価の基準	<p>S : 90 点以上 A+ : 89 点～85 点 A : 84 点～80 点 B+ : 79 点～75 点 B : 74 点～70 点 C+ : 69 点～65 点 C : 64 点～60 点 D : 59 点以下</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>Students should prepare for class by reading the textbook or other printed materials and then attend class for discussion and problem solving.</p>
教科書・参考文献	<p>Rupert Haigh, <i>Legal English</i>, 4th Edition, Routledge (5 April 2015) ISBN-10: 0415712858</p>
履修条件	<p>特になし。</p>

49. 国際社会と法

授業科目名 (カナ)	国際社会と法 (コクサイシャカイトホウ)
担当教員名 (カナ)	佐古田 彰 (サコタ アキラ)
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	木3
講義の概要	この講義では、国際法を日本法との関係に焦点を当てて様々な観点から分析する。
到達目標	この講義は、国際法の一通りの知識を有していることを前提に、改めて国際法の基本的な考え方を深く理解するとともに、日本法における国際法の実践的な使い方を身に着けることを、目標とする。
授業内容	第1講 この授業の方針や文献の探し方の説明、報告担当者の決定など 第2・3講 国際法の歴史と日本における国際法の受容 第4・5講 国際法の法源と日本法における国際法の法的効力 第6・7講 国際法の主体と日本法における国際法主体の法的地位 第8講 日本法における国家管轄権規則の具体的現れ 第9～11講 国際人権規範の日本における国内的实施 第12・13講 国際環境条約の日本における国内的实施 第14・15講 国際経済法規則 (国際租税法を含む) の日本における国内的实施
成績評価の方法	各授業における積極的な参加状況 (事前の準備や発言など) とレポート。試験は課さない。
成績評価の基準	各授業における積極的な参加状況 (60%)、レポート (40%)
準備・事後学習についての具体的な指示	授業ごとに事前にしっかりと準備をしておくこと。 国際法を日本法との関係で理論的かつ実践的に理解してもらうことになるので、これまで学んだ国際法と日本法の一通りの知識を、応用的・総合的に捉え直すこととなります。この授業を通じて、そういった勉強の仕方を各自で工夫してみてください。
教科書・参考文献	条約集と六法は必携。 その他、国際法の基本書と国際法判例集、憲法その他の法分野の基本書と判

	例集。具体的には授業で紹介する。
履修条件	学部での国際法の授業を履修し、国際法に関する一通りの知識を有していること。

50. 政治学

授業科目名 (カナ)	政治学 (セイジガク)
担当教員名 (カナ)	小松 敏弘 (コマツ トシヒロ)
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	集中講義
講義の概要	<p>先進資本主義国の自由民主主義体制において、政治学が扱う重要な問題として、現代資本主義国家の諸機能、選挙制度、ネオ・コーポラティズム、政党政治などがある。これらの問題を解明し、自由民主主義体制のあるべき姿を模索し、公正で公平な自由民主主義社会を希求し続ける能力を養成したい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 選挙制度：わが国は、小選挙区比例代表並立制を採用しているが、小選挙区制、比例代表制のメリット、デメリットを他の資本主義国の例と比較しながら明らかにしたい。 2. ネオ・コーポラティズム：1970年代以降、先進国で採用した政策の決定のしくみであるが、わが国、及び各国の実情について紹介する。 3. 現代資本主義国家の本質・機能：20世紀後期以降の資本主義国家はさまざまな機能を持つようになってきたと言われているが、それらの機能を解明し、あるべき国家像を模索する。 4. 政党政治：サルトーリの政党制類型（ヘゲモニー政党制、一党優位制、二党制、限定的多党制等）を紹介した上で、二党制の例として、アメリカ、イギリスの政党政治の実像、一党優位制の例として、日本の政党政治の実像を検討する。アメリカについては、共和党と民主党の政策の同質性と異質性について言及する。このアメリカ、イギリス、日本の政党政治に共通するものとして、大きな政府路線と小さな政府路線の対立がある。この二つの路線は現在の先進国の政治を規定する重要なものであり、両路線の功罪についても、検討したい。 5. 先進資本主義国以外の政治についても言及する。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現代の各国の政治の現実を理解し、理想を探究する力の修得。 2. 政治理論を理解し、それを現実政治へ応用する力の修得。 3. 専門書の内容を理解する力の養成。
各回の授業内容	<p>第1回：小選挙区制のメリット、デメリットについて。</p> <p>第2回：比例代表制のメリット、デメリットについて。</p> <p>第3回：1990～2000年代のわが国の選挙制度改革について（ビデオ等</p>

	<p>の感想)。</p> <p>第4回：ネオ・コーポラティズムの定義、種類、役割について。</p> <p>第5回：ネオ・コーポラティズムの各国の実情、問題点、ならびにマイクロ・コーポラティズムについて。</p> <p>第6回：現代資本主義国家の階級抑圧機能と公共的・社会的機能について(ラスキを中心に)。</p> <p>第7回：現代資本主義国家の階級抑圧機能と公共的・社会的機能について(マクファースンを中心に)。</p> <p>第8回：現代資本主義国家の階級抑圧機能と公共的・社会的機能について(ミリバンドを中心に)。</p> <p>第9回：政党制類型について(歴史的事例に関連付けて)。イギリスの19世紀末からの政党政治の変遷について(ビデオ等の感想)。</p> <p>第10回：二党制のメリット、デメリットについて(現在のイギリスの保守党、労働党の政治)</p> <p>第11回：二党制のメリット、デメリットについて(現在のアメリカの共和党、民主党の政治)。</p> <p>第12回：日本の1955年以降の政党政治について(概観)。</p> <p>第13回：先進資本主義国以外の政治(旧社会主義国)。</p> <p>第14回：先進資本主義国以外の政治(90年代以降の東欧)。</p> <p>第15回：先進資本主義国以外の政治(発展途上国)。</p> <p>第16回：定期試験。</p>
成績評価の方法	<p>出席状況を勘案する。定期試験の成績のほか、ビデオ・DVDの概要・感想の記述も勘案する。出席状況がよくても、定期試験を受けなければ、評価はかなり低いものになる。逆に、出席状況が芳しくなければ(3分の2未満)、定期試験を受けることができず、不合格になる。私語・居眠りは減点の対象になる。必要に応じて、学生諸子に教科書を読んでもらうことがある。</p>
成績評価の基準	<p>定期試験が6割5分、ビデオ・DVDの概要・感想記述が2割、平常点が1割5分(教科書を読んでもらい、その内容の理解度の確認)という割合で評価する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>講義では、教科書、プリント、板書を中心に進めていく。集中講義であるので、予習よりも復習に力点を置いた方がよいが、しいていえば、予めネットで、アメリカ、イギリス、日本の政党政治を検索し、多少イメージを持ってもらう程度で構わない。講義後、不明な点があれば、講義内容の詳細は教科書に記載されているので、復習の際に教科書を熟読するとともに、講義終了後、質問をしても構わない。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：小松敏弘『現代世界と民主的変革の政治学』昭和堂</p> <p>参考文献：石川真澄『小選挙区制と政治改革』岩波書店(岩波ブックレット)</p>

履修条件	特になし。
------	-------

51. 法と経済学

授業科目名 (カナ)	法と経済学 (ホウトケイザイガク)
担当教員名 (カナ)	野崎 竜太郎 (ノザキ リュウタロウ)
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	月曜4限
講義の概要	<p>本講義ではミクロ経済学的手法及びその考え方に基づいた法の分析を行う。現在、欧米においては経済学と法学の相互理解のもとで新たな法分析の学際研究が「法と経済学」として進められている。まず、ミクロ経済学での法分析に必要な諸概念である余剰、パレート最適性、外部性などを説明する。次に情報の非対称性と法ルールとの関連を学び、さらにコースの定理と権利の配分を理解し、具体的な法分析を行う。取り扱う法分野は契約法、不法行為法、紛争処理などである。</p>
到達目標	<p>本講義では以下の経済学的手法のもとでの法分析のあり方について理解でき、法ルールについて法と経済学から見て評価できるようになることを到達目標とする。</p>
授業内容	<p>1. イントロダクション～法と経済学とはなにか～ 法と経済学の概要を説明し、次に市場に関するいくつかの概念（余剰やパレート最適など）を説明する。</p> <p>2. 市場の失敗と情報の非対称性 外部性、公共財の特徴と市場の限界を説明する。また、情報の非対称性がもたらす市場の失敗、及びそれを克服する方法（特に自己選択、シグナリング、インセンティブ、モニタリング、組織化）などについて理解を深める。</p> <p>3. コースの定理と権利配分の効率性 まずコースの定理を説明し、法的ルールの効率性を学ぶ。つぎに権利の配分と取引費用の概念を理解する。また、具体的な例として環境に関する権利配分の問題を検討する。（小レポート）</p> <p>4. 契約法 I 契約および契約法の特徴を非対称情報と契約の効率性の論点から学習する。</p>

5. 契約法Ⅱ

契約の成立に関連し、心裡留保、錯誤などの法的構造を法と経済学の観点から評価する。

6. 契約法Ⅲ

契約違反の救済に関する経済分析を行い、救済ルールと取引インセンティブの関連を理解する。また、契約の効率的な破棄の考え方を学習する。

7. 契約法Ⅳ

債務不履行に関する損害賠償を取り扱う。通常損害、特別損害、約定損害の役割と機能を学習する。(小レポート)

8. 不法行為法Ⅰ

不法行為について当事者の注意義務と賠償責任ルールの関係を明らかにする。様々な賠償責任ルールのあり方が注意水準にもたらす影響を考え、損害賠償の決定における問題点を理解する。

9. 不法行為法Ⅱ

製造物責任法がもたらす経済的効果を理解し、可能な責任ルールのもとでの経済効果への影響を検討する。

10. 不法行為法Ⅲ

使用者責任をめぐる問題を検討する。代位責任に関する様々な法ルールがもたらす経済活動への影響と当事者間のインセンティブの問題を議論する。(小レポート)

11. 物権法の経済学Ⅰ

物権の特徴、物権法定主義の意義、時効取得などについて法と経済学から見るとどのように理解されるものかを学ぶ。

12. 物権法の経済学Ⅱ

物権変動における意思主義と形式主義、登記の役割と公信性を比較法また効率性から検討してみる。

13. 物権法の経済学Ⅲ

物権間の優劣、物権と債権の優劣について取引費用、投資活動などの観点から検討し、抵当権と賃借権に関する立法問題を論ずる。

	<p>14. 訴訟と和解の経済学 I まず、予想不一致モデルを使って訴訟と和解の判断における裁判費用の重要性とその機能を明らかにし、次に裁判に関する非対称情報がもたらす和解への影響等を理解する。</p> <p>15. 訴訟と和解の経済学 II 費用配分ルール of 裁判への効果について検討し、また、弁護士への成功報酬のあり方が訴訟と和解にもたらす影響について学習する。</p>
成績評価の方法	講義の区切りで行う小レポート (A4 二枚程度)、講義中の質問に対する返答などの平常点、および学期末のレポートで評価する。評価の割合は小レポート 40%、平常点 40%、学期末のレポート 20%とする。
成績評価の基準	小レポートおよび授業中に質疑については、授業の内容の理解と対応する法的知識がどの程度であるかという観点だけでなく、授業で学んだ内容とオーソドックスな法学的な考えの対比することで、独自の見かたを試みようとしているかに注目する。
準備・事後学習についての具体的な指示	あらかじめテキストおよび関連内容を勉強し、授業中での質問に答えられるように備えておくこと。事後学習として、テキスト、資料を読み返すとともに関連する内容まで確認すること
教科書・参考文献	<p>教科書：「法と経済学講義ノート」(細江守紀)</p> <p>参考書：クーター・ユーレン 太田勝造訳『法と経済学』(商事法務研究会) 柳川範之他編『会社法の経済学』(東京大学出版会) 神田秀樹・小林秀之共著『「法と経済学」入門』(弘文堂) 林田清明『法と経済学』(信山社) T・ミセリ 細江守紀監訳『法の経済学』(九州大学出版会) 常木守他、『法と経済学』、有斐閣 シャベル『法と経済学』、日本経済新聞社</p>
履修条件	特になし

52. 行政学（2017年度版は近日公開します。）

授業科目名（カナ）	行政学（ギョウセイガク）
担当教員名（カナ）	嶋田 暁文（シマダ アキフミ）
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間（前期）	集中講義
講義の概要	次々と噴出する公共的課題を解決していくためには、情報・財源・権限・人材・技術といったさまざまな資源を組み合わせながら、社会制御を行わなければならない。そうした社会制御のメカニズムを具現化したものが「行政システム」である。この授業は、「政治と行政」「公務員制度」「行政組織の作動様式」「中央地方関係」「官から民へ」「政策評価と行政責任」に着目して、この「行政システム」の内実を理解することを目的としている。抽象論に終始することなく、具体的な事象に言及することで、できるだけ分かりやすい講義をしていきたい。
到達目標	①日本の行政システムの特徴や問題点を正確に認識・把握できるようになること、②「物の考え方」を身につけること、③「実態を踏まえた規範的思考」を身につけることを到達目的とする。
各回の授業内容	<p><第1回：ガイダンス＋政治と行政①～政官関係></p> <p>第1回目の講義では、最初にガイダンスを行う。その後、政治家と行政官のあるべき関係についての規範論をお話した上で、政官関係の実態についてお話しする。</p> <p>【主要参考文献】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飯尾潤「政治的官僚と行政的政治家—現代日本の政官融合体制」日本政治学会編『現代日本政官関係の形成過程』（年報政治学1995）岩波書店、1995年。 ・飯尾潤「日本における二つの政府と政官関係」『レヴァイアサン』34号、2004年。 ・西尾勝「行政の概念」『行政学の基礎概念』東京大学出版会、1990年。 ・山口二郎「現代日本の政官関係—日本型議院内閣制における政治と行政を中心に—」日本政治学会編『現代日本政官関係の形成過程』（年報

政治学1995) 岩波書店、1995年。

・村松岐夫『政官スクラム型リーダーシップの崩壊』東洋経済新報社、2010年。

<第2回：政治と行政②～議院内閣制と内閣機能の強化>

第2回目の講義では、議院内閣制に焦点を当て、「内閣の弱さ」が問題にされ続けてきた歴史を概観した上で、橋本行革における内閣機能の詳細に述べる。さらに、民主党政権下での「政治主導」等についても言及する。

【主要参考文献】

・穴見明「内閣制度」西尾勝・村松岐夫編『講座行政学第2巻』有斐閣、1994年。

・飯尾潤『日本の統治構造』中公新書、2007年。

・大山礼子『日本の国会』岩波新書、2011年。

・田中一昭・岡田彰編『中央省庁改革』日本評論社、2000年。

<第3回：政治と行政③～中央省庁再編とセクショナリズム>

第3回目の講義では、橋本行革による中央省庁の再編について概観した上で、論評を行う。さらに、セクショナリズムをめぐる評価についても言及する。

【主要参考文献】

・今村都南雄『官庁セクショナリズム』東京大学出版会、2006年。

・嶋田暁文「セクショナリズムと紛争マネジメント」『法学新報』118巻3・4号、2011年。

・牧原出『行政改革と調整のシステム』東京大学出版会、2009年。

・真淵勝『行政学』有斐閣、2009年。

<第4回：公務員制度①～総論&採用・昇進>

第4回目の講義では、公務員制度に目を転じ、その全体像を把握した上で、採用と昇進をめぐる特徴を概観し、その特長と問題点を探る。

【主要参考文献】

・稲継裕昭『日本の官僚人事システム』東洋経済新報社、1996年。

・坂本勝「国家公務員制度」西尾＝村松編『講座行政学 第2巻』有斐閣、1994年。

・辻清明『日本官僚制の研究（新版）』東京大学出版会、1969年。

<第5回：公務員制度②～退職・再就職>

第5回目の講義では、いわゆる天下り問題を取り扱う。まずはその実態等を示した上で、その功罪を論ずる。

【主要参考文献】

・西尾隆「天下り再考」『自治総研』2000年8月号。

・西尾隆「公務員制度と人事」福田耕治ほか編著『行政の新展開』法律文化社、2002年。

・真淵勝『行政学』有斐閣、2009年。

<第6回：公務員制度③～政治任用&公務員制度改革総論>

第6回目の講義では、政治任用の問題を扱った上で、公務員制度改革の概要を説明し、論評を行う。

【主要参考文献】

・稲葉馨＝高橋滋＝西尾隆「(鼎談) 公務員制度改革をめぐる論点」『ジュリスト』No. 1226、2002年。

・人事院『平成15年度 年次報告書』（『公務員白書（平成16年度）』）2004年。（なお、各年次の報告書（白書）は、<http://ssl.jinji.go.jp/hakusho/>にて閲覧できる。）

・西尾勝「(特別寄稿) フランスにおける政治任用」人事院『平成16年度年次報告書』（公務員白書）2005年。

・武藤博巳「政治任用」『自治総研』1999年12月号。

・村松岐夫「(特別寄稿) 日本官僚制と政治任用」人事院『平成16年度年次報告書』（公務員白書）2005年。

<第7回：行政組織の作動様式①～行政組織と実質的意思決定>

第7回目の講義では、中央省庁においてどのように法案が作成されるのかに焦点を当て、そのプロセスと特徴を論じる。

【主要参考文献】

- ・大森彌「日本官僚制の事案決定手続き」日本政治学会編『現代日本の政治手続き』（年報政治学1985）岩波書店、1986年。
- ・大森彌『官のシステム』東京大学出版会、2006年。
- ・田辺国昭「行政組織と意思決定」福田耕治ほか編著『行政の新展開』日本評論社、2002年。
- ・田丸大『法案作成と省庁官僚制』信山社、2000年。
- ・田丸大「省庁における法案の作成過程とその変容」日本行政学会編『官邸と官房』（年報行政研究40）2005年。
- ・中島誠『立法学（第3版）』法律文化社、2014年。

<第8回：行政組織の作動様式②～予算編成の過程と手続き>

第8回目の講義では、中央省庁においてどのように予算編成がなされているのかに焦点を当て、そのプロセスと特徴を論ずる。

【主要参考文献】

- ・新藤宗幸「予算の編成」西尾＝村松編『講座行政学 第4巻』有斐閣、1995年。
- ・新藤宗幸『講義 現代日本の行政』東京大学出版会、2001年。
- ・西尾勝『行政学（新版）』有斐閣、2001年。
- ・真淵勝『行政学』有斐閣、2009年。

<第9回：行政組織の作動様式③～法治行政の限界と政策実施過程>

第9回目の講義では、まずは法治行政の限界と裁量の不可避性と必要性について述べた上で、政策実施過程に焦点を当て、その具体例を概観する。

【主要参考文献】

- ・阿部昌樹「自治体政策の形成と執行—京都市空き缶条例を素材として（1）～（3・完）」『自治研究』65巻1巻～3巻、1989年。
- ・北村喜宣『自治体環境行政法（第6版）』第一法規、2012年。
- ・田尾雅夫「第一線行政職員の行動様式」西尾＝村松編『講座行政学 第5巻』有斐閣、1994年。
- ・クリストファー・フッド『行政活動の理論』（森田朗訳）岩波書店、2000年。
- ・嶋田暁文「政策実施とプログラム」および「執行過程の諸相」大橋洋一編著『政策実施』ミネルヴァ書房、2010年。

- ・辻清明「法治行政と法の支配」『思想』337号、1952年。
- ・西尾勝「行政裁量」『行政学の基礎概念』東京大学出版会、1990年。
- ・西尾勝『行政の活動』有斐閣、2000年。
- ・森田朗「法治主義と裁量行為」西尾・村松編『講座行政学第6巻』有斐閣、1995年。

<第10回：行政組織の作動様式④～政策ネットワーク>

第10回の講義では、「なぜ日本では公務員数が他国と比べて極めて少ないのか」という謎についてお話する。そしてその答えである政策ネットワークの構成主体について論じる。

【主要参考文献】

- ・大橋洋一「事業者団体の活動」『対話型行政法学の創造』弘文堂、1999年。
- ・藤田宙靖「国立大学と独立行政法人制度」『ジュリスト』No. 1156、1999年。
- ・真淵勝『行政学』有斐閣、2009年。
- ・村松岐夫『日本の行政』中公新書、1994年。

<第11回：中央地方関係①～地方自治総論①>

第11回目の講義では、日本の地方自治について、その憲法上の位置づけや制度概要を押さえる。

【主要参考文献】

- ・秋月謙吾『行政・地方自治』東京大学出版会、2001年。
- ・井出嘉憲『地方自治の政治学』東京大学出版会、1972年。
- ・曾我謙悟「地方政府の政治学・行政学（1）（2）」『自治研究』第74巻6号、7号、1998年。
- ・原田尚彦『新版 地方自治の法としくみ（改訂版）』学陽書房、2005年。

<第12回：中央地方関係②～地方自治総論②>

第12回目の講義では、二元的代表制および直接請求制度、住民投票について論じる。

【主要参考文献】

- ・今井一『住民投票』岩波書店、2000年。
- ・新藤宗幸編著『住民投票』ぎょうせい、1999年。
- ・森田朗・村上順編『住民投票が拓く自治』公人社、2003年。
- ・牧原出「『二元代表制』と『直接公選首長』」『地方自治』768号、2011年。

<第13回：中央地方関係③～地方分権改革①>

第13回目の講義では、第1次分権改革の成果と残された課題について論じる。

【主要参考文献】

- ・嶋田暁文「地方分権と現場変革—分権改革による現場へのインパクトはなぜ乏しいのか—」北村喜宣編著『ポスト分権改革の条例法務』ぎょうせい、2002年。
- ・武智秀之「政府間関係の変動」今村都南雄編『日本の政府体系』成文堂、2002年。
- ・西尾勝『未完の分権改革』岩波書店、1999年。
- ・西尾勝『地方分権改革』東大出版会、2007年。

<第14回：中央地方関係④～地方分権改革②>

第14回目の講義では、第1次分権改革以降の分権改革についてその概要を述べ、それらが何を指したものであったのか等について論じる。

【主要参考文献】

- ・金井利之『自治制度』東京大学出版会、2007年。
- ・嶋田暁文「『第2次分権改革』の総括と自治体に求められる工夫～地域の実情に合った基準の設定および運用を目指して～」『季刊行政管理研究』142号、2013年。

<第15回：「官から民へ」の流れと政策評価・行政責任>

第15回の講義では、二本柱で講義を行う。まず、「官から民へ」の流れを説明し、NPMやガバナンスの考え方について説明する。次に、政策評価と行政責任について論じたい。

	<p>【主要参考文献】</p> <p><NPMとガバナンス></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 稲継裕昭「NPMと日本への接近」村松＝稲継編著『包括的地方自治ガバナンス改革』東洋経済新報社、2003年。 ・ 今村都南雄「公共空間の再編」今村都南雄編著『日本の政府体系』成文堂、2002年。 ・ 国交省国土交通研究所『New Public Management—歴史的展開と基礎理論』財務省印刷局、2002年。 ・ 嶋田暁文「公務遂行主体の民間化の受けとめ方」『自治総研』2009年6月号。 ・ 田辺国昭「20世紀の学問としての行政学？」『年報行政研究』36号、2001年。 ・ C. Hood, “A public management for seasons?,” <i>Public Administration</i>, vol. 69, 1991. ・ D. オズボーン=T. ゲーブラー『行政革命』（野村隆監訳）日本能率協会マネジメントセンター、1994年。 <p><政策評価と行政責任></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今村都南雄ほか『ホーンブック行政学（改訂版）』北樹出版、1999年。 ・ 塚本壽雄「政策評価の現状と課題」北側正恭ほか編著『政策研究のメソドロジー』法律文化社、2005年。 ・ 西尾隆「行政統制と行政責任」西尾勝＝村松岐夫編『講座行政学 第6巻』有斐閣、1994年。 ・ 西尾勝「行政責任」『行政学の基礎概念』東京大学出版会、1990年。 ・ 西尾勝『行政学（新版）』有斐閣、2001年。 ・ 古川俊一「政策評価の概念・類型・課題（上）（下）」『自治研究』第76巻第2号、4号、2000年。 ・ 山谷清志『政策評価の理論とその展開』晃洋書房、1997年。 ・ 山谷清志『政策評価の実践とその課題』萌書房、2006年。
成績評価の方法	出席回数と期末レポートの成績を総合的に勘案して評価する。
成績評価の基準	講義への参加度50%、期末レポート50%
準備・事後学習についての具体的な指示	事後的に良いので、レジュメに記された参考文献にできるかぎり目を通して欲しい。

教科書・参考文献	<p>各講義における参考文献については、「各回の授業内容」参照のこと。全体を通じた参考文献としては、真淵勝『行政学』有斐閣、2009年、曾我謙悟『行政学』有斐閣、2013年、西尾勝『行政学（新版）』有斐閣、2002年などがある。</p> <p>また、嶋田暁文『みんなが幸せになるための公務員の働き方』（学芸出版社、2014年）を読んでいただけると、本講義の内容の理解が深まると思うので、是非、参考にしていただきたい。</p>
履修条件	特になし。

53. キリスト教倫理

授業科目名 (カナ)	キリスト教倫理 (キリストキョウリンリ)
担当教員名 (カナ)	片山 寛 (カタヤマ ヒロシ)
履修年次	1・2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	金3
講義の概要	<p>法とキリスト教倫理の関係について講じる</p> <p>キリスト教の歴史とその思想の成立、さらにそれと不可分な倫理学の基礎を学ぶ。キリスト教的倫理は、歴史的に考えれば「法学」の基礎でもあったことが、西欧中世の社会と思想を紹介する中で講義される。近代において両者は切り離されたが、法学が倫理的な故郷を喪失して単なる技術となるならば、それは多くの問題をひきおこす。</p> <p>講義の後半では、現代における倫理的な問題を取り上げ、レポートを書いてもらうとともに、それについてキリスト教倫理学の立場から論じる。</p>
到達目標	<p>実務的に有能な法律家を養成することが法科大学院設立の目標なのであるが、実務的有能さの基礎には、しっかりした倫理が必要である。倫理的判断能力の基礎を身につけることが、到達目標である。</p>
各回の授業内容	<p>第1回 倫理と法</p> <p>法科大学院の設立目的のひとつとして、受験技術に習熟するだけでなく、しっかりした倫理を有する法曹を養成するということがある。倫理と法的正義の関係について、法学者Carl SchmittとHans Kelsenの対立から学ぶ。</p> <p>第2回 倫理と法 (2)</p> <p>第二次大戦中のドイツから、全権委任法が制定された経緯、ニュルンベルク法によってユダヤ人への人権侵害が行われた歴史を学ぶ。法的正義は実定法だけによっては不完全である。しかし単純な自然法主義にも危険がある。</p> <p>第3回 キリスト教と法</p> <p>西欧における法の歴史的源泉として、ローマ法と教会法があること。この二つの法に対応するものとして、近代法には刑法と民法がある。元来それは国家と教会という二つの権力・権威が併存する状況から生まれたのである。</p> <p>第4回 自然法思想とキリスト教倫理</p> <p>実定法主義 (法実証主義) の源泉を、Jeremy Bentham やJohn Stuart Mill との関係で学ぶ。法は倫理の支配下にあるのではないが、両者はつながりを持っていること。</p>

第5回 トマス・アクィナスと「自然法」

トマスの「自然法」の4つの規定について学び、自然法思想の中にある、正義の存在のありようについて考える。ここでの結論は、「正義」はある意味で、終末論的に存在するということである。

第6回 キリスト教とは何か

キリスト教思想は、その成立事情を忠実に反映していること。つまりユダヤ教の三つの教え、唯一神論、契約思想、終末論に、キリスト教はイエス・キリストへの信仰を付け加えたものである。

第7回 キリスト教の歴史

簡単なキリスト教史。最初の250年間の迫害時代と、その後のキリスト教ローマ帝国の時代が、言い換えれば「復活祭」と「クリスマス」が、キリスト教の歴史である。

第8回 キリスト教の歴史（2）

キリスト教中世の光と暗闇の両方から、近代という時代は生まれてきた。近代において政教分離が原則となったことの大事な意味。近代の素晴らしさとその限界、ポストモダンと言われるこれからの時代を考える。

第9回 具体的課題の検討（1）

法は国家を裁けるか（1）「国家の犯罪」を導入にして、「国民の犯罪」について考える。

第10回 具体的課題の検討（2）

法は国家を裁けるか（2） 国際法廷の問題、法は法自身を裁けるか。誰がどのように、何に基づいて裁くのか。

第11回 具体的課題の検討（3）

結婚の倫理（1） 結婚制度についての現状、キリスト教の結婚の倫理を考える。

第12回 具体的課題の検討（4）

結婚の倫理（2） カール・バルトの創造論の倫理学の中から、「男と女」について学ぶ。

第13回 具体的課題の検討（5）

教育問題について（1） 教育現場で起こっている様々のこと。「人権」という言葉の恣意的な使われ方。

第14回 具体的課題の検討（6）

教育問題について（2） 教育権は誰にあるのか。歴史の中でそれはどのように考えられてきたか。

第15回 具体的課題の検討（7）

これまでの議論をかえりみて、法と倫理の関係について再考する。

成績評価の方法	クラス出席、宿題レポート（3回）の総合判定
成績評価の基準	クラス出席は3分の2を最低条件とし、欠席は減点。 授業中のレポートは随時（10点）、宿題レポートは各回30点。
準備・事後学習についての具体的な指示	授業中に配布する資料を読んで、講義に臨むこと。 文献を調べるのみならず、主題について自分の頭で考えることが要求される。
教科書・参考文献	教科書はない。参考文献は、適宜授業の中で紹介する
履修条件	欠席は5回以内。講義中の退席は欠席と見做す。

54. 税法

授業科目名 (カナ)	税法 (ゼイホウ)
担当教員名 (カナ)	森山 彰夫 (モリヤマ アキオ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	木6
講義の概要	様々な社会現象と交錯する租税現象の法的研究を行うことを目的とする租税法は、他の法規範による法効果を前提とするところから、いわば総合法学的な側面を持っている。講義では、このような税法の法的判断に慣れるため一般的な概念の説明をするとともに、租税法の中でも中心となる所得概念を基礎としている所得税法に的を絞り、ケーススタディ方式を取り入れ、租税法の(特に所得に関する)基礎的理解を進める。
到達目標	租税について制度的に理解し、所得概念を区分して把握することができるようになる。
各回の授業内容	<p>1. 租税の体系・租税の意義 現代の国家において種々の機能を果たしている租税について、わが国における種類と体系を説明するとともに、租税の意義を考察する。(大嶋訴訟、旭川市国民健康保険条例事件、ゴルフ場娯楽施設利用税事件、酒類販売免許制合憲判決)</p> <p>2. 租税法律主義・租税公平主義 課税要件の重要性を説明した後に、課税権の行使に関する原則である租税法律主義と税負担の原則である租税公平主義について、わが国における考え方を検討する。(固定資産税名義人課税主義事件、光楽園旅館事件、贈与税年賦延納契約事件、沖縄生鮮魚介類事件、スコッチライト事件)</p> <p>3. 租税法の法源・租税法の解釈・借用概念 通達課税の問題、実質課税の原則、借用概念と固有概念の区別について検討する。(パチンコ球遊器事件、レーシングカー物品税事件、東京産業信用金庫事件、鈴や金融株式会社事件、勸業経済株式会社事件)</p> <p>4. 私法取引と租税法 法律行為の瑕疵・時効・原始取得が生じた場合の租税法上の効果について検討する。(錯誤による財産分与契約事件、京都詐害行為取消土地事件、尼崎市相続土地喪失事件、外国税額控除余裕枠りそな銀行事件、パラツィーナ事件)</p> <p>5. 租税法の適用・信義則・租税回避</p>

課税要件事実についての推計課税と納税者有利解釈の原則、租税法上の信義則の原則と租税回避行為（タックスシェルターを含む）の事例検討を行う。（丸紅飯田事件、酒類販売業者青色申告事件、文化学院事件、相互売買事件、グレゴリー事件）

6. 所得の概念・所得分類

所得税の課税物件である所得についてその概念を整理するとともに、現行所得税法における所得区分とその課税態様を考察する。（利息制限法違反利息事件、株式会社藤松事件、マンション建設承諾料事件）

7. 納税義務者と課税単位・所得の帰属

納税義務者と担税者の違い、種々の納税義務者、親族間での所得の帰属などを検討する。（二分二乗事件、弁護士夫婦事件、歯科医師親子共同経営事件、冒用登記事件）

8. 譲渡所得

譲渡所得は資産の譲渡による所得であるが、所得税法における「資産」とその「譲渡」の概念を検討する。（榎本家事件、名古屋医師財産分与事件、サンヨウメリヤス土地賃借事件、ゴルフ会員権贈与事件、支払利子付随費用判決）

9. 給与所得・退職所得

事業所得や雑所得或いは一時所得と区分が困難な給与所得について、その限界線と給与所得内でのFRINGE BENEFIT課税を検討する。（弁護士顧問料事件、日フィル事件、海外旅行判決、5年退職事件）

10. 事業所得・雑所得・不動産所得・山林所得

これらの所得は法人税法の所得概念に通じるものがあるため、以下11. 12. 13. 14. にわたり、法人税法における所得概念と比較しながら所得把握の構造を検討する。（会社取締役商品先物取引事件、嶋モーターズ事件）

11. 収入金額と必要経費

（賃貸用土地贈与事件、高松市塩田宅地分譲事件）

12. 年度帰属と費用収益対応の原則

（雑所得貸倒分不当利得返還請求事件、仙台家賃増額請求事件、沖縄補償金事件）

13. 必要経費の範囲

（鉄骨材取得価額事件、ビニール畳表実用新案事件、事業所得貸倒分不当利得返還請求事件）

14. 同族会社と行為計算否認

国内の97%の法人が該当し、かつ法人と個人との接点とも言える同族会社について、租税法におけるその特殊性を検討する。

（南日本高圧コンクリート株式会社事件、株式会社塚本商店事件、株式会社エス・アンド・ティー事件）

15. 租税確定手続と審査請求・租税訴訟

	自動確定の租税と申告納税方式・賦課課税方式の租税の差異を理解し、これらの確定税額の変更手続と各種租税訴訟（特に取消訴訟における不服申立手続）を検討する。
成績評価の方法	最終講義終了後に提出するレポートの得点と平常点により評価し、それぞれ5：5の割合で総合評価に反映させる。 レポートは、課題把握・内容理解・論理展開・考察力・論文形式・講義との関連付けの6項目について、レポート課題に応じて配点する。 平常点は、出席状況、発言内容及び授業への取り組みの積極性等を評価する。
成績評価の基準	<p>【レポート】</p> <ul style="list-style-type: none"> i 課題把握：レポートの課題の趣旨を理解しているか ii 内容理解：記述内容及び用語の意味につき、正確に理解しているか iii 論理展開：前提の積み重ねによる矛盾の無い論理展開か iv 考察力：自分自身の視点・考え方が述べられているか v 論文形式：構成や表現・文字は正確・妥当か。また、引用・出典は正確に記載されているか vi 講義との関連付け：講義中の学習内容が取り入れられているか <p>【平常点】</p> <ul style="list-style-type: none"> i 発言内容・討論参加度合：20% ii 通常の受講態度・報告内容：30% <p>出席状況の評価の仕方は、毎回授業へ出席することを前提として、欠席・遅刻があれば減点する（1回についてそれぞれ1点、0.5点）。また、欠席が1/3を超える場合には、レポートの提出資格を認めない。</p> <p>* 座席は、出席確認、平常点採点の都合から、第1回目に着席した席で第2回目以降も指定席とする。合意等で入れ替わる場合は必ず知らせること。授業の進行上、移動をお願いする場合もある。</p> <p>* レポートの平均点が60%に達しない場合を目処に、問題の難度・採点方法に鑑み調整することがある。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>毎回終了時、次回の範囲を指定する。</p> <p>ケーススタディなので、事前に資料等を読み込んでおくこと。</p> <p>ケースは複数あるので、毎回数名の分担を割り当て、概略を簡潔に報告してもらう。その後、全員で課題についての討論を行う。</p> <p>講義内容等についてはもちろんのこと、初歩的と思われる事柄についても、積極的に担当教員に尋ねることが大切である。</p>
教科書・参考文献	<p>金子宏「租税法」21版（法律学講座双書・弘文堂）</p> <p>金子宏ほか編著「ケースブック租税法〔第4版〕」（弘文堂）</p> <p>別冊ジュリスト「租税判例百選（第6版）」（有斐閣）</p> <p>増田英敏「リーガルマインド・租税法（第4版）」（成文堂）</p>

	<p>水野忠恒「租税法（第5版）」（有斐閣）</p> <p>谷口勢津夫「税法基本講義（第5版）」（弘文堂）</p> <p>※ 最低限必要なものはコピーして配布する。</p>
履修条件	<p>民法・商法の既修者の履修を希望する。</p> <p>簿記・会計の基礎的素養があることが望ましい。</p>

55. 地方自治法

授業科目名 (カナ)	地方自治法 (チホウジチホウ)
担当教員名 (カナ)	岡本 博志 (オカモト ヒロシ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	月4
講義の概要	地方自治に関する法制度の原理と仕組みを理解するとともに、地方公共団体の活動に関わる法的諸問題を認識し解決する能力を養成することを目的とする。
到達目標	地方自治に関する諸問題についての的確な事案の把握と事実の認定を行い、正確な法的知識に裏打ちされた法的判断を加えて人々が納得できるような結論を導き出すことができる水準に到達することを目標とする。
各回の授業内容	<p>第 1回 地方自治の基礎理論 わが国における地方制度の沿革を概観するとともに、憲法92条以下に規定する地方自治制度の基本枠組みを概説し、地方自治の意義を確認する。</p> <p>第 2回 地方公共団体の種類 憲法は地方公共団体とのみ規定するが、地方自治法上、それらは普通地方公共団体と特別地方公共団体とに区分され、前者は基礎的地方公共団体と広域の地方公共団体に区分される。各地方公共団体の位置と役割の相違を説明し、市町村合併、道州制等の問題に言及する。</p> <p>第 3回 地方公共団体の事務 分権改革により機関委任事務が廃止され、地方公共団体の事務は自治事務と法定受託事務に再編された。中央—地方の事務配分のあり方を検討し、自治事務と法定受託事務について解説する。</p> <p>第 4回 地方公共団体の権能 (1) 地方公共団体が担当する事務を遂行するに際して、地方公共団体はどのような権能を有しているのかを検討する。自治組織権、自治行政権、自治財政権、自治立法権に区分して順次解説する。</p> <p>第 5回 地方公共団体の権能 (2) 憲法94条および自治法14条、15条に規定する自治立法権について、憲法上の諸原則、個別条項等との関係および法令との抵触等の問題を解説し、自治立法権の範囲について具体的に検討する。</p> <p>第 6回 地方公共団体の機関 (1) 憲法は、地方公共団体の機関として長と議会を置くことを定めている。まず</p>

首長制について概観し、次いで地方自治法の定める地方議会の構成と権能及び長と議会の関係について検討する。

第 7回 地方公共団体の機関（2）

執行機関の多元性を採用する地方自治法における長その他の執行機関の構成について概観し、次いで長を頂点とする行政機関の構造について検討する。

第 8回 住民の権利義務

地方公共団体の構成要素たる住民は、地方公共団体のサービスを受けるにとどまらず、議員及び長を選任するほか直接請求その他の権能を有している。これらの地方公共団体と住民との関係について住民の権利義務という観点から検討する。

第 9回 国と地方公共団体との関係（1）

分権改革により国と地方公共団体の役割分担のあり方が地方自治法に明示され、さらに国等の地方公共団体に対する関与のあり方についても新たに規定された。国等の地方公共団体への関与の種類と手続、国地方係争処理の制度及び訴訟等について検討する。

第 10回 国と地方公共団体との関係（2）

国と地方公共団体の事務配分と財源配分とは必ずしも十分に対応していない。中央一地方の財源配分の構造と財政調整制度、地方公共団体の財政構造等について概観する。

第 11回 情報公開制度（1）

情報公開法制について概観し、情報公開条例について具体的条例を素材として、その構造と問題点を検討する。

第 12回 情報公開制度（2）

情報公開請求における主要な問題点たる不開示条項の解釈について、具体的事例を素材として検討する。

第 13回 個人情報保護制度

個人情報保護法制について概観し、個人情報保護条例について、具体的条例を素材としてその構造と問題点とくに本人開示をめぐる問題について検討する。

第 14回 住民監査請求と住民訴訟（1）

地方公共団体の財務会計行為については、監査委員による監査が行われるほか住民監査請求を通じて当該普通地方公共団体内で自主的にその適正を確保する仕組みである。監査制度および住民訴訟の前段階としての住民監査請求について概観する。

第 15回 住民監査請求と住民訴訟（2）

行政事件訴訟法において民衆訴訟に分類される住民訴訟は事件数が多いのが現状である。住民監査請求を前置させるこの制度の意義と機能について説明し、住民訴訟における具体的な問題点を検討する。

成績評価の方法	出席状況（講義での応答を含む。）10%、レポート20%、定期試験の結果70%を総合して評価する。 （授業の出席が3分の2に満たない場合は受験資格を失う。）
成績評価の基準	<p>① 講義での応答：質問の意味を理解し、適切に反応していると評価できるか。</p> <p>② レポート：課題の意図に即し然るべく検討していると評価できるか。 具体的な検討の内容と結論は適切であると評価できるか。</p> <p>③ 定期試験：設問について、争点を的確に把握しているか。 各争点について然るべく検討していると評価できるか。 具体的な検討の内容と結論は適切であると評価できるか。</p> <p>（以上につき、それぞれ段階に応じた評価を行う。）</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	各回の講義内容について予習しておくべき事項、取上げる判例についてはあらかじめ提示する。
教科書・参考文献	<p>教科書： 宇賀克也 『地方自治法概説【第7版】』（2017年、有斐閣）</p> <p>参考文献：塩野宏 『行政法Ⅲ【第四版】』（2012年、有斐閣） （第3章「地方自治法」の部分）</p> <p>磯部力ほか編 『地方自治判例百選【第4版】』（別冊ジュリストNo. 215、2013年、有斐閣）</p> <p>中川義朗編 『これからの地方自治を考える』（2010年、法律文化社）</p> <p>その他講義において適宜指示する。</p>
履修条件	「統治の基本構造」、「基本的人権の基礎」、「法と行政活動」を履修していること。

57. 土地私法

授業科目名 (カナ)	土地私法 (トチシホウ)
担当教員名 (カナ)	多田 利隆・田中 英司 (タダ トシタカ・タナカ エイシ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	月4
講義の概要	土地・建物の所有と利用をめぐる法律関係 (私法関係) の中で、理論的にも実務的にも重要な分野である、不動産登記法、区分所有法 (マンション法) および借地借家法の分野について講義を行う。前二者 (第1回～第10回) については多田が、借地借家法 (第11回～第15回) については田中が担当する。
到達目標	この科目は、民法の講義科目で修得した基礎知識を踏まえて、不動産登記法、区分所有法 (マンション法) および借地借家法の分野について、より高度な専門知識と問題解決能力を修得することを目的としている。これらの領域について、「民法I」や「民法IV」の講義では時間の関係で十分に上げられなかった内容をフォローするとともに、現代的な法律問題の所在と実務・理論の対応を学び、法律実務家として対応できるための専門的素養を身につけるということである。また、これらの分野をより詳しく、より深く学ぶことによって、民法自体の理解を立体的なものにすることも目標の一つである。
各回の授業内容	<p>1 不動産登記制度・不動産登記の効力 不動産登記法の序説に相当する。 項目：不動産登記制度の意義と理念、登記の対象となる権利と私法関係における登記の機能 (民法177条の意義や内容についての考察を含む)</p> <p>2 不動産登記簿の内容 登記簿の内容について、実質面と形式面の両方から学ぶ。 項目：登記・登記記録・登記簿、地図、登記簿の構成と記載内容</p> <p>3 不動産登記の種類 登記にはどのような種類があるか、特に、仮登記の意義と機能について学ぶ。 項目：表示の登記・権利の登記、主登記・附記登記、本登記・仮登記</p> <p>4 登記手続き その1 権利に関する登記の手続きについて学ぶ。</p>

	<p>項目：申請主義、申請当事者（登記権利者・登記義務者、共同申請）、登記請求権、登記引取り請求権</p> <p>5 登記手続き その2 項目：書面申請と電子申請、登記の真正さを保持するための制度（登記識別情報、登記原因証明情報）</p> <p>6 区分所有法序説 区分所有法の序説に相当する。 項目：分譲マンションをめぐる法律問題の現状、区分所有という法律関係、専有部分・共用部分</p> <p>7 区分所有権に対する団体的制約 区分所有の団体的側面から導かれる制約について学ぶ。 項目：共同利益背反行為の禁止、債権回収のための先取特権</p> <p>8 共用部分の利用と管理 共用部分の利用と管理に関する法制度と問題点について学ぶ。 項目：共用部分の使用、共用部分の管理（広義）、専用使用権</p> <p>9 マンションの管理 マンション管理の法制度と問題点について学ぶ。 項目：管理組合、管理者、管理組合法人、マンション管理適正化法、管理規約</p> <p>10 マンションの復旧・建替え マンションの復旧・建替えについての法制度と課題について学ぶ。 項目：復旧、建替え、再建</p> <p>11 不動産利用権の法的仕組みの概観 日本法における不動産利用権の法的仕組みについて、民法の知識を確認しつつ、概観的に学ぶ。 項目：前提となることから（不動産賃借権以外の不動産利用権を含む）、借地権・借家権の法的仕組みの概観</p> <p>12 普通借地権の存続保障・保護 普通借地権の存続保障・保護について学ぶ。 項目：普通借地権の当初の存続期間の法定、法定更新後の普通借地権の存続</p>
--	---

	<p>期間、法定更新拒絶の要件としての正当事由、建物滅失の場合における再築と普通借地権の存続</p> <p>13 「定期借地権」 「定期借地権」について学ぶ。 項目：一般的なこと、一般定期借地権、建物譲渡特約付借地権、事業用定期借地権、一般定期借地権の事業方式、その他の問題</p> <p>14 「定期建物賃貸借」 「定期建物賃貸借」について学ぶ。 項目：「定期建物賃貸借」の導入、「定期建物賃貸借」の要件・内容の概観、「定期建物賃貸借」に関する個別的問題</p> <p>15 不動産利用権をめぐる立法・判例・学説の展開 社会・経済の動きと不動産利用権をめぐる立法・判例・学説の展開を学ぶ。 項目：第二次世界大戦中まで、第二次世界大戦後における立法・判例・学説の対応とそれがもたらした新たな現象、1980年代以降における立法の新たな展開</p>
成績評価の方法	<p>期末試験（筆記試験）及び平常点を総合的に評価して最終成績を判定する。両者の比重は8：2とする。なお、欠席が1／3を超えた者については期末試験の受験資格を認めない。</p>
成績評価の基準	<p>期末試験は100点満点として、その得点に応じて評価する。平常点の中身は、出席状況、発言等授業への参加の積極性、課題が与えられた場合にはそれへの取り組みの状況等の評価である。出席状況については、全部の回に出席することを前提として、正当な理由のない欠席、遅刻を減点要素とする（1回について、欠席1点、遅刻0.5点）。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>準備学習についての具体的な指示は、口頭あるいはTKCの教育支援システムへの掲載等で行う。</p>

<p>教科書・参考文献</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多田担当部分の参考文献（特に教科書は指定しない。） <p>不動産登記法関係</p> <p>山野目章夫『不動産登記法概論』（2013年 有斐閣）、同『不動産登記法（増補）』（商事法務 2014年）、鎌田薫／寺田逸郎編『新基本法コンメンタール 不動産登記法』（2010年 日本評論社）、七戸克彦監修『条解 不動産登記法』（2013年 弘文堂）、七戸克彦『不動産登記法案内』（2014 勁草書房）</p> <p>区分所有法関係</p> <p>鎌野邦樹『マンション法案内』（勁草書房 2010年）、稲本洋之助・鎌野邦樹『コンメンタール マンション区分所有法〈第3版〉』（日本評論社 2015年）。</p> <p>その他、必要に応じて指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田中担当部分の参考文献 <p>内田貴『民法Ⅱ』、山野目章夫「定期借地権制度」稲葉他編『新借地借家法講座 第2巻』（日本評論社、1999年）61頁以下、稲本・澤野編『基本法コンメンタール 借地借家法』第3版（日本評論社、2010年）38条（藤井俊二）、佐藤岩夫「日本民法の展開（2）特別法の生成－借地・借家法」広中・星野編『民法典の百年Ⅰ』（有斐閣、1998年）231頁以下、田中英司『ドイツ借地・借家法の比較研究－存続保障・保護をめぐる－』（成文堂、2001年）の序章と第一章。</p>
<p>履修条件</p>	<p>民法Ⅰ～Ⅴの内容についてひとつおりに履修していること。ただし、単位修得は条件ではない。</p>

58. 消費者問題

授業科目名 (カナ)	消費者問題 (ショウヒシヤモンダイ)
担当教員名 (カナ)	大庭 康裕 (オオバ ヤスヒロ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	水4、水5 (隔週開講)
講義の概要	<p>消費者法は常に発展途上の学問である。現代社会においては様々な消費者問題が、日々生起しており、新たな問題については、従来の消費者保護法、民事法、これまでの判例や解釈論などでは、十分に対処できない場合が多々出てくる。その場合でも、適切な解決のために、既存の消費者保護法の趣旨や、民事法の趣旨をくみ取って新たな理論を提起し、その理論を裁判例で認めさせ、それを前提にして法改正を勝ち取るというのがこれまでの消費者法の発展の歴史であった。これまでに消費者法はかなり整備されてきたが、なお、解決困難な事例が数多く発生してきており、これからも、引き続き新たな理論を構築して、判例、法改正などに昇華させていく不断の努力が続けられるであろう。</p> <p>また、今般、民法改正の議論がなされているが、その中の重要な論点として「消費者」概念を民法に取り込むべきかどうか議論されている。このように消費者法が民法まで改正させる契機になっていることから分かるように、消費者法の理解は、法律家にとって必須である。現在では、法律家にとっては民法の理解だけでは不十分であり、民法の理解だけでは現実の問題解決は図れないことが多い。</p> <p>本講義では、多岐にわたる消費者問題と、それに対応する各種の消費者保護のための法律の全体像を、実際に起きた消費者被害事件の映像も交えて、概観する。</p>
到達目標	<p>本講義では、「消費者」保護の観点から消費者関連法を広く理解してもらうと同時に、その法制度や法的技術、法理論を機能的に活用することによって、これから発生すると思われる各種の消費者問題を解決していくための指針を獲得してもらいたい。</p> <p>そして、実務家として、事例を中心にして具体的に問題をどう考えていくかを学んでもらいたい。</p> <p>そのため、法律家を目指すロースクールの学生として、最低限の知識を持って社会に羽ばたいてもらうための頭の中の「引き出し」の作製が、本講義の到達目標である。</p>

	<p>なお、消費者問題は扱う事件の幅が広いだけでなく、前述したとおり発展途上の学問であり、常に新しい問題が発生している。そこで、シラバスに記載した内容を全部扱うとは限らないし、シラバスに記載していない問題を扱うこともあり得るので、その点は了承されたい。</p>
<p>各回の授業内容</p>	<p>1. 消費者問題と消費者法</p> <p>(1) これまでの消費者問題の系譜と弁護士経験20年で扱った消費者問題 多重債務問題、商工ローン問題、ヤミ金被害、アイディック事件 その他</p> <p>(2) 消費者・消費者問題と消費者法</p> <p>(3) 消費者及び消費者問題の特性 企業と消費者との非対称性、交渉力の格差 事前規制から事後救済の流れ 行政規制、競争秩序維持、民事規制 事後救済のみでは不十分 少額多数被害、生命身体の安全の問題など</p> <p>(4) 消費者政策と消費者法 消費者法の体系 消費者基本法の理念と基本施策 各種業法、消費者契約法、製造物責任法、利息制限法、 特定商取引法、割賦販売法、金融商品取引法、先物取引法、 貸金業規制法</p> <p>(5) 消費者行政の一元化</p> <p>(6) 講義の進め方</p> <hr/> <p>2. 消費者契約の過程Ⅰ — 契約の成立と意思表示の瑕疵</p> <p>(1) 消費者被害救済の法理</p> <p>(2) 契約の成否</p> <p>(3) 意思表示の瑕疵（錯誤・詐欺）</p> <p>(4) 交渉力の不均衡 交渉力の不均衡を解消する制度</p> <p>(5) 事例検討</p> <hr/> <p>3. 消費者契約の過程Ⅱ — 契約内容と効力</p> <p>(1) 契約内容の適正</p> <p>(2) 内容の適正（履行の段階での内容の妥当性）</p> <p>① 履行の段階での内容の妥当性</p> <p>② 信義則による契約履行段階における妥当性確保</p> <p>(3) 内容の適正（約款規制）</p> <p>① 約款規制</p>

	<p>② 約款の内容と効力の適正 (4) 事例検討</p>
	<p>4. 消費者契約法</p> <p>(1) 消費者契約法の制定と改正の経緯 (2) 消費者契約法の立法目的 (3) 消費者契約法の適用範囲 (4) 事業者の情報提供努力義務 (5) 誤認による意思表示の取消 (6) 困惑による意思表示の取消 (7) 取消の効果 (8) 取消権の行使期間 (9) 媒介の委託を受けた第三者による勧誘 (10) 不当条項の無効 (11) 消費者団体訴訟制度 (12) 事例検討</p>
	<p>5. 特定商取引法 I</p> <p>(1) 特定商取引法の制定と改正の経緯 (2) 特定商取引法の立法目的 (3) 特定商取引法の適用対象と基本構造 (4) クーリング・オフ (5) 取消権 (6) 中途解約権 (7) 事例検討</p>
	<p>6. 特定商取引法 II</p> <p>(1) 各取引類型に対する特定商取引法による規制の概要 (2) 訪問販売 (3) 電話勧誘販売 (4) 通信販売 (5) 連鎖販売取引 (6) 特定継続的役務提供 (7) 業務提供誘引販売取引 (8) ネガティブ・オプション (9) 事例検討</p>
	<p>7. 割賦販売法</p> <p>(1) 割賦販売法の制定と改正の経緯 (2) 割賦販売法の立法目的 (3) 割賦販売法の適用範囲</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (4) クレジット被害の実態と背景 (5) 割賦販売法の適用対象 (6) クーリング・オフ (7) 過量販売解除 (8) 不実の告知等取消 (9) 抗弁の対抗 (10) 事例検討
	<p>8. 消費者取引と不法行為</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 消費者取引における不法行為責任の機能 (2) 不法行為責任の意義 (3) 不法行為の要件と取引型不法行為の特徴 (4) 過失相殺 (5) 消費者取引における不法行為訴訟の現状と課題 (6) 事例検討
	<p>9. 金融商品と消費者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 金融商品取引の被害と救済の実情 (2) 投資家保護法理 <ul style="list-style-type: none"> ① 説明義務と情報提供義務 ② 適合性原則 ③ 誠実公正義務、忠実義務 ④ 市場の公正 ⑤ 適合性原則と説明義務の関係 (3) 民事ルール <ul style="list-style-type: none"> ① 民事ルールの概要 ② 金融商品販売法（金融商品の販売等に関する法律） ③ 消費者契約法 ④ 保険法 (4) 業法 <ul style="list-style-type: none"> ① 金融商品取引法 ② 投資信託、法人法 ③ 銀行法 ④ 保険業法 (5) 民法、金融商品販売法、消費者契約法、各業法の関係と選択 (6) 事例検討
	<p>10. 先物取引被害救済</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 先物取引とは (2) 先物取引の基礎的理解のために

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 先物取引被害の本質 (4) 先物取引の危険性 (5) 商品取引員の義務 (6) 業者の義務違反、違法性主張の根拠 (7) 無意味な反復売買の主張・立証（特定売買） (8) 新規委託者保護義務違反についての理解の仕方 (9) 両建てについての理解 (10)平成16年商品取引所法改正の概要 (11)事例検討
	<p>1 1. 製造物責任法</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 製造物責任法の制定の経緯と内容 (2) 製造物責任法の構成 (3) 条文・用語の解説 (4) 欠陥製品に関する紛争の現状と問題点 (5) 現状でどう立証するか (6) 事例検討
	<p>1 2. 住宅と消費者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 欠陥住宅問題の実情 <ul style="list-style-type: none"> 欠陥住宅被害の状況 欠陥住宅を生み出す要因 紛争解決の困難性 (2) 住宅取得の形態と法制度 <ul style="list-style-type: none"> 住宅取得の形態 住宅建築に関する法制度 (3) 欠陥住宅訴訟の特質 (4) 紛争解決手続 (5) 事例検討
	<p>1 3. 消費者信用と多重債務 I</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 多重債務問題の現状と背景 (2) 深刻化する多重債務問題とその原因 (3) 債務者の位置付け＝「被害者」としての債務者 (4) 多重債務問題をめぐる諸法令 <ul style="list-style-type: none"> ① 貸金業法による規制 ② 利息をめぐる法規制 <ul style="list-style-type: none"> a) 利息制限法による制限利率 b) 出資法における制限利率と利息制限法との関係 c) 改正前貸金業法43条の「みなし弁済」の成立について <ul style="list-style-type: none"> － いわゆる「グレーゾーン」金利について

	<p>(5) 改正出資法および貸金業法における金利規制の内容</p>
	<p>14. 消費者信用と多重債務Ⅱ</p> <p>ー 多重債務問題処理の手續</p> <p>(1) 多重債務事件の処理方法</p> <p>(2) 手續の選択</p> <p>① 任意整理手續</p> <p>② 自己破産</p> <p>③ 個人再生手續</p> <p>④ 特定調停手續</p> <p>(3) 個人信用情報</p> <p>(4) 多重債務に関する諸問題</p> <p>商工ローン問題</p> <p>ヤミ金融</p> <p>保証問題</p> <p>(5) 多重債務問題から貧困問題解決に向けて</p>
	<p>15. 宗教トラブルと消費者被害</p> <p>(1) 宗教トラブルの実態と背景</p> <p>(2) 検討されるべき法理論</p> <p>(3) 宗教トラブルへの対処のあり方</p> <p>(4) 事例検討</p>
成績評価の方法	<p>筆記試験を成績評価の主たる方法とする。その他、出席状況や授業中における質問への反応、授業中の発言なども参考にする。</p> <p>筆記試験の結果で9割、その他の要素で1割として評価する。</p>
成績評価の基準	<p>講義で習得した「消費者」保護を目的とする消費者関連法の枠組み・法理論を前提として、それが具体的事例にどのように適用され、消費者被害の救済に役立てられているかの理解度を成績評価の基準とする。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>民法を十分習得し講義に望むこと。講義内容は、消費者法についての入門的・基礎的なものにする。</p>
教科書・参考文献	<p>① 消費者法講義第4版、日本弁護士連合会編 日本評論社</p> <p>② 消費者事件実務マニュアル〔補訂版〕―被害救済の実務と書式― 福岡県弁護士会消費者委員会編 民事法研究会</p>
履修条件	<p>特になし</p>

59. 金融法

授業科目名 (カナ)	金融法 (キンユウホウ)
担当教員名 (カナ)	横尾 亘 (ヨコオ ワタル)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	月5
講義の概要	金融法の講義が対象とするのは、銀行法・金融商品取引法・手形法等となる。予め配信されたレジュメにしたがって解説を加える。銀行・証券および消費者金融に関する法的紛争は絶えず、金融に関する一般知識は法曹に不可欠と考えられるため、金融法の講義でこれらについて得ることは諸君にとって有益であると考え。また、銀行取引による貸出取引においては、証書貸付と並んで手形貸付・手形割引が利用されていることなどに鑑み、手形取引についても講義する。
到達目標	本講義は、金融の仕組み、わが国の金融制度、さらに金融と法との関わり、すなわち金融組織法ないし金融規制法の現状と問題点、及び民商法の応用分野である金融取引法について理解を深め、最先端の金融に関する法的問題についての解決能力を養成することを目的とする。
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 金融法の意義、直接金融と間接金融 2. 直接金融と金融商品取引法 3. 金融商品取引法と投資者保護および証券業の規制 4. 会社法と企業金融 5. 間接金融と銀行法による規制—規制の必要性・規制の内容 6. 預金取引 (1) 7. 預金取引 (2) 8. 貸出取引 9. 金融取引における手形の利用 10. 手形理論、手形行為者の債務負担、手形行為の独立性 11. 手形署名の方式、代理人による手形行為と無権代理、利益相反取引 12. 手形の偽造・変造、手形行為と名板貸 13. 手形要件 14. 手形の流通 15. 手形抗弁 <p>(上記は一応の予定であり、変更の可能性がある。)</p>

成績評価の方法	期末試験の成績（100点満点）によって評価する。毎回、出席をとり、欠席は1回につき1点を減点する。
成績評価の基準	①金融商品取引法の意義について理解しているか、②銀行法の意義について理解しているか、③手形法の意義について理解しているか。
準備・事後学習についての具体的な指示	第1回から第8回までは予めレジュメを配信するので、目を通した上で授業に持参すること。第8回以降は指定の教科書を使用する。
教科書・参考文献	教科書：教科書としては、手形法分野につき、丸山秀平『基礎コース 商法Ⅰ 総則・商行為法/手形・小切手法（第3版）』（新世社）（※「商法2」と共通）を指定する。その他についてはレジュメを配信する。このほか、弥永真生『最新重要判例200 商法（第3版）』（弘文堂）または『手形小切手判例百選（第7版）』を講義中に参照する。 参考書：①近藤光男ほか『基礎から学べる金融商品取引法』（弘文堂）②黒沼悦郎『金融商品取引法入門（第3版）』（日経文庫）③福井修『金融取引法入門』（金融財政事情研究会）④西尾信一『金融取引法（第2版）』（法律文化社）⑤階猛ほか『銀行の法律知識（第2版）』（日経文庫）⑥西村総合法律事務所編『ファイナンス法大全（上）』（商事法務）⑦川口恭弘『現代の金融機関と法[第4版]』（中央経済社）等。
履修条件	とくにないが、民法についての知識があることが望ましい。

60. 知的財産法

授業科目名 (カナ)	知的財産法 (チテキザイサンホウ)
担当教員名 (カナ)	山田 憲一 (ヤマダ ケンイチ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	木4
講義の概要	知的財産法のうち、特許法及び著作権法について、基礎的な知識の獲得、及び、その知識に裏打ちされた法的判断を行う能力の涵養、を主たるテーマとします。副次的には、これらの領域において、どのような法制度を構築すべきかについての考察を深めることを狙いとします。
到達目標	特許法及び著作権法の基本的な論点を含む具体的事案につき、法規範を解釈適用することにより、当事者がいかなる権利を有し義務を負うかを、説得力のある根拠をもって主張できるようになること、です。
各回の授業内容	<p>*各回の授業内容末尾のカッコ内に示しているのは、教科書として予定している『標準特許法』、『標準著作権法』の該当箇所です。教科書を変更する場合には、それに応じて各回の授業内容も変更する可能性があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 序論 <p>知的財産法全般について概観し、法体系の中での位置づけを確認します。併せて、侵害に対する救済の基本的な型を学習します (両テキストの序章)。 [特許法] (カッコ内は『標準特許法』の該当箇所)</p> 2. 特許権の保護対象・特許の要件 <p>特許法による保護を受ける対象を扱います。具体的には、主として発明、産業上の利用可能性、新規性、進歩性を取り上げ、先願、公序良俗等にも触れま す (第1章第1節・第2節)。</p> 3. 権利の主体 <p>発明者、特許を受ける権利、冒認、職務発明を扱います (第1章第3節)。</p> 4. 特許権の効力・消滅事由・技術的範囲 <p>特許権の原則的な効力、特許権の消滅事由、及び、特許発明の技術的範囲を 扱います (第1章第4節・第5節、第2章第1節)。</p> 5. 均等論・間接侵害 <p>均等論、及び、間接侵害を扱います (第2章第2節・第3節)。</p> 6. 特許権の制限・利用

	<p>特許権の効力が及ばない場合、及び、特許権の利用を扱い、併せて刑事罰にも触れます（第2章第4節・第5節、第3章）。</p> <p>7. 特許取得手続・特許行政争訟 特許権を取得するための行政手続、及び、特許行政争訟を扱います（第4章・第5章）。</p> <p>8. 権利侵害救済手続 権利侵害救済手続を扱い、併せて、実用新案法、特許をめぐる条約にも触れます（第6章～第8章）。 [著作権法]（カッコ内は『標準著作権法』の該当箇所）</p> <p>9. 著作物の定義・著作物の例示 著作物の定義及び例示に関する規定を扱い、併せて、保護される著作物に触れます（第1章第1節～第3節）。</p> <p>10. 二次的著作物等・著作権の主体 二次的著作物、編集著作物、データベースの著作物、及び、著作権の主体を扱います（第1章第4節・第5節、第2章）。</p> <p>11. 著作権の効力 支分権、及び、侵害とみなす行為を扱います（第3章）。</p> <p>12. 権利の制限 著作権の制限規定を扱い、併せて保護を受けない著作物、及び、時間的限界に触れます（第4章）。</p> <p>13. 権利の利用 著作権の制限について補足すると共に、権利の利用を扱います（第4章第3節、第5章）。</p> <p>14. 著作者人格権・著作隣接権 著作者人格権、及び、著作隣接権を扱います（第6章・第7章）。</p> <p>15. 著作権侵害等 著作権侵害とその救済手続を扱い、併せて、著作権をめぐる条約に触れます（第8章・第9章）。</p>
成績評価の方法	<p>期末試験の成績（60%）、平常点（30%）及びレポート（10%）を総合して評価します。平常点の評価は、出席状況、小テスト及び/又は課題への取り組み、並びに、授業中の発言によります。</p>
成績評価の基準	<p>出席状況につき、毎回の出席を前提としますので、正当な理由のない欠席・遅刻を減点事由とし（一回につきそれぞれ1点、0.5点）、出席回数が授業回数 of 三分の二に満たない場合には期末試験の受験資格を喪失するものとします。</p> <p>小テスト及び/又は課題への取り組み、並びに、授業中の発言についての評価は、それぞれ全体の15%の割合とします。授業中の発言は、基本的にはその回数を評価対象とし、特に授業の内容の充実に貢献するような発言は1回で2回分にカウントします。</p>

準備・事後学習についての具体的な指示	各回、教科書の該当箇所、及び、予め指示する判例等を読んだ上で出席して下さい。
教科書・参考文献	<p>教科書は、以下の2冊です。ただし、この授業は後期の開講ですので、前期の間の出版状況を見て教科書を変更する可能もあります。その場合は、前期試験の最終日までにお知らせします。</p> <p>高林龍『標準特許法』（有斐閣、第4版、2014年） 同 『標準著作権法』（有斐閣、第3版、2016年）</p> <p>参考文献は講義中に適宜指示しますが、差し当たり、以下のものを挙げておきます。</p> <p>中山信弘『特許法』（弘文堂、第3版、2016年） 島並良・上野達弘・横山久芳『特許法入門』（有斐閣、2014年） 駒田泰土・潮海久雄・山根崇邦『知的財産法1 特許法』（有斐閣、2014年） 茶園成樹編『特許法』（有斐閣、2013年） 渋谷達紀『特許法』（発明推進協会、2013年） 小泉直樹『特許法・著作権法』（有斐閣、2012年） 三山裕三『著作権法詳説』（勁草書房、第10版、2016年） 島並良・上野達弘・横山久芳『著作権法入門』（有斐閣、第2版、2016年） 茶園成樹編『著作権法』（有斐閣、第2版、2016年） 駒田泰土・潮海久雄・山根崇邦『知的財産法Ⅱ 著作権法』（有斐閣、2016年）</p> <p>半田正夫『著作権法概説』（法学書院、第16版、2015年） 中山信弘『著作権法』（有斐閣、第2版、2014年） 岡村久道『著作権法』（民事法研究会、第3版、2014年） 斉藤博『著作権法概論』（勁草書房、2014年） 渋谷達紀『著作権法』（中央経済社、2013年） 中山信弘他編『特許判例百選』（有斐閣、第4版、2012年） 小泉直樹他編『著作権判例百選』（有斐閣、第5版、2016年） 特許庁編『工業所有権法（産業財産権法）逐条解説』（発明協会、第19版、2012年） 中山信弘他編『新・注解特許法 上巻・下巻・別冊』（青林書院、2011～2012年） 加戸守行『著作権法逐条講義』（著作権情報センター、6訂新版、2013年） 半田正夫他編『著作権法コンメンタール1～3』（勁草書房、第2版、2015年） 小倉秀夫・金井重彦編『著作権法コンメンタール』（レクシスネクシス・ジャパン、2013年）</p>
履修条件	特にありません。

61. 労働法

授業科目名 (カナ)	労働法 (ロウドウホウ)
担当教員名 (カナ)	有田 謙司 (アリタ ケンジ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火2
講義の概要	本講義は、いわゆる個別的労働関係法（雇用関係法）（労働者と使用者の個別の関係を規律する法）および集団的労働関係法（労使関係法）（労働者、使用者と労働組合との集団的な関係を規律する法）の領域における重要な判例・学説の解説、検討を行うものである。
到達目標	本講義は、労働法演習において目標とする、具体的な法律問題に直面した際に法律家として解決策・対応策を受講者が自ら見出すことができるようにすることへとつなげるために、それに必要な労働法の知識と思考力を身につけてもらうことを目指す。
各回の授業内容	<p><第1回> 労働法の全体の構造（他の法領域との関係、法源、実効性確保の仕組み）、労働法の当事者（労働者、使用者、労働組合）</p> <p><第2回> 労働契約（成立、権利義務、変動）</p> <p><第3回> 就業規則（手続、法的効力）</p> <p><第4回> 労働者の人権の保障（労働憲章、雇用差別）</p> <p><第5回> 人事（昇進・昇格・降格、配転、出向、転籍、休職）、企業組織の変動</p> <p><第6回> 懲戒、人格権・プライバシー、内部告発</p> <p><第7回> 解雇（解雇手続、解雇権濫用、整理解雇）</p> <p><第8回> 解雇以外の労働契約の終了事由（辞職、合意解約、定年制、期間の定めのある労働契約の更新拒否）、労働契約終了後の規制</p> <p><第9回></p>

	<p>賃金</p> <p><第10回> 労働時間、休憩、休日、休暇、休業</p> <p><第11回> 労働安全衛生、労災補償</p> <p><第12回> 労働組合の組織・運営・変動</p> <p><第13回> 不当労働行為</p> <p><第14回> 団体交渉、労働協約</p> <p><第15回> 団体行動（争議行為、組合活動）</p>
成績評価の方法	<p>以下の配分による評価を総合して成績評価をする</p> <p>①期末試験70点</p> <p>②平常点（出席状況、発言回数、発言の内容、授業内小テスト）30点</p> <p>なお、出席状況の評価の仕方は、毎回授業へ出席することを前提に、欠席・遅刻については、1回について欠席1点、遅刻0.5点を減点する。また、欠席が1/3を超える場合は、期末試験の受験資格を認めない。</p>
成績評価の基準	<p>労働法演習において目標とする、具体的な法律問題に直面した際に法律家として解決策・対応策を受講者が自ら見出すことができるようにすることへとつなげるために、それに必要な労働法の知識と思考力をどの程度身につけたか、という基準で成績を評価する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>事前にTKC教育支援システムを通じて、レジュメ・資料を配布する。レジュメ・資料に書かれている論点、判例、学説について、教科書や参考書の該当説明部分を事前にしっかり読んで、授業中に教員が質問する内容に答えられるように、あるいは、授業中に教員に対して有益な質問をなし得るように、事前の準備をしておくこと。</p> <p>なお、15回の授業で労働法のほぼ全体に関する知識を得られるようにするためには、後期に授業が始まるまでに、教科書を少なくとも1回は読んで置くことが必要である。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書としては、水町勇一郎『労働法 第6版』（有斐閣・2016年）を使う。</p> <p>参考書としては、菅野和夫『労働法 第11版補正板』（弘文堂・2017年）、荒木尚志『労働法 第3版』（有斐閣・2016年）、別冊ジュリスト『労働判例百選 第9版』（有斐閣・2016年）、西谷敏ほか編『別冊法学セミナー新基本法コンメンタール労働組合法』（2011年・日本評論社）、西谷敏ほか編『別冊法学セミナー新基本法コンメンタール労働基準法・労働契約法』</p>

	<p>(2012年・日本評論)、唐津博ほか編『労働法重要判例を読むⅠ・Ⅱ』(2013年・日本評論社)を挙げておく。</p> <p>その他、授業中にも適宜、参考文献を案内する。</p>
履修条件	特になし

62. 労働法演習

授業科目名 (カナ)	労働法演習 (ロウドウホウエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	有田 謙司 (アリタ ケンジ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	火2
講義の概要	<p>本講義では、各受講者が、事前に検討する判決についての自己の見解をまとめたものを用意し、当該判決における法的な論点を明らかにし、関連する重要判例や主要学説の内容・位置づけを踏まえて、自分が、判定者である裁判官として、あるいは、事件当事者の代理人弁護士として、当該判決を素材として、問題の解決策・対応策を提示することを求められる。</p> <p>そのため、本講義では、毎回、受講者全員に、まず、事前に自己の見解をまとめてきたものをもとに、当該判決における法的論点の提示をもとめる。そのうえで、それに関わる判例・学説の状況について、担当教員からの質問により、十分な検討がなされているかの確認を行う。その後、担当教員からのさらなる質問を受けながら、当該判決について、どのような法的解決がほかに考えるのかについて、法律構成等について受講者間で議論を行う。そして、最後に、担当教員が議論のまとめをおこない、当該判決で押さえるべき法的論点についての解説を行う。なお、担当教員からは、当該判決からさらに派生するような質問もなされるので、受講者にはそれに備えた準備も求められる。</p> <p>したがって、本講は、以上のような方法で進めることにより、到達目標に掲げるような力を受講生が身につけることができるようにすることを企図しているものである。</p>
到達目標	<p>本講義は、事例を素材にした演習用の教材を基に、講義科目で履修した内容が習得できているか、それが当該事例において使えるか、という点に留意しながら、受講生が、労働法の理解および重要事項の説明能力を定着させること、併せて、それを書面上においてより説得的に表現することができるようにすることを目標とする。</p>
各回の授業内容	<p><第1回> 労働法上の「労働者」</p> <p><第2回> 労働法上の「使用者」</p> <p><第3回></p>

	<p>就業規則</p> <p><第4回> 労働契約</p> <p><第5回> 人事</p> <p><第6回> 懲戒</p> <p><第7回> 解雇</p> <p><第8回> 雇用差別</p> <p><第9回> 賃金</p> <p><第10回> 労働時間</p> <p><第11回> 休暇・休業</p> <p><第12回> 団体交渉</p> <p><第13回> 労働協約</p> <p><第14回> 団体行動</p> <p><第15回> 不当労働行為</p>
成績評価の方法	<p>以下の配分による評価を総合して成績評価をする。</p> <p>①期末試験70点</p> <p>②平常点（事前の準備状況、発言回数・その内容、授業内小テスト2回） 30点</p> <p>なお、出席状況の評価の仕方は、毎回授業へ出席することを前提に、欠席・遅刻については、1回について欠席1点、遅刻0.5点を減点する。また、欠席が1/3を超える場合は、期末試験の受験資格を認めない。</p>
成績評価の基準	<p>講義科目で履修した内容が習得できているか、それを事例問題において使えているか、労働法の理解および重要事項の説明能力を定着させることができているか、それを書面においてより説得的に表現することができるようになっていくか、といったことを基準にして、成績を評価する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>事前にTKC教育支援システムを通じて取り扱う判決および検討事項についてのメモをPDFファイルにして配付するので、指示した参考文献等を使いな</p>

	<p>がら、法的論点について、学説・判例の状況をまとめ、そのうえで、自己の見解をしっかりとまとめておくこと。</p> <p>事前の準備が十分になされていないければ、担当教員の質問に答えられないこととなり、受講者での議論も行えないこととなって、前述の本講義が演習形式で行われることにより達成しようとする目的を果たすことができなくなってしまふ。本講義が、その目的を達することができるか否かは、ひとえに受講者の準備状況にかかっている。しつこいようだが、しっかりと準備をして講義に望んでほしい。</p>
教科書・参考文献	<p>参考書としては、水町勇一郎『労働法 第6版』（有斐閣・2016年）、菅野和夫『労働法 第11版補正板』（弘文堂・2017年）、荒木尚志『労働法 第3版』（有斐閣・2016年）、別冊ジュリスト『労働判例百選 第9版』（有斐閣・2016年）、西谷敏ほか編『別冊法学セミナー新基本法コンメンタール労働組合法』（2011年・日本評論社）、西谷敏ほか編『別冊法学セミナー新基本法コンメンタール労働基準法・労働契約法』（2012年・日本評論社）、唐津博ほか編『労働法重要判例を読むⅠ・Ⅱ』（2013年・日本評論社）を挙げておく。</p> <p>その他、授業中にも適宜、参考文献を案内する。</p>
履修条件	<p>講義の労働法を履修したか、自己で労働法をひととおり学習した者であること。</p>

63. 経済法

授業科目名 (カナ)	経済法 (ケイザイホウ)
担当教員名 (カナ)	岩本 論 (イワモト サトシ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	火5
講義の概要	<p>経済法は、「独占禁止法 (関係法令を含む) 」の基本的な考え方と知識を習得することを目的とする。とりわけ、独占禁止法は、ビジネス・ローの中核法の一つとして、動的な経済事象と密接に関係することから、最新の事例を可能な限り取り上げる。</p> <p>また、本講義は、法曹において圧倒的に不足している「一般消費者の利益の確保」を究極の目的とする独禁法に精通した法律実務家を養成することをサブ・モチーフとする。</p>
到達目標	<p>本講義の到達目標は、独占禁止法の基礎概念、規制対象である各行為類型、サンクシヨンー行政上の措置、刑事罰一、訴訟制度の基本知識の完全に習得すること (第一の目標)、与えられた事例 (百選レベル) についての的確に論点を抽出できること (第二の目標) である。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経済法の意義・目的・体系 2. 独占禁止法の基礎概念と公正取引委員会、訴訟制度 3. カルテルの禁止①ーカルテル規制 (総論)、構成要件 (i) 行為類型 4. カルテルの禁止②ー構成要件 (ii) 競争要件、(iii) 公益要件 5. カルテルの禁止③ーサンクシヨン、「入札談合」の構造と規制 6. 私的独占の禁止、独占的状态に対する規制 7. 企業集中に対する規制①ー規制制度総論～市場集中と一般集中 8. 企業集中に対する規制②ー合併・株式取得の規制基準 9. 不公正な取引方法の禁止①ー総論～「公正競争阻害性」とは何か 10. 不公正な取引方法の禁止②ー再販売価格の拘束、適用除外再販 11. 不公正な取引方法の禁止③ー非価格制限行為に対する規制 12. 不公正な取引方法の禁止④ー不当廉売規制、抱き合わせ規制 13. 不公正な取引方法の禁止⑤ー優越的地位の濫用、不当取引妨害 14. 不公正な取引方法の禁止⑥ー共同ボイコット、単独の取引拒絶・差別 15. 事業者団体に対する規制ー規制の意義、各条項の意味・射程

	<p>なお、本講義においては、パワーポイントを使用するほか、レジюмеを配布する。</p>
成績評価の方法	<p>経済法に関する実務に対応できる基礎知識と基本的思考の習得度を測るため、定期試験および平常点（課題消化状況、質疑応答状況）に基づき評価する。</p>
成績評価の基準	<p>期末試験(80%)、課題消化の状況(10%)、質疑応答の状況(10%)に基づいて、総合的に評価する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>本講義は、受講生の予習を前提として行われる。各回いずれにおいても、制度趣旨、基本事項について解説するとともに、関係する審決ないし判例について確認する。</p> <p>講義は、一方的講義に終始することなく、質疑応答を適宜行う。また、その都度、質問を受け付け、その場で疑問点の解消に努める。</p> <p>なお、使用する基本書(下記掲載)は、標準的テキストであるが、章によっては「経済学的記述」を多用した章も散見される。こうした記述に振り回される必要はない。</p>
教科書・参考文献	<p>【教科書(必携)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金井=川濱=泉水編「独占禁止法〔第5版〕」弘文堂 ・講義案〔独自〕約50頁 ・「経済法審決・判例百選」有斐閣 <p>※2017年度後半に同・百選〔第2版〕が刊行される。「経済法」で司法試験の受験を予定している受講者は第2版を手元に置かれることが望ましい。</p> <p>【参考文献】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ケースブック独占禁止法」弘文堂 ・「経済法 演習ノート〔第2版〕」法学書院 ・白石忠志「独占禁止法 第3版」有斐閣 ・根岸哲=舟田正之「独占禁止法概説〔第5版〕」有斐閣 ・その他、適宜指示する。
履修条件	なし

64. 経済法演習

授業科目名 (カナ)	経済法演習 (ケイザイホウエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	岩本 論 (イワモト サトシ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火5
講義の概要	<p>「経済法演習」は、前期または前年度の講義において習得した独禁法の基本的考え方と基礎知識に基づき、与えられた課題(事例)について、論点を抽出・整理し、的確に分析する能力を高めることを目的とする。</p> <p>毎回、①「競争の実質的制限」に関する事例、②「公正競争阻害性」に関する事例の計2問を素材として、論点抽出、適用条文、事案の分析・整理を中心とした演習形式の講義を実施する。</p> <p>また、本講義は、前期開講「経済法」と同様、法曹において圧倒的に不足している「一般消費者の利益の確保」を究極の目的とする独禁法に精通した法律実務家を養成することをサブ・モチーフとする。</p>
到達目標	<p>事例分析をとおして基本的考え方と基礎知識を整理する場である。多くの事例を通じて、的確な論点把握と法律構成の能力を高めるとともに、基本的考え方と基礎知識の確認を行うことが主眼である。与えられた事例(審決、判決等)について、独占禁止法上の論点を的確に抽出・整理し、説明できることが、本講義における到達目標となる。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事例分析(1)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題 2. 事例分析(2)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題 3. 事例分析(3)～①私的独占、②不公正な取引方法から出題 4. 事例分析(4)～①私的独占、②不公正な取引方法から出題 5. 事例分析(5)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題 6. 事例分析(6)～①事業者団体、②不公正な取引方法から出題 7. 事例分析(7)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題 8. 事例分析(8)～①私的独占、②不公正な取引方法から出題 9. 事例分析(9)～①私的独占、②不公正な取引方法から出題 10. 事例分析(10)～①企業集中、②不公正な取引方法から出題 11. 事例分析(11)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題 12. 事例分析(12)～①事業者団体、②不公正な取引方法から出題 13. 事例分析(13)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題

	<p>14. 事例分析(14)～①事業者団体、②不公正な取引方法から出題</p> <p>15. 事例分析(15)～①カルテル・入札談合、②不公正な取引方法から出題</p>
成績評価の方法	<p>経済法に関する実務に対応できる基礎知識と基本的思考の習得度を測るため、定期試験および平常点（課題消化状況、質疑応答状況）に基づき評価する。</p>
成績評価の基準	<p>期末試験(80%)、課題消化の状況(10%)、質疑応答の状況(10%)に基づいて、総合的に評価する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>毎回2つの事例を検討する。1問は、課題として渡し、次回講義の際に解説する。もう1問は、その場で一定時間以内に各自が検討し、検討した内容について報告する。いずれも、講師と受講者との間の質疑応答が講義の中心となる。基本書と基本判例についての自学自習が求められる。</p>
教科書・参考文献	<p>【教科書(必携)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金井=川濱=泉水編「独占禁止法〔第5版〕」弘文堂 ・講義案〔独自〕約50頁 ・「経済法審決・判例百選」有斐閣 <p>※2017年度後半に同・百選〔第2版〕が刊行される。「経済法」で司法試験の受験を予定している受講者は第2版を手元に置かれることが望ましい。</p> <p>【参考文献】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ケースブック独占禁止法」弘文堂 ・「経済法 演習ノート」法学書院 ・白石忠志「独占禁止法 第3版」有斐閣 ・根岸哲=舟田正之「独占禁止法概説〔第5版〕」有斐閣 ・その他、適宜指示する。
履修条件	<p>本講義は、「経済法」の当該年度履修者または履修歴がある者、もしくはこれらの者と同等の基礎学力を有すると思われる者に限定する。</p>

65. 執行・保全法

授業科目名 (カナ)	執行・保全法 (シッコウ・ホゼンホウ)
担当教員名 (カナ)	濱崎 録 (ハマサキ フミ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火4
講義の概要	<p>民事手続法は、おもに判決手続を中心とする民事訴訟法と民事執行法・民事保全法によって構成される。この講義では、後者の民事執行法・民事保全法を対象とする。判決手続は争っている当事者間の権利関係について、いわば観念的に判断するのに対して、後者は権利者による権利を現実を実現するものである。また、判決手続に先行して将来の権利の実現が不能又は困難になる危険から権利者を保護するための暫定的な措置を講ずる制度を用意したのが民事保全法である。</p> <p>民事執行法、民事保全法は民法および民事訴訟法に関連して司法試験のなかでも前提として触れられることがある分野であり、本講義では民法および民事訴訟法との関連・異同を確認しながら、民事執行、民事保全手続の特徴を理解することを目的とする。</p>
到達目標	<p>本講義は、民事保全と民事執行の特性を踏まえて、判決手続と対比しながら、権利実現のための一連の手続を相互に関連付けて理解することを目的とする。また、民事保全、民事執行の手続の理解を通して民事手続法全体あるいは判決手続の特徴について再確認し、理解することも目的とする。</p>
授業内容	<p>【第I部】 民事執行法</p> <p>第1回 強制執行概観</p> <p>第2回 執行当事者</p> <p>第3回 債務名義</p> <p>債務名義の意義と種類、既判力の主観的範囲（民事訴訟法115条）と執行力の及ぶ範囲との関係</p> <p>第4回 執行文、請求異議の訴え、執行文をめぐる訴訟（①執行文付与の訴えと②執行文付与に対する異議の訴え）</p> <p>第5回 執行異議と執行抗告</p> <p>第6回 第三者異議の訴え、違法執行と不当執行</p> <p>第7回・第8回 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行 不動産に対する強制執行</p>

	<p>強制競売 / 強制管理</p> <p>動産に対する強制執行</p> <p>債権およびその他の財産権に対する強制執行</p> <p>差押禁止債権 / 取立訴訟 / 転付命令 / 譲渡命令</p> <p>第9回 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行</p> <p>物の引渡し等 / 作為・不作為—代替執行 / 間接強制</p> <p>第10回 担保権の実行その他</p> <p>担保権の実行としての競売、形式的競売、担保不動産収益執行</p> <p>第11回 これまでの確認および中間テスト</p> <p>【第Ⅱ部】</p> <p>第12回 民事保全法</p> <p>民事保全の意義、種類、手続概観</p> <p>第13回 保全命令手続</p> <p>申立て—被保全権利の存在と保全の必要性 / 立担保</p> <p>保全命令の発令（決定）</p> <p>第14回 不服申立の手続</p> <p>申立てを却下する決定に対する即時抗告</p> <p>保全命令に対する①保全異議、②保全取消し、③保全抗告</p> <p>第15回 保全執行手続</p> <p>申立て / 仮差押えの執行 / 仮処分の執行</p>
成績評価の方法	中間テスト（30点）、平常点（10点）および期末試験（60点）によって評価する。
成績評価の基準	<p>平常点は講義中の質問への応答により評価する。試験における採点の基準は、基礎的概念を理解できているか、手続の構造、特徴を理解することができているか、重要な問題について議論状況を理解できているかを中心とする。</p> <p>なお、授業への出席が3分の2を下回った場合、期末試験の受験資格を失う。（欠席は1回ごとに平常点から3点を引く）</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	テキストの該当箇所について講義に臨むこと。また、予習復習において関連条文を参照し、手続をイメージすることが必要である。
教科書・参考文献	中野貞一郎『民事執行・保全法（補訂版）』（有斐閣、2013年）、伊藤眞・上原敏夫・長谷部由紀子編『民事執行・保全法判例百選（第2版）』（有斐閣（2012）
履修条件	担保物権法、民事手続法を履修済みであることが必要である。

66. 倒産法

授業科目名 (カナ)	倒産法 (トウサンホウ)
担当教員名 (カナ)	西郷 雅彦 (サイゴウ マサヒコ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	木2
講義の概要	<p>後掲の「破産・再生」を使用する。この「破産・再生」は、破産手続と民事再生手続とを対比しながら書かれているが、破産法が基本であり、破産法の理解なくして他の倒産処理手続の理解はあり得ないといつてよいので、講義では、民事再生手続の部分は飛ばして破産手続の部分だけを先に勉強し、その後民事再生手続の部分に戻りながら勉強するという形をとる。</p> <p>ただ、講義の時間的制約などから、倒産法分野のうち、民事再生法、会社更生法に関しては、骨格部分だけしか触れることしかできない可能性があるもので、これらの分野においては、本講義の終了後、習得した破産法の知識、思考力等を基礎として、各自の自学自習に委ねざるを得ない部分がある。</p>
到達目標	<p>現代社会において、病理的な現象ではあるが、倒産という事態が極めて多数起きている。このような倒産という事態に対処し、多くの利害関係人らの利益調整を適切に行うことなしに、人々が真に納得できる結論を導き出すことはあり得ない。その前提となる的確な事案の把握、正確な法律知識を身につけるために、倒産処理に関する法制度を概観するとともに、破産法を中心に基本的な構造や概念を理解、習得することを到達目的とする。また、より身近に倒産処理の実務を感じてもらうために、実務で使用されている書式等も利用し、現実の事件処理のあり方等についても触れながら、より深い理解ができるように行う予定である。そして、さらに倒産法特講を受講する基礎的な知識、能力を涵養することを到達目的とする。</p>
各回の授業内容	<p>1. 倒産法の目的と手続の特質</p> <p>倒産法の意義と特質 (倒産法の制度目的, 倒産実体法と倒産手続法, 清算型手続と再建型手続), 手続の選択と競合 (手続の選択, 手続の競合) について学ぶ。</p> <p>2. 倒産手続の開始</p> <p>破産手続開始の申立て (破産手続開始原因, 破産手続開始の申立権者), 手続開始の取下げ制限, 手続開始要件の審理と裁判 (裁判所における審理, 破産手続の開始), 手続開始の効果 (破産手続開始の効果), 手続開始決定前の</p>

保全措置（破産手続開始決定前の保全措置）について学ぶ。

3. 破産手続の期間

裁判所，破産管財人（破産手続における機関，破産管財人の法的地位，破産管財人の職務と権限，破産管財人の義務）を学ぶ。

4. 消極財産の調査・確定

手続対象債権の処遇（債権区分の意義，破産債権，数人の全部義務者についての破産手続開始と手続参加，債権の届け出・調査・確定，債権者集会，債権者委員会），財団債権を学ぶ。

5. 積極財産の変動・確定①

契約関係の処理（倒産手続開始の契約関係に対する影響，双方未履行双務契約の基本的規律，賃貸借契約と倒産処理，請負契約と倒産処理，雇用契約と倒産処理）を学ぶ。

6. 積極財産の変動・確定②

前回に引き続き契約関係の処理を学ぶとともに，取戻権（意義，一般の取戻権，特別の取戻権）を学ぶ。

7. 積極財産の変動・確定③

担保権の処遇（担保権の処遇に関する基本的視座，別除権の行使方法，別除権者の手続参加，破産手続における担保権の消滅，非典型担保の位置づけを学ぶ。

8. 積極財産の変動・確定④

相殺権（相殺の意義と機能，相殺権の拡張，相殺権の制限，相殺権の行使）を学ぶ。

9. 積極財産の変動・確定⑤

否認（意義と類型，否認権の要件，否認権の特殊類型，否認権の行使，否認権行使の効果）を学ぶ。

10. 積極財産の変動・確定⑥

前回に引き続き否認権を学ぶとともに，法人役員の実任責任追及を学ぶ。

11. 破産財団の管理・換価・配当

破産財団の管理・換価・配当（破産財団の管理・財産の確保，破産財団の換価，配当手続，破産手続の終了），個人破産（個人破産と破産法の目的，自由財産，免責，復権）を学ぶ。

12. 民事再生法①（倒産手続の開始）

民事再生法に入り，手続開始原因と申立て（再生手続開始の申立て，手続開始申立ての取下げ原因），手続開始要件の審理と裁判（再生手続の開始，再生手続開始の効果），手続開始決定前の保全措置を学ぶ。

13. 民事再生法②

倒産手続の機関（裁判所，再生債務者と監督委員），消極財産の調査・確定（再生債権，債権の届出・調査・確定，債権者集会，債権者委員会と代理委員），

	<p>共益債権，積極財産の変動（契約関係の処理，取戻権，担保権の処遇，相殺権）を学ぶ。</p> <p>14. 民事再生法③ 再生契約の成立・遂行（再生債務者の財産評定・事業譲渡，再生計画）を学ぶ。</p> <p>15. 民事再生法④ 個人再生（個人再生の制度設計，小規模個人再生，給与所得者等再生，住宅資金貸付債権に関する特則）を概観する。</p>
成績評価の方法	<p>期末試験で評価する。</p> <p>特別な理由なく欠席・遅刻した場合には減点し，6回以上欠席した場合には原則として期末試験の受験を認めない。</p> <p>なお，再試験は行わない。</p>
成績評価の基準	<p>期末試験を100点満点で実施し採点し，欠席・遅刻による減点を行い，最終評価を算出する。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>事前配布のレジメ・資料等がある場合には読んでおくこと。</p> <p>その上で後掲教科書を読んで予習，復習しておくこと。なお，前述のとおり，今年度から教科書を変更したので，注意されたい。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書：藤田広美「破産・再生」弘文堂</p> <p>参考書：山本克己編「破産法・民事再生法概論」商事法務</p> <p>伊藤眞「破産法 民事再生法 第2版」有斐閣</p>
履修条件	<p>民法，商法等の民事実体法，及び民事訴訟，民事執行法，民事保全法等の民事手続法の全体的，基本的理解を必要とするが，単位取得が履修条件ということではない。</p>

67. 倒産法演習

授業科目名 (カナ)	倒産法演習 (トウサンホウエンシュウ)
担当教員名 (カナ)	一瀬 悦朗 (イチノセ エツオ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	金5
講義の概要	<p>倒産法についての基本的な知識を有することを前提として、司法試験論文試験に出題された議案を題材として、その中に現れた法的紛争について、破産債権者や再生債権者の共同の利益を実現すべき立場にある破産管財人等の一方当事者と、法的に認められた権利行使をする中で、自己の利益実現を目指す他方当事者との法的紛争を的確に把握し、両当事者の主張内容とその適否について検討する。</p> <p>弁護士として、破産手続開始・再生手続開始の申立を行うこと、管財人や監督委員、保全管理人に選任されることも出てくる。後者の立場は、いずれも全債権者の利益のために職務を全うしなければならないものである。</p> <p>一方、各債権者は、何とか自己の持つ債権について、少しでも多くの回収を望んでいる。しかしながら、これを許すことは、即ち、他の債権者を害することに他ならないから、法の許容するところを超えて一債権者の保護を図ることは許されない。</p> <p>この意識を明確に持てるよう、総債権者の利益という観点を強調しながら検討を進める。</p> <p>なお、弁護士の仕事と弁護士として活動していくために必要な能力の一端については、弁護士実務の講義の概要に記載したところを参照して頂きたい。特に、紛争解決のために弁護士に求められるスキルと本学が養成する人材との関係については、読んでおいて頂きたい。</p>
到達目標	<p>破産・民事再生手続の中で起こりうる法的紛争を適切に解決する能力を身に付けることが到達目標である。</p> <p>そのために、まず、紛争当事者の各欲求を的確に把握すること。次に、各欲求を現実のものにするために必要な法律構成、主張・立証のあり方を検討することになる。この段階では、倒産手続に特有な原理原則である「債権者平等」という観点から、民事事件に関する一般法である「民法」、商事事件に関する法律である「商法」「会社法」などが著しく変容されているため、その理解が必要不可欠になる。また、特別法による変容を正しく理解するためには、一般法</p>

	<p>の理解が十分なものでなければならない。</p>
<p>各回の授業内容</p>	<p>前半の7回は破産手続の中で発生した法的紛争を、後半の7回については民事再生手続の中で発生した法的紛争を題材にして、その紛争解決能力を充実させることを目指す。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1回 司法試験論文試験で出題された、破産した会社から建物を賃借している賃借人が、残りの契約期間である4ヶ月間賃借し続けた後、目的物を返して、預けてある300万円の敷金をいくらかでも回収したいと考えている破産事件を題材にして、破産管財人と関係当事者との紛争の中に現れる法的主張とその適否について検討を行う。</p> <p>第2回 前同様、破産した会社の代表取締役が、親友が経営する会社は無担保融資していたうちの3000万円が回収できなくなっている事案で、役員としての責任を追及したいと考えている破産管財人と破産会社の代表取締役の争いを題材にして、破産管財人と関係当事者との紛争の中に現れる法的主張とその適否について検討を行う。</p> <p>第3回 前同様、破産した会社の代表取締役が、破産申立の約1ヶ月前、会社所有地を担保にメインバンク以外の銀行から2000万円を借り受け、同額を妻に贈与したという事案を題材にして、破産管財人と関係当事者との紛争の中に現れる法的主張とその適否について検討を行う。</p> <p>第4回 前同様、離婚した妻に対する財産分与が詐害行為に当たるとして詐害行為取消訴訟が係属中である債務者について破産手続が開始されたという事案を中心とする、破産管財人と関係者との間の紛争の中に現れる法的主張とその適否について検討を行う。</p> <p>第5回 前同様、破産した会社が、破産申立の20日前一部の債権者に対して、100万円の債務の代物弁済として150万円相当のトラックを引き渡し、登録も移転し、更に、同債権者は直ちに100万円で第三者に売却して引渡したという事案を中心とする破産管財人と関係者との間の紛争の中に現れる法的主張とその適否について検討を行う。</p> <p>第6回 前同様、借地上に建物を建てて営業していた会社について破産手続が開始されたという事案の中で、破産管財人と関係当事者との間の紛争の中に現れる法的主張とその適否について検討を行う。</p> <p>第7回</p>

前同様、コンピュータ・ソフトウェアの製造及び販売を業とする会社について破産手続が開始されたという事案の中から発生する破産管財人と関係当事者との間の紛争の中に現れる法的主張とその適否について検討を行う。

第8回 前同様、再生債務者の監督委員が、再生開始決定の約半年前に再生債務者が連帯保証人及び物上保証人として設定した抵当権の不存在確認を求めた事案を題材に、監督委員と関係当事者間の紛争の中に現れる法的主張とその適否について検討を行う。

第9回

前同様、法的債務整理の手段として、小規模個人再生か破産かを迷っている相談者等から相談を受けた弁護士として、考えられる合理的な回答を検討する中で、破産手続と個人再生手続を概観する。

第10回

前同様、退職金債権者2名がいる中で、貸金業者2名から500万円及び300万円を借りた直後の会社に対して、他の債権者から破産手続開始決定の申立てがなされたという事案の中に現れた様々な紛争を題材にして、破産申立権者、破産債権の確定等について検討を行う。

また、破産手続開始の申立と再生手続開始の申立と同時に裁判に係属した場合の手続の帰趨についても検討を行う。

第11回

前同様、再生手続開始決定直後の旅館経営会社から、再生債権である30万円を庭師さんに払わなければ、剪定をしてもらえないので支払いたい等の相談を受けた弁護士として、考えられる合理的な回答を検討する中で、再生債務者が、再生していく中で必要な資金の支払いが可能か否かを検討する。

第12回

前同様、再生手続開始決定を受けた会社が、再生のためになくはない部品の仕入れ先から、「未払いの代金の全額を支払わない限り、今後の取引には応じられない。」との通告を受けてしまったとして、その対応について相談等を求められた弁護士として、考えられる合理的な回答を検討する中で、再生のために必要な資金の支払い可能性を確認する。

第13回

前同様、建物賃貸人から賃料不払を理由に賃貸借契約を解除したとして、明渡し等を求められている会社に対して、再生手続開始決定がなされたという事案の中に現れた再生債務者と関係者間との様々な紛争について検討を行う。

第14回

前同様、再生手続開始決定を受けた会社が、その約半年前に銀行から1億円の融資を植える担保として、取引先10社に対する売掛金債権を譲渡したが、対抗要件具備は留保され、一方で、銀行が会社を代理して、譲渡通知をすることができる旨の委任契約が締結されたという事案を題材にして、その中に

	<p>現れてきた様々な法的紛争について検討を行う。</p> <p>第15回 まとめ</p>
成績評価の方法	<p>期末試験によって成績評価する。ただし、出席が授業回数の3分の2に満たない場合は期末試験の受験資格を認めない。</p>
成績評価の基準	<p>評価のポイントは、事案の争点を正しく把握できているか。争点を解決すべき法律の条文が正しく認識できているか。その条文が設けられている趣旨が正確に理解され答案に表現できているか。その趣旨から考えたときその条文が要求する法律要件が何故必要になっているのかについての理解ができているか。その理解に基づいたとき、その条文の解釈がどのようなものであるべきかについて自分自身の言葉で表現できているか。その解釈に従って事案にあてはめたとき、その事案の解決として十分な合理性があることが説明されているか否かといったところである。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>具体的事案の解決を自ら行うという意識を明確に持ち、自分なりの考え方・結論をしっかりと持った上、その結論を支えるために必要な調査や勉強を自分なりに補充して授業に臨むようにすると目標への到達が早いと思われる。</p> <p>授業後、そこでの議論や自分なりの発見を要領よくまとめ、自由自在に使えるよう整理しておくことを求める。</p>
教科書・参考文献	<p>テキスト…西郷雅彦教授が倒産法の講義で配られた同教授作成のレジュメ。同講義を受講していない者は、同教授のご了解を得た上で、今年度のレジュメをプリントアウトして下さい。</p>
履修条件	<p>司法試験の選択科目として「倒産法」を選択する可能性のある学生を対象とする。西郷雅彦教授の倒産法を履修していることが望ましい。</p>

68. 民事手続法特講

授業科目名 (カナ)	民事手続法特講 (ミンジテツツキホウトッコウ)
担当教員名 (カナ)	西郷 雅彦 (サイゴウ マサヒコ)
履修年次	3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火3
講義の概要	<p>現実の民事訴訟では、事実認定によって結論が決まるという事件がほとんどである。この民事訴訟の現実に照らせば、十分な証拠法の理解を前提とした事実認定能力（特に適切な経験則の発見、適用）を身につけることが実務法曹に求められているのは明らかである。証拠法の理解、これに基づく事実認定について一定の知識を身につけ、理解し、考える能力を身につけることによって、「社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた事案の把握及び事実の認定」につながることになる。そこで、本講義においては、証拠関係の分野、それに現行民事訴訟法が旧民事訴訟法と大きく異なっている証拠収集の分野、さらに実務家としての能力として必要な事実認定の分野について、講義を行う。</p>
到達目標	<p>証拠関係の分野、証拠収集の分野、事実認定の分野についてのより深い理解を得られることを目的とするとともに、具体的な裁判例等を素材にして検討し議論することによって、「質の高い…議論や説得ができる能力の涵養」につながることを到達目的とする。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 証拠法総論1・証人尋問・当事者尋問 民事訴訟の基本構造から、事実認定の意義を明らかにし、事実認定における理念、証拠法における各種の概念（証明と疎明、証拠共通の原則等）を復習し、証人尋問・当事者尋問の位置づけを行うとともに、判例を題材にしながら、証人能力、証人義務・証言拒絶権を中心に学ぶ。 2 鑑定・書証① 鑑定の意義、手続を学び、さらに書証の意義、文書の種類、文書の真正・二段の推定について学ぶ。 3 書証② 文書提出命令の手続を学び、文書提出義務について、判例も含めて学習する。除外事由が中心となり、特に自己使用文書に関する判例を中心に講義を行う 4 書証③・検証・調査嘱託・証拠保全

	<p>引き続き、自己使用文書について判例を中心に学んだ後、インカメラ手続、不服申立方法、不提出の効果、について学び、検証、調査嘱託の意義、手続を学んだ後、証拠保全の意義、要件、手続について学ぶ。</p> <p>5 新種証拠・証拠収集手段 科学技術の進歩に伴い生じてきた新しい証拠となりうるものについて、証拠法上の位置づけ等を学び、民事訴訟法その他の法に基づく証拠の各種入手方法を学ぶ。</p> <p>6 事実認定総論① これまで学んできた証拠調べ方法を前提として、適正な事実認定の前提となる自由心証主義、判例を中心に、証明とは何か、どの程度の立証があると証明があったのかなどを学ぶ。</p> <p>7 事実認定総論② 損害額の認定（248条）を判例・裁判例をふまえながら学ぶ。これまでに学んだ範囲について中間試験を行う予定（短答式及び簡単な記述式の問題について、1時間程度を予定している。）。</p> <p>8 事実認定総論③ 事実認定の前提となる必要な立証責任の概念、立証責任の分配について学ぶ。</p> <p>9 事実認定総論④ 事実認定にあたり、重要な働きをする推定について学ぶ。</p> <p>10 事実認定各論① 事実上の推定に関して、具体的な裁判例等を題材に学ぶ。</p> <p>11 事実認定各論② 事実認定における基本的構造を復習し、書証の特徴、供述の特徴、その信用性の判断方法等を、そして、事実認定において大きな役割を果たす経験則、さらに間接反証を学ぶ。</p> <p>12 事実認定各論③ 二段の推定に関する裁判例を題材に、二段の推定における間接事実、その働き方などを学ぶ。この前後に、レポートの対象となる裁判例等を配布等する予定。</p> <p>14 事実認定各論④ 契約類型（売買契約、保証契約、貸金契約等）毎に問題となりやすい点を学ぶ。</p> <p>15 事実認定各論⑤ 前回に引き続き、契約類型毎に事実認定上の問題点等を学ぶ。</p>
成績評価の方法	<p>証拠法の講義が終了した段階で行う中間試験の点数と事実認定に関する裁判例等についてのレポートの評価で成績評価を行う。</p> <p>なお、中間試験の再試験は行わない。</p>

成績評価の基準	中間試験を40点満点，レポートを60点満点として合計100点満点で評価する。ただし，特段の理由なく欠席・遅刻した場合には減点し，さらに6回以上欠席した場合は原則として単位取得を認めない。
準備・事後学習についての具体的な指示	レジメに基づいて授業を進める予定であり，事前にファイルをダウンロードし，該当分野について各自の基本書にて予習し，さらに授業後復習すること。
教科書・参考文献	特に教科書として指定しない。各自が基本書として使用しているものと配布するレジメに基づいて学習を進めてもらう。 適宜授業中に参考文献等を示す予定である。
履修条件	民事手続法を履修済みであること。単位修得は条件ではない。

69. 特別刑法

授業科目名 (カナ)	特別刑法 (トクベツケイホウ)
担当教員名 (カナ)	梅崎 進哉 (ウメザキ シンヤ)
履修年次	2年次(2013年度入学生)、2・3年次(2012年度以前入学生)
単位	2単位
授業時間 (後期)	金 3
講義の概要	<p>特別刑法とは、狭義では、例えば「爆発物取締罰則」のように、専ら刑罰賦課を目的とした、刑法を補完する法律をいうが、広義では、例えば「覚せい剤取締法」のように、本来は行政目的から作られたものであるが、その中で刑事罰の規定も併せ持つ法律（いわゆる行政刑法）等の刑法典外の刑罰法規の総称である。本講が対象とするのは、この広義の特別刑法であるが、その全体を、少ない講義時間の中で網羅することは、もとより不可能である。本講ではその中から、特に憲法上の問題のあるもの、刑法総論原理との関連で問題を呈するもの等に焦点をあわせて講義を行なう。特別刑法も「刑法」である以上、憲法原理に従属し、刑法上の諸原理にも従うものであることは当然だが、ややもすれば、行政目的や取締目的の優先から、憲法原理や刑法原理を逸脱し、逆に、刑法原理そのものの弛緩を招きつつある。本講では、このような領域を学ぶことで、同時に憲法や刑法総論原則の理解を深めることを目指す。</p>
到達目標	<p>1 特別刑法を学ぶことで、個々の特別刑法の分野の固有の問題状況を理解し、対応できるようになると同時に、それぞれの分野で問題が生じた経緯と法制度の対応の変遷を歴史的に考及することで、例えば公害のような、それまでになかった新しい事態が生じた時に、諸君の先輩法曹がどのように苦心してこれに対応し克服しようとしたかを学ぶ。これは、本学の教育の基本理念である「養成する人材4」の「社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、適切柔軟に対応できるだけの応用力や創造力を備え」ることをめざすささやかな試みでもある。</p> <p>2 刑法各論の範囲を超えた様々な処罰規定に接し、その解釈を学ぶことで、刑法総論の解釈体系を一層自由に駆使できるようになると同時に、刑法諸原則の根源的意味についての理解を深める。これは、「養成する人材3」の迅速適切な実践能力の育成に資することを意図している。</p>
各回の授業内容	<p>1. 現代社会と特別刑法1 行政犯の増加と刑罰インフレ、「犯罪」概念の変質</p> <p>2. 現代社会と特別刑法2</p>

	<p>刑法の歴史における法定犯の出現と行政刑法の法理</p> <p>3. 公害と特別刑法1 (公害の発生と刑法理論の変質) 刑法による新たな社会問題への対応、刑法を用いたソーシャルコントロールのテストケースとしての公害問題</p> <p>4. 公害と特別刑法2 (チッソ水俣病事件) 水俣病刑事事件 (川本事件等を含む) に現れた国家刑罰権の特質</p> <p>5. 公害と特別刑法3 (公害規制の現状・公害罪法) 公害規制の概要と問題点、ソーシャルコントロール論の問題点</p> <p>6. 危険物と特別刑法1 (危険物規制の概要と基本問題) 危険物規制と抵抗権 通説=個人法益への抽象的危険犯としての危険物犯罪理論構成の問題点</p> <p>7. 危険物と特別刑法2 (銃刀法) 銃刀法規制の概要と問題点</p> <p>8. 危険物と特別刑法3 (爆発物取締罰則・火炎びんの使用等の処罰に関する法律) 爆発物取締罰則、火炎びん使用等の処罰に関する法律の概要と問題点</p> <p>9. 薬物と特別刑法1 (薬物規制の概要) 麻酔性薬物の概要と規制の概要</p> <p>10. 薬物と特別刑法2 (薬物事犯をめぐる解釈上の諸問題) 「使用」などの文言と刑法の解釈、薬物間の錯誤</p> <p>11. 薬物と特別刑法3 (薬物自己使用の刑事規制問題・薬物刑法の保護法益) 自己使用の処罰と刑事政策上の問題点、パターンリズムと刑法の限界、薬物刑法の保護法益</p> <p>12. 組織犯罪と特別刑法 (組織犯罪対策3法と特別刑法) 組織犯罪3法の立法時の議論、組織的犯罪処罰法の概要 「敵・味方」刑法論の問題</p> <p>13. 思想と特別刑法 (思想問題に近接する特別刑法) 思想処罰と侵害原理、現行法規制の概要、破壊活動防止法、思想環境の保護のありかた</p> <p>14. 性風俗と特別刑法 (風俗規制をめぐる問題—法と倫理) 幸福追求権と風俗規制、法と倫理の区別論、風俗規制の概要と問題点</p> <p>※ 但し、限られた時間で多くの内容を講じなければならないので、上記はあくまで目安であり、講義の進捗により変更があり得ることを了解されたい。</p>
成績評価の方法	<p>1 定期試験の成績を6割、平常点 (出席・発言状況) を4割として判定する。但し、出席率が三分の二に満たない学生については定期試験の受験資格を認めない。</p>

	2 再試験は実施しない。
成績評価の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 個々の特別刑法分野についての知識・理解 2 刑法基本原理の理解と特別刑法領域への応用能力 3 (特別) 刑法についての文章作成能力
準備学習等についての具体的な指示	<p>上の「到達目標」で示したとおり、本講のねらいは、直接的な司法試験対策学習ではなく、①直接の試験科目ではなくとも、さまざまな社会問題に対する刑事規制のあり方を自ら考えることで、将来法曹となって具体的な人権侵害に接した場合に自らその侵害構造をつかみとる能力を養うこと、②刑法総論の知識の高度な応用問題として特別刑法の諸分野を学ぶ中で、刑法総論の知識を再確認し活かしたものとすることにある。したがって、特に予習の必要はないが、講義で接したテーマについて受動的に聞くだけでなく、必ず自らも考えてみる必要がある。特に刑法総論との連続性の問題は、講義後に自ら総論の教科書等を参照して再検討しておくこと。</p>
教科書・参考文献	プリントを配布して行う。
履修条件	<p>前述のように、刑法総論の理解を前提とした科目である。したがって刑法Ⅰの単位修得者の履修が望ましい。刑法Ⅰの単位を未修得の諸君は、まずそちらをクリアーしてから履修すること。</p>

71. 刑事弁護実務

授業科目名 (カナ)	刑事弁護実務 (ケイジベンゴジツム)
担当教員名 (カナ)	安武 雄一郎 (ヤスタケ ユウイチロウ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水4・水5 (隔週開講)
講義の概要	<p>捜査から公判に至る一連の刑事手続における弁護人の実践的活動について、各回の講義ごとにテーマ(項目)を設定し、担当講師(弁護士)による弁護活動の実例などを素材としながら、各回のテーマに関する解説を行い、それを踏まえて設題について討議を行うことにより、現代の刑事弁護活動の到達点を極める。従来型の裁判官裁判はもちろん、公判前整理手続・裁判員裁判や、外国人事件・少年事件という特徴のある手続における弁護活動についても取り上げる。受講者は刑事訴訟法を受講した者に限られる。</p>
到達目標	<p>刑事訴訟法の体系書ではなく、担当講師(弁護士)による実際の弁護活動を素材とすることで、刑事事件における弁護人(在野法曹)の役割について正確に理解することが本講の到達目標である。もっとも、担当講師の講義を聞くだけでは、実務経験のない受講者にとってはなかなか理解が深まらないので、受講者が主体的に討議に参加できるよう、各回のテーマ(項目)に合わせて、自分自身が弁護人であれば、この場合にはどのように対処すべきかを内容とする討議課題を、事前配布のレジюмеを熟読して検討してもらいたい。講義においては、受講生の事前の検討に基づき担当講師と討議を行う。</p>
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 刑事手続における弁護人の役割・使命 <ul style="list-style-type: none"> 刑事弁護人制度の沿革 刑事弁護の受任・弁護人に対するアクセス・弁護人依頼権 弁護人の基本的役割・任務 2 被疑者弁護における接見の役割 <ul style="list-style-type: none"> 被疑者弁護における接見の目的・重要性 接見交通権 接見妨害に対する対処方法 接見室内の撮影・電子機器の持ち込み 接見国賠 3 被疑者の逮捕・勾留と弁護活動 <ul style="list-style-type: none"> 身体拘束の手続

	<p>逮捕・勾留に対する弁護活動 接見等禁止に対する弁護活動 違法な取り調べに対する弁護活動 勾留理由開示請求の効果的な利用 公判請求の回避に向けた弁護活動 違法捜査に対する弁護活動</p> <p>4 公判請求直後の弁護活動・保釈 起訴直後の弁護活動 保釈請求 保釈の現状 起訴状・記録の検討・弁護方針の決定 第1回公判期日に向けた準備</p> <p>5 第一審の公判手続 第一審の公判手続の概要 冒頭手続・証拠調べ手続 冒頭陳述に対する留意点 書証の取り調べ・証拠意見に対する留意点 論告・求刑に対する留意点 最終弁論の目的</p> <p>6 取り調べの可視化と自白の任意性・信用性 伝聞証拠の種類 伝聞証拠の例外 検察官調書・実況見分調書などの争い方 自白の任意性と争い方 自白の信用性の判断基準と争い方 取り調べの可視化と到達点</p> <p>7 証人尋問・被告人質問 証人尋問の役割 証人尋問のルール 主尋問・反対尋問・補充尋問 異議事由・異議の出し方 被告人質問の役割</p> <p>8 無罪立証・弁護人による証拠収集・違法収集証拠 無罪立証のための視点 被疑者・被告人からの証拠収集 関係者からの証拠収集 捜査機関からの証拠収集（証拠開示請求など） 裁判所を通じた証拠収集</p>
--	--

	<p>弁護人独自の証拠収集 違法収集証拠に対する争い方</p> <p>9 情状弁護</p> <p>情状弁護の目的 情状立証の手段・工夫 示談・情状証人・情状鑑定 被害者に対する配慮・被害者参加制度 再犯防止の方策 一部執行猶予制度</p> <p>10 国選弁護</p> <p>国選弁護人の義務 国選弁護人制度の沿革と到達点 国選弁護人の倫理 被疑者国選弁護制度の概要 当番弁護士と被疑者弁護人援助制度・私選弁護人紹介制度</p> <p>11 公判前整理手続</p> <p>公判前整理手続の意義 公判前整理手続のメリット・デメリット 類型証拠開示請求 検察官の予定主張記載書面・証拠調べ請求に対する対応 弁護人の予定主張記載書面と証拠調べ請求書の提出 主張関連証拠開示請求 期日間整理手続</p> <p>12 裁判員裁判</p> <p>裁判員裁判制度の意義と評価 裁判員裁判の手続の概要 裁判員裁判における弁護活動の留意点 裁判員裁判における量刑評議と量刑判断のあり方 実際の裁判員裁判の弁護活動</p> <p>13 控訴審・上告審</p> <p>第一審判決に対する対応 控訴申立と控訴審の弁護人選任 控訴審の法的性格 控訴趣意書の作成・提出 控訴審における立証活動（事実の取り調べ） 上告審</p> <p>14 外国人事件</p> <p>外国人事件の特殊性</p>
--	--

	<p>通訳人の立場・重要性 刑事手続と入管手続の関係・入管行政に対する理解 外国人事件の実例</p> <p>15 少年事件 少年事件の特殊性 少年法の理念 少年事件における弁護士の役割 被疑者段階・家裁送致後の弁護活動・付添人活動 少年事件の実例</p>
成績評価の方法	<p>講義の出席状況、講義に臨む姿勢（討議課題に対する予習の程度・講義時のディスカッションの状況など）および学期末の筆記試験を成績評価の対象とする。講義期間中にレポートの提出を求めることもあり得る（ただし、過去、レポート提出を求めたことはない）。レポート提出を求める場合には、レポートの内容を筆記試験の結果に組み入れて成績評価の対象とする。</p>
成績評価の基準	<p>成績評価は、学期末の筆記試験（レポート提出を求めた場合のレポートの評価を含む）を80パーセント、講義の出席状況・講義に臨む姿勢を20パーセントの配分とする。講義の出席回数が3分の2未満（10回未満）の場合には、学期末の筆記試験の受験資格はなく、その場合はレポートも評価の対象外とする。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>刑事訴訟法の基礎を習得のうえで講義に臨む必要がある。また、実際の刑事裁判を（公判全体を通して）、最低1回は傍聴しておくことが必須である。</p>
教科書・参考文献	<p>刑事訴訟法の体系書（特に指定しない） 刑事弁護ビギナーズVer. 2（現代人文社刊） 他はその都度紹介する</p>
履修条件	<p>特になし</p>

72. 高齢者・障害者問題

授業科目名 (カナ)	高齢者・障害者問題 (コウレイシャ・ショウガイシャモンダイ)
担当教員名 (カナ)	永田 一志 (ナガタ カズシ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水4、水5 (隔週開講)
講義の概要	(1)高齢者・障がい者に関する法制度、(2)高齢者・障がい者に関わる人的・物的資源等、および(3)高齢者・障がい者に特徴的な法律問題を取り上げ、高齢者や障がい者に対して、法律家としてどのようにして人としての尊厳を守り、権利を擁護していくことができるかを理解できるものとする。
到達目標	法律実務家として、高齢者や障がい者を支援する人等と協働して高齢者や障がい者が尊厳を持った生活をできるようにする、あるいは高齢者障がい者の権利を擁護するための活動をしていくことができる最低限の知識、ノウハウを取得する。
各回の授業内容	<p>第1講 高齢者・障がい者を取り巻く状況と社会福祉</p> <p>① 高齢者や障がい者の現在の状況</p> <p>① 高齢者の福祉</p> <p>② 障がい者の福祉</p> <p>第2講 ノーマライゼーション、社会福祉基礎構造改革</p> <p>① 高齢者・障がい者に対する考え方の変化</p> <p>② 社会福祉基礎構造改革の内容と問題点</p> <p>第3講 成年後見制度 (法定後見①)</p> <p>① 成年後見・保佐・補助の概要</p> <p>② 成年後見制度利用の適否</p> <p>第4講 成年後見制度 (法定後見②)</p> <p>① 成年後見人等の職務、実際上の問題点等</p> <p>② 後見制度支援信託</p> <p>第5講 成年後見制度 (任意後見)</p> <p>① 任意後見制度概要</p> <p>② 任意後見契約の実際</p> <p>第6講 成年後見人等の権限の限界</p> <p>(1) 医療同意の理論的可否と実際の対応</p>

	<p>(2) 死後事務</p> <p>第7講 成年後見制度以外の高齢者・障がい者のために利用できる諸制度</p> <p>(1) 日常生活自立支援事業</p> <p>(2) 信託</p> <p>第8講 介護保険法、障害者総合支援法</p> <p>① 介護保険法の概要</p> <p>② 障害者総合支援法の概要</p> <p>第9講 高齢者・障がい者に関わる専門職、施設等</p> <p>① 社会福祉士等各種専門職の概要</p> <p>② 高齢者のための諸施設の概要</p> <p>③ 障がい者のための諸施設の概要</p> <p>第10講 介護・福祉サービスと個人情報保護</p> <p>① 介護・福祉サービスと個人情報保護法</p> <p>② 個人情報保護と介護福祉サービスにおける情報共有</p> <p>第11講 高齢者・障がい者の虐待問題</p> <p>① 高齢者虐待防止法の概要</p> <p>② 障害者虐待防止法の概要</p> <p>第12講 高齢者・障がい者の消費者被害</p> <p>① 高齢者・障がい者の消費者被害の特徴</p> <p>② 高齢者・障がい者の消費者被害の救済方法</p> <p>第13講 高齢者・障がい者とサービス事業者（契約関係）</p> <p>① 介護・福祉サービスの契約</p> <p>② 契約締結能力、代理等の実際と問題点</p> <p>第14講 高齢者・障がい者とサービス事業者（介護事故等）</p> <p>① リスクマネジメント</p> <p>② 介護事故の検討（判例検討）</p> <p>第15講 サービス評価制度・苦情解決制度</p> <p>① 福祉サービス評価制度の意義及びその内容</p> <p>② 苦情解決制度の意義及びその内容</p>
<p>成績評価の方法</p>	<p>期末のレポートと講義の出席状況等の平常点による。レポート結果を9割、出席状況等の平常点を1割の割合で勘案して成績評価をする。</p> <p>なお、レポートは12月中旬に課題を示し、翌年1月下旬を提出期限とする。（詳細は12月に入って明示する。）</p>
<p>成績評価の基準</p>	<p>レポートについては、基本的な知識の修得度、出題趣旨に添った課題対応能力などを評価する。</p> <p>平常点は、出席状況及び発言内容等を経評価する。正当な理由のない欠席・遅刻は減点（欠席は1回につき1点、遅刻・早退は1回につき0.5点）する。また正当な理由のない欠席が3分の1を超えるときは、レポート提出を認めない</p>

	い。
準備・事後学習についての具体的な指示	民法（総則、契約法、親族法）の基本的なところを習得していること。なお、講義は毎回具体的事例を想定して行い、できる限り学生の発言を求める形で進める。
教科書・参考文献	教科書等は特に指定しない。 各回において、事前に講義内容のレジュメを配布する。
履修条件	特になし。

73. 司法福祉論

授業科目名 (カナ)	司法福祉論 (シホウフクシロン)
担当教員名 (カナ)	内山 真由美 (ウチヤマ マユミ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	木5
講義の概要	<p>司法福祉とは、司法の領域での問題について実質的な解決を図る取り組みをいう。その中心は、更生保護制度と少年司法である。</p> <p>更生保護制度は、犯罪者や非行少年が、再び犯罪や非行に陥ることなく生活できるように、社会の中で彼らに必要な指導や援助を加えるものである。講義では、犯罪者と非行少年の更生のためにいかなる制度が存在し、機能しているのかを理解すること及びその現状と課題を踏まえて、彼らの立ち直りを支えるためにいま何が求められているのかについて考える。</p> <p>また、刑事施設被収容者の中に、高齢者及び障害を持つ者が一定数見られ、彼らの多くが釈放後に必要な福祉の援助を受けることができず、再び犯罪に陥っているという現実がある。講義では、刑事施設出所者に対する就労や生活支援などを取り上げて、とりわけ高齢者や障害を持つ刑事施設収容者の再犯防止と社会復帰の課題について検討する。</p> <p>日本は保安処分を持たず、それに代わり、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律が触法精神障害者の処遇に関わっている。これらの法律の現状と課題を整理し、触法精神障害者の問題を検討する。</p> <p>少年事件では、家庭裁判所・児童相談所・少年鑑別所・少年院・児童自立支援施設・児童養護施設・保護観察所など多くの公的機関と、保護司をはじめとする民間の人々が、少年に対して教育や福祉的な働きかけを行い、少年が非行から立ち直っていくことができるように取り組んでいる。少年保護手続の流れ及び家庭裁判所の役割や家庭裁判所調査官の活動を理解した上で、少年が非行から立ち直っていくために必要なことを考える。</p> <p>最後に、児童虐待、子どもの貧困といった現代の子どもを取り巻く問題について考える。子どもと家族の直面する困難を踏まえて、子どもの生きる権利、成長し発達する権利を保障するための子どもと家族に関する支援のあり方、社会のあり方を考える。</p>
到達目標	「講義の概要」で示したそれぞれのテーマの現状と司法や福祉の対応について

	<p>て、批判的に分析・検討することができる</p>
<p>各回の授業内容</p>	<p>第1回 ガイダンス、犯罪者処遇論～矯正～ この講義のガイダンスとして、司法福祉の定義、沿革、対象領域を学ぶ。次いで、犯罪者処遇論に触れる。</p> <p>第2回 刑務所の現状 法務省が公開している「平成18年から平成27年までの過去10年間における無期刑の執行状況及び無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況」によると、この10年間に刑事施設内で死亡した無期刑受刑者の数は、仮釈放となった無期刑受刑者の数を上回っている。近年進んだ厳罰化により刑務所における受刑者の処遇にどのような変化が見られるのかを確認する。</p> <p>第3回 罪を犯した知的障害者、高齢受刑者の処遇 福祉の支援が受けられないまま困窮し、盗みなどを繰り返す障害者（いわゆる累犯障害者）が刑務所に多く見られる。また、法務省は、刑務所内にいる60歳以上の高齢者の14%に認知症の可能性があるという調査結果を明らかにしており、刑務所は老人介護施設化している。このような現状を踏まえて、平成21年4月から、法務省と厚生労働省が連携して取り組んでいる高齢又は障害を有する受刑者に対する福祉的支援を確認し、累犯障害者の再犯防止に何が求められるのかを考える。</p> <p>第4回 女子刑務所の現状 平成28年版犯罪白書によると、平成27年における刑法犯の検挙人員（罪名別構成比）を見たとき、女性における窃盗の割合は、成人女性で約8割、少年女子においても約7割と、男性（成人42.4%、少年57.0%）に比べて顕著に高い。特に、女性は、男性に比べて、万引きの占める割合が高く、高齢者については、特にその傾向が顕著である。講義では、窃盗が多い原因を探り、再犯防止策を検討する。次いで、「女子刑務所のあり方研究委員会」の提言に基づき平成26年4月から実施されている「女子施設地域支援モデル事業」を概観する。</p> <p>第5回 犯罪者処遇論～更生保護(1) 更生保護と保護観察の意義、保護観察の種類を確認する。</p> <p>第6回 犯罪者処遇論～更生保護(2)</p>

保護観察の実施方法、保護観察業務の拡充を確認する。

第7回 犯罪者処遇論～更生保護(3)

更生緊急保護、生活環境の調整について確認する。特に、保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり頼るべき人がいなかったりして直ちに自立が困難な保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊、食事の給与、就職援助、生活指導等を行う「更生保護施設」を取り上げる。

第8回 資格制限と恩赦、刑の執行猶予

刑の言渡しをもたらす資格制限について取り上げる。次いで、刑の執行猶予を言い渡すために求められる要件を確認する。2016年6月に施行された刑の一部執行猶予についても確認する。

第9回 触法精神障害者の処遇(1)～医療観察制度

刑罰と保安処分について確認し、精神保健福祉法の措置入院及び医療観察法の入院医療・通院医療について概観する。特に、医療観察法について、審判手続の概要を学ぶ。

第10回 触法精神障害者の処遇(2)～現状と課題

医療観察法と精神保健福祉法の関係についての議論を概観し、医療観察法施行後の実態を踏まえて、同法の問題さらには日本の精神科医療の課題を考える。

第11回 少年非行(1)

少年非行に関するデータに基づき少年非行の実態をおさえる。次いで、少年法の手続を概観する。

第12回 少年非行(2)

少年審判の運営について概観する。

第13回 少年非行(3)

保護処分の内容を学び、再非行防止に求められる課題を検討する。

第14回 子どもをめぐる現状(1)児童虐待

児童虐待への法的対応を確認し、児童虐待の防止策を考える。

第15回 子どもをめぐる現状(2)子どもの貧困

日本では6人に1人の子どもが貧困な状態にある。「子どもの貧困を放置

	<p>すれば国の財政負担が増大する」という、子どもの貧困を経済的観点から見た調査も公表されている。子どもの貧困の実態を踏まえて、子どもの貧困を解消する方策について考える。</p>
成績評価の方法	<p>定期試験と平常点によって評価する。ただし、出席率が3分の2に満たない学生については、定期試験の受験資格を認めない。</p>
成績評価の基準	<p>定期試験を70%、平常点（発言回数、発言内容）を30%とする。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>レジュメのほか、以下に挙げた参考文献を準備・事後学習に活用すること。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書は特に指定せず、毎回の講義でレジュメと資料を配布する。 参考文献として、野崎和義『ソーシャルワーカーのための更生保護と刑事法』ミネルヴァ書房・2016年、加藤幸雄・前田忠弘監修 藤原正範・古川隆司編『司法福祉 罪を犯した人の支援と実践』法律文化社・2013年、日本司法福祉学会編『司法福祉』生活書院・2012年。少年法に関しては、守屋克彦＝斎藤豊治編『コンメンタール 少年法』（現代人文社・2012年）。そのほか講義の中で適宜紹介する。</p>
履修条件	<p>裁判確定後の犯罪者の処遇や触法精神障害者の処遇のほか、少年非行、児童虐待等子どもをめぐる現在の状況に興味がある者の受講を歓迎する。講義中に関連する視聴覚教材を使用する予定である。</p>

74. 国際私法

授業科目名 (カナ)	国際私法 (コクサイシホウ)
担当教員名 (カナ)	釜谷 真史 (カマタニ マフミ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	水3
講義の概要	<p>近年、国境を越えた人や物、お金の動きはますます加速しており、それに伴い法律問題も「国際化」しています。たとえ夫婦間の子の奪い合いといった家族問題、船舶・航空機等の事故や売買契約等トラブルによる損害賠償問題をみても、ひとたび当事者や対象物等に「外国」的要素が入ってしまったとたん、それらは「国際的私法問題」に姿を変えるのです——国際的子の奪い合いをめぐるハーグ条約や、原発事故をめぐる国際的損害賠償問題など、新聞でもよく目にすることでしょう。</p> <p>このような「国際的私法問題」に対して、どこの国の法律（準拠法）を適用して解決すべきか、といった問題が生じます。このような問題を扱うのが国際私法（抵触法ということもあります）という法分野であり、これからの法曹関係者には必須の基礎的素養といえるでしょう（新司法試験選択科目「国際関係法（私法系）」の中核をなす分野です）。ヨーロッパやアメリカとは対照的に、日本ではいまだマイナー科目の位置づけを受けることの多い国際私法ですが、本講義を通じて、その意義や面白さを学んでほしいと願っています。</p> <p>なお、広義の「国際私法」には、上述の、準拠法選択規則という意味での狭義の国際私法に加え、日本の裁判所がそもそも当該国際的私法問題に管轄を有するのか、といった手続上の問題を扱う国際民事手続法をも含みますが、本講義では狭義の国際私法に重点を置くこととします（国際民事手続法については別途開講の「国際取引法」において取り扱われる予定です。後記「履修条件」参照）。</p>
到達目標	<p>本講義は、近年増加著しい国際的私法問題に対して適切に対処するための基礎的素養を備えるべく、かかる国際的私法問題の解決の基準として適用されるべき法（＝準拠法）を、筋道を立てて導けるようになることを目標とします。具体的には、典型的・基本的な事例につき、準拠法の決定および適用ができるようになることが目標です。</p>
各回の授業内容	<p>※注： 「【論】Case」は『論点国際私法CASE30』を、「【LS】Unit」は『ロースクール国際私法』の該当項目を示します。</p>

	<p>1. 概説 [4つのプロセス／連結点：連結点の種類（客観連結と主観連結／属人法／常居所地法）／連結政策（累積的・選択的・配分的・段階的・補正的連結）／本国法・常居所地法の確定]</p> <p>2. 問題検討 [連結点（【論】Case22+【LS】Unit 2）] 及び 概説 [不統一法国]</p> <p>3. 問題検討 [不統一法国（【論】Case23+【LS】Unit 3）] 及び 概説 [反致：反致の種類／反致の根拠／通則法上の反致]</p> <p>4. 問題検討 [反致（【論】Case24+【LS】Unit 4）] 及び 概説 [公序：公序の根拠／発動要件／発動後の処理]</p> <p>5. 問題検討 [公序（【論】Case25+【LS】Unit 5）] 及び 概説 [法性決定・先決問題・適応問題]</p> <p>6. 問題検討 [法性決定（【論】Case21+【LS】Unit 1）] 及び 概説 [婚姻：実質的成立要件／形式的成立要件／婚姻の無効・取消／婚姻の身分的効力／婚姻の財産的効力]</p> <p>7. 問題検討 [婚姻（【論】Case15+【LS】Unit 7）] 及び 概説 [離婚・内縁]</p> <p>8. 問題検討 [離婚（【論】Case16+【LS】Unit 8）] 及び 概説 [実親子成立：嫡出親子関係／非嫡出親子関係／準正／親子関係の存否確認]</p> <p>9. 問題検討 [実親子（【論】Case17+【LS】Unit 9）] 及び 概説 [養親子関係・親子間の法律関係]</p> <p>10. 問題検討 [養子（【論】Case18+【LS】Unit 10）・親子関係（【論】Case19+【LS】Unit 11）] 及び 概説 [扶養・自然人：扶養義務の準拠法に関する法律行為能力（取引保護）／失踪宣告／後見開始審判／後見／法人従属法／法人従属法と他の準拠法との関係]</p> <p style="padding-left: 40px;">※この日に中間試験問題を配布（持ち帰り試験）</p> <p>11. 中間試験問題解説 及び 概説 [契約：実質的成立要件（当事者自治の原則と制限論）／形式的成立要件]</p> <p style="padding-left: 40px;">※この日の授業冒頭で中間試験答案を回収</p> <p>12. 問題検討 [契約（【論】Case7, 8, 9+【LS】Unit 15）] 及び 概説 [法定債権（原則）：事務管理・不当利得／不法行為（一般不法行為）]</p> <p>13. 問題検討 [法定債権（【論】Case10+【LS】Unit 16（前半））] 及び 概説 [法定債権（特則）]</p> <p>14. 問題検討 [法定債権（【論】Case11+【LS】Unit 16（後半））] 及び 概説 [相続・遺言：相続統一主義と分割主義／他の準拠法との関係／遺言の実質的成立要件／遺言の形式的成立要件]</p> <p>15. 問題検討 [【論】Case20+相続・遺言（【LS】Unit 12）]</p>
成績評価の方法	<p>(1) 出席状況</p> <p>(2) 課題および教員からの質問への回答状況</p>

	<p>(3) 中間試験 持ち帰り課題形式(課題を出し、次回の授業で回収。論述形式)で行います。なお、中間試験配布の週までの出席回数が3分の2に満たない者の、中間試験受験は認めません。</p> <p>(3) 期末試験 なお、期末試験の前週までの出席回数が3分の2に満たない者の、期末試験受験は認めません。</p>
成績評価の基準	<p>(1) 出席点 [15点] : 1回出席ごとに1点、合計15点 (2) 発言点 [30点] : 以下のポイントに鑑み、毎回0点~2点の範囲で評価します。</p> <p>①事前課題への回答状況(必要な準備をしてくれているか、回答は適切か) ②教員からの質問への回答状況(場合によって、基礎事項を確認したり発展問題を考えたりするために、適宜学生に質問することがあります。この場合の評価の重心は、回答が正解に至っているか否かではなく、積極的能動的に自分自身で解答を見出そうという姿勢があるかにおきます。)</p> <p>(3) 中間試験 [20点] (3) 期末試験 [35点]</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>各回の授業は、《問題検討》と《概説》の2つのパートに分けて行います。TKC教育支援システムを通じて配布する、「課題指示シート(以下、指示シートとする)」と「内容をまとめたレジュメ(以下、レジュメとする)」、および後述教科書2冊を用いて予習をしていただく必要があります。授業の流れ、および必要な予習は次の通りです。</p> <p>1. 《概説》 その項目についての基礎知識を確認します。</p> <p>(1) 予習 ①「指示シート」に指定された範囲の教科書(『国際私法』)を読んできたうえ、<u>わからない部分を明確に</u>しておいてください。また、「指示シート」に指定された範囲の「レジュメ」の、<u>穴埋め部分を埋めて</u>おいてください。 ②教科書(『論点国際私法CASE30』)の当該項目の問題文に目を通し、可能な範囲で検討しておいてください。</p> <p>(2) 授業時間内 受講生に穴埋め部分を解答してもらったり疑問点を出してもらったりしながら、教員が解説を加えます。</p> <p>2. 《問題検討》 前回概説した部分につき、教科書(『論点国際私法CASE30』『ロースクール国際私法』)の中で、教員が指定した部分の設問を検討し、理解を深めます。</p> <p>(1) 予習 「指示シート」の指定に従い、教科書(『論点国際私法CASE30』『ロースクール国際私法』)の<u>設問を検討</u>してきてください。</p>

	<p>(2) 授業時間内 受講生に報告、質問、回答をしてもらいながら検討します。</p>
教科書・参考文献	<p>【授業で用いる教科書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 櫻田嘉章＝道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法 [第3版]』 (有斐閣) ・ 櫻田嘉章ほか『論点国際私法CASE30』 (有斐閣) ・ 中西康ほか編『リーガルクエスト 国際私法』 (有斐閣) <p>【参考書】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 松岡博編『国際関係私法入門—国際私法・国際民事手続法・国際取引法』 (有斐閣) : 後期開講の「国際取引法」 (多田望先生) の教科書。 ② 櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選 [第2版]』 (有斐閣) ③ 櫻田嘉章『国際私法』 (有斐閣Sシリーズ) ④ 道垣内正人『国際私法入門』 (有斐閣) ⑤ 横山潤『国際私法』 (有斐閣)
履修条件	<ol style="list-style-type: none"> ① 新司法試験の選択科目で「国際関係法 (私法系)」を選択する予定の人は、「国際取引法」 (後期開講、多田望先生) も必ず受講してください。この両者を併せて、「国際関係法 (私法系)」の出題範囲を網羅します。 ② 国際私法は法学部を卒業した人でも未履修という人が多い科目で、方法論等において他の法律科目とはかなり異質、とっつきにくい科目といわれます。しかし、近時の私法的法律関係の国際化に伴い、実務上とくに必要性が増してきています (民法や民訴法の国際的側面に光を当てる法分野、と考えていただければよいかと思えます)。異質といっても、国際私法独特の思考方法さえ身につければ、あとは一定のレベルに達するのは比較的楽な科目であることはよく知られています。ぜひ本講義を履修することで、国際私法に興味を持っていただき、また国際私法の勘どころをつかんでいただき、ひいては国際的私法関係に強い法曹を目指していただければと願っています。 ③ 国際私法にまったく触れたことのない方でも無理なく力を付けていただけるよう、基本事項の確認から、法科大学院標準とされるテキストの検討まで順を追って授業を進めていきます。そのため課題の量は多めです。とくに初学者の方は、予習復習には十分な時間を割いていただくようお願いいたします。履修に関し不安がある場合など、開講前のメールでの相談も歓迎いたします (kam atani@seinan-gu. ac. jp) 。

75. 国際取引法

授業科目名 (カナ)	国際取引法 (コクサイトリヒキホウ)
担当教員名 (カナ)	多田 望 (タダ ノゾミ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	火3
講義の概要	国際取引法は、国際ビジネスに関する企業実務において展開してきた実務先行型の法であり、私法や条約等の国家法および民間統一規則などから成る総合的分野であるとともに、紛争解決の基本が仲裁などの自治的方法であるという特徴も有する。内容は、①国際物品売買、国際運送・保険、国際支払などの固有の国際取引法の他、②国際裁判管轄権、国際司法共助、外国判決の承認執行、国際訴訟競合、国際商事仲裁などの国際民事手続法と、③物権、債権譲渡等の準拠法決定を取り扱う。
到達目標	国際取引法と準拠法決定、国際裁判管轄と準拠法決定の関係について有機的に学び試みつつ、国際取引法、国際民事手続法、国際私法を発展的に理解することを目標とする。
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受講案内、概説 [代理・物権] 2. 問題検討 [代理・物権 (Units14、18)] 及び 概説 [債権債務取引] 3. 問題検討 [債権債務取引 (Unit17)] 及び 概説 [知的財産権] 4. 問題検討 [知的財産権 (Unit19)] 及び 概説 [国際裁判管轄1：被告住所地、営業所所在地、消費者の住所地、特別の事情] 5. 問題検討 [国際裁判管轄1 (Case22-1)] 及び 概説 [国際裁判管轄2：契約債務履行地、事業活動地] 6. 問題検討 [国際裁判管轄2 (Cases22-2-1、23-2)] 及び 概説 [国際裁判管轄3：財産所在地、不法行為地、併合請求管轄] 7. 中間試験1 8. 問題検討 [国際裁判管轄3 (Cases23-3、22-2-2)] 及び 概説 [国際裁判管轄4：合意管轄、労務提供地、専属管轄] 9. 問題検討 [国際裁判管轄4 (Cases23-4～6)] 及び 概説 [当事者、国際司法共助、国際保全処分] 10. 問題検討 [当事者、国際司法共助、国際保全処分 (Units25、26、29)] 及び 概説 [外国判決の承認執行] 11. 問題検討 [外国判決の承認執行 (Cases27-1、2)] 及び 概説 [国際訴

	<p>訟競合]</p> <p>12. 問題検討 [国際訴訟競合 (Unit28)] 及び 概説 [国際家事事件手続] ※この日に中間試験2問題を配布 (持ち帰り試験)</p> <p>13. 問題検討 [国際家事事件手続 (Unit24、Case27-3)] 及び 概説 [国際取引法1 : 国際物品売買契約] ※この日の授業冒頭で中間試験答案を回収</p> <p>14. 問題検討 [国際取引法1 (Unit34)] 及び 概説 [国際取引法2 : 国際物品運送契約、国際海上貨物保険契約]</p> <p>15. 問題検討 [国際取引法2 (Unit35)] 及び 概説 [国際取引法3 : 国際支払、国際商事仲裁]</p>
成績評価の方法	<p>予習・復習・授業中の発言・質疑に対する応答等の積極的参加姿勢 (15%)、中間テスト2回 (25%)、および期末試験 (60%) によって評価する。正当な理由なく欠席した場合は減点する。また、正当な理由なく6回以上授業を休んだ場合は、期末試験の受験を認めない。この科目については再試験を実施しない。</p>
成績評価の基準	<p>成績評価は絶対評価とするが、できるだけ修得度 (特に具体的な事例を解決するに当たっての規範の発見、解釈、適用の能力) の差を反映させる。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>①準備学習として、教科書である松岡編『国際関係私法入門 第3版』の関係箇所を通読し、全体像をつかむこと。②授業が始まれば、櫻田嘉章＝道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法 第3版』の授業該当箇所のUNITにおけるPreparationとQuestionについて指示あるものを解答すること。③毎回の授業のために出される予習課題および復習課題 (答案作成形式) に取り組み、提出すること。②と③については、詳細を夏休み中に連絡する。</p>
教科書・参考文献	<p>教科書 : ①松岡博編『国際関係私法入門 第3版』、②櫻田嘉章＝道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法 第3版』 (以上、有斐閣、2012)</p> <p>参考書 : ①櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選 第2版』 (有斐閣、2012)、②中西康＝北澤安紀＝横溝大＝林貴美『国際私法』 (有斐閣、2014)、③櫻田嘉章＝道垣内正人編『注釈国際私法 第1巻・第2巻』 (有斐閣、2011)、④松岡博編『レクチャー国際取引法』 (法律文化社、2012)、⑤佐野寛『国際取引法 第4版』 (有斐閣、2014)、⑥本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一『国際民事手続法 第2版』 (有斐閣、2012)</p>
履修条件	<p>新司法試験で「国際関係法 (私法系)」を選択する者については、前期開講の「国際私法」も履修すること。</p>

76. 国際紛争解決法（2017年度版は近日公開します。）

授業科目名（カナ）	国際紛争解決法（コクサイフンソウカイケツホウ）
担当教員名（カナ）	古賀 衛（コガ マモル）
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間（前期）	木2
講義の概要	<p>「国際紛争解決法」は、国際法、国際人権法、国際経済法のような実体法と異なり、法律問題を処理するための手続を取り扱う。国際法上の問題が生じたとき、実体法を適用して解決するための手続が必要になる。その方法と手続を論じるのがこの科目である。しかし、国内法の手続法とは異なり、解決するためのフォーラムや非裁判手続が議論の中心になる。</p> <p>国内社会では、国家の公権力と裁判所の存在によって当然に法の適用手続が確保されている。しかし、国際社会においては実体法が存在してもそれを実現するための手続と機関がなければ、法そのものが機能しないことが多い。</p>
到達目標	<p>日常的に生じる国際紛争を、解決手続の面から考える力をつける。</p> <p>国際法の機能について、実体法的側面と手続法的側面があることを理解し、実体法の適用を論じる場合でも、手続法の規則と結びつけて考えることができるようになる。</p>
各回の授業内容	<p>各回の内容は下記を予定している。進み方により同じテーマを続けることがある。また、レポートのレベルに応じて、同一テーマで2～4回程度書き直すことがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際紛争解決法の基礎1： 国際紛争の構成要素と分類 紛争とは何か―手続選択の要件としての「紛争」の存在 領土紛争と「紛争」の存在を争う事例 2. 国際紛争解決法の基礎2： 紛争主体の要件 国連と国際司法裁判所が関わった事件で、私人の利益が関わる紛争の解決方法を比較しながら、解決手続を概観する。 当事者の認識と国内法的国際紛争。 国連憲章第33条の解釈と同第6部の構造について。 第5福竜丸事件における当事者の関係と利害の多様性について。 3. 仲介と審査：紛争における事実的要素、審査委員会方式 ドッカーバンク事件、レッドクルセーダー号事件とえひめ丸事件における解決方法を比較しながら、法的紛争と政治的紛争の性質を論じる。

柳条湖事件とリットン調査団の活動を基に、国際審査委員会方式が成立するための条件を考える。

4. 国際調停と仲裁裁判：

チャコ事件とレインボーウォーリャ号事件を中心に調停・仲裁裁判の特徴およびそれらの相互関係を論じる。

ヤン・マイエン調停事件を素材に、境界画定紛争における調停制度の有効性について論じる。

5. 国際裁判の性質： イラン石油国有化事件をもとに、国際裁判と国内裁判の異同、国際司法裁判における当事者資格要件について、とくに、私人の権利保護が争点になる外交的保護権行使の要件について考える。

6. 国際司法裁判所における先決的抗弁： 南西アフリカ事件を素材に、国際裁判の「管轄権」と「受理可能性」の区別について論じる。

7. 国際裁判の範囲： ノルウェー公債事件を素材に、国際裁判が取り扱う争点の限界について論じる。当事者の合意による付託と私有財産の保護の関係について考える。

8. 国際裁判の強制的管轄権： 国際司法裁判所規程第36条の解釈論と留保の慣行について論じる。ニカラグア事件を素材に、管轄権受諾宣言と留保の慣行、裁判条項が判決に及ぼす影響を考える。

9. 紛争の受理可能性1： ノッテボーム事件、バルセロナトラクション事件を素材に、国際司法裁判所における原告適格の要件及び請求権の根拠。

10. 紛争の受理可能性2： 紛争の存在と裁判可能性、第三者の利益、第三者の裁判参加について論じる。とくに核実験事件、貨幣用金事件等を中心に、国際紛争の性質を考える。

11. 勧告的意見の法創造的機能： 勧告的意見において取られる手続の特徴を分析し、国際法の法源に対する影響を論じる。核兵器使用の合法性事件、ある種の経費事件を素材とする。

12. 機能的国際裁判所： ガットのパネル手続、海洋法裁判所、国際刑事裁判所など、機能的国際裁判所の特徴と手続を論じる。とくに、日本が関ったみなみまぐろ事件の裁判過程、日本アルコール飲料事件を素材にする。

13. 国連諸機関の紛争解決機能： 国連安全保障理事会、総会、事務総長の活動を素材にして、集団的安全保障制度における紛争解決手続を論じる。

レインボーウォーリャ号事件、ニカラグア事件などにおける紛争解決手続。

14. 人権問題処理手続： 欧州人権委員会事件（サンデータイムズ事件など）を素材に、諸地域の国際人権保障システムと処理手続について論じる。

15. 国際法の適用に対する日本国内裁判所の傾向：

張振海事件及び光華寮事件を素材に、国内裁判所は国際紛争にどのように関わっているかを論じる。さらに、受刑者接見妨害国家賠償請求事件、二風谷ダム事件、塩見事件を素材に、国内裁判所が国際法をどのように適用

	しているかについて検討する。
成績評価の方法	ペーパーテスト、レポートの内容、出席状況と授業中の議論への参加を総合的に評価する。
成績評価の基準	ペーパーテストは、講義の理解度を試す（40％）。レポートは事後の研究的姿勢を見る（40％）。授業中の議論への積極性を評価する（20％）。
準備・事後学習についての具体的な指示	各回の終わりに事例と課題を示すので、それについて判例、概説書等を読み、論文（レポート）を書いて翌週の授業前までに事務室に提出する。 講義では、提出されたレポートのコピーを全員に配布し検討する。さらに、受けた批評を参考にして調べなおし、書き直したレポートを提出しなければならない。議論に基づいて論理的に記述することを重視する。
教科書・参考文献	基本テキストとして下記を用いる。さらに、必要に応じて、国際判例・事例を紹介する。小寺他編『国際法判例百選（第2版）』有斐閣別冊ジュリスト（2011年）、松井芳郎他編『判例国際法（第2版）』（東信堂、2006年）
履修条件	学部で国際法を履修したこと、または当法科大学院で「国際社会と法」を履修したか履修中であることが望ましい。

77. 国際環境法

授業科目名 (カナ)	国際環境法 (コクサイカンキョウホウ)
担当教員名 (カナ)	佐古田 彰 (サコタ アキラ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (後期)	水3
講義の概要	この講義では、国際環境法に関わる重要な国際裁判例を詳しく分析する。
到達目標	<p>この講義は、国際法の一通りの知識を有していることを前提に、その知識を国際環境法分野に関して法曹として求められる水準にまで高めることを目標とする。その目標のため、今年度は国際環境法に関わる重要な国際裁判例を取り上げる。</p> <p>この勉強を通じて、国際環境法の基本原則を理解すると共に、国際法の基本的な規範が国際環境法において具体的にどのように適用されあるいは修正されるのか、また逆にこれらの裁判例が国際法一般にどのような影響を与えたのか、を学んでもらう。</p>
授業内容	<p>第1講 この授業の方針や文献の探し方の説明、受講者の担当事件の決定</p> <p>第2・3講 1941年トレイル熔鉱所事件仲裁裁判判決</p> <p>第4・5講 1996年核兵器使用合法性事件ICJ勧告的意見</p> <p>第6・7講 1997年ガブチコヴォ・ナジマロシュ事件ICJ判決</p> <p>第8・9講 1999年みなみまぐる事件ITLOS暫定措置命令</p> <p>第10・11講 2010年ウルグアイ河パルプ工場事件ICJ判決</p> <p>第12・13講 2011年深海底活動責任事件ITLOS勧告的意見</p> <p>第14・15講 2016年南シナ海事件仲裁裁判所判決</p> <p>なお、受講者の人数・レベル・関心により、各事件の回数や扱う事件を変更することがある。</p>
成績評価の方法	各授業における積極的な参加状況（扱う事件に関する事前の準備や発言など）とレポート。試験は課さない。
成績評価の基準	各授業における積極的な参加状況（80%）、レポート（20%）
準備・事後学習についての具体的な指示	<p>事件について事前にしっかりと準備をしておくこと。</p> <p>それぞれの事件において、何が争点でその争点について裁判所はどのような</p>

	<p>判断を示したのかだけでなく、その判断がその後どのように国際法・国際環境法の規範に影響を与えたのか、裁判所の判断が学説上どのように評価されているのかまで、きちんと勉強をしておくことが求められる。</p>
教科書・参考文献	<p>国際法の基本書、条約集、国際法判例集。具体的には授業で紹介する。</p>
履修条件	<p>学部での国際法の授業を履修し、国際法に関する一通りの知識を有していること。また、「国際社会と法」を履修済みであることが望ましい。</p> <p>なお、履修者の希望により、別の授業内容にすることもある（例えば国際環境法の基本原則・国際環境法条約の国内的实施といった総論や、海洋環境・大気汚染など個別分野をテーマとするなど）。</p>

78. 国際人権法

授業科目名 (カナ)	国際人権法 (コクサイジンケンホウ)
担当教員名 (カナ)	近藤 真 (コンドウ マコト)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	火5
講義の概要	国際人権文書である世界人権宣言、国際人権規約、人権関係諸条約その他国連が設定してきた基準規則を説明するとともに、このような国際人権法が日本国内でどのように実施されているか (国際人権法の国内実施)、国連を通じてどのように実施されているか (国際人権法の国際実施) という仕組みを説明する。また、国際人権法の関連分野である国際刑事法、難民救済システム等にも言及する。
到達目標	講義を通じて、国際人権諸条約及び国際人権法の実施メカニズムを理解したうえで、日本国内外の問題に対して、国際人権法の観点から、どのように関わることができるかということについて理解を深めて欲しい。
各回の授業内容	<p>1. ～2. 国際人権法序説</p> <p>講義内容の全体を概説するとともに、国際人権の担い手としての国際人権NGOと国連との関係やその活動形態について説明する。また、日本における国際人権法の運用状況、日本の法律実務家による国際人権法にかかわる諸活動を紹介し、法律実務家が国際人権法を学ぶことの必要性を説明する。合わせて、国際人権法を学ぶにあたって不可欠な、文献・情報へのアクセスの方法についても解説する。</p> <p>3. 国際人権法概論</p> <p>国際連合の機関の概要、人権条約の概要、条約の作成・締結・適用、国際人権法実施の概要、国際人権法の関連分野 (国際刑事法・難民法) の概要を説明する。</p>

4. 国際人権条約の概要

日本が批准した主要な人権条約（国際人権（自由権）規約、国際人権（社会権）規約、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約、拷問禁止条約）及び難民条約の概要を説明する。

5. 国際人権法の国内的実施（1）

－国際人権法の国内的効力－

条約を含む国際人権基準がいかなる国内的効力を持ち、どのように適用されるか（直接適用・間接適用）について検討する。そのうえで、国際人権法の国内的実施の態様の概略（立法整備・行政慣行・国内裁判・国内人権機関等）を説明する。

6.～7. 国際人権法の国内的実施（2）

－裁判における活用・国内人権機関－

日本の裁判所における国際人権基準の活用の現状について、実際の判例を用いて検討する。

8. 国内人権機関

日本における人権保障の仕組みを説明したうえで、政府から独立した国内人権機関に関し、国際社会の対応、パリ原則における国内人権機関、人権条約における国内人権機関等について説明する。

9. 国際人権法の国際的实施(1)

－国連憲章に基づく機関による国際的实施－

国連の機構改革により2006年の国連総会決議により設置された人権理事会の役割と手続きについて説明する。

10.～12. 国際人権法の国際的实施(2)

－条約に基づく機関による国際実施－

人権条約に基づく機関の報告制度、個人通報制度等の概要を説明する。

人権条約の報告制度については、国際人権（自由権）規約、国際人権（社会権）規約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約等、既に日本政府報告書の審査が行われたものについて、その審査の状況を説明し、法律実務家としてこの報告制度にいかに関わっていけるかを説明する。また、人権条約の個人通報制度のしくみとその現状について説明し、実際にこの制度を利用するにあたっての具体的手続きと問題点を説明する。また、この制度の下で出された判断(view)についての法的性格を検討する。

	<p>13. 国際人権法の関連分野(1)</p> <p>－国際刑事法－</p> <p>国連の刑事司法の歴史と現状、国連（コンGRESS及びコミッション）が作り上げてきた基準規則の説明をするとともに、これらの国際基準が日本の人権状況の改善に活用できるかについて検討する。また、外国公務員贈賄防止のメカニズムにつき、国際的潮流の中で日本の現状を位置づけて説明する。</p> <p>14. 国際人権法の関連分野(2)</p> <p>－難民救済システム－</p> <p>難民条約に基づく難民救済の法的メカニズムと国連難民高等弁務官事務所について説明する。</p> <p>15. 実務家として国際人権法に如何に関わるか</p> <p>－人権NGO－</p> <p>国際人権活動における人権NGOの活動を紹介するとともに、日本の法律実務家としてどのように国際人権法に関わることができるかということを検討する。</p>
成績評価の方法	出席状況等の平常点と定期試験又はレポートの結果を総合的に考慮して評価する。
成績評価の基準	<p>① 講義の出席が3分の2に満たない受講生の定期試験又はレポート提出は認めない。</p> <p>② 出席状況等の平常点を20%、定期試験又はレポートの結果を80%として成績評価をする。</p>
準備・事後学習についての具体的な指示	毎回の授業は、授業ごとに配布するレジュメ（以下の『テキストブック国際人権法』の該当頁を記載している）と、受講生が確定した時点でまとめて配布する資料集（レジュメの参考資料）に基づき実施する。受講生は、できれば 事前にレジュメに目を通しておくこと。
教科書・参考文献	阿部浩己・今井直・藤本俊明編『テキストブック国際人権法（第3版）』（日本評論社）、『国際人権条約・宣言集（第3版）』（東信堂）、（社）部落解放・人権研究所編『国際人権規約と国内判例（20のケーススタディ）』（解放出版社）
履修条件	特になし。

80. 国際経済法

授業科目名 (カナ)	国際経済法 (コクサイケイザイホウ)
担当教員名 (カナ)	小寺 智史 (コデラ サトシ)
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間 (前期)	火2
講義の概要	国際経済が多様な側面を有しているように、国際経済を規律する法である国際経済法の対象も広範にわたる。本講義では主に、同法の主軸のひとつをなす世界貿易機関 (WTO) に関する法を扱う。また、部分的ではあるが、国際投資法や国際開発法も扱う。講義では特に、国家間で生じた経済紛争を取り上げることで、国際経済法の現実の機能及び限界を明らかにする。
到達目標	FTAやEPA、NAFTA、TPPなどの用語は連日のように新聞・ニュースで目にするが、それら用語の意味を理解するためには、国際経済法についての正確な知識が前提となる。また、通商や投資などの分野において、法曹の役割が年々増大している。本講義は、実際に生じた紛争事例を分析することで、国際経済における法、さらには法律家が果たす役割について考察を深めることを目標とする。
各回の授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. オリエンテーション 2. WTOとFTAの関係 3. 物品貿易に関する基本原則 4. グローバル経済体制における原則と例外 5. 基準・認証制度 (SPS/TBT) 6. 貿易救済措置 7. 農業貿易 8. サービス貿易 9. 投資・政府調達・知的財産 10. 紛争処理手続 11. 主要国のFTA政策 12. 開発 13. 日本企業の海外展開 14. グローバル経済体制の今後 15. 総括
成績評価の方法	レポート課題と講義への参加によって評価する。なお、講義への参加とは、出席、講義中の質問や意見の表明、判例の報告などを指す。

成績評価の基準	レポート課題（70％）、講義への参加（30％）。講義への参加には、講義中の発言や事前準備を含む。講義の出席が3分の2に満たない学生については、レポートの提出を認めない。
準備・事後学習についての具体的な指示	講義では、教科書及び条約集を必ず持参すること。また、教科書のほか、指示する参考文献及び判例を講義前に一読することを期待する。
教科書・参考文献	<p>【教科書】 小林・飯野・小寺・福永『WTO・FTA法入門ーグローバル経済のルールを学ぶ』（法律文化社、2016年）。 条約集（最新のもの望ましい）。</p> <p>【参考文献】 中川ほか『国際経済法（第2版）』（有斐閣、2013年）。 中川淳司『WTOー貿易自由化を越えて』（岩波書店、2013年）。 松下ほか『ケースブックWTO法』（有斐閣、2009年）。 その他についても、講義において適宜指示する。</p>
履修条件	特になし。